PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

HD
2070
M3A5
1936
v.4

Manchuria. Lin shih ch'an
yeh tiao ch'a chu
Noson jittai chosa ippan
chosa hokokusho

East Asia

CAREFUL TRIM

38

Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/nsonjittaichsaip04manc

康德三年度

奉天省西豐縣
農村實態調查一般調查報告書

臨時產業調查局

農村實態調査一般調査報告書

（西豊縣）

HD
2070
M3A5
1936
v.4

LIBRARY
APR 1 1976
UNIVERSITY OF TORONTO

凡例

一、本報告書は曩に發表せられたる「戸別調査之部」と共に一体を為すもので、両者併せ観ることに依て調査屯の実態を明かならしむることを得る。

二、調査年度は「戸別調査之部」の場合と同じく調査の便宜上農民の慣習に従ひ陰暦をとり、陰暦康徳二年十二月末日現在の状況及び陰暦康徳二年一月一日より十二月末日迄の間に生起した事実に付調査した。

三、編別は縣の一般事情と調査屯事情に大別したが、記述の関係上已むを得ず縣の説明を屯の部分で行ひ又其の反對に屯の説明を縣の部分で行つたものも一部分ある。

四、報告書擔當者及び擔當項目は別表の如くである。

臨時産業調査局

調査部第一科

担当項目＼縣名	遼陽	蓋平	海龍	樺川	富錦	檜樹	磐石	梨樹	遼中	磐山	西豐	新民	洮南	鳳城	莊河	寧城	豐寧	延吉	敦化	黒山	璦琿
縣勢一般	時枝縣技士	中、藤岡技士	中、藤岡技士	鈴木技佐	鈴木技佐	兵藤、伊藤技士	兵頭、伊藤技士	村岡技士	八幡原	松見、北坂	松見、北坂	小柳技士	小柳技士	中山	中山	片岡、久保田	片岡、近岡、久保田	矢袋	矢袋	西村	長久縣技士
匪ノ沿革	横地屬官	中技士	中技士	鈴木技佐	鈴木技佐	兵藤技士	兵頭技士	西村有技佐	西村有技佐	佐々木、北坂	佐々木、北坂	小柳技士	小柳技士	中山	中山	久保田	久保田	安田、矢袋	安田、矢袋	山縣、二藤縣技士	山藤
自然的條件	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	清水縣技士	安井縣技士	八幡原	八幡原	松見	松見	蛯原	蛯原	鷲足技士	鷲足技士	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
耕種概要	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	清水縣技士	安井縣技士	八幡原	八幡原	松見	松見	蛯原	蛯原	鷲足技士	鷲足技士	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
土地関係並慣行	岸	中技士	中技士	鈴木技佐	鈴木技佐	兵藤技士	兵藤技士	西村有技佐	西村有技佐	福田、北坂	福田、北坂	大川	大川	中山	中山	久保田	久保田	安田、矢袋	安田、矢袋	山縣	山縣
販売購入事情	横地屬官	頼田技士	頼田技士	中島	中島	清水縣技士	田中縣技士	村岡技士	村岡技士	北坂	北坂	小野縣技士、篠田技士	佐藤(鎮)	永山技士	永山技士	近岡	近岡	矢袋	矢袋	気田	近藤
度量衡	岸	中技士	中技士	岡村、瀬崎	岡村、瀬崎	清水縣技士	安井縣技士	村岡技士	村岡技士	北坂	北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	永山技士	永山技士	近岡	近岡	神保	神保	西村	西村
交通関係	横地屬官	頼田技士	頼田技士	岡村	岡村	清水縣技士	田中縣技士	村岡技士	村岡技士	北坂	北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	永山技士	永山技士	近岡	近岡	矢袋	矢袋	三田村技士	近藤
小作関係	時枝縣技士	宮下、佐藤技士	宮下、佐藤技士	高田縣技士	中島	大沼技佐	大沼技佐	氏家	氏家	北坂	北坂	鍛治	鍛治	永山技士	牧野縣技士、杉田	恒吉縣技士	恒吉縣技士	安田、矢袋	安田、矢袋	西村	西村
産備関係	山本屬官	藤岡	藤岡	長瀬	長瀬	田淵	田淵	平田	氏家	福田、北坂	福田、北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	廣安縣技士	愛澤	近岡	山本縣技士、近岡	矢袋	矢袋	西村	山縣
撈青	―	―	―	―	―	田淵	田淵	―	―	北坂	北坂	―	佐藤(鎮)	―	―	恒吉縣技士	恒吉縣技士	―	―	―	―
農業経営	岸	中技士	中技士	瀬崎	瀬崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂	小柳技士	小柳技士	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	―	―
組税公課諸負擔	岸	赤池、中技士	赤池、中技士	長瀬	長瀬	伊藤	伊藤	村岡、伊達技士	村岡、伊達技士	松見	松見	小柳技士	小柳技士	谷野農務司	谷野農務司	久保田	久保田	安田、矢袋	安田、矢袋	気田	近藤
副業	横地屬官	佐藤技佐	―	岡村	岡村	兵藤技士	兵藤技士	八幡原	八幡原	―	―	蛯原	蛯原	内田、中山	内田、中山	近岡	近岡	神保	神保	西村	近藤
金融	横地屬官	宮下、中技士	宮下、中技士	中島	中島	田上農務司	山上農務司	村岡技士	村岡技士	北坂	北坂	小柳技士	小柳技士	谷野農務司	谷野農務司	久保田	近岡	安田、矢袋	安田、矢袋	気田	気田
農家経済	岸	中技士	中技士	瀬崎	瀬崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂	小柳技士	小柳技士	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	―	―
社会関係	愛澤	横田	頼田	長瀬	長瀬	清水縣技士	田中縣技士	平田	松尾	川田	川田	篠田技士	篠田技士	杉田	杉田	木村屬官	木村屬官、久保田	矢袋、神保、石橋	矢袋、神保、石橋	気田	近藤
畜産	岸	―	―	―	―	清水縣技士	安井縣技士	八幡原	八幡原	―	―	篠田技士	渡辺縣技士、篠田技士	永山技士	永山技士	山本縣技士	山本縣技士	神保、石橋	神保、石橋	三田村技士	西村、長久縣技士

取纏担当者

- 横地屬官
- 中技士、藤岡
- 鈴木技佐
- 兵藤技士、伊藤
- 村岡技士、八幡原
- 松見、北坂
- 小柳技士、佐藤技士(鎮)
- 中山、杉田
- 久保田、近岡
- 矢袋、神保
- 西村、近藤

目次

第一編　縣

第一章　西豊縣概説……一
第二章　縣勢一般……四
第一節　自然的條件……四
(1) 位置……四
(2) 地勢……四
(3) 気象……六
1 気温……六
2 降雨量及蒸発量……七
3 風……八
4 霜、雪……八
(4) 地質、土性、水……九
1 地質……九
2 土性、地味……九

3 水 …… 九
第二節 面積 …… 一〇
第三節 戸口 …… 一一
第三章 産業統計 …… 一五
第四章 縣の特質 …… 二八
第一節 自然的條件の特殊性 …… 二八
第二節 沿革 …… 三四
(1) 開放以前の状況 …… 三四
(2) 開放状況 …… 三七
(3) 拂下手續 …… 四〇
1 正段地の拂下 …… 四三
2 山荒地 …… 四八
3 城鎭基地 …… 五一
第三節 主なる産業の種類 …… 五六
(1) 農業 …… 五六
(2) 商工業 …… 六三
(3) 鑛業 …… 六三

第四節　土地所有関係……六四
第五節　小作関係……六八
(1)　小作関係概説……六八
(2)　小作料……六九
(3)　小作料納入……七一
(4)　小作契約……七一
(5)　租税の分配……七一
(6)　小作地附加物……七二
(7)　押租銀……七二
1　満鮮人間の小作関係……七八
第六節　労働事情……九一
(1)　農業労働者の種類……九一
(2)　年工及月工の賃銀種類及業務内容……九三
(3)　能力と業務の分担関係……九四
(4)　日工……九五
第七節　金融事情……九七
(1)　当舗に就て……九七

(2) 金融合作社に就て……一〇〇
(3) 其他に就て……一〇五
第八節 交通市場關係……一一四
(1) 雜貨舗に就て……一一五
(2) 糧棧に就て……一一六
第九節 其他……一六八
(1) 作物別作付面積及生産量……一六八
(2) 農産物縣外移出入量……一六八
(3) 治安概況……一六七
(4) 稅目別縣稅收總額……一六八
(5) 聚落型態及聚落分布型態……一六八
第五章 縣政策概要……一六七
第一節 縣公署の組織……一六九
第二節 縣財政……一七〇
第三節 治安工作……一八八
(1) 機關……一八八
(2) 保甲……一九五

(3) 自衛団 …… 一九六
(4) 警察隊の訓練及増員 …… 一九六
(5) 交通網 …… 一九七
1 警備道路の状況 …… 一九七
2 通信状況 …… 一九七
(6) 帰農工作 …… 一九九
第四節 産業経済政策 …… 二〇一
(1) 産業奨励金 …… 二〇一
(2) 農会 …… 二〇二
(3) 商会 …… 二〇三
(4) 金融合作社 …… 二〇三
(5) 義倉 …… 二〇五
(6) 商圏の擴充 …… 二一〇
(7) 柞蚕業の擁護 …… 二一三
(8) 模範村の設立 …… 二一五
(9) 村の廃合 …… 二一八
(10) 村会の土地台帖整備 …… 二一九

（11）農業学校創設……二一九

第二編　屯

第一章　屯の概況……二二三
第一節　位置……二二三
第二節　地勢……二二四
第三節　人口構成……二二五
第二章　屯の沿革……二二五
第一節　沿革……二二五
第二節　開墾事情と開墾小作（四道溝の曲某の述話より）……二三〇
第三章　自然的條件……二三四
第一節　自然的生産諸力……二三四
(1) 気象概説……二三四
(2) 地質……二三五
(3) 土性、地味……二三六
1 平地……二三六
2 山地……二三六

(4) 水位及水質……二三七
第二節 災害……二三七
(1) 水害……二三七
(2) 旱害……二三八
(3) 霜害……二三八
(4) 風害……二三九
(5) 病虫害……二三九
第四章 土地関係並に慣行……二三九
第一節 地積……二三九
第二節 土地所有権の確認方法……二四〇
第三節 地価……二四〇
第四節 土地所有及利用関係……二四一
1 実履的熟地並に蚕場所有配分関係……二四一
2 耕作地利用配分関係……二四一
第五節 貸付……二四二
第五章 建物……二四五
第一節 建物の種類及価格……二四九

第二節　配分利用関係…………二五〇
第六章　農具…………二五一
第一節　種類…………二五一
(1) 耕耘整地用具…………二五一
(2) 施肥播種用具…………二五二
第二節　価格及自給購入状況…………二五八
第七章　役畜…………二五八
第八章　耕種概要…………二五八
第一節　肥料…………二五八
(1) 種類…………二五八
(2) 自給肥料製造法…………二五九
1　土糞…………二五〇
2　黄糞…………二六〇
3　豚圏糞…………二六一
4　人糞…………二六一
(3) 肥効…………二六一
(4) 施肥…………二六二

1 施肥法……二六二
2 施肥作物及施肥量……二六二
(5) 原料の採取……二六三
(6) 肥料の購入販売……二六三
第二節 耕種法……二六三
(1) 主要作物栽培消長の概要……二六三
(2) 主要作物作付面積……二六五
(3) 耕種法の変遷……二六六
1 開墾法……二六六
2 農具……二六六
3 役畜……二六七
4 肥料……二六七
5 気候の変化と耕種法……二六七
(4) 主要作物分布状況……二六七
(5) 農家の作付割合決定の理由……二六九
(6) 主要輪作様式と肥料との関係……二七一
(7) 作物の組換と輪作との関係……二七三

(8) 間作及混作 …… 二七三
(9) 主要作物の品種 …… 二七三
1 高粱 …… 二七三
2 包・米 …… 二七五
3 大豆 …… 二七五
4 谷子 …… 二七五
5 粳子、糜子、小豆 …… 二七五
(10) 天災害、病虫害、及其他災害と其対策 …… 二七六
(11) 主要作物の収穫、調製の順序 …… 二七六
(12) 精穀及製粉 …… 二七七
1 精白 …… 二七七
2 製粉 …… 二七九
(13) 貯蔵 …… 二八〇
1 貯蔵法 …… 二八〇
2 貯蔵設備 …… 二八〇
3 貯蔵期間 …… 二八二
(14) 採取及種苗の購入、品種改良の状況 …… 二八二

(15) 廃耕地の発生原因及之が復旧の状況 …… 二八二
1 発生原因 …… 二八二
2 廃耕地の復旧、利用状況 …… 二八三
3 耕地の破壊（浸蝕） …… 二八四
(16) 主要作物耕種法 …… 二八五
1 種子の採取及貯蔵 …… 二八六
2 浸種及予措 …… 二八七
3 整地播種 …… 二八七
4 管理 …… 二九三
5 病虫害 …… 二九四
6 収穫及調整 …… 二九五
7 貯蔵 …… 二九六
8 収量 …… 二九六
第三節 生産力 …… 二九七
(1) 作物別生産力 …… 二九七
(2) 自然的条件と生産力との関係 …… 二九九
1 土壌と生産力との関係 …… 三〇四

2 位置に依る生産力の偏位……二八七
3 気象と生産力の偏位……二九五
(3) 管理状況と生産力との関係……二九七
第九章 労働関係……三〇〇
第一節 一般の労働事情……三〇〇
第二節 労働者の種類……三〇一
第十章 小作関係……三二六
第一節 小作関係概観……三二六
第二節 小作契約の手続……三二八
第三節 小作期間及其他の條件……三三一
第四節 小作料……三三八
第五節 租税公課の分擔……三四一
第十一章 農業経営……三四九
第一節 概観……三五二
第二節 経営内容……三五六
(1) 土地利用状況……三五六
(2) 作付歩合(康二)……三五七

(3) 商品化状況……三五八
(4) 労働力及単位面積収量……三五九
(5) 肥料消費額……三六〇
(6) 農具費……三六一
(7) 屯内に於ける大農具及役畜数……三六一
「附」副業……三六四
畜産……三六四
(1) 種類及頭数……三六四
(2) 能力、利用価値……三六四
1 役畜……三六四
2 用畜……三六七
(3) 飼育管理……三六七
1 畜舎……三六七
2 飼養……三六八
3 管理……三七〇
(4) 蚕業育成……三七二
1 養蚕……三七二

2 育成……三七一
(5) 牧野……三七二
(6) 家畜及畜産物の価格……三七三
(7) 家畜の疾病及斃死……三七四
林業……三七四
(1) 造林……三七四
1 楊樹……三七五
2 柳樹……三七五
3 杏條子……三七五
(2) 柞樹……三七六
(3) 自然林……三七六
(4) 林野産物……三七六
柞蚕……三七六
(1) 飼育の沿革及消長の状況……三七六
(2) 飼育管理……三七七
1 春蚕……三七七
2 秋蚕……三八二

(3) 柞蚕の品種並に柞樹の種類及生育状況 …… 三八五
(4) 一把繭子の樹数、放蚕蚕児数、収繭量 …… 三八六
(5) 病虫鳥害状況及其の対策 …… 三八七
1 病害 …… 三八七
2 鳥害 …… 三八七
3 虫害 …… 三八七
4 気象其他 …… 三八八
5 対策 …… 三八八
(6) 放蚕と洋砲 …… 三八八
(7) 販売及加工利用状況 …… 三九〇
第十二章 市場関係 …… 三九一
第一節 交通関係 …… 三九一
第二節 販売事情 …… 三九一
第三節 購入事情 …… 三九四
第十三章 租税・公課 …… 三九七
(1) 田賦、畝捐 …… 三九九
1 税率 …… 三九七

2 等則区分ノ標準……四〇〇
3 地券面税と課税面積との関係……四〇〇
4 課税免除ノ有無及理由……四〇〇
5 納期、納入場所及方法……四〇〇
6 督促方法……四〇〇
7 滞納……四〇〇
(2) 大倉、小倉……四〇一
(3) 出産糧穀税及糧穀捐……四〇一
1 税目別税率……四〇一
2 糧穀税課税標準……四〇一
3 糧穀公定相場決定の方法……四〇一
4 納入方法……四〇一
(4) 出産貨物税……四〇一
(5) 牲畜税及附加捐……四〇一
1 課税物件、課税標準及税額……四〇一
2 納税方法……四〇二
(6) 屠宰税及屠宰捐……四〇二

(7) 特別地税……四〇三
(8) 交通税……四〇三
(9) 車牌捐……四〇四
1 課税物件……四〇四
2 課税標準及税額……四〇四
3 納入時期、場所及方法……四〇四
4 納入状況……四〇四
(10) 義倉費……四〇五
(11) 自衛団費……四〇五
1 徴収の目的及用途……四〇五
2 割当者……四〇五
3 割当方法及割当額……四〇五
4 徴収者、徴収時期及方法……四〇六
(12) 村費……四〇六
1 目的及用途……四〇六
2 割当者……四〇六
3 割当方法及割当額……四〇六

4 徴収者、徴収時期及方法……四〇六
(13) 屯費……四〇七
(14) 其他公課……四〇七
1 門牌費……四〇七
2 門戸費……四〇七
3 雨乞費……四〇七
4 賦役……四〇七
(15) 地主、小作人の諸負担の分劈……四〇九
第十四章 貸借関係……四一五
第一節 個人貸借……四一五
第二節 其他貸借……四一七
第十五章 農業経済……四一九
(1) 全屯農家現金収支概況……四二〇
(2) 生活費に就て……四二一
第十六章 農村自治及社会生活……四二四
第一節 屯内の协同生活……四二四
(1) 屯内農家相互を結びつけてゐる親戚関係と相互扶助……四二四

(2) 屯内農家間の相互共助 …… 四二四
(3) 共同利用 …… 四二六
(4) 屯内結合団体 …… 四二六
(5) 協同生活と屯の階級構成 …… 四二六
(6) 屯の制裁 …… 四二七
(7) 集団移住 …… 四二七
第二節 政治・自衛 …… 四二七
(1) 保甲制度 …… 四二七
(2) 自衛 …… 四三〇
第三節 家族制度 …… 四三一
(1) 家族の共同生活 …… 四三一
1 世帯の大きさ …… 四三一
2 家族内の統制 …… 四三二
(2) 相続制度・分家 …… 四三四
第四節 教育 …… 四三六
第五節 衛生 …… 四三八
第六節 風俗・習慣 …… 四三八

(1) 結婚 …… 四三八
(2) 葬儀 …… 四四〇
(3) 蓄妾の習慣 …… 四四一
(4) 賭博 …… 四四一
(5) 屯内の祭り、娯楽 …… 四四一
(6) 年節慶弔等に於ける贈答の習慣 …… 四四二
(7) 宗教 …… 四四二
(8) 詐訟、犯罪 …… 四四二
(9) 農民の生活程度 …… 四四三

第一篇

第一編　西豊縣

第一章　西豊縣概説

満鉄線開原から東北行する瀋海軽便鉄路は、起伏する丘陵の裾を縫って四時間にして西豊縣の縣城に到達する。

縣城外圍の山巓に立てば、視野の及ぶ所、遠く近く、長白山脈西漸の餘波頻りに脈打ち、稀に山嶺の峻貌を誇るものをも望見し得るが、此等の山嶺丘陵を巡って大小の河川が蛇行する処、沃野遠く展けて丘陵山腹の耕地と共に総積の耕地百八十万畝を供して居る。

全縣農家三万六千近くが、此の耕地を均分所有する事が許されるならば、各一戸に割当てられる五〇畝強の耕地は農民に危惧なき生活を保証し得たらうが、現実に於ける土地所有の極端な偏りは、全農家中の六〇%余りに当る無所有農家群を小作関係の重圧に苦しめ、圃上に黄金波うつ頃に於ても彼等の多くは小作料の過重に憂ひ、小作地の引上げに危惧し、安定無き不安に脅えつゝ、焦慮憂悶の吐息をもらして居る。

收穫一歳終れば、彼等の或る者は土地の廣きを探り家族を引具して移り住む。

小作関係は物納定額が七〇％以上を占め、分益は二〇％弱で、主として山腹耕地に契約され、後者の小作料は対半が普通で、前者の小作料は分益の比率が標準をなし、二者共に畝捐及び村費保甲費の半ばが小作人に負はされて居る。

縣城及び街基の郊外に於ける菜園小作に見られる金納小作に於ては小作料は前納され、証書は必ず作製されて期限は比較的長期であるが、普通畑の小作に於ては証書が作製されない場合も屢々で期限は一年を通常とし、默認継続も慣行される。

農家戸数に対比しての耕地面積に依つて一応諒知し得られるやうに、本縣農家の経営規模は概して南満に於ける水準をはるかに突破し、且経営所要の労力の一部を雇傭労力に求める規模のものが自作に於ても小作農に於ても数多く存在し、ために縣内の労力は甚だ不足して季節的に労力を雇入れる事困難なるため、雇傭労力の大部は山東又は他縣より出稼ぎする年工を以て充されてゐる。

農産物の主なるものは、高粱の約一〇〇万石を首位とし、包米の四六万石が之に次ぎ、大豆、谷子を加へて普通作物の総産額は二百三十万石余に及び、移出穀数量は豆類粗粮を主とし、百四十万石近くの数字を示して居る。

普通作物中、水稲は漸増の傾向にあり、主として鮮人の生産によるもので、現住鮮人は三千近く尚年々増加の一途を辿つて居る。

本縣産業を特色づけるものゝ一つに柞蚕飼育があり、最盛の頃に於ては把剪子数三千余にも及んだが、現時繭價低落と洋砲の没収によつて沈滞の域に彷徨ふ。

本縣政治経済文化の中心は縣城で、縣城農民の大部は販賣、購買共に縣城内の糧桟、雑貨舗により、庶民金融唯一の機関たる当舗も縣城に五つを数へ、貧農層の金融の利便に資して居る。

当舗以外の一般的な金融は個人間に於てなされるそれで、主として親戚知人の間に於て行はれ、無利子の場合は少く、大抵二－三割の利子が徴せられる。元利共に現物に換算しての決済も広く行はれる。

近時農村に於て負債漸増の傾向が見られ、その原因として人口の増加、柞蚕飼育の不振、事変後の匪害等々が言はれて居る。

事変直後は東豊、清原、伊通諸縣の土匪猖獗の余波を受けて災厄を蒙ること多く、大地主は逃避して都会地に居を営むの状態であつたが、先頃日本軍援助の裡に大討伐を敢行し、且近時警備機関の充実を見るに至つてやうやく平穏にかへり、逃避地主の復歸はもとより、四隣縣より佃戸の匪災を避けて移り住む者を見るに至つた。

第二章　西豊縣勢一般

第一節　自然的條件

(1) 位　置

西豊縣は南北北緯約四十二度二十九分より四三度十分に亘り、東西は東経約百二十三度四十八分より百二十四度三十分に至る間に位する故、略北海道の室蘭、小樽の間と緯度を同じうしてゐる。東は西安、東豊の二縣と境し、南は開原、清原の両縣に接し、北は吉林省伊通縣と境してゐる。縣城西豊は縣の略々中央、北緯四十二度五十一分、東経百二十四度二十七分の地点にあり、要両鉄道の終点、大凌河の流域、道路輻湊の要地に位してゐる。

(2) 地　勢

北端を頂点とする南北に長き一つの三角形を成す本縣は、長白山脈の支脈重畳として東部より入り、標高二百米より三百米の丘陵各所に起伏し、山巓の積雪四季消えざるにより名の生じたる白銀頂子山（第四区平山村に在り）、結氷永劫に絶えないと称せられる氷砬子山（第六区沙河村に在り）等、著名なる山嶺が少くない。

河流には第三区老爺嶺に発し北西流して縣城に入り、更に西流して第六区より開原縣清河に合流する遼河の上流なる大滘河、及び第四区城牆背嶺に蟠龍を有して西流し、第五区より出でゝ同じく

清河に合流する碾盤河を二大流として、其の他群小の河流何れも第二、三、四、八、九区の東部山岳丘陵地帯を源として山嶺と山嶺の間、丘陵と丘陵の間に拡がる天与の沃野を霑して、或は西流、或は北流又は南流して遼河に注いでゐる。

かゝる地勢故に耕地は西部に発達し、沃野を展開してゐるが、丘陵地といへどもよく開墾され、耕地として利用されてゐる。

西豊縣河流一覧表

河名	発源	流向	入境	出境	経流距離	匯流区域	備考
大凝河	境内老爺嶺	西北	三区	六区	一一五餘粁	南原清河	
小凝河	高麗盤道嶺	西北	三区	三区	二三〃	大凝河	
雙橋子河	愚魯嶺	西	二区	二区	二三〃	〃	
石人溝河	老虎洞溝	東南	二区	一区	一七〃	〃	
岔溝河	唖吧嶺	東南	八区	七区	一七〃	〃	
艾葦溝河	房身甲子溝	東南	八区	七区	三五〃	〃	
小奶河	平嶺子	北	五区	五区	六〃	〃	以上凝河水系
[illegible]盤河	威[illegible]荷嶺	西	四区	五区	四六〃	南原清河	
入[illegible]河	老虎洞[illegible]	西南	五区	五区	一七〃	碾盤河	

繭廠河	高麗盤道嶺、氷砬子	東南、南	四区	四区	一七〃	清原清河	
苔碧河	馬尻梁子	西南	六区	五区	一二〃	南原清河	
北大溝河	白銀頂子	西南	四区	四区	一二〃	清原清河	以上清河水系
小利樹河	新開嶺	北	八区	八区	二三〃	遼河	
珠珠河	啞吧嶺	東北	八区	九区	三五〃	〃	
小河子	大楡樹溝	東北	九区	九区	二三〃	〃	以上遼河水系

備考　康德二年六月縣公署調査

(3) 氣象

i 氣温

本縣は丘陵を持つ関係上冬期は寒風遮られ、同緯度に位する他地方より、比較的較差少く、且つ温暖であると言はれてゐる。今縣公署の観測結果を見るに、康德元年度の平均気温八・〇度、同二年度は九・一度、以上二ヶ年の平均八・六度、最高気温は八月にして元年度二五・三度、二年度二五・八度を示し、最底気温は元年度一月零下一八・四度、二年度十二月零下一三・三度で、之れが平均を見れば八月の最高平均気温二五・六度、最底一月の一五・八度と成る。僅か二ヶ年の平均に依つて比較することは軽卒の憾みあるも寡ゝ奉天に於ける気温と近似の間にあらんか。

康徳元年度及び二年度の縣公署観測による各月平均気温を示せば次の通りである。

年度	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
康徳元年	(一)一八・四	(一)七・九	(一)二・六	七・一	二〇・〇	二二・七	二五・〇	二五・三	一八・四	一〇・九	〇・九	(一)五・八	八・〇
〃　二年	(一)一三・一	(一)四・三	[illegible]・三	一一・八	一八・四	二三・一	二五・七	二五・八	二〇・四	一三・二	(一)〇・四	(一)一三・三	九・一
二ヶ年平均	(一)一五・八	(一)六・一	〇・四	一〇・〇	一九・二	二三・四	二五・四	二五・六	一九・四	一二・一	〇・三	(一)九・六	八・六
奉天	(一)一三・〇	(一)八・二	(一)一・〇	八・六	一五・八	二一・七	二四・七	二三・六	一六・七	九・〇	(一)一・二	(一)一〇・二	七・一

備考
奉天の気温は満鉄農務課の満洲在来農業二頁より転載
尚元年度に於ける年最高気温三二・五度
最底気温(一)三三・一度

ii　降雨量及び蒸発量

年降雨量は康徳元年度に於て七四八・二粍、同二年度に於ては七九〇・九粍にして、二ヶ年の平均二七六九・六粍を示し、之を奉天の六六六・六粍、熊岳城の六〇〇・四粍（満洲在来農業三一四頁より）に比すればはるかに多く、日本の大泊に於ける降雨量の七四〇・三粍（満鉄農務課満蒙に於ける農業経営の研究二六頁より）を越してゐる。

年蒸発量は康徳元年度に於て八三八・〇粍、二年度に於て一〇二〇・二粍、両年の平均九二九・一粍にして函館に於ける九二六・七粍（前掲満蒙に於ける農業経営の研究二八頁より）と近似してゐる。

斯様に降雨量多く、蒸発量少きことと他地方に比し趣を異にしてゐるといふべく、此のことについては勿論僅々二ヶ年の観測成績よりしては結論を躊躇するが、山岳の影響するところと思はれる。

観測事項	年度	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一年間
降雨量（粍）	康徳元年	—	一・五	一一・二	四一・六	八三・三	九九・九	二六八・二	八〇・九	八七・七	四九・九	一六・二	七・八	七四八・二
	〃 二年	七・八	〇・九	四・七	二〇・七	四九・〇	一二六・八	三〇三・〇	一〇一・四	四七・四	九二・六	一九・五	一八・一	七九〇・九
	二ヶ年平均	三・九	一・二	八・〇	三一・二	六六・二	一一三・四	二八五・一	九一・二	六七・六	七一・三	一七・九	一三・〇	七六九・六
蒸発量（粍）	康徳元年	一二・九	二三・八	四〇・六	九七・四	一六五・九	一一九・五	二一六・三	一〇一・〇	六一・二	五三・〇	二三・五	一九・九	八三八・〇
	〃 二年	一三・九	二七・一	六三・六	一五一・五	一八七・二	一二二・八	二一八・八	一三一・五	九七・一	五七・二	二四・五	二三・〇	一〇二〇・二
	二ヶ年平均	一三・四	二六・〇	五二・一	一二四・五	一七六・六	一二一・二	二一七・六	一一六・三	七九・二	五六・一	二三・〇	二一・五	九二九・一

尚康徳元年度に於て、降水日数九四日、陰天日数三二日、晴天日数二三九日が観測されてゐる。

iii 風

縣公署に於ける観測によれば、康徳元年度に於て軟風日数一六八日、和風日数一八二日、疾風日数一五日と記録されてゐる。最も多き風向は南西であると。

iv 霜、雪

康徳元年度に於ては降霜日数は一〇三日、初霜は十月一日、終霜は五月八日、同二年度に於ては初霜九月二十八日、終霜五月五日である故、何れも無霜期間一四五日を算してゐる。

康徳元年度に於ては十月二十三日に初雪降り、四月二十三日に終雪あり、此れ以前及び二年度の

記録は不詳であるが、例年の降雪時期は元年度のそれと大差なく、積雪は多くて五—六寸であるといふ。

（附　記）

氣象の項に於て記せる暦は全て陽暦である。

(4) 地質、土性、水

ⅰ　地　質

平地は大遼河、碾盤河等に因る洪積台地及び冲積層であり、山地は侏羅紀、白堊紀に屬する古生層及び片麻岩類である。

ⅱ　土性地味

平地は一般に黒色、粗鬆の腐埴質に富む、埴壌土が多いが、河流々域は黄褐色の埴壌土分布し、山地は黄褐色又は黒色の砂質壌土である。一般に地味肥沃、生産力は高い。

ⅲ　水

位地により地下水位はもとより一定しないが、最高二米より最底八米の間にあり、水質良好、飲料水、灌漑水の何れにも適当である。

（附）

財政部税務司、試験室の手になる、全満礦泉水分析成績表より、本縣内五ヶ所より採取せる

材料水の分析結果を掲げば次表の如くである。

採取地名	蒸発残渣	塩素	鉄	硫酸	硝酸	亜硝酸	アムモニア	有機物	硬度	PH
野鶏背南街路東	一一四	二二	微量	不検出	五mg以下	不検出	不検出	二・五三	二・四五	六・四二
千崗鎮北大街	四九六	四二	少量	〃	不検出	〃	〃	二・五三	五・〇〇	六・二〇
城北大街路北	六三三	九〇	痕跡	一〇〇mg以下	五mg以下	〇・三mg以下	〃	一・九〇	一〇・〇〇	六・六五
高麗墓中街路北	三六四	五六	〃	不検出	〃	不検出	痕跡	六・三二	三・四五	六・九〇
城内大中街	一二二四	五九八	〃	一〇〇mg以下	一〇mg以下	〃	〃	二〇・二二	二五・二〇	六・六〇

第二節　面積

全縣面積は六、六五六、五八〇畝（四〇五、七六五、二一町歩、四〇二、三九七、一五陌）にして、本邦に於ては長春、伊通の両縣より稍々広く（両縣の面積は各三九九、四七〇陌）、金川（四〇三、一一〇陌）琿春、海倫（各四〇四、〇九〇陌）の諸縣と相似し、日本に於ける福井縣の面積四〇五、一四五、二町歩と相似してゐる。

此の内既耕地面積は一、九〇二、二四八畝にして二八、五七%、可耕未耕地は三八、八五八畝にして僅かに〇、五九%に過ぎず、不可耕地は四、七一五、四七四畝にして七〇、八四%の大部を占めてゐる。

各区劃の熟地、癈耕地、可耕未耕地、山林地等の面積を表示すれば次の如くである。

西豊縣各区别地目别面積表

區別	総面積	既耕地						可耕未耕地				不可耕地							
		熟地		廃耕地		計		面積	総計ニ対スル百分率	既耕地計ニ対スル百分率	熟地ニ対スル百分率	山林		川沿		其他		計	
		面積	計ニ対スル百分率	面積	計ニ対スル百分率	面積	計ニ対スル百分率					面積	計ニ対スル百分率	面積	計ニ対スル百分率	面積	計ニ対スル百分率	面積	総計ニ対スル百分率
	畝	畝	%	畝	%	畝	%	畝	%	%	%	畝	%	畝	%	畝	%	畝	%
総計	6,656,580.00	1,815,152.90	95.42	87,095.10	4.58	1,902,248.00	28.57	38,858.00	0.59	2.04	2.14	1,963,295.00	41.64	1,177,515.00	24.97	1,574,664.00	33.39	4,715,474.00	70.84
1	8,640.00	2,353.00	97.88	51.00	2.12	2,404.00	27.82	43.00	0.50	1.79	1.83	186.00	3.00	124.00	2.00	5,883.00	95.00	6,193.00	71.68
2	691,960.00	250,019.50	99.34	1,672.50	0.66	251,692.00	36.09	2,012.00	0.29	0.80	0.80	151,989.00	35.00	108,564.00	25.00	173,703.00	40.00	434,256.00	63.12
3	565,380.00	182,767.41	91.85	16,202.59	8.15	198,970.00	35.19	5,231.00	0.93	2.63	2.86	126,412.00	35.00	90,294.00	25.00	144,473.00	40.00	361,179.00	63.88
4	1,578,420.00	176,612.00	91.81	15,758.00	8.19	192,370.00	12.19	9,745.00	0.62	5.06	5.52	619,338.00	45.00	344,076.00	25.00	412,891.00	30.00	1,376,305.00	87.19
5	1,018,980.00	258,482.40	97.04	7,880.60	2.96	266,363.00	26.14	9,780.00	0.96	3.67	3.78	334,197.00	44.99	185,789.00	25.01	222,851.00	30.00	742,837.00	72.90
6	616,140.00	250,925.23	93.20	18,312.77	6.80	269,238.00	43.70	1,929.00	0.31	0.72	0.77	120,740.00	35.00	86,243.00	25.00	137,990.00	40.00	344,973.00	55.99
7	855,360.00	250,517.40	95.93	10,622.60	4.07	261,140.00	30.53	4,030.00	0.47	1.54	5.60	265,596.00	45.00	147,537.00	25.00	177,057.00	30.00	590,190.00	69.00
8	652,320.00	227,349.56	98.56	3,325.44	1.44	230,675.00	35.36	2,120.00	0.33	0.92	0.93	146,832.00	35.00	104,885.00	25.00	167,808.00	40.00	419,525.00	64.31
9	673,380.00	216,126.40	94.22	13,269.60	5.78	229,396.00	34.07	3,968.00	0.59	1.73	1.84	198,005.00	45.00	110,003.00	25.00	132,008.00	30.00	440,016.00	65.34

備考　内務局調査ニヨル康德二年六月末現在.

尚総面積ヲ諸單位ニ換算スレバ 405,765.11 町歩, 402,397.15 陌, 4,051.46 方粁, 262.11 方日里デアル.

第三節　戸口

全縣戸数四五、九八三戸の内、本邦人戸数は四五、四六三戸の大部分を占め、此のうち七九%の三五、八八〇戸は農家戸数にして、残余二一%の九、五八三戸は非農家戸数である。更に外国人戸数五二〇戸の内四六二戸（八九%）は朝鮮人、五八戸（一一%）は日本内地人戸数である。

同様の分類法を以て人口を見れば、全人口三〇一、四二五人、此の内本邦人は二九八、四六八人（内男一六六、六七二人、女一三一、七五六人）にして、農家人口は二四四、五六七人の五六%、非農家人口は四四%の五三、九〇一人である。

外国人の計は二、九五七人（内男一、五七五人、女一、三八二人）、此の内朝鮮人は二、七八五人（内男一、四五七人、女一、三二八人）にして、日本内地人はわずかに一七二人（内男一一八人、女五四人）に過ぎない。

全縣平均に於て、一平方粁当りの人口は七四、四人の密度を示し、此れを区別に見ると、第一区の五五八三・九人は圧倒的稠密さであるが、此れは縣城が第一区に在つてゐる故であり、次いで第三区、一、区、二区の順位を示してゐるが何れも全面積に対する耕地面積の比率に比例してゐる。

或は耕地一晌当りの人口は全縣平均に於て一・六人を示してゐる。

又、部市戸口と農村戸口とを見ると、縣城及び他の六鎮の戸数合計八、一〇二戸にして、全戸数の

一七、六二%、人口計三九、六〇五人にして全人口の一三、一四%となつてゐる。

此の統計は縣城及び大鎮の戸口故、的確な都市対農村の比率として挙げることは差控へる可きであるが、全人口の略一五—六%が都市居住者と見て差支へないであらう。

各区別に、農家、非農家の戸数及び男女別人口、並びに人口密度、都市戸口表を示せば次の如くである。

西豊縣区別種族別戸口表

区別	本国人												外国人											
	戸数					人口							戸数			人口								
						総人口			農家人口		非農家人口					総人口			朝鮮人			日本人		
	総計	農家戸数	百分率	非農家戸数	百分率	総計	男計	女計	計	総計ニ対スル百分率	計	総計ニ対スル百分率	総計	朝鮮人戸数	日本人戸数	総計	男計	女計	計	男	女	計	男	女
	戸	戸	%	戸	%	人	人	人	人	%	人	%	戸	戸	戸	人	人	人	人	人	人	人	人	人
総計	45,463	35,880	79	9,583	21	298,468	166,672	131,796	244,567	56	53,901	44	520	462	58	2,957	1,575	1,382	2,785	1,457	1,328	172	118	54
1	5,057	1,726	34	3,331	66	30,720	18,273	12,447	8,624	28	22,096	72	74	32	42	240	139	101	131	73	58	109	[illegible]	[illegible]
2	5,350	4,590	86	760	14	33,916	18,523	15,393	29,633	87	4,283	13	119	119	—	710	375	335	710	375	335	—	—	-
3	4,990	4,297	86	693	14	33,685	19,337	14,348	29,459	87	4,226	13	46	44	2	276	163	113	274	161	113	2	2	-
4	5,047	4,926	98	121	2	31,850	18,149	13,701	31,164	98	686	2	58	56	2	329	184	145	325	181	144	4	3	1
5	6,364	6,134	96	230	4	41,058	22,674	18,384	39,563	96	1,495	4	40	36	4	234	122	112	228	117	111	6	5	1
6	4,830	4,082	84	748	16	32,802	18,213	14,589	27,398	83	5,404	17	72	71	1	464	199	265	463	198	265	1	1	-
7	5,727	3,981	69	1,746	31	39,059	21,341	17,718	30,185	77	8,874	23	77	75	2	462	247	215	460	245	215	2	2	-
8	4,715	3,436	73	1,279	27	30,606	16,730	13,876	26,579	87	4,027	13	21	20	1	117	62	55	116	61	55	1	1	-
9	3,383	2,708	80	675	20	24,772	13,432	11,340	21,962	89	2,810	11	13	9	4	125	84	41	78	46	32	47	38	9

備考　警務局調査ニヨル．康徳二年六月末現在．

人口密度表

項目 / 区別	総面積	総人口	一平方粁当り人口	熟地面積	熟地一晌当り人口
	方粁	人	人	晌	人
計	4,051.46	301,425	74.4	181,515.290	1.6
1	5.26	30,960	5,585.9	235.300	131.6
2	418.72	34,626	82.7	25,001.950	1.4
3	344.11	33,961	98.7	18,276.741	1.9
4	960.68	32,179	33.5	17,661.200	1.8
5	620.19	41,292	66.6	25,848.240	1.6
6	375.01	33,266	88.7	25,092.523	1.3
7	520.61	39,521	75.9	25,051.74	1.6
8	397.03	30,723	77.4	22,734.956	1.4
9	409.85	24,897	60.7	21,612.640	1.2

備考　総面積ハ畝ヨリ換算セルモノ.

縣城或ハ都市戸数及ビ人口

鎮名	区別	戸数	人口		
			計	男	女
総計		戸 8,102	39,605	23,418	16,187
縣城	一区	6,131	30,960	18,412	12,548
雙河鎮	三区	374	1,683	968	715
野鶴背鎮	四区	327	1,480	857	623
房木鎮	五区	214	1,086	812	274
凉泉鎮	五区	271	872	543	329
邵家店鎮	六区	314	1,430	751	679
平崗鎮	八区	471	2,094	1,075	1,019

備考　警務局調査ニ依ル。
　　　康徳二年六月末現在。

第三章 西豐縣產業統計

第一表

西豊縣區別、階級別農家戸數表

区別	総戸数	地主		地主兼自作		自作		自作兼小作		小作		雇農	
		戸数	百分率	戸数	百分率	戸数	百分率	戸数	百分率	戸数	百分率	戸数	百分率
	戸	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
計	35,880	2,625	7	2,660	7	6,579	18	2,740	8	13,779	39	7,497	21
1	1,726	24	1	32	2	1,070	62	300	17	240	14	60	4
2	4,590	360	8	295	6	521	11	486	11	1,263	28	1,665	36
3	4,297	264	6	352	8	641	15	302	7	2,255	53	483	11
4	4,926	406	8	457	9	689	14	568	12	2,166	44	640	13
5	6,134	420	7	545	9	1,573	26	396	6	1,869	30	1,331	22
6	4,082	305	8	243	6	744	18	218	5	1,521	37	1,051	26
7	3,981	376	9	436	11	504	13	245	6	1,784	45	636	16
8	3,436	376	11	211	6	458	13	102	3	1,736	51	553	16
9	2,708	94	3	89	3	379	14	123	5	945	35	1,078	40

備考　内務局調査ニヨル．康徳二年十二月現在
但シ朝鮮人農家ヲ含マズ．
耕作農家（地主兼地作、自作、自作兼小作、小作農計）総数ハ 25,758 戸ニシテ、全農家戸数 35,880 戸ノ 72% ヲ占メテヰル．

第二表

西豊縣区別、自、小作別農家戸数及経営面積表

区別	総計			自作農			小作農		
	全耕作面積	全耕作農家戸数	耕作農家一戸当耕作面積	自作農家数	自作面積	自作農家一戸当耕作面積	小作農家数	小作面積	小作農家一戸当耕作面積
	畝	戸	畝	戸	畝	畝	戸	畝	畝
総計	1,815,152.90	25,758	70.47	9,239	628,403.30	68.02	16,519	1,186,749.60	71.84
1	2,353.00	1,642	1.43	1,102	1,023.00	0.93	540	1,330.00	2.46
2	250,019.50	2,565	97.47	816	115,076.20	141.02	1,749	134,943.30	77.15
3	182,767.41	3,550	51.48	993	43,415.00	43.72	2,557	139,352.41	54.50
4	176,612.00	3,880	45.52	1146	40,829.80	35.63	2,734	135,782.20	49.66
5	258,482.40	4,383	58.97	2,118	131,858.60	62.26	2265	126,623.80	55.90
6	250,925.23	2,726	92.05	987	77,762.00	78.79	1,739	173,163.23	99.58
7	250,517.40	2,969	84.38	940	59,195.60	62.97	2,029	191,321.80	94.29
8	227,349.56	2,507	90.69	669	70,907.60	105.99	1,838	156,441.96	85.12
9	216,126.40	1,536	147.22	468	88,335.50	188.75	1068	127,790.90	119.65

備考　自作農家数ニハ地主兼自作及ビ自作ヲ含ミ、小作農家数ニハ自作兼小作及ビ小作ヲ含ム.

此ノ表ハ内務局調査ニヨル康徳二年十二月末現在ノモノナルモ朝鮮人農家数及ビ朝鮮人経営面積ハ含マズ.

第二表

作物別作付面積並生産数量表

作物種類		播種面積		総計ニ対スル百分率	収量		晌当収量
普通作物	大豆	42,520晌	78	23.3%	429,459石	88	10.10石
	小豆	1,909	76	1.0	17,321	52	9.07
	豇豆	946	16	0.5	7,446	28	7.87
	其他豆類	339	10	0.2	3,119	72	9.20
	高粱	61,587	44	33.7	985,399	04	16.00
	谷子	21,096	40	11.6	225,520	52	10.69
	包米	32,965	60	18.1	459,210	81	13.93
	糜子	2,443	88	1.3	64,445	12	26.37
	稗子	4,178	33	2.3	78,761	52	18.85
	小麦	297	70	0.2	2,667	39	8.96
	大麦	689	70	0.4	8,448	83	12.25
	黍子	1,367	33	0.7	13,372	49	9.78
	稷子	705	90	0.4	8,809	63	12.48
	蕎麦	757	50	0.4	7,044	75	9.30
	地根	571	50	0.3	6,389	37	11.18
	計	172,377	08	94.4			
特用作物	棉花 陸地棉	21	54	—	4,092斤	60	190.00斤
	棉花 在来棉	15	59	—	5,612〃	40	360.00〃
	煙草 米国種	66	58	—	41,279〃	66	620.00〃
	煙草 在来種	558	10	0.3	706,554〃	60	1,266.00〃
	青麻	492	26	0.3	382,486〃	02	777.00〃
	大麻 線麻	587	77	0.3	367,944〃	02	626.00〃
	大麻 小麻子	115	41	0.1	1,099石	86	9.53石
	蘇子	722	36	0.4	6,855〃	20	9.49〃
	苘麻	81	40	0.1	659〃	34	8.10〃
	芝麻	216	52	0.1	4,163斤	44	22.00斤
	落花生	220	07	0.1	14,084〃	48	640.00〃
	瓜子児	4	60	—	25石	92	6.48石
	計	3,101	60	1.7	—	—	—
園藝作物	果樹	428	00	0.2	—		—
	馬鈴薯	1,672	45	1.0	12,376,204	00	7,400.00斤
	其他蔬菜類	4,916	67	2.7	50,000,000	00	—
	計	7,017	12	3.9	—	—	—
総計		182,405	80	100.0			—

備考　農産物収穫量予想調査聯合会調査ニヨル．

康徳二年十二月一日現在実収量調査．

移　出　數　量　表

年								康德三年						計	
9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
石		石		石		石		石		石		石		石	
16,148	16	23,062	32	22,485	60	42,677	28	49,309	56	58,663	44	76,023	36	527,627	52
10,306	44	15,179	40	35,380	80	21,649	68	8,080	56	12,315	24	8,006	04	159,644	24
—		—		9	72	9	72	9	72	29	16	307	80	2,297	16
43,552	08	37,603	44	69,689	16	90,752	40	43,561	52	33,815	88	50,657	40	703,001	96
70,006	68	75,845	16	127,565	28	155,089	08	100,961	36	104,823	72	134,994	60	1,392,570	88

第四表

西豐縣糧石

	康德二															
	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月	
粗糧	石 68,121	00	石 42,855	48	石 14,430	96	石 70,904	16	石 1,192	32	石 17,884	80	石 12,765	60	石 11,103	48
細糧	8,961	84	9,522	84	9,703	80	3,557	52	7,710	92	2,125	44	1,814	40	5,323	32
油糧	1,817	64	—		—		—		106	92	—		6	48	—	
豆糧	142,067	52	53,738	64	23,328	00	37,031	80	22,239	36	15,451	56	3,447	36	36,015	84
計	220,968	00	106,122	96	47,462	76	111,543	48	31,249	52	35,461	80	18,033	84	52,442	64

備考　西豐稅捐局調査。　自康德二年一月至三年三月(陽曆)

畜、家禽頭数表

	羊			猪			犬	兎	鶏	鴨	鵞
計	牡	牝	計	牡	牝	計					
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	匹	匹	匹	匹	匹
7,767	360	348	708	33,715	9,233	42,948	31,386	358	86,719	7,194	3,716
75	15	10	25	1,200	69	1,269	2,145	39	4,043	553	364
823	11	5	16	2,555	2,768	5,323	3,624	11	10,393	945	533
1,096	50	55	105	2,860	1,859	4,719	2,871	25	12,232	988	588
1,652	14	14	28	4,500	539	5,039	2,950	19	7,856	505	245
782	60	66	126	4,000	566	4,566	6,855	34	7,152	548	290
786	35	38	73	3,700	537	4,237	3,256	39	8,627	656	317
1,030	80	67	147	5,500	1,415	6,915	4,159	106	17,227	1,745	582
757	5	20	25	4,900	856	5,756	2,131	9	9,301	630	463
766	40	73	163	4,500	624	5,124	3,395	76	9,288	624	334

第三表

西豊縣區別家

種別 / 区別	馬			騾			驢			牛	
	牡	牝	計	牡	牝	計	牡	牝	計	牡	牝
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
総計	4,675	4,758	9,433	5,135	4,840	9975	2,404	2,045	4,450	4,010	3,757
1	180	112	292	215	153	368	50	64	114	60	15
2	520	832	1,352	621	625	1,246	250	164	414	500	323
3	600	580	1,180	500	639	1,139	300	202	502	550	546
4	450	501	951	359	400	759	300	446	746	700	952
5	500	554	1,054	540	652	1,192	300	259	559	400	382
6	525	422	947	700	312	1,012	310	294	604	400	386
7	800	645	1,445	700	707	1,407	344	344	688	500	530
8	550	553	1,103	600	659	1,259	250	157	407	400	357
9	550	559	1,109	900	693	1,593	300	115	415	500	266

備考　内務局調査ニヨル康德二年四月末現在.

第六表

西豐縣造林統計表

	村數	戸數	植樹畝数	樹之種類	約計株数	備考
合計	89	6,136	畝 9,520.9	楊柳樹	3,454,642	
1區	—	289	44.0	〃	31,300	
2〃	8	715	881.1	〃	526,370	
3〃	12	885	1,565.5	〃	358,689	
4〃	10	617	1,029.0	〃	233,360	
5〃	14	1,110	1,515.5	〃	262,079	
6〃	9	794	1,022.3	〃	254,124	
7〃	14	684	1,238.5	〃	208,126	
8〃	14	681	1,456.5	〃	883,827	
9〃	8	361	768.4	〃	696,767	

第七表

商業別戶数及資本額並賣上額表

商業別	戶数	資本額		最近一ケ年賣上額	
		円		円	
穀物商	7	111,500	00	1,403,875	00
雜貨商	146	55,320	00	417,208	00
食料品店	73	23,450	00	159,305	00
煙草及巻煙業	5	12,370	00	134,478	00
運送業	3	800	00	5,846	00
[illegible]及茶莊	16	9,110	00	66,312	00
木材業	5	3,200	00	23,476	00
書店及紙店	7	3,500	00	45,877	00
酒類商	7	7,500	00	35,571	00
成衣舖	38	1,990	00	20,206	00
当舖	8	50,850	00	251,886	00
洋貨商	26	8,560	00	235,142	00
鉄類製品販売商	45	14,530	00	127,751	00
飲食及旅館接客業	130	8,510	00	99,906	00
燃料商	4	40,000	00	32,620	00
靴鞋店	11	1,250	00	22,321	00
玻璃鏡莊	2	800	00	3,072	00
旧物商	11	2,850	00	40,406	00
床子	56	4,920	00	25,240	00
其他	40	2,950	00	16,080	00
屠肉業	7	890	00	15,732	00
合計	647	364,850	00	3,182,310	00

備考　縣公署調査

第八表

商品別取扱數量表

取扱別 商品名	購入數量	賣却數量
棉布(疋)	81,800	57,260
棉絲(捆)	11,750	8,225
絹類(疋)	1,420	923
人絲絹(疋)	6,800	5,440
毛呢類(疋)	350	245
膠皮鞋(箱)	185	157
海產物(斤)	215,000	193,500
罐類(箱)	349	227
煙草(箱)	1,227	920
煤油(箱)	3,780	3,024
白糖(包)	1,600	1,120
麪粉(袋)	68,500	54,800

第九表

工業別戶數及資本額並生産價額表

工業別	戶數	資本額		生産價額	
燒鍋	5	55,500 円	00	245,090 円	00
油房	17	38,500	00	437,010	00
[illegible]	38	12,402	00	236,600	00
製粉	11	2,150	00	7,110	00
紡績	5	1,950	00	32,828	00
染色	17	6,300	00	64,710	00
鐵工及車輛	55	5,605	00	42,896	00
醬油	6	2,000	00	11,571	00
製革	15	2,930	00	10,132	00
精米	27	27,650	00	72,857	00
金屬加工	6	11,410	00	39,257	00
印刷	6	1,380	00	25,420	00
窯業煉瓦及磚工	16	2,960	00	7,990	00
木工	41	21,142	00	96,094	00
[illegible]鋪	6	1,200	00	14,871	00
其他	28	3,385	00	19,401	00
合計	299	196,464	00	1,363,837	00

[illegible] · 縣公署調査

第四章　西豊縣の特質

第一節　自然的條件の特殊性

本縣に於ける自然的條件の一般については、冒頭に於て述べた所であるが、本縣がそれ等の諸條件に立地してゐる特殊性について概説を試みる事にする。

本縣は其の総面積に於て、六、六五六、五八〇畝を有してはゐるが、農耕地として利用されてゐる自然地面積は僅かに一、八一五、一五二・九畝にして、総面積の二七・二六％を占めてゐるに過ぎず、残部は大部を占める山地を含む不可耕地四、七一五、四七四畝、（七〇・八四％）によつて占められてゐる。

斯く立体的地勢に於て、多分に山地を以て占められてゐる本縣の土地は特殊なる産業としての柞蚕の発展を約定してゐる。

「康徳二年度末現在に於て、全縣蚕場数二、五八九、五把剪子、所有農家数二、五六四戸である。」

而して又平地に於ては各丘陵間を縫ふて流れる河流より灌漑して、水田として開発されるものすくなくない。

「康徳二年度末現在に於て、水田全面積は三四、八〇三、六畝にして、総面積の〇・五二％、熟地面積の一・九二％を占めてゐる。」

水田は民国諸年に朝鮮人の手により開発されたのを以て嚆矢とするが、次第に満人農家によりて

も至営されるやうになり、漸次面積増加の傾向を辿つてゐる。

然し本県に於ける水田面積が耕地の何割程度まで開発されて行くかについては、地勢の関係上多くを望まれず、現在の如き状態では、全耕地面積の三割程度までがその極であらうと思はれる。何故ならば丘陵と丘陵の間に拡がる平地は帯状に長く、上流と下流の傾斜は灌漑水溝を設けるのに多大の面積と労力を要してゐる為である。

「水田至営に当つて、灌漑水を引き込む場合、最も近い河流より直接に水溝を設けることは殆んど不可能であつて、其の水田に水の流れ入るだけの傾斜を持つ上流より之を設けなければならぬ。故に自己の耕地乃至は小作地を水田に設定しても、灌漑水は他家の耕地を借り入れ、之を水溝として掘り開き、引きこまなければならぬのが本県の水田開発状況である。このことが、屡々起る朝鮮人間の水溝問題の因であり、若し水溝を設くべき耕地を借入することが出来ない場合には、其の水田の開拓は望み得ないのであつて、此の場合借入れ出来得る耕地内に於て迂回して水溝を設けるには、多大の面積と費用を要することになる。

故に川沿ひの耕地が上流より全部水田となり、上位水田より順次下位水田に灌漑水を引き入れるやうになるか、又は堤堰して堰を設け、最も近い河流より直接直角に灌漑水を引き込むやうにならなければ本県耕地の水田としての発展は望めない。」

以上の事項は本県の自然的條件に立脚する生産労力的有利性を示すものであるが、[illegible]反面を見ると、本県農民は耕地開拓を山林に求める故、山地の林木は少く相俟つて、[illegible]

の減少を招来し、一度降雨があれば土砂は流水と共に耕地を覆ひ、天与の沃土をして不毛の荒地と化せしめること屢々である。

故に本県に於ける廃耕地の性質は、他県地方に多く見られる可耕的廃耕地に非ずして、再び耕地としての復旧を見ること能はざる、不可耕的廃耕地である。

依つて本県に於ては、一畝の廃耕地生成は一畝の耕土の永遠の損失、減少を意味してゐる。

仮令県域の面積は広くとも、其の大部は不可耕地面積によつて占められてゐる現状故、此の廃耕地生成は重大な意義を持ち、斯くて本県に於ける最大緊要事は植林、砂防、築堤等の土木事業であることが強調して言ひ得られる。

自然的條件の此の特殊性は、水田の可及的増加、耕地壊滅の防遏、柞蚕業の助成等に、産業開発政策の進るべき方途について自ら之を指示する所がある。

「本県に於ける造林面積は僅かに九、三二〇・九畝にして、山林面積の〇・四八%を占めるに過ぎない。蚕場所有戸数及び把剪手数。免税廃耕地面積を、民国十八年（一九二九年）より年次別に表示すれば次の如くである。

但し廃耕地は県財務局に届け出で、調査を請へば、以後免税されることになつてゐるが、農民は実地を調査されるにあたつて、浮多地の生ずることをおそれ、届け出でをする者が少ない。

次の表の示す数字は、実際に届け出で免税されたものであるが、此のほかになほ、相当面積の廃

耕地あることは此の事によって窺知し得られる。

尚、内務局調査による廃耕地面積は八七、〇九五・一畝である。」

（面積表参照）

蚕場所有戸数及把剪子数

戸数及把数／区別	総数		畝数判明セルモノ				畝数不明ノモノ	
	所有農家総数	総把数	所有農家数	把数	畝数	一把剪子平均畝数	所有農家数	把数
	戸	把	戸	把	畝	畝	戸	把
総計	2,598	2,589.50	2,564	2,560.50	391,257.81	152.81	34	29.00
1	–	–	–	–	–	–	–	–
2	468	433.00	458	424.00	[illegible]	[illegible]	10	9.00
3	469	607.00	469	607.00	62,642.80	103.20	–	–
4	238	236.00	237	235.50	23,222.5[illegible]	98.61	1	0.50
5	514	443.00	510	441.00	155,9[illegible]	353.58	4	2.00
6	336	274.00	330	271.00	36,789.10	135.75	6	3.00
7	334	399.00	323	388.00	[illegible]	128.41	11	11.00
8	124	93.00	124	93.00	7,327.10	[illegible]	–	–
9	115	104.50	113	101.00	15,465.10	153.12	2	3.50

備考　財務局調査ニヨル,康徳二年十二月末現在.
一把剪子ノ畝数ハ必ズシモ正確ヲ保シ難イガ, 概略ノ畝数ヲ知ランガ為ニ畝数ノ判明セルモノ及ビ不明ノモノニツニ分類シテ記ス.

西豊縣歷年免稅廢耕地各則地畝表

等則別 / 年度別	上則地 畝	中則地 畝	下則地 畝	次下則地 畝	山則地 畝	砂減則地 畝	計 畝
民國18年	—	7,654.00	258.20	2,121.30	2,049.40	—	12,082.90
〃 19年	30.00	4,412.66	341.40	1,869.20	1,160.20	—	7,813.46
〃 20年	—	192.00	—	18.00	20.00	—	230.00
大同元年	—	2,270.30	198.00	—	1,044.50	4,765.30	8,278.10
〃 2年	205.00	3,784.75	1,329.00	872.82	2,350.55	—	8,542.12
康德元年	62.00	8,066.60	381.90	2,414.70	1,357.40	—	12,282.60
〃 2年	—	599.70	80.00	—	—	10.00	689.70
計	297.00	26,980.01	2,588.50	7,296.02	7,982.05	4,775.30	49,918.88

備　考　財務局調査ニヨル.

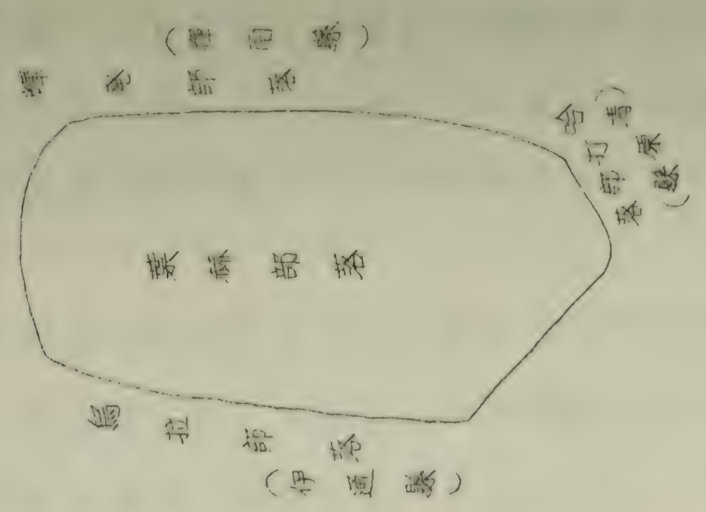
康德二年十二月末現在.

第二節　沿　革

(1) 開放以前の状況

清朝以前に於ける本県は、呉三貴なるものの現在第五区の城子山に城廓を構築して王城となし、当時の住民たる蒙古人(註二)を隷下として、葉赫(註一)部落の一部を構成してゐたが、清朝が之を征するや盛京(註三)囲場中の西流水囲場の一部に属せしめ、皇帝巡幸の際狩猟を行ひ、且つ同将兵の演武狩猟を行ふる所謂行囲(註四)用地及並同生鹿を捕獲し、皇帝に進貢せしむるの地とし、人民を囲場外に放逐し、全く一般人民の私墾、密猟を禁じ、此れが防止策として盛京将軍の下に囲場総管を置き、全囲場の周囲に十二ヶ所の卡倫（監視所）を設け、各一ヶ所に下官一名、官兵二十名を派駐せしめ、更に武官二十四名、兵卒四百八十名よりなる独立巡視隊が編置され、三班に分ち四ヶ月交代にて囲場巡視の任にあたらしめ、尚この外総管衙門より毎年季節を定め官兵を派して巡視せしめ、内外相協力して其の対策の目的達成に努めてゐた。

（註一）当時の葉赫部落がはたして奈辺までの地域を占めて居たか判然しないが、「清佳砮居西城、在今吉林界葉赫站、楊吉砮居東城、即県頭之龍首山、土人所謂大疙瘩者也」西安県志巻一（満鉄編昭和十一年復版・満洲旧慣調査報告一般民地中巻六大頁）よりして、又左図の如き境界を有して居たと言はれるところより見れば、現在の東豊、西豊、西安、海龍の諸県及び伊通県の一部を包含し、呉三貴は城子山城主として西豊県を治管してゐたものと思はれる。



満洲の葉赫部落征服及至は囲場設置年代に関しては前掲書は天命四年とし、次の如き文を掲げてゐる。

東三省政略（巻六）「天命四年九月三日克葉赫東城、略西城、設盛京囲場、場領管守」、盛京通志（巻一）「天命四年己未、（中略）東城既破、西城又求降（中略）以其地為大囲場」

（註二）「囲場なるものは支那に於ける帝王及部下兵士の講武狩猟の用に供し、兼ね一般の主要を皇室に進貢せしむるために設けられたる官設狩猟地にして、後年其の開放に際しては又之を囲荒と称せり」（前掲書五六頁）

「盛京囲場は南ノ河部領、三通河に起り、北は阿爾撥洛色合勒北嘉通河（伊通河）に至り、東は輝法城（輝発城）より西威遠堡門に達し、東南は鉛乾嶺子、東北は巴彦鄂佛羅、西北は三図哈達、西南は威遠堡門を以て境となし、東西四百八十余里、南北四百九十余里に亘る地

営を包括し、現今の海龍、輝南、東豊、西安、西豊等五県の地に該当し、従前は之を百零五囲に劃分して各囲名を附したり」（前掲書五七頁）

（註三）「盛京囲城は之を地勢によりて分つときは所謂東流水、西流水の二となすべし。此の東西流の区別は河水の東西流して松花江又は遼河に入るに因るものにして、英額辺門附近より北方に走れる分水嶺の頂上を起点とし、其以東即ち東して松花江に注ぐ輝発河及び其の支流の水域を東水流と為し、其以西即ち西流して遼河に入る葉赫河等の水域を東水流と称するを常とせり。

但し此の区別は光緒二十四、五年該地方帰下が際に附したる称呼なるを以て、輝南、海龍二県は西方一小部分を除き、当然東流水域に位置せるも、開放年代は此の区別以前に在りしを以て、単に東流水囲場と称するときは海龍、輝南二県を含まずして東豊県のみを指し、西流水囲城は西安、西豊二県の地を意味するの謂と信ぜり」（前掲書六〇頁）

（註四）「行囲とは囲場にありて兵士をして狩猟を行はしむるをいふ」（前掲書六五頁）

「所謂行囲即ち囲を行ふとは俗語の打囲と云ふに同じく狩猟をなすを意味す。」（前掲書六六頁）

「尚盛京囲場百零五囲の中、西豊県には三十五囲半及び烏爾星囲の一小部分を含んでゐる。

然るに咸豊三年（一八五三年）経費の出所無かつた為、盛京将軍奕興は行囲の中止を奏請し、同治八年（一八六四年）上諭により（註二）て冬囲を再興したが、同治十三年（一八七四年）経費の支出に苦しみ、暫く之の停止方を請ふたが、この頃吉林省西南部地方開放され、民人の耕種を認許するに及び

麋鹿往来の途を隔断され、延いて囲場内の獣類日に日に減少するに至つた為、まつたく行囲を中止するの止むなきに至つた。

（註一）「小雪節には囲場翼長自ら梅倫委員官専達八十名を率いて出猟す、之れ即ち十月囲又は冬囲と称す」（前掲書六七頁）

其の後官兵の監視漸く其の厳を怠るに至り、全囲場一面の曠土と化し、流民潜入して私墾に従事する事年久しく、其の数を増すに至り、最早囲場としての面目を保たんよりは一般に開放するの利をさとるに至つた。

(2) 開放状況

光緒五年（一八七九年）署盛京將軍人を派して全囲場を調査せしめたところ、鄂爾伯、土口子、梅河、大沙河一帯には流民千百相連り、尚直隷省地方の貧民群を成して来り、永住の計を作さしとする状あり、此等を区逐するの難事なるを知り、上奏して其の既往を寛にせん事を請い、且つ同に開墾地を有する者に対しては丈量升科し、其の然らざる者にも界限を劃し、散居せる者は地を与へで安居せしめ、別に大囲場（註二）を留めて行囲の用に供するの得策なるを奏するの止になさに至り、勅許を得るや人をして山間には界壕を掘り、河辺には封堆を築き、大囲場との区劃を明にし、既に大囲場内にある私墾民人を梅河の南北両岸に遷し、鮮囲場其他合計二十囲の荒地百零二万畝を排下する事とした。之れ即ち盛京囲場開放の始めである。

（註一）「囲場は其の旧来の慣例により五種とせり、即ち左の如し。

一、御囲（十囲）は皇帝の臓用に充て、時日を定めず盛京巡幸の際機にのぞみて狩猟を考したるものを指す。

二、王多羅東囲（十一囲）は盛京内務府捕牲丁の狩猟区域にして、年々応差用として定規の進物を捕獲するに充つ。一に王多羅樹囲ともいふ。

三、鮮囲（十四囲）は鹿を生擒し、又は鹿肉を製す可き鹿を捕獲するに備ふ。

四、鷹遠（六囲）は意味不明なるも遼遠に位置し狩猟に適せずとの意なるが如し。

五、普年応捕囲（六十三囲）は即ち大囲場と称するものにして、毎年練武を兼ね、其の狩猟に供する地とす」。（前掲書五九－六〇頁）

次で光緒二十二年（一八九六年）盛京将軍依克唐阿は鮮囲場開放の例に倣ひ、残部八十五囲の内四拾五囲を留めて後年行囲、演武の用に備へ、海龍城西界に近き一帯四十五囲を限り開放せんことを奏請し、盛京戸部侍郎、良弼を挙げて墾務大臣となし、之が辦理に当らしむるの許可を得、同年九月勘荒章程六條を奏定すると共に、囲内を踏査し、適宜の地点たる威遠堡門及び開原県商家台に土地撥下分局を設けて撥下事務を執らしめ、同年降雪前に四万畝を開放したが、之れ即ち所謂西流水囲の地にして、現今の西安、西豊の地に該当してゐる。

その如くして西流水開放の事実を聞くや、人民の之が撥下げを希望する者多きことと、撥下着手後二ヶ月にして地十万余畝を開放し、之に対する地價前納銀三十万両を収めた程の成績良好であつた故、此の際演武行囲用として僅かに四十囲をとゞめても却つて有名無実にして、獣類捕打の用に足

しざるが故に、むしろ開放して得るところの地価及び税銀内より年々進貢すべき鹿茸を買ふのはるかに得策なるを奏したが允許するに至らなかつた。

其の後西流水囲墾務大臣良弼に擅壇猾獪の所為あり、又其の開放状況も公平を欠くところあり、甚だしきは地價を納めざる無執者が土地を盗墾するあり、一地に二照を持つて相争ふものあり、執照を有して地を得ざるものあり、其の執照も時に随ひて形式を変更せるため、偽造、改造のもの各所に現はれ、真偽弁別に難く、訴訟相踵ぎ墾務の腐敗其の極に達した為、光緒二十六年（一九〇〇年）四月良弼を廃して盛京戸部侍郎、清鋭をして之にかはらしめたが、幾許もなくして拳匪の乱に遭ひて果さず、同二十七年（一九〇一年）四月、新たに盛京工部侍郎、鐘靈をして専ら西流水囲荒の整理及び其の余の拂下げに当らしめるに至つた。

鐘靈は命を受け、任につくや、自ら各囲を巡視し、良弼の発給せる執照を検閲し、章程六章を定め、四分局を設け、あまねく清丈を行ひ、二執照を持して一地を争ふものあれば、其の地を他人に承領せしめ、原、被両者には新に清丈せる浮多地を補給し、有照無地のものには執照面に記せる号目の前後を按じて順を定め、荒地を分給するの策を採り、数月ならずして八囲を拂下げたが、時局に妨げられて果さず、翌光緒二十八年（一九〇二年）五月章程を定めて残領敷地、山林其の他の拂下げをなし、同時に良弼が払出せる地を丈分し、任内に於て二十囲を整理開放したが、偶々其の各種章程中に有地無照のもの多きを以て一律に地價を補納せしめる箇條あり、右の有地無照のもの中には曾て地價を納め、地を得たるも、兵燹に因り執照を失へるものあり、此等にも右に照し再び地價

を納めしむるに至り、其の無法を[illegible]参劾するところとなり、将軍増祺、命を受けて之を審査し、鐘靈と共に同二十九年（一九〇三年）二月、再び前章程を改修し、新放西流囲荒章程を定め、同年五月鐘靈を廃し、同六月、署務大臣廷杰の新任を見るに至り、廷杰は專ら積弊を除かんがため、西分局の内二局を裁撤し、更に章程十條を奏定し、蒙部二十五囲の整理に従事し、光緒三十年（一九〇四年）十一月、漸く拂下開始後、年数を閲すること九、総辨を代へること四、章程の奏定乃至は改修を見ること五度にして西流水囲全部の拂下げを完了するを得た。

（3）拂下手續き

光緒二十二年（一八九六年）西流水囲場の拂下げ布告を聞くや、承領を希望する農民、踵を接して集り（註二）、所要手続きを経て、各々領有開墾に従事したが、時日の前後により拂下げ機関、地価を異にしてゐるが、其の内容については満鉄編、満洲旧慣調査報告に詳細記述されてゐる故、これを転（註三）載して参考に供しやう。

（註一）本県に於ける荒地承領者は大部分農民にして、地域によりて出身地を異にしてゐる。即ち南方は岫巌復県、鳳城県、等の農民が、北方は吉林殊に伊通人が多く承領してゐる。このことは現在でも地積の呼称がほゞ県城を境として、南部は奉天省の慣習に基き、天地を用ひ一天地六畝であるが、北部は晌を用ひ、一晌十畝であることよりしても窺はれる。

なほ斯様に南方遠隔の農民に比し、囲場隣接地の農民の承領せるものの少いのは囲場拂下げに名を借りて官吏に金銭を横領される危惧の念を抱くもの多かった為であると云はれて居

る。

（註二）該報告書九二頁より一〇二頁にかけて西流水囲場拂下状況として詳述されてある故、其のまゝ転載する。

先づ拂下げ機関の組織変遷を見るに、第一次の主務者たる良弼は墾務大臣を命ぜられ、該囲荒拂下げ事務を総理するの任を受くるに当り、先づ奉天城内に盛字局を、開原県威遠堡に綏字局を、同遼家台に撫字局を設けて荒價を徴し、執照を給するの任に当らしめ、第二代主務者湍銳は奉匪の乱に遭ひて治績なかりしが、次で第三次の主務者鍾靈の之れに代るや同じく奉天に総局を設け、後事務の進行に連れ、之を囲場内の海龍（現在西豊）に移すと共に、平、正、通、達の四分局を拂下地に新設し、毎局、監繩委員八人を置き、各委員を四正繩、四副繩に分ち、其の丈量せる土地に対しては各委員一字を定めて記号となし、互に混同するところなからしめんとせり。

即ち左の如し。

禮、耕、義、種　四字　平字分局四正繩委員用記号

氣、行、草、優　四字　正字分局同上

潤、擧、目、張　四字　通字分局同上

東、作、西、成　四字　達字分局同上

右の外各局に於ける各四副繩委員は、其の所属局正繩委員用記号の上に「又」字を加へて記号となさしめたり。

例へば平字局副繩委員は「又禮」字、「又耕」字等を記号とせるが如し。（西安県志巻七） 尚右の総局及び四分局の組織を例記すれば左の如し。

局名	職名	員数	月俸銀	職名	員数	月俸銀
総局	総務大臣	一	四〇〇両	随侍人		一〇〇両
	文案処総辦	一	三〇	文案処提調	一	二五
	収支処幇辦	一	三〇	収支処提調	一	二五
	主稿委員	一	二〇	文案処辦事官	二	各一五
	収支処辦事官	二	各一五			
平、正、通、達各分局	総辦	各一	三〇	幇辦委員	各一	三〇
	清丈委員	四局各二七	各二〇	辦事官	各一	一六
	印監	各一	一五	書丁	四局五四	各一〇

第四次主務者廷杰の接任後は先づ勘辦西流水囲荒酌擬章程十條を定め、南原県城に新設せる荒地局は幾許もなく之を西豊県街に移し、従来の平、正、通、達四分局の中通、達二局を裁撤して、平正二局を留め、平字局を乾、坎、艮、震、巽、離、坤、兌の八繩に、正字局を金、石、絲、竹、匏土、革、木の各八繩に分ち、毎繩一委員を置き、山荒には右の各字の上に「又」字を加へて平地と

区別するものとせしが、縄丈着手の際、なほ不足を感じたるを以て、平字局には元、亨、利、貞、正字局には整、斉、嚴、粛の各四綱を添加し、山荒には「又」字を加ふること、前例の如くせしめたり。

右の如くして設置せられたる各局は、各其の章程に従ひて既放地の整理、未放地の拂下げを実行し、便宜上地目を正段地、山荒地及び城鎮基地の三に大別せり。所謂正段地とは普通の平地を意味し、山荒地は山林原野の稍々高峻なるものを云ひ、城鎮基地は城、又は鎮を設くべき市街敷地を指すものとす。

一　正段地の拂下

第一次の拂下げには、良弼は各局をして荒價毎一方（二百四十畝）につき、庫平銀七十九両二銭（一畝三銭三分）、又は瀋平銀八十二両六銭餘を徴し、其の完納者に対しては執照即ち碼飛を発給し、翌年字号を編列し、抽籤して荒地を給し、並に照費として執照毎一枚につき東銭六吊を収めて大照を交付し、若し其の地域内に既墾地あるときは、之に対し地價市平銀毎畝四両を収むるものとせり。

即ち民司其の原給執照を碼飛と称するは、字号を按じて随所に撥揮せられ、自己の受く可き荒地が何れにあるかを予想す可からざるを意味するものなりしが、民人中には往々地の交付をまたず、各自任意の荒土を私占開墾するものあり、為に執照を有するも地を有せず、地を有するも執照を有せざるものを生じ、以後数年に亘る積弊の原因を醸成するに至れり。

茲に於て第二次には右に対する整理を兼ね、未放地の拂下げを続行せんがため、章程を改めて左の如き方針に出でたり。

(イ) 曾て大照及び荒地を領したる者は、大照を回収して、換ふるに収単を以てし、更に土地の測量を了したる上収単に換ふるに照據を以てし、二十日以内に局に赴き、照費として地價の一割に相当する銀両を徴して大照を受領せしめ、原給地積以上に浮多地あるときは、但し毎一人五十畝を限り、地價を徴して所有を許し、其の余を有照無地のものに配分することゝせるも、後其の土地の不足を恐れたるにより、減じて五畝を限りとし、更に生荒及廃止となれる城鎮基地を清丈してより、五畝を改めて百二十畝以内を限り、毎畝地下庫平銀一両二銭及び上述の照費を補納せしめて其の耕種を認可するものとせり。

而るに後、二十九年二月に至り、因て章程を改め、茲に制限を撤し前記の地價を補納するときは、畝数の多少を論ぜず原開墾者の領有を認め、拂下げを受けざる者又は地價を納付せざる者に対してのみ該浮多地を没収して他人に拂下ぐるものとし、若し執照を塗改せる者あれば、塗改以前の畝数を真数と看做し、其の余に対しては毎畝三銭三分を納付せしめたり。

然れども第四次延杰の新任後は再び制限を設け、原領荒地面積の数を越えざる程度に於て前述の地價、即ち毎畝一両二銭を徴して浮多地の領有を許し、若し制限をこえたる場合には懲戒の意を含め、毎畝二倍の地價即ち庫平銀二両四銭を納めしめ、之に反し清丈後其の畝数が執照面の面積に達せざるものあるときは、各原領地所在地附近の山荒地より之を補給し、新たに執照を下附するもの

と定めゝ拂下未済の荒地も右に準じて処分することゝせり。

但し当時民人に発給せる執照は收價執照（碼稲）、分更執照（前給執照面の地積を小分せるもの）、及添註多字執照（塗改、書入れを反せるもの）、共に係官の官印あるものに限りて効力をみとめ、其の印章なきものは再び交價換領せしめ期間内に執照を換領せざる者に対しては、更に毎畝銀六銭を徴するものとせり。

(ロ) 曾て碼稲を有して未だ地を領せざる者は、右と同じく碼稲に換ふるに收單を以てし、監繩委員の清丈給地後票據を給し、二十日内に局に至り地價一両毎に照費一銭宛を納めて大照を換領せしめ、若し其の面積が執照面の畝数に満たざる時は、其の不足畝数に対する課税を免じ、又其の得たる土地が既墾地なる場合は坐ながら開墾の労を省き、不当の利を受くるを以て、毎一畝庫平銀三銭三分を補納せしめ、執照の塗改せるものは、塗改以前の数を眞数と看做し、之に対し地價を免ずるも、其の余は未墾地は毎畝銀三銭三分、既墾地は同六銭六分を徴して地を給するものとせるが、同二十七年二月後は他に充分の荒地あるを確めたるを以て、右執照面の不足分に対しては山荒地を補給し、且つ有照無地の者に対しても既墾地を撥給するの規定を廃し、代ふるに市街敷地の不用に帰せるもの、及び他の拂下げ未済の荒地を以て之に給与するの制を採れり。

而して未墾地を給する場合には勿論地價を補納するを要せざるも、其の廃止残鎮敷地なるときは地味膏腴なるを以て、一畝銀一両二銭の地價に見積り、原納地價に対し土地を減給するか、又は不足地價を補納せしめて原給面積の所有を許すものとせり。

而して同年八月、廷杰の接任後には大体に於て右の規定を襲用し、廃止城鋪基地及び生荒を給し、不足を告ぐる場合には荒地実積に対し、七掛の数額を公定面積として、山荒を補給し、之を領するを欲せざるときは、別項攤下げ収入の浮多地價内より原納地價を返還せしめたり。

然も民人中には瘠薄なる山荒の配給、原價の返還共に之を願はざるものあり、前後五回の抽籤を経て漸く其の塡給を完了するを得たり。

(八) 既に地を有して未だ執照を得ざる、所謂有地無照の者には概ね兵燹に罹り執照を失ひたるを以て辞となし、隣地の所有者と結託し、境界を捏報し、荒地を冒領せんとする等、信を置き難きものあり。

帳簿、書類亦滅失して対照するの途無きに因り、此等に対しては公定浮多荒價章程に照し、毎一畝庫平銀一両二銭を補交するに非ざれば其の所有を許さゞることとせしも、同三十九年二月、之を改め、若し土地占有者にして果して執照を遺失せるの情あれば、其の指す所の地積が記録に存する攤下面積に符合し、並に隣地所有者の保証あるときに限り、地價を要せずして新照を給し、然らずして従来地價を納めず、失照を妄報し、且つ隣地所有者の保証なく、徒に結託冒領を図る等不正の行為あるときは、該地が攤下未済なる場合にのみ新章に照し地價を納めしめて之が領有を許すこととせり。

次で同年八月延杰は再び之に修正を加へ、其の占有に係る地段、字号等重復せざるとき、及び隣地所有者、練長等の保証を得たるときは、荒價を免じて新照を給し、其の帳簿上の号数と重復する

ときは、提報に係るや明白なるを以て、隣地所有者、練長の保証あるものと雖も、毎畝庫平銀一両二銭を徴して其の占有を許し、其の清丈の日に及びて執照紛失の旨を届出づる者に対しては、仮令地段字号の符号するものあるも一律前項の地價を徴するものとせり。

(ニ) 平地の内稍こ低濕なるものは現に難耕に属するも後年疏水後は良田となるべき見込み充分なるを以て、一般正段地に比し多少減下年限を延期し、條件を付して拂下ぐるの得策なるを見、三十年二月、奏して地價を毎畝庫平銀一両二銭とするも、山地に倣ひ実測面積の七掛に対して地價を徴収することゝせり。

(ホ) 尚右の一般正段地に対し例外として見るべきものに条々湖圍の地あり。該地は良弼の私田を全国せるものにして、全団場中最も肥沃なるものなるが、奸計発覚後其の地積九十三方に過ぎずとし、良弼の小作人田玉合、劉富等九十六名相議して八万両を醵出し、之を包領せんとせるも、実測の結果、浮多地其の他を合算するときは百十六方に上り、之に連続せる山荒地、亦百四十四方余に達せしを以て、平地は上、中二等に分ち、上地は毎畝庫平銀四両、中地同三両とし、山荒地は中地に比し更に地價を減じて一畝につき銀二両を徴し、従来の小作人に拂下ぐるを許せり。同二十九年二月章程改正後于各項の地に関しては前例を適用し、其拂下地價を納付するを拒み、又は不穏の挙に出でんとする者に対しては、巡治官民山場例に照して治罪し、地を没収して他人に拂下ぐるの方針を採りしが、同年八月には試作地内より西豊県官田として上等三試地三方を割留し、更に山荒五方を割きて各半宛西安、西豊二県の学田に充てしめ、此に対しては地價を徴せずして小作を為さしめ、

其の余は悉く前述の等則を按じ、規定の地價即ち上地毎畝四両、中地同三両、中地に及ばざるもへ同二両を徴することゝせり。

右の如く平地たる正段地は時に依り人に依りて地價其の他の捕下手続きを一にせざりしも、光緒三十二年將軍趙爾巽の清賦章程を奏定するに及び、人民各自の領有せる耕地内の浮多地及び未墾地に対しては地價毎畝銀一両五銭を徴して其の所有を認許し、更に宣統二年に至り清賦新案に照し分年地價減免の法を適用して民人の首報を許可するの方針を採れり。

三　山荒地

山荒地に関しては光緒二十四年、開原県城に専局を設け之が拂下げに当らしめ、一支里平方（三百四十畝）を一方となし、地價庫平銀百二十両を徴收しなりしが、数月ならずして局を撤し、奉天に於ける盛字局に於て二百四十畝一方に対し庫平銀百五十両の割を以て拂下げを予約し拂下地價を受領し、樹川碯、一名樹川収價銀小條即ち山林拂下げ許可証を交付したり。然も濫売の結果拂下許可面積は実際の地積を超過するに至りしを以て、遂に窮策を案出して委員を派し、再び既放地を測丈して多少の浮多地を見出し、之を以て不足額に補充せんとするがため、民情に反し、漸次荒務の紊乱を重ぬるに至れり。

次で同二十七年鍾靈の任に赴くや、右の里又は方を拂下げ単位とせるを改算し、畝を以て単位となし、既に地を得たると否とに論なく、樹木なき山荒は毎畝拂下地價として未墾地は銀三銭、既墾

地は銀六銭を徴するものと定め、一旦地價を完納せるものと雖も右の地價に照して差引計算し、其の余分の土地に対して同地價を補交せしめ、又は土地の裁減を為し、原戸の報領を欲せざる者は其丈に任することゝせり。

然れども良窮の発給せる樹川執據即ち山林掃下許可証に依、官印の押捺なく、且つ受領せる銀額のみを記して掃下ぐべき土地の面積を書せず、為めに真贋を区別することを不能なるのみならず、又往々形式を同じふせざるものあるも、帳簿紛失して対照すること能はざりしを以て、光緒二十八年三月樹川の前後処分章程を定め、官印あるもの及び同一形式の多数あるものを有効とし、其の他は抹消して無効に帰せしめ、有効なる証券の所有者に対しては先づ全国の山林を実測したる後、按分比例を以て既給面積の多寡を決するものとし、尚ほ良窮の私与せし各々村団の山荒地百四十四方余は民地中等地價より低減して、毎畝庫平銀二両を徴し、原租戸の所有を認めるものとせるは前述せるところの如し。

次で二十九年二月、章程を改め、未放の山荒地へ原野ノは有限無地の者に補給し、良窮の掃下は既許可せる樹川にして里を単位とせるものは、前述の如く畝に改算し、既墾、未墾を論せず毎畝銀三銭の割にて計算の上、土地を増減し、許可証記載面積以外に余分の浮多地を有する者には、掃下げ地下を二倍して毎畝六銭を徴し、不可墾地にして僅かに樵材放牧の用に供する外なきものは改めて毎畝一銭を徴するものと為し、貧民の山内にありて私墾せるものにありては、特に体恤の意を示し、其の私墾地三十畝以内を限り同じく毎畝庫平銀三銭を補納せしめて所有を許すことゝせり。

同二十九年八月延茂の鐘霊と代るや、従前執照を有して地無きものには廃止城鎮敷地及び各囲の閒荒を以て補給し、不足なる場合は山荒地を補給するも平地と同一に論ず可からざるが故に、山荒地を給する場合は実測面積の七掛を以てするものと定め、其の山荒内私墾のものは多く貧民の私墾に原因し、彼等の生計を慮るの必要あるが故に、有照無地の者に対する補給を終るときは規定の地價を徴して其の所有を認むるものとし、樹川地は二十四年以来発売せる撥下許可証総数百三十八道地價銀三十一万両を算し、之に対して札克円哈達囲内風島樹川長三十支里、六十五支里、面積約千余方なるものあり、道路溝渠低地等四割を減ずるも尚ほ六百余方を得べきを以て朱々詰囲上等地の地價に照し、毎畝銀四両、毎一方九百六十両となすときは三百余方にて、補給に足る可く耕種に堪へざる山地は貧民の私墾によりて沙石露出し、水害を醸し易きを以て、一律其の私に開墾するを厳禁し、留めて樵採牧養の地と為さんことを奏請せり。

然れ共右の樹川の処分法は単に机上の概算に基くものにして、或いは乱伐其の他の事情に因り、実際と軒輊あらんことを恐れたるを以て、三十年二月に至り若し右を以てして撥補すべき面積に不足を生ずるときは、東流水囲内の山林を以て補充せんことを奏請したり。但し後に至り前記の証巻及地價に対し一々配給せる結果、尚ほ山林百四十方零十九畝三分の余剰を生じ、別に東流水囲の補充を要せざるに至れり。

然も此等の山林は多く山頂にあり、地價比較的高く撥下げ容易ならざるを以て、西豊、西安両県官をして乱伐を厳禁せしめ、培養数年の後再び撥下ぐることゝせり。

朱々胡囲に於ける山荒地にして不可墾地と為せるものゝ内には往々膏腴なるものあり、此等は上等山荒と殆んど等差なき実状にあるを以て、此の如き山荒は改めて正賦地に編入し、不可墾地の膏腴なるものを中等地とし、地価毎畝一両を徴して拂下げを許し、下等の難墾地は曽て樵採収養と為せしも、前例にならひ私墾地も之を開放して、開墾養蚕に資せしむるの得策なるを見、清賦辦法に照し、中、下、減半の三則に分ち、中則は毎畝地価銀一両、下則同五銭、減半則同二銭五分を徴して該地方居住者又は隣地所有者に拂下ぐることゝし、現今、ほとんど未放の官地を留めざるに至れり。

三　城鎮基地

城鎮基地即ち市街敷地に関しては、光緒二十五年十一月予め之れが規定を設け、地を上、中、下の三等に分ち、毎一畝即ち東西三丈、南北二十丈毎に、上地市平銀二十両、中地同十九両、下地同十八両を徴するものとせるが、当所予定地として城基二ヶ所、鎮基八九所を酌留せるも存廃定まらず、加之該基地は平地なりしため民人の私墾せるもの多かりしを以て、二十八年二月左の二城五鎮基を留め其の余不用に帰したる所謂廃鎮基地は、一般の拂下げ地に比し肥沃にして、且つ既墾地と化せるもの多きを以て、此の内上地に列すべきものは毎畝庫平銀二両四銭、中、下地は之に比し酌減するものとし、其の存置せる城鎮基地の拂下未済に属するものは、従前土地の等則及價格を三等に分てるも、各等の差額僅少なるを以て之を廃し、嗣後は総べて一畝庫平銀二十両の割を以て拂下ぐるものと定めたり。

試に存置確定城鎮基地を挙ぐれば左の如し。

城基地　達啓囲　撥廠溝（現今西豊県城地）
同　扎拉芬河林囲　大荒頂（西安県城地）
鎮基地　帰勒驎哈達囲　老虎咀子（西安県所属）
同　烏魯里囲　歐手堆子（同　上）
同　烏里囲　房木溝（西豊県所属）
同　扎克丹哈達囲　高麗墓子（同　上）
同　支辛伯野囲　房身嘴子（同　上）

而も二十九年二月以後は城鎮基地の上下の別を撤去して、一畝一両一銭に改め、趙杰の任後、亦之に倣ひたるも、存置せる城鎮基地の中老虎咀子、歐手堆子、房木溝は拂下希望者少く、其の位置より見るも近き將来に於て市街を形成すること困難なるを以て、変通の所置を採り、毎畝地價銀六両を徴して拂下げを許可するものとせり。

正段地、山荒地及び城鎮基地は右の如くして拂下げを完了したるが、其の大照を發給するに當りては照費の名目を附して一種の手数料を徴收するを常とせり。

即ち良弼の任中には大照一枚を給する毎に照費東銭六吊を收め、蒲霊の任内は大照額面の土地毎一畝につき銀一銭、売買譲渡等更名に際しては更名税三分を加へ合計一銭三分を徴して大照を発し、同二十九年二月より山荒地に限り照費を半減して毎畝銀五分、樵採牧養地は同二分を納めしむるも

のとせり。
而して同年八月以後は、正賦地は依然毎一畝銀一銭の照費を徴したるも、山荒地は減じて三分とし、更名するものは田房税契例に照し売買價格一両毎に更名費三分とせるも、税契章程の施行せらるゝに及び、一般規定を按じ、売買価格銀一両につき契税九分を徴收せり。
但し他の新拂下地にありて地価、照費以外更に辦公丞費銀として地價の一割乃至一割五分を加徴するを例とせるも、西荒水の地にありては清賦規定の適用を受けたるものを除き、其の收入地価内より之を支出し、別に之を加徴することと無かりしものゝ如し。」

前記の如くして、西荒水囲荒の拂下げは完結を告ぐるに至つたが、今参考の為、前後に行はれた地価、丞費、照費等を表示すれば次の如くである。

等則別	地目	土地ノ等則及八組別	土地拂下年月	毎畝地價	同上丞費	同上照費	合計	摘要
（西荒水囲荒地）	西荒地	既墾地	自光緒二十二年九月至同二十七年十一月	市平銀四.〇〇両銭分		東銭六〇〇〇文	市平銀四.〇〇〇〇両 東銭六.〇〇〇文	（東銭を以て收む照費は六分とす）
	同	同	同二十七年十二月以後	庫平銀 六六		庫平銀 .一〇分	庫平銀.七六〇〇	
	同	未墾地	自光緒二十二年九月至同二十七年十一月	市平銀 .三三		東銭六〇〇〇文	市平銀三三〇〇 東銭 六.〇〇〇文	
	同	同	同二十七年十二月以後	庫平銀.三三		庫平銀 .一〇分	庫平銀.四三〇〇	

西流水					
已放地	平[illegible]地	自光緒二十七年十二月 至同二十九年七月	庫平銀一・二〇	同 ・一〇	同 一・三〇〇〇
同	同原領荒地畝數を超えざるもの	同二十九年八月以後	同 一・二	同 ・一〇	同 一・三〇〇〇
同	同原領荒地畝數を超過せるもの	同	同 二・四〇	同 ・一〇	同 二・五〇〇〇
同	同右の区別を廃す	同三十二年以後	同 一・五〇	同 ・一〇	同 一・八〇〇〇
同	朱々胡囲地 上地	同二十七年十二月以後	同 四・〇〇	同 ・一〇	同 四・一〇〇〇
同	同前、中地	同	同 三・〇〇	同 ・一〇	同 三・一〇〇〇
同	廢鑛基地、上他	自同二十九年二月 至同 年七月	同 二・四〇	同 ・一〇	同 二・五〇〇〇
同	同前、下地	同	同 一・二〇	同 ・一〇	同 一・三〇〇〇
同	同前等則なし	同二十九年八月以後	同 一・二〇	同 ・一〇	同 一・三〇〇〇
山荒地	既墾地	自同二十七年十二月 至同二十九年一月	同 ・六〇	同 ・一〇	同 ・七〇〇〇
同	同	同二十九年二月以後	同 ・六〇	同 ・〇五	同 ・六五〇〇
同	同	同年八月以後	同 ・六〇	同 ・〇三	同 ・六三〇〇

畑・荒・田							
同	同 貧民の私墾せるもの三十畝以内	同二十九年二月以後	同 .三〇		同 .〇五	同 .三五〇〇	
同	未墾地	同二十七年十二月以後	同 .三〇		同 .一〇	同 .四〇〇〇	
同	同	同二十九年二月以後	同 .三〇		同 .〇五	同 .三五〇〇	樵採牧養地は照費二分とす
同	同	同　年八月以後	同 .三〇		同 .〇三	同 .三三〇〇	
同	同中地	同三十二年後	同 一.〇〇	.一五〇〇		同 一.一五〇〇	清賦規定に依るもの
同	同下地	同	同 .五〇	.〇七五〇		同 .五七五〇	
同	同鹹半地	同	同 .二五	.〇三七五		同 .二八七五	
同	同荒々明田地	同二十七年十二月以後	同 二.〇〇		.一〇	同 二.一〇〇〇	此の荒地は二十九年より正段地に編入
同	同	同二十九年八月以後	同 一.〇〇		.一〇	同 一.一〇〇〇	
同	樹川	同二十四年以後發賣の樹川鵝孫百三十八通分	同 四.〇〇		.一〇	同 四.一〇〇〇	此の地価は二十[illegible]年八月の規定存るも其効力を既往に及ぼしたり
[illegible]	同	同三十年二月以後	同 一.二〇		.一〇	同 一.三〇〇〇	
[illegible]	上[illegible]	自同二十五年十一月 至同二十八年四月	同 三〇.〇〇		.一〇	同 三〇.一〇〇〇	
同	十[illegible]	自同二十五年十一月 至同二十八年四月	同 一九.〇〇		.一〇	同 一九.一〇〇〇	

武漢區域	同	同
下地	等則なし	同
自同二十五年十一月 至同二十八年四月	自同二十八年五月 至同二十九年五月	同二十九年二月以後
同一八・〇〇	同二〇・〇〇	同 六・〇〇
同 ・一〇	・一〇	・一〇
同一八・一〇〇〇	同二〇・一〇〇〇	同 六・一〇〇〇

（地売田水規程）

（前掲書一〇八—一一〇頁）

第三節　主なる産業の種類

(1) 農業

よし総面積に対する耕地面積の割合が少ないとは言へ、農業が本県産業の首位にあることは勿論で、大豆、高粱、包米、谷子其の他穀類の総収入は年に二百三十万石以上に及び、県内四五、九八三戸、三十万にあまる人口と一七の油房と五の焼鍋を賄ひて、尚ほ年々相当額の移出を存しつゝある現状である。

農産物中稲子は朝鮮人の流入と共に年々増加の傾向を辿つてゐるが、本県に於ける水田経営は民国元年（一九一二年）、高某なる朝鮮人が生活困難のために故国を出でゝ、希望更生の地を本県に

求めて僑り住み、偶々県城にて雑貨商を営む地主某と相知り、且つは又領事館の斡旋もあつて、第二区古龍村（現在は泉河村と大営村に分割合併されてゐる）に百五十天地の水田小作を初めたるを以て嚆矢とする。

其の後朝鮮人相踵いで来り、全県に亘り水田を見るに至り、民国十年（一九二一年）には八、二〇〇余畝、康徳二年度に於ては一八、六一一畝の朝鮮人の水田経営面積が統計に上るに至つた。

斯く朝鮮人が水田を経営して利あるを見るや、本邦農民の之れにならふ者も次第に出で来り、現在に於ては面積一六、一九二・六畝、戸数九五戸の数字が見られる。

今水田面積及び経営戸数を示せば次表の如くである。

西豊縣水田面積表

区別	総面積	朝鮮人農家経営面積	満人農家経営面積及戸数		
			面積	水田経営戸数	一戸当経営面積
	畝	畝	畝	戸	畝
総計	34,803.60	18,611.00	16,192.60	958	16.90
1	270.00	270.00	–	–	–
2	6,121.20	3,528.00	2,593.20	153	16.95
3	3,179.10	960.00	2,219.10	139	15.96
4	6,553.00	2,760.00	3,793.00	230	16.49
5	5,884.20	3,073.00	2,811.20	166	16.93
6	5,928.00	3,740.00	2,188.00	106	20.64
7	5,570.60	3,914.00	1,656.60	119	13.92
8	877.50	366.00	511.50	26	19.67
9	420.00	–	420.00	19	22.11

備考　朝鮮人経営面積ハ掏鹿朝鮮人民会ノ調査ニヨルモノヨリ，満人経営面積及ビ戸数ハ県公署水利征收処調査ニヨルモノヨリ作製．
康徳二年十二月末現在．

尚特殊な産業として柞蚕飼育がある。斯業の濫觴に就ては判然しないが、光緒二十八年（一九〇二年）には蓋平出身閻某に依って隆興德（現在なし）と称する工場が設立されて製絲が始められたのを見れば、少くともそれ以前の放蚕は想像し得られる。

県内蚕場の分布状況が二、三、四、五、六区等の南方地域に多く、該地域の移民が主として鳳城県等の先進柞蚕地の出身であることを考へると、彼等は来住と同時に旧来の農耕と共に柞蚕飼育を始めたものと思はれる。

其の後に於ける斯業の発達は年を逐ふて盛になり、製糸工場も次第に増加し、民国十五－六年（一九二六－二七年）に於ては、蚕場三千余把剪子、収繭量三百五十余万斤（一斤は約百粒）に昇り、製糸工場数も九十余に及んでゐたが、繭価の下落に加へて、大同元年民間銃器の回収令に依り、洋砲没収され、為めに鳥害を被ること甚だしく、現在に於ては放蚕蚕場数に於て、放蚕戸数に於て、生産繭量に於て、将又工場数に於て、製糸量に於て、著しく減少を来たし、昔日の面目なき状態である。

「附」　次に把剪子数、飼育戸数、収繭量、工場数、製糸量等を表示するが、蚕場把数に於ては年次別にて割合増減ないが、放蚕把数及び飼育戸数に於て漸減の傾向著しい。即ち好況時に於ては全蚕場余す所なく放蚕利用されてゐたと言はれるが、康德元年度に於ては全蚕場の六四％、同二年度に於ては四九％の利用に止り、戸数に於ては大同元年に於て三四五八戸の多数に上つたが、逐年減少して康德二年度に於ては僅かに一、六三八戸となつてゐる。

西豊縣年次別区別蚕場把数表

区別 ＼ 年次	民国18年	民国19年	民国20年	大同元年	大同2年	康徳元年
	把	把	把	把	把	把
1	–	–	–	–		
2	392.00	398.00	398.00	401.00	405.00	405.00
3	705.00	715.00	715.00	722.00	726.00	726.00
4	218.00	221.00	221.00	224.00	225.00	225.00
5	422.00	432.00	432.00	440.00	440.00	440.00
6	263.00	268.00	268.00	270.00	271.00	271.00
7	372.00	379.00	379.00	381.00	382.00	382.00
8	85.00	87.00	87.00	90.00	91.00	91.00
9	88.00	90.00	90.00	94.00	96.00	96.00
総計	2,545.00	2,590.00	2,590.00	2,622.00	2,636.00	2,636.00

備考　財務局調査ニヨル.

康德元年,二年柞蚕飼育把剪子表

年別 / 区別	康德元年度			康德二年度		
	総把数	飼育把数	百分率	総把数	飼育把数	百分率
	把	把	%	把	把	%
総計	2,636.00	1,690.50	64	2,589.50	1,281.50	49
1	—	—	—	—	—	—
2	405.00	316.50	78	433.00	226.00	52
3	726.00	248.00	34	607.00	203.00	33
4	225.00	193.00	86	236.00	131.00	56
5	440.00	314.00	71	443.00	246.00	56
6	271.00	252.00	93	274.00	240.00	88
7	382.00	351.30	92	399.00	230.50	58
8	91.00	9.00	9	93.00	3.50	4
9	96.00	8.00	8	104.50	1.50	1

備　考　康德二年度農作物收量予測調査報告表ヨリ作成.

柞蚕飼育戸数

大同元年	三、四五八戸
〃 二年	三、〇六五戸
康徳元年	二、〇三〇戸
〃 二年	一、六三八戸

年次別収繭量

民国十八年（一九二九年）	二、四一〇、八〇〇斤
〃 十九年（一九三〇年）	二、六二〇、七〇〇〃
〃 二十年（一九三一年）	三、三九〇、六〇〇〃
大同元年	三、一二七、五〇〇〃
〃 二年	二、九六六、三〇〇〃
康徳元年	一、八六四、四一〇〃
〃 二年	六四七、一八〇〃

「註」 一斤は繭数に於て約百粒

工場数、製糸量

年次	戸数	製糸量	價額	備考
大同元年	七三戸	二、四〇〇箱	八三八、四四〇円	一箱は百斤
〃二年	六六〃	一、八〇一〃	五四三、七九〇〃	
康徳元年	四五〃	九七二〃	二四三、七〇〇〃	
〃二年	三八〃	七二〇〃	二三六、六〇〇〃	

(2) 商工業

商業に於ては日用品売買の商舗が貧窮化する農民を最大の顧客としてさゝやかなる営みを続けてゐる状態であり、工業方面も前述せる十七の油房、五の焼鍋、三十八の製糸工場の外、特記すべき程のことはない。（産業統計第七、八、九表参照）

(3) 鑛業

県公署の語る処によれば、本県には莫大容積の炭層を有してゐると言はれてゐるが、未だ大規模に採掘の運びには至らず、僅かに二股份公司が少量採炭してゐるに過ぎない。

現在採炭してゐる公司名及び生産量は次表の如くである。

公司名称	鉱権	鉱区所在地	炭種	資本関係	鉱区面積	年産量	工人数
余永泉東北民生煤砿公司	孫百南鉱権	八区南太村	煙煤	股份	五四〇畝	八六二噸	三一人
東北煤砿公司	仝	二区石橋村	無煙煤	仝	五〇〇〃	一、三三三〃	二〇〃

第四節　土地所有関係

本県の全農家戸数三五、八八〇戸の内、全く租によつて生計を営む純地主は、二、六三五戸（七％）、地主兼自作を合すれば地主数五、二八五戸（一四％）にして、自作農家は六、五七九戸（一八％）、耕すに一片の土地をも有し得ない純小作、純農労の計は二一、二七六戸にして、六〇％の多数を示してゐる。

従つて土地所有関係は極めて偏倚し、一方に大地主の可成り多数が都市に居を構へて、労なくして逸楽を事とするに反して、他方には租の安きを願ひつゝ転々と彷徨ふ租戸の大衆があり、農民の大部分は少数地主の為に食を節し、肉を鍮り、沒法子の観念に諦観しつゝ、自己搾取的農耕を営みつつあるの現状である。

統計不備のため詳細なる数字をあげ耕地所有の関係を見ることは不可能事に属するが、五十晌以上の耕地所有農家は二二四戸に達し、其の所有面積は一八四三、二七九晌に及び、約〇・六％の農家が

全耕作地の約一〇%を所有すること、なり、適確なる数字を得るならば、純地主なる全く地主兼自作農五、二八五戸（全農家の一四%）が県内耕地の殆んど大部分を所有して居ることが明白と為るであらう事は、産業統計の内の階級別農家戸数表及び自小作別農家戸数及経営面積表の参照に依つて想像し得られる。

県内農民の大部分を占める小作人は、別に小作関係の項に於て詳述するが如く、自家労賃部分にまで及べる過当の代價を拂つて小作を余儀なくされて居る状態にて、一人当り、他県に比し比較的肥沃なる耕地約〇・六畝を割当てられる本県農民も、此の土地所有偏倚の弊を受けて、其の大多数は低級な生活を維持して居るに過ぎない。

斯る土地所有の偏倚傾向は、沿革的に開墾当時に因を発するが如く、其の後に於ける商工資本の侵入に依つて漸次著しくなり、民国十年（一九二一年）代に於て、奉票の下落に農村一般大衆が困窮に喘ぎ、小土地所有者が生活に追はれて其の有する土地を続々と手離せし事が此の傾向を更に一層顕著にせるものゝ如く、本県の最大の地主にして六三五・二一畝を有する張某の如きも、其の大部分の所有地を奉票下落の時期に入手せりと云ふ。

次に財務局調査によつて五十天地以上の地主の分布状態を次表に示すが、第六区、一区に於て他区に比し比較的地主の数多き傾向認められ、その事が何に所以するか究めることが出来なかつたが、該地区はその交通立地條件に恵まれて居る故、或は近代的経済法則の影響を早く且つ強く受けたるに非ざるかと思料される。

有地主数表

6		7		8		9		計	
戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
戸	畝	戸	畝	戸	畝	戸	畝	戸	畝
22	1,157.25	7	380.60	4	220.42	8	438.72	71	3,810.95
9	581.21	9	587.55	4	260.32	2	123.29	45	[illegible]
3	223.59	4	294.63	5	371.67	4	297.37	35	2,601.27
6	526.51	3	260.96	1	88.64	3	258.52	15	1,305.59
2	192.02	3	283.20	4	379.40	5	471.37	20	1,883.01
1	106.41	1	113.99	2	211.77	–	–	10	1081.35
3	367.74	–	–	3	386.25	3	387.30	14	1,794.52
2	291.97	–	–	–	–	–	–	6	902.36
1	169.90	–	–	–	–	–	–	1	169.90
–	–	–	–	–	–	–	–	2	362.56
–	–	–	–	–	–	–	–	2	417.91
–	–	–	–	1	294.95	–	–	2	585.47
1	635.21	–	–	–	–	–	–	1	635.21
50	4,251.81	27	1,920.93	23	2,213.42	25	1,977.17	224	18,432.79

（此の事について、県当局者の一人は、奉票下落の頃、該地区の農家が開墾の空相場に手を出して失敗し、所有地を手離したことを、最大の原因として挙げて居る。）

五十畝以上所

区別 / 階級	1		2		3		4		5	
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
畝	戸	畝	戸	畝	戸	畝	戸	畝	戸	畝
50−60	−	−	8	427.46	8	429.11	6	326.15	8	431.24
61−70	−	−	10	629.46	2	126.79	3	196.28	6	377.19
71−80	−	−	5	375.44	2	144.24	7	520.26	5	374.07
81−90	−	−	1	88.63	−	−	1	82.33	−	−
91−100	−	−	3	276.20	2	182.27	−	−	1	98.55
101−120	−	−	5	533.86	−	−	1	115.32	−	−
121−140	−	−	−	−	2	269.60	3	383.63	−	−
141−160	−	−	4	610.39	−	−	−	−	−	−
161−180	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
181−200	−	−	1	181.41	1	181.15	−	−	−	−
201−250	−	−	2	417.91	−	−	−	−	−	−
251−300	−	−	1	290.52	−	−	−	−	−	−
300畝以上	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
計	−	−	40	3,831.28	17	1,333.16	21	1,623.97	20	1,281.05

第五節　小作関係

(1) 小作関係概観

完璧事情に端を発し、其の後の発展過程に於ける土地集中に依って進められた土地所有の甚だしい偏倚の結果、現在本県農民の圧倒的大部分が一片の土地無き農民として、小作関係の桎梏の中に喘ぎつゝある事については別項に於て触れたところであるが、以下小作関係そのものについて本県の大勢を述べる事にする。

沿革に見られる如く、農民の先住地は主として南満である関係上、その慣行のまゝに本県一帯に物納小作が通常的で、全小作関係中の九〇%以上を占め、その中定額は八〇%、分益は二〇%の割合で存在する。

大体定額は平地に、分益は山腹斜地に多いが、両者の八〇対二〇%の割合については地勢の関係上地域的に大きな差異は見られない。

金納小作形態は県城及び県の中心街地郊外の菜園小作と、その他にきはめてまれに存在するにすぎない。

菜園小作料が現銀で前納される理由は、蔬菜の栽培者は栽培技術上山東よりの出稼人に限られて居る故地主の信用薄いためと、蔬菜は普通作物に比し栽培成績のみならず価格の騰落が甚だしい故地主がそれによる危険の負担を免れんとする為である。

普通畑の小作に於ける現銀小作料は、地主が不在地主の場合、又は地主が貧しくして現銀を所望する場合に限られて居て、民国十年（一九二一年）以来漸増の傾向を辿つたが、満州事変後は甚だ少くなつた由である。

(2) 小作料

定額小作料の量は勿論、小作料穀物が二色糧であるか三色料であるかは小作地の地味に依つて決定される。二色糧は「高粱」「大豆」三色糧は「大豆」「高粱」「谷子」又は「白米」で小作地適作物の種類によって孰れかに決定される。

分益は対半最も多く、小作料の納入は作付作物の子実を分益率に依つて圃場で分配するのが普通で、帯稈分は少ない。

金納小作料を地域別に見れば、

場所	一畝当小作料
西豊（県城）	一〇円—六円
平岡（八区）	六円—四円
双河鎮（三区）	六円—四円
郎家店（六区）	六円　四円

市街地の発展は蔬菜類の需要を増加し、それに伴つて普通畑が菜園化する傾向あるも、菜園小作料には騰貴、傾向がないと云ふ。

尚普通畑を蔬菜園にてんかんする場合には灌漑設備を要し、又耕作地が細分され、小作人の住宅

の建築費を要する等々の理由で、その小作料は普通畑のそれに比して高価なるも、地主にとつては小作料の数字その儘には有利でないと云はれてゐる。

前納現金小作料額は縄元来物定額小作料を契約時の穀価にて換算したものから一年分の利子（地方普通利廻）を差引いたものを標準に決定される。利子を差引くことは地主の現金所望の請求から来るものと思料される。

現物小作料額を土地の上、中、下則に示すと、

等則別＼品物別	大豆	高粱	谷子	計
上則（一天地）二色	四、八六石	四、八六石	―石	九、七二石
三色	三、二四	三、二四	三、二四	九、七二
中則	四、〇五	四、〇五	―	八、一〇
	二、七〇	二、七〇	二、七〇	八、一〇
下則	三、二四	三、二四	―	六、四八
	二、一六	二、一六	二、一六	六、四八
次下則	二、四三	二、四三	―	四、八六
	一、六二	一、六二	一、六二	四、八六

「定額小作料は平均收量の二分一を標準とされる」

「金納小作料は穀価の騰落により不同である。」

(3) 小作料納入

現物の場合は定額、分益にかゝはらず、地主が小作人方に行きて、自己の量器を以て計量し、搬出する。

時に小作人に地主宅への搬入を依頼することもあるも、此の際には二十八斤まで五銭、それ以上は十銭の謝礼をなす。

(4) 小作契約

契約時期は秋收後より播種までゞある。従つて十一月より三月に亘る間に行はるゝが、其の大部分は十二月及一月中に契約される。

契約は証書を以て為されるものが多く、殊に定額の場合は証書に依ることが多く、分益は口頭が普通である。

不在地主の場合は普通定額であり、分益は在住地主の場合に多いこととの影響を受けてゐる。契約には通常保証人がある。期限は普通一ヶ年で年々契約が更新されてゐる。稀に三ヶ年契約のものも存在するが、一ヶ年が圧倒的多数を示してゐる。

(5) 租税の分擔

田賦は地主負担で、攤捐其の他は小作人負担と為つてゐたが、近時村費の膨張に伴ひ、小作人の

負担過重となり、小作人の申請に依りて民国十八年（一九二九年）県令を以て村費を地主と小作人の折半とする事を示達せられたので、爾後村費に限り折半せられる。但し、自衛団費等は依然全額小作人の負担となつて居る。

「附」　分募に対する農民の観念

田賦……土地の所有权に対して課せらるゝを以て所有者が納入の義務を持つ。

畝捐其の他……治安維持並に農民保護の為の経費なるを以て、耕作者が納税の義務者である。農民が安全なる耕作を為し得るは県公署、並に警察局並に村公所又は自衛団等の保護によるためなりとの解釈に基く。

(6) 小作地附加物

小作地には房子が附加される。房子の大きさは小作地面積の大小に比例する。小作地面積の大小が家族員の多寡に大体比例する所から来てゐると考へられる。

房子や磨等の農具も小作地面積の大きな際には附加されるが、一般的ではない。唯地主所有のものを無料にて使用する事が一般的に許されて居る。

(7) 押租銀

小作地の押租銀は、当地にあつては開墾当時よりあつたといふ。本県の如く不在地主の多かつた処では、当然であると思はれる。而し当時の押租銀は、小作料不納等の小作人の契約事項（義務）不履行の場合、地主が其の損失を免れんとするために納付させてゐたと云はれ、従つて小額であつたとの事

であるが、不在地主も先住地の人口増加に伴ふ分割相続等の為めに、先住地に於て生計を為す能はざるに至り、陸続来住するに至つて自営するものが増加したが、其等の農家は亦来住後分家するに至つた為めに所有地は益々細分化さるるに至れることは全満その軌を同ふする。

之等の零細地主は、所有地の細分につれて生計が困難化するは必然で、為に金銭を所有する程度に於て開放当時の比ではない。然し所有地を売却することを好まず、又出典することをも欲せざりしためには小作地を貸付くる場合、小作人の小作地要求熱の盛なるを利用して、小作人に押租銭を納入せしむることを條件として、土地を貸付くるに至つた。開放当時の如く小作料の保証として納入せしめたものと、地主階級の経済状態が困窮化し、そのために押租銭を納付せしめて、之れによつて自己経済の困窮を救ふ資に充当するものとでは、その有する意義自ら異るは当然で、現在の押租銭には利子を附することゝなつた。

現在の小作地に対する押租銭は上述の如く、金融の一方式たる性質を有する。

此の場合の租帖は、

租　帖

立租帖人何某因無地耕種租何某下　畝　一天地好二石三色糧・押租　銭毎

百円去両七利　銭利顛出、立租帖為証

年　月　日　保人　何　某

甲県人　何　某
立会人　〃
代字人　〃

租帖によつて知る如く、純然たる金融（典又は押の如き）にあらずして、小作契約条件として金銭を納入せしめ、其の押租銭の返済なき限り小作地の返還を要求することが出来ないことゝなつてゐる。

従つて小作料の保証的意味の納付金にあらずして、地主の借入金的な意味を持つものである。

「附」鮮人小作について

本県には水田適地多く、民国初年以来鮮人の小作農が増加し、県下で、鮮満人間の小作関係も重要な意義を持つに至つた。

其の小作形態は分益で、分益率は四、六比最も多く、三、七比、五、五比も少くない。近頃子実のみならず茎稈を含めての分益が増加の傾向を辿つてゐる。

契約は当事者直接に結ばれる場合（普通信用ある鮮農名義で借入れ、分割小作する）と、領事館を介して行はれる場合とがあるが、複雑な問題を惹起すること屡々で、小作問題の絶え間がない。（別項詳述）

契約には必ず証書が作製され、必ず保証人が介在する。期間は一般に一年で、黙認継続が行はれ

る場合も少くない。

小作地附加物其の他については前述満人相互の契約と全様の事が云へるが、租税の分劈は朝鮮の小作慣行のまゝに全て地主の負担で、水利税、水利費は折半、水溝修繕費は小作人全額負担である。

「附」 西豊県に於ける年代、場所別小作料

場所	康三	康二	康元	大二	大元	民二〇
一	一畝 六円－七円	〃	六円	－	－	－
二	一方 一九四、四〇石	一九四、四〇石	一九四、四〇石	一九四、四〇石	一九四、四〇石	一九四、四〇石
三	一六二、〇〇〃	一六二、〇〇〃	一四五、八〇〃	一四五、八〇〃	一一三、四〇〃	一六二、〇〇〃
四	一二九、六〇〃	一二九、六〇〃	一二九、六〇〃	一一三、四〇〃	一一三、四〇〃	一二九、六〇〃
五	一二九、六〇〃	一二九、六〇〃	一二九、六〇〃	一一三、四〇〃	一一三、四〇〃	一二九、六〇〃
六	一九四、四〇〃	一九四、四〇〃	一七八、二〇〃	－	－	一九四、四〇〃
七	一九四、四〇〃	一九四、四〇〃	一七八、二〇〃	－	－	一九四、四〇〃
八	一九四、四〇〃	一九四、四〇〃	一七八、二〇〃	－	－	一九四、四〇〃
九	一九四、四〇〃	一九四、四〇〃	一七八、二〇〃	－	－	一九四、四〇〃

何故当時最初の小作料額は、小作地の生産量を折半せる量を小作量とし、従つて相当高価な小作

料の支払ひを強ひられてゐた。

開墾以来年を経ると共に土地の生産力の減少は小作料を多少減じたやうであるが、減退せる割合には小作料は減額されて居ない。

今開放以来の小作料額を一方地につき見るに、

光緒三十年（一九〇四年）	二五九・二〇石
民国元年（一九一二年）	二五九・二〇石
民国十五年（一九二六年）	二三三・二八石
康徳三年	二三三・二八石

●実納は水害等によりて

民国四年（一九一五年）	一六二・〇〇石
民国十五年（一九二六年）	九七・二〇石
〃十六年（一九二七年）	九七・二〇石
〃十七年（一九二八年）	九七・二〇石
〃二十年（一九三〇年）	八一・〇〇石
大同元年	七二・七八石
康徳二年	六四・八〇石

右記の如くで、水害等に依り被害を蒙った年以外は先づ変化がない。山荒地を耕地に為したる畑地等は満洲農業の掠奪式により、又傾斜甚だしき為めに土壌養分が流失して生産力が急激に減退し廃耕の止むなきに至り、植林地と化せるものも諸所に目撃せる所である。之に反し、平地は土壌肥沃なるに加へ、山地より土壌養分が流入して自然的に土壌養分の補充をなし、生産力は減退してゐない。

斯くの如き自然的條件なるに拘らず、小作料が山地に於ても余り減量されて居ない事は、生産力の減退甚だしき山荒地にありても其の生産量の減少を新開墾地によつて補充し得るためであるとの地主の云ひ分であるが、最近の如く開墾の余地を有しない状態の裡では、之等の山地に於ては定額小作契約を締結することを小作人側に於て漸次忌避するに至り、分益小作が出現するに至つたと云つてゐる。

山荒地の面積の多い地区は「三区」「五区」、南部「四区」の全部、「八」、「七」、「二」、「九」「六」区の東部であり、比較的平地は「三」、「五」区である。

立租契人　　　　茲租到
史惠德堂　地　畝訂明毎年応納租粮　石　斗
以　色　為限須於国歴十二月底　城内交齊不得拋欠左列各
項概係循與承租人使用但其応負修理及保持完整之責承租人如有違約及不法等情有保
証人負完全責任
　房　間門窗戸壁均全　井　眼　院墻
　倉　碾　磨
附條
年　月　日　立
保証人
介紹人
代字人
承租人

西豊縣公署布告内行字第一〇八五号

為布告事査上年各村会款由東佃各半分担並新粮登場須由佃戸先清会款後交租粮各節業経出令在案茲屆本年秋成攤款之際自應仍遵前定辦法辦理以昭公允而杜紛争除分行外合行佈告闔属人民一体遵照此乞

康徳　元　年　九　月　廿　六　日

縣　長　谷　金　声

一　満鮮人間の小作関係

本県は水田適地多く、其の開発は朝鮮人により民国初年よりとされ、朝鮮人の本県に居住するもの二千七百八十五人の多きに達し、之等朝鮮人の大部分は水田経営を為して主計となして居る。

其の鮮人経営の水田面積は一八六一一畝にして、全県水田面積の五〇%を占めて居る。

水田適地は其の性質上湿地で、満人の乾燥農法に適せず、大部分は不毛の地として放棄せられてあつたもので、過去に於ては鮮人に出租する事によつて該地の経済価値増加乃至は小作料収入を得るを以て鮮人との小作契約はむしろ歓迎せらるゝ状態で、満鮮人間にて直接小作契約を結び、全県の湿地は漸次水田と化し、鮮人人口漸く増加するに至つた。

其の後民族の相違より来る民情の相異、並に小作慣行の同一ならざる事等により、両者の意志の疎通を欠くに至つて小作紛争を惹起するに至り、逐年之が増加の傾向が認められるために、現在は満鮮間の小作契約は領事館を介して締結することゝし、其の紛争の減少を計つて居るが、此の小作

紛争の裏には満人農民の水田経営への進出あることを忘れてはならない。

此の満鮮人間の小作契約内容について、第七区中陽村に於て見聞せるものを概説する。

中陽村の地主は王某外十九名にして、出租面租は「康徳元年二五〇畝」「康徳二年二七〇畝」、「康徳三年三〇〇畝」と漸増してゐる。

本小作契約の発端は大同元年である。

現在の水田は上記地主等の所有耕地の一部にて、長方形の圃場の一部分が濕地で、此の湿地に普通作物を作付するも、豊作の時に於て一天地の收量は僅少に過ぎず、該地を耕作するも利を得ること少き状態であつた。

王は水田化の有利なるを聽きて、自己所有地中五畝乃至大畝を水田となし、自家にて経営せしも技術上の関係によりて漸く一畝より二石余の收量を得たに過ぎなかつた。

偶々王福有に対して王の所有地及び附近の水田適地を朝鮮人に小作せしめては如何との話あり、自作にては水田経営不可能なりしために、附近の地主と談合の上、大同元年、朝鮮人に出租することとした。

然し水田適地は長方形に区劃せられたる圃場を横断せるために、該地に含まれる土地の所有者の数が二十名に上り、各個が小作契約をなすは忙雑なるため、地主間の協定によつて、王、王洪恩、劉某の三名が地主代表として契約当事者となつた。

斯くして地主、小作人立会の下に土地を丈量し、各人の所有面積を調査し、合計面積を小作地と

して契約した。

今地主の所有面積の証書を作成して、小作料徴収の保証として地主へ未小作料を預くること、契約は文契にて、保証人には仲介人たる張某が在り、小作條件として、期限は三ヶ年、小作料は圓場にて評程分対半北に分合する。附加条件がある。保証人は小作人の義務不履行の場合保証の義務を有すること、圓裁の決議は、田賦は全額地主負担、畝捐其の他村費は小作人負担とす。

但し村費は折半、附加物の修理に於ては小修理は小作人、大修理は地主といふが如く、当地の在来の慣行によつて契約したために、地主にとつて比較的有利な条件であつた。

斯くの如く円満裡に小作契約が成立したが、水利及び水渠に関する事項が決定されてゐなかつた為めに大紛争が生じたのである。

水溝問題をめぐる満鮮人間の紛争は重要視に懸念されるが、鮮人は水田経営をなす場合小作地へ（水田）の水を入手し、之に要する水路は満人地主が負担する（即ち水田の小作料には小作地に設くべき水路の小作料をも含むものとの説の下に随意に水路を設くる為めに、水路用地の問題で地主との間に紛争を起すこととなる。

此の契約も其の例にもれず、鮮人は満人の所有地に何等の交渉なく、任意に水路を構築せるために問題となり（従来は交渉してなすも満洲事変による日本勢力の伸張を見て、鮮人は満洲に於ては如何なる無理をもなし得ると云ふ誤まれる認識を有するによれるものと云はれてゐる）、満人地主

は県長に嘆願し、憑県長は視察に来つて、鮮人をして水溝を原形に復さしめ、且つ立退きを命じた為めに止むなく鮮人は退散した。

爾後本小作契約をめぐつて満鮮人間に交渉ありしも、鮮人の譲歩なかつた為めにそのまゝとなつてゐた。

康徳元年に至り、鮮人は日本領事館に依頼して、新小作契約を作成して再契約をなすことを直接交渉せしも、小作料が以前は折半なりしを四六比と変更し、小作期限を決定せず、且つ開始の時期を康徳三年よりとし、租税の分擔関係を記入せざる等の地主に不利なるものであつた為めに、地主側が之に応ぜざりしため鮮人は領事館に斡旋を依頼し、領事館は県警務局に依頼して地主代表を呼出し、四回に渉りて強制的に契約方を促した。其の時の小作証書は以前のものに比し満人地主に不利なる点が三点ある。例挙すれば

一、分配率が折半なりしを四六比とした。

二、水溝用地の小作料は小作人負担であつたが新契約は分益率に従ひ分担する。

三、租税の分擔関係に関する記事なく、従つて租税は地主の負担となる。

以上の如く地主に不利なること甚だしく、為めに地主は従前の契約に依るべしと主張せるも、警務局長の強制によつて遂に承認することとなり、小作証書は区警察署を通じて県警務局員より交付されたといふ。

満鮮両の小作契約は領事館及び県を介するを以て、四通の小作証書を作成し、各一葉宛所持して

ある。

本契約は斯くの如き経路をたどつて契約されたるものにして、其の内容の理論的な収益分配に付いての正否は別として、満洲事変以来、満鮮人間の小作契約が、官憲の意志を以て主として行はれたがために、分益率其の他の経済的諸条件が一般慣行と相容れず、満人側にとつては当時よりも不利なる条件によつて行はれてゐる。

地主と水溝用地地主との「租水溝用地契約」は次の如き様式である。

租水溝用地契約

中陽村中陽屯

出租人　許卯閣
〃　李作圃
〃　全永優
〃　金永祿
〃　李育林
〃　王三方
〃　沈殿仁

中陽村中陽屯

承租人　王福有

〃　　三洪發

〃　　劉青紳

第一條　前列承租人等因經營水田堀溝引水特租到前列出租人等中則地拾壹畝言明每畝年納租穀壹石共計應納拾壹石

第二條　該水溝在橫斷縣道之処由承租人以二尺直經之洋灰管修築此地面稍高永久不納妨害交通之暗爲一座

第三條　除前所列縣道暗橋一処外另有耕地用六尺寬暗橋処經官署指定地点由承租人於康德二年四月一日以前負完全責任修築之

第四條　承租人須在水溝口修築堅固之水門普須負責準備雨水連綿期間能閉門之水門以防水害

茲立以上各條寫租地契據証各執一紙

出租人　許卯洲

〃　　李作周

〃　　李永復

〃　　李永祿

〃　　李青林

王巨方

〃　　范敦仁

承租人　王福有
〃　王洪竜
〃　劉書紳

出租水田契約

地東　王福有
　　　王洪竜
　　　劉書卿

佃戸　戴祥龍
　　　劉環龍
　　　牟承煥
　　　李基恒
　　　姜德碩

前列佃戸等因經營水田今租到前例地東各下所有土地特立條約如左

第一條　收穫物由康德元年至康德三年地東得四成佃戸得六成

第二條　康德四年以後為対半分糧

第三條　依據別紙水溝用地契約第一條水溝租糧地戸應納六成但康德四年以後汝至王成該契約第

二、三、四條一切料係築責任均歸佃戸負担

第四條　別紙水溝契約査変更或廃止時非経佃戸承認不能発生効力

地東　王福有 ㊞

　　　王洪飛 ㊞

　　　対青紳 ㊞

佃戸　嚴祥龍 ㊞

　　　刘環龍 ㊞

　　　李永煥 ㊞

　　　李基恒 ㊞

　　　姜徳碩 ㊞

康徳　年　月　日

以上に示さるゝ如く、水田地主は「租水溝用地契約」によつて種々の義務を負担することゝなつてゐる。

「本県に於ける朝鮮人農家の水田経営階級別戸数及び面積を示せば次表の如くである。」

積階級別農家戸数表

6		7		8		9		総計		一戸当経営面積
戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	
戸	畝	戸	畝	戸	畝	戸	畝	戸	畝	
82	3,740.00	87	3,914.00	12	366.00	–	–	410	13,611.00	47.83
2	16.00	–	–	–	–	–	–	2	16.00	8.00
13	199.00	32	782.00	–	–	–	–	101	1,893.00	18.74
24	560.00	24	677.00	8	116.00	–	–	122	3,152.00	25.84
19	795.00	11	472.00	1	30.00	–	–	84	3,472.00	41.33
17	1,260.00	15	908.00	3	220.00	–	–	77	5,610.00	72.86
7	910.00	3	380.00	–	–	–	–	20	2,553.00	127.65
–	–	1	250.00	–	–	–	–	2	470.00	235.00
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
–	–	1	445.00	–	–	–	–	1	445.00	445.00
–	–	–	–	–	–	–	–	1	1,000.00	1,000.00

警務局調査ニヨル康徳二年六月末現在ニ於ケル朝鮮人戸数462戸

朝鮮人農家水田経営面

区別 / 階級別	1 戸数	1 面積	2 戸数	2 面積	3 戸数	3 面積	4 戸数	4 面積	5 戸数	5 面積
	戸	畝	戸	畝	戸	畝	戸	畝	戸	畝
総計	5	270.00	114	3,528.00	22	960.00	56	2,760.00	32	3073.00
10畝以下	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
10畝以上20畝以下	1	20.00	31	396.00	5	120.00	8	116.00	11	260.00
20 〃 30	–	–	48	1,233.00	4	120.00	14	446.00	–	–
30 〃 50	2	80.00	24	962.00	7	300.00	17	698.00	3	135.00
50 〃 100	2	170.00	9	717.00	6	420.00	11	787.00	14	1,128.00
100 〃 200	–	–	2	220.00	–	–	6	713.00	2	330.00
200 〃 300	–	–	–	–	–	–	–	–	1	220.00
300 〃 400	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
400 〃 500	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
500畝以上	–	–	–	–	–	–	–	–	1	1,000.00

備考　撫順朝鮮人民会調査ニヨル．康徳二年十二月末現在ナル故
ヨリ少キハ非農家戸数52戸ヲ含マザルニヨル．

菜園小作

金納小作は県城其の他鎮の附近の菜園及普通畑に適用せらるゝのみであるが、其の内容を県城西方の公合村下の地主民家及び小作人三氏につき聴取せる事項を述べることにする。

地主袁桂春は十九年前一方（八二四〇畝）を奉票六千元にて購入し、自作して居たが、民国十七年（一九二八年）西豊城の市街拡張に伴ひ、道路建物敷地として利用し、残りの百五十三畝を民国十九年（一九三〇年）三人の兄弟にて分割相続し、各々五一・七畝を得た。当時該耕地には治安の関係上高粱、包米等の作付を禁止されたので、耕地を蔬菜園化して利用することにした。当時該地の普通小作料は一畝九・七二斗（高粱六・四八斗、大豆三・二四斗）であつたといふ。

普通畑を蔬菜園に化することは井戸の設備を要するのみならず、耕作技術上の関係によりて耕地を細分するために之を一二畝（二天地）毎に分割し、一区に草房一間を建築した。井戸の建設費奉票千元、草房建設費二五〇元となる。

斯くの如く蔬菜園化のために多額の固定資本を要せるために、これを出租するに当りて普通畑一畝の小作料の九・七二斗を三・二四斗二円の割合に換価して六円及び井戸並に家屋費に対する利子及び償却費として二円、合計一畝に対して八円の定額小作料を徴収することにした。

民国十七年（一九二八年）以降の小作料

民国十七年（一九二八年）	一畝に付	奉票八元
〃 十八年（一九二九年）	〃	奉票八元

〃 十九年（一九三〇年） 〃 現大洋八元
〃 二十年（一九三一年） 〃 〃 八元
大同 元年 〃 〃 八元
〃 二年 〃 国幣 八円五角
康徳 元年 〃 〃 八円五角
〃 二年 〃 〃 八円五角

小作人王鳳祥は山東青州府にて農業労働者として生計を立てゝ居たが、労賃に比し穀価騰貴し生活困難となつたので本県に出稼し、蔬菜園の小作に従事する刘家を頼りて八年前来住した。来住後四ヶ年は日工として労働に従事せしも、大同元年刘家が山東に帰郷するに及んで其の小作地を譲り受け、菜園経営を始めた。耕作面積十二畝にて、爾後同一小作地を継続小作してゐる。小作料は地主たる袁より聴取せる通り一畝八円五角である。

小作形態は銀納前払とし、契約は文書にて為し左の如し。

立租帖人袁維春將園地租與王鳳祥名下耕種為業拾貳畝毎畝租銭八元五角村費兵餉皆歸地戸所納但田賦畝捐化消歸與地東所納租期三年為満期東戸別議再有小菜九菜根共計五十池房子二間并眼房子修理小工戸自己大工歸地東所納材料地東所備憑口無憑立此為証

承保人 曲慶念
代字人 、、、

康徳元年二月一日

以上の租帖を立てゝゐる。租帖は小作人地主各一通宛を所持してゐる。

小作契約の内容は租帖によつて明示さるゝ如く、契約は二月一日にして小作期限は三ヶ年である。王鳳祥は、最初の一年は刘の小作期限の一年残れるを譲り受けて、刘の名義にて耕作し、小作料は刘を通して地主に支払つてゐる。第二年目に三ヶ年契約をなし、康德元年契約を更新したのである。其の際小作料を一畝につき五角値上げされたのである。

押租は納入せず。

小作料は上述の如く前払となつてゐるが、凶作又は蔬菜価格暴落して小作人の生計に支障あるときは、二分の一を前払とし残余を有時払とさるゝこともある。康德二年は二分の一を五月節前に支払つたといふ。

租税は普通小作と異なる。田賦畝捐が地主負担となり、村費、自衛団費が小作負担となつてゐるが、計算上分擔率が普通小作の場合と大した相違がない。納税上の都合によつて斯くの如く決定したといふ。

期限が三年又は五年とさるゝことは、蔬菜は普通作物と異なり、市場状態にして豊凶によりて価格を支配さるゝこと甚だしくして、農民の収入が甚だしく不均衡なるものにして、收入の平均を得ること少きために小作人は小作期限の長期なるを希望すること普通小作の比ではない。為めに比較的長期の契約が締結さるゝのである。

尚ほ本契約が長期にわたる原因には、小菜、九菜等の如く、収穫が長期にわたるものあるべきが

である。

小作地附加物が普通小作に比して「井」が飲料水以外、灌漑用として必要欠くべからざるために小面積の場合と雖も必らず附加して居ることである。本小作の場合も、二十四畝に井一眼附加してゐる。

此の井戸の附加は亦、小作料が普通小作に比し高価なる原因ともなつてゐることは上述の如し。

第六節　労働事情

(1) 農業労働者の種類

大年做……………………年工

月工

日工

大年做（年工）の種類及労務時間

名称	労賃	労務期間
大打頭的	月 九円	自二月一日――十一月一日（九ヶ月）
二打頭的	八.五円	
赶車的、頭車的	九円	
〃　二車的	八.五円	

跟做的	八円	
半拉子	六円	自二月一日至二月一日
大師夫	八・五円	
猪管児	(一年)(全日)二五円	
更管児	月四円	

但し休養をなしたるときは補工をなすことゝなりをるたのは、下工期は十一月末である

日工……九ヶ月以下の雇傭者を云つてゐる。

名称	期間	時期	労債
割地月工	三ヶ月	自七月十五日至十月十五日	八円又は七円
種地月工	一ヶ月	自三月十五日至四月十五日	七円
鐘地月工	二ヶ月	自五月一日至七月一日	八円
半拳工	五ヶ月	自二月一日至七月一日	八円

大年做即ち年工は経営規模比較的大なる農家が、基本労力として雇傭し、補助的労力として繁期に月工又は日工を雇傭して経営を円滑に遂行する。

日工の雇傭は臨時的な労力を要するとき、例へば降雨続きにて除草を遅延せるとき、又は収穫一急に気候に変化ありて収穫を急ぐ等の場合に雇傭するのである。

月工の業務種類は年工と同様打頭的、赶車的、跟做的等の区分があり、日工は季節的に継続労働を要するとき、又は小経営者にして年工を雇傭することを能はざる場合、労力所要期節に雇入れる。

(2) 年工及び月工の業務種類及び業務内容

打頭的……農耕諸作業に対する労働能力整工にして、殊に労働者の統御をなす能力あるを必須の条件とする。而しその決定者は雇主である。

二打頭的は大打頭的を補助する。

例へば除草時に多くの日工を雇傭するときは二打頭的が先行し、大打頭的は日工の作業を監督する如く作業能率の向上を企図すると同時に之れが使用に万全を期する。

趕車的……老板子とも云ふ。

能力整工にして、役畜の飼養管理をなし、殊に扶犁趕車の技術を有するものにして、雇主が決定する。

二車的は頭車的を補助する。

跟做的……農耕諸作業その他年工の従事すべき業務につき整工なること。

大半拉子……農雑業の能力跟做的と変らざるも、年工の従事すべき業務に対し整工より能力に於て劣れるもの。

半拉子……能力半人前にして、其の業務は種地の鎮圧、庭の掃除、除草等を主とする。

大師夫……炊事及び之に附随する業務を掌る。

更管児……主務を夜警とし、家畜の飼育、碾子取扱、庭の掃除又は大師夫の手伝をなす。（老年労働者が従事する）

豚管児……（又は牛管児）

豚又は牛の放牧をなし、普通年少労働者が従事するが、馬の放牧は趕車的がなすを普通とする。

園　頭……普通穀作を主とする農家にはないが、園藝を業とする農家の場合に打頭的の役割をなす者を園頭といふ。

従つて本県には県城又は重要なる都市に存在するものにして、其の労賃は月九円位である。

尚打頭的は労働者の統御者と云ふも、農耕作業に従事するもの、其の統御者たるの地位にある。従つて趕車的其の他は打頭的の統制外にある。

農作業以外の業務に従事する場合、年工は全て対等で、例へば家事雑業（水汲等）には年工の全員が順番に従事する。

(3) 能力と業務の分担関係

作業能力に依つて自ら分担の労働部門が異なる。整工的は打頭的、趕車的、跟做的（随当）、（師夫に従事し、大半捨子は跟做的に、即ち除草其の他の農雑業は跟做的と同一であるが、その他の業務が欠けるものを云ひ、半拉子は能力整工の二分の一程度にして農雑業に限られる。半拉子以、の少年労働者は豚、羊、牛管児と云つて家畜の放牧に従事する。打更児（更管児）は老年労働者に限定されてゐる。

(4) 日工

屯内又は隣屯の農業労働者及び小経営の農家の副業的労力に依つてゐるが、県城又は街の都市労働者又は県外よりの（来住地不詳）移動労働者を雇入れてゐる。県には県城並に主要街基に労働市場が（二夫市）あり、県城には老東門前の空地に労働者が参集する。

其の参集状態は

	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
集合数	三〇人	三〇人	六〇人	一〇〇人	二〇〇人	二〇〇人	一〇〇人	一〇〇人	三〇人
就業数	一五人	二〇人	二〇人	八〇人	一八〇人	一八〇人	八〇人	八〇人	一五人
場所別	城内	城内	城外	城外	城外	城外	城外	城外内	城内
労賃	二〇銭	二五銭	三〇銭	三五銭 四〇銭	三五銭 四〇銭	三〇銭	四〇銭	三〇銭 二五銭	二五銭

工夫市の集合労働者の類別

県外よりの来住者僅少にして、大部分県の都市労働者又は農業労働者である。

之等の労働者は県城又は街基の客桟（花店ともいふ）に宿泊して労働市場に参集する。

都市労働者にして一時的に農業労働者に転向するものは「油房の苦力」「大師夫」「粮桟の扛二的」等が主なるものである。県内の日工需要期は五、六月で、供給不足の状態となりて日工労賃が

騰貴する為めに、都市労働者が之に動員されて行くのである。

雇入方法……雇主が「雇傭数」「作業」「労賃」等を言ひ、当事者相互間で條件を決定する。

通常雇傭は一日契約にして、雇主に於て継続雇傭せんとするときは、前日の労賃を標準とし適宜決定する。此の場合は雇主宅に宿泊させて居る。

瀋海鉄道敷設以来、開原地方よりの出稼人ありて従前に比して労力の供給が増加した。

雇傭日数は近距離のものは一日とし、毎日県城その他より通ふのであるが、除草期の如く日工を多数引続き要するときは日工中より能力大なる者を宿泊させて居る。遠距離にして十一粁以上の場合は「一打三天」と称して三日契約のものもある。

年工労賃を年代別に見ると次の如し。

種類	康二	康元	大同二	大元
打頭的	八円	七円五〇	六、五円	
趕車的	八円	七円五〇	六、五円	
跟做的	六円	六円	五、五円	
大半拉子	五円	四、五円	四円	
半拉子	三円	三円	二、五円	
大師傅	七円	六、五円	六、五円	

第七節　金融事情

西豊県の金融中心地は県城であるが、県城に於ける金融機関には、

中央銀行奉天分行	金融合作社	官当舗	一
私当舗	四	郵政局	正隆銀行分行（国際代理運行）

があり、中央銀行分行、正隆銀行分行はその性質上商工業金融機関であり、農民大衆と凡そ縁遠いものたるを免れない。

農民大衆の最も利用するのは当舗であり、地主階級が恩沢に浴するのは金融合作社である。今此の二者について述ぶれば

（1）当舗に就て

利子及び期限の変遷

大同元年	利子毎円月	四銭	期限一二ヶ月
康徳二年二月以前	〃	三銭	〃 一二ヶ月
〃 以後		二銭五厘	〃 一八ヶ月

入質者は小作階級に多く、入質期は旧暦四、五、六月の頃に多いといふ。質草としては衣裳類が最も多く、布地、寝具類の[illegible]がこれに次いで多い。農具類の質入れは[illegible]い。流失は少く、全体の百分の一位に過ぎない。入質物は殆ど受戻されるが、全入質数の百分の三位は利子支払によつて期限を

延して居る。

当舗一軒宛年間約五千円位の貸出しがあるといふが、今その貸出額を示すと、

舗貸出額

天益当		緊成当		総計	
票数	金額	票数	金額	票数	金額
1,079	円 2,833.60	659	円 2,770.30	5,402	円 24,363.70
1,436	5,421.20	590	1,836.00	6,359	25,932.50
1,669	5,317.00	799	3,512.10	9,533	46,662.40
1,696	5,963.70	1,061	5,271.00	9,878	49,328.90
1,732	6,129.90	1,325	5,167.90	12,059	62,409.30
1,110	3,404.20	1,096	3,984.00	10,026	49,685.90
1,168	4,422.50	969	3,553.80	10,487	48,185.90
1,091	3,908.10	1,100	3,766.90	10,005	46,448.80
777	3,002.30	899	3,403.10	6,323	30,701.50
744	2,998.80	741	2,251.50	4,724	20,355.40
687	2,767.50	674	2,044.00	4,250	19,642.60
1,027	4,082.80	642	1,878.80	4283	19,138.50
14,216	50,251.60	10,555	39,449.40	93,329	442,885.40
868	2,950.50	926	3,802.30	5,089	24408,30
1,175	4,118.60	719	2,818.80	5,673	22,903.10
386	1,555.80	985	3,547.90	6,859	31,541.80
2,429	8,624.90	2,630	10,169.00	17,621	78,853.20
16,645	58,876.50	13,185	49,618.40	110,950	521,708.60

西豐縣城當

		公済当		德昌当		昌記当	
		票数	金額	票数	金額	票数	金額
康德二年	1月	1,309	7,853.90円	739	7,472.20円	1,116	3,433.70円
	2	1,816	6,692.60	550	3,320.50	1,967	8,662.20
	3	2,722	12,760.70	989	14,801.50	3,354	10,271.10
	4	2,987	13,479.10	1,434	12,869.10	2,700	11,746.00
	5	4,737	22,298.50	2,048	18,637.80	2,217	10,175.20
	6	4,715	23,213.00	1,762	12,177.70	1,343	6,907.00
	7	5,638	24,704.60	1,569	8,893.80	1,143	6,611.20
	8	5,604	25,408.00	1,188	8,464.50	1,022	4,901.30
	9	3,108	14,973.50	744	6,025.20	795	3,297.40
	10	1,794	8,287.70	597	3,811.20	848	3,006.20
	11	1,608	7,922.30	559	3,500.00	722	3,408.80
	12	1,183	5,392.50	532	4,307.50	899	3,476.90
	計	37,721	172,986.40	12,711	104,281.00	18,126	75,897.00
康德三年	1	1,954	9,167.70	693	5,428.60	748	3,059.20
	2	1,852	7,113.30	562	3,554.80	1,365	5,297.60
	3	3,931	17,612.40	980	6,882.10	477	1,943.60
	計	7,737	33,893.40	2,235	15,865.50	2,590	10,300.40
総計		45,458	206,879.80	14,946	120,146.50	20,716	86,197.40

備考，陽暦

県城を中心に二十五粁半径圏内の農民が、県城の当舗を利用し、他は興隆鎮其の他の当舗に赴いて居る。県城の北三十粁の地点（地名不詳）に日本人の当舗があるが、利子月四銭を徴する故利用者が少ない。

県城に於ける事変前の当舗数は二軒であつたが、現在は五軒に殖いた。当舗の増加に比例して入質者が殖いた理ではないが、近年人口増加、土地生産力の低下等々の原因によつて、農家経済が窮迫して入質者漸増の傾向にあることは否まれないと云ふ。水害等の災害の翌年は入質が特に多い。入質価格は新調の綿衣で一円五十銭位（時価の五割）、金・銀類は時価の八割位であるが、利子引下げ以来入質価格が幾分安くなつた。

質の受け出しは更衣期であり、流質の出廻期である旧暦十月から翌年二月にかけて多い。

(2) 金融合作社に就て

金融合作社の社員は一〇〇畝以上の地券の所有者で、二円の出資をなすことを必須條件としてなる故、之を利用し得る者は土地所有者に限られて居る。本県の如く土地所有が一方に偏り、小数の地主群と大多数の小作群が存在する状態の裡ではかゝる金融合作社の恩沢に浴する者は地主群小数の者に限定される。

地券を担保として一畝につき四円を貸出して居り、利子は日歩五厘である。

次に本県金融合作社の営業状態を通じて、農民の利用状況を見るに、

西豐縣金融合作社資産及負債表

康德二年十二月末現在

資	産	負	債
	円		円
未收出資金	1,382.00	出資金	7,195.00
貸款	138,957.00	法定準備金	1,207.44
管理金	8,000.00	政府貸下基本金	20,000.00
存放同業	73,189.91		
		借入金	100,000.00
聯合会出資金	500.00	社員存款及零存整付存款	2,434.95
存放同業及其他未收利息	68.04		
暫記欠款	12,650.00	非社員存款及定期存款及其他未收利息	206.10
土地及房産什器	2,240.00		
現金	1,527.54		
計	238,964.49	計	131,043.49

金融合作社々員数

区別	康徳元年	康徳二年	増加
一区	一〇三戸	一一九戸	一六戸
二〃	一六四〃	一七六〃	一二〃
三〃	一五三〃	一六三〃	一〇〃
四〃	一三三〃	一四二〃	九〃
五〃	一四九〃	一六八〃	一九〃
六〃	一二二〃	一四八〃	二六〃
七〃	二〇九〃	二三三〃	二四〃
八〃	一六四〃	一六九〃	五〃
九〃	一二一〃	一二一〃	―
計	一、三一八〃	一、四三九〃	一二一〃

自　協
No. 199.

第四號

出資證券

國幣五円　出資壹股數

張福祥台號

係遵守本合作社定則加入合作社友
交此券爲憑據

康德元年一月廿一日

西豐金融合作社

社長　姚廷椿（印）
理事　今村羊次郎（印）

將此證券抵押無効

助　同

關於借款抵押土地所有權證明書（甲）

今為張福祥由貴社借到國幣貳百円而提出本土地為抵押並其名義

雖為 張德安
　　 張德寬

其所有權則確屬本人不謬此證

康德二年六月四日

西豐縣第三区白石村公所

（印）西豐縣白石村村公所之図記

村長　張富山（印）張富山印

西豐金融合作社台照

(3) 其他に就て

"春耕貸款"は康徳二年度に於ては貸款されなかつた。

"農商貸款"は本県に於ては還却済みである。

"義倉"の貸糧は農民の恩恵を蒙ること大なるものであるが、別項に記述した故、只秋収后返済されるもので五分の利息がつけられることを附記するに止める。

農民の金融上最も大きな役割を演ずるものは個人相互の貸借であるが、これは主として親戚、知人間に於てなされ、利子をとらない場合もあるが、利子付きの場合は普通二割から三割で、現金にて払はれる場合と現物に換算して払はれる場合があり、後者の場合が多い。

小作人は地主に金融を仰ぐのが第一にとられる途であるが、若し地主に於て貸出す餘裕がない場合は地主は仲介人、保証人となつて第三者からの金融を斡旋する。

口頭が多いが証書が作製される場合もある。

返済不能のとき債権者が強制取立てをするやうなことや、利子の複利計算や、三年本利停はない。

押や典関係は可成り存在する。押の場合、期限までに債務の弁償が出来ないときには典関係に変更する。

典関係に於ては地券は債権者が所有して典地の使用収益をなし、押関係に於ては押契が作製される。

典価は地価の八割限度で、時価の騰貴等で既往の典価に追加されるやうなことはない。

典には勿論利子がつかないが、押には普通利廻りの利子がつく。利子支払の代り押租の一部の使用收益を許すこともある。

類母子類似の金融機関は存在しない。中央銀行支行や正隆銀行支行は土地、建物等々の資産を担保とする故、商工業者及び地主の一部の利用にかゝる。

糧桟や雑貨舗による金融については他の項で述べた。

奉天省西豊縣人民買賣田房契税標準價格表

康德二年二月調査

区別	等則	毎畝価値国幣	房間則	毎畝価値国幣	摘要
一区	街基地	一二〇.〇〇	磚瓦楼房	二〇〇.〇〇	
	三園地	五〇.〇〇	磚瓦平房	七五.〇〇	
	上則地	三〇.〇〇	土平房	二五.〇〇	
	中則地	二〇.〇〇	草房	三〇.〇〇	
	下則地	一五.〇〇	—	—	
二区	三園地	三〇.〇〇	磚瓦平房	三五.〇〇	
	上則地	三〇.〇〇	土平房	二八.〇〇	
	中則地	二〇.〇〇	草房	三〇.〇〇	
	山荒地	一二.〇〇	—	—	

	下則地	七〇〇		
	沙碱地	三〇〇		
	山頂地	三〇〇		
三区	街基地	四〇〇〇	土平房	一五〇〇
	三園地	二五〇〇	草房	一五〇〇
	中則地	二〇〇〇		
	山荒地	一〇〇〇		
	下則地	一〇〇〇		
	沙碱地	五〇〇		
	山頂地	二〇〇		
四区	街基地	三〇〇〇	磚瓦平房	八〇〇〇
	三園地	二五〇〇	土平房	五〇〇〇
	上則地	二〇〇〇	草房	四〇〇〇
	中則地	一五〇〇		
	山荒地	一〇〇〇		
	下則地	一〇〇〇		
	沙碱地	五〇〇		

五区	山頂地	一	五〇			
	街基地	二〇	〇〇	磚瓦平房	六〇	〇〇
	三園地	二〇	〇〇	土平房	四〇	〇〇
	上則地	二〇	〇〇	草房	四〇	〇〇
	中則地	一六	〇〇			
	山荒地	一四	〇〇			
	下則地	一二	〇〇			
	沙碱地	八	〇〇			
	山頂地	六	〇〇			
六区	街基地	三〇	〇〇	土平房	三五	〇〇
	三園地	二八	〇〇	草房	二〇	〇〇
	上則地	二五	〇〇			
	中則地	二〇	〇〇			
	山荒地	一〇	〇〇			
	下則地	一二	〇〇			
	沙碱地	五	〇〇			
	山頂地	二	〇〇			

七区	上則地	二五〇〇	磚瓦平房	五五〇〇
	中則地	一八〇〇	土平房	二二〇〇
	山荒地	一二〇〇	草房	二八〇〇
	下則地	一〇〇〇		
	沙城地	五〇〇		
	山頂地	三〇〇		
八区	街基地	五〇〇〇	磚瓦平房	六〇〇〇
	三園地	四〇〇〇	土平房	三〇〇〇
	上則地	二〇〇〇	草房	一五〇〇
	中則地	一五〇〇		
	山荒地	六〇〇		
	下則地	六〇〇		
	沙城地	三〇〇		
	山頂地	一〇〇		
九区	三園地	二〇〇〇	草房	九〇〇〇
	上則地	二五〇〇		
	中則地	二〇〇〇		

山荒地	下則地	沙鹹地	山頂地
一五	一五	一〇	三
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

西豊縣買賣田房價格調書

康德三年四月二十五日

区別	上則地	中則地	下則地	沙鹹地	山荒地	山頂地	街基	菜園地	樓房	瓦房	草房	平房
市街	六〇円	五〇円	四〇円	｜円	｜円	｜円	三〇〇円	一〇〇円	四〇〇円	二〇〇円	八〇円	六〇円
二区	二七	二五	一六	一二	一六	七	｜	｜	｜	七〇	三〇	四〇
三区	三〇	二五	一五	八	一五	四	二五	三〇	｜	一五〇	八〇	六〇
四区	二四	一八	一二	六	一二	二	｜	三〇	｜	一二〇	五〇	四〇
五区	三〇	二〇	一五	八	一五	四	三〇	三〇	｜	一〇〇	五〇	四〇
六区	三〇	二五	一六	一一	一六	三	四〇	三〇	｜	四五	三〇	二〇
七区	三〇	二二	一六	一〇	一六	三	｜	｜	｜	一五〇	六〇	三五
八区	二五	二〇	一五	八	一五	四	四〇	四〇	｜	四五	三五	二五
九区	二〇	一八	一〇	五	八	一	｜	三〇	｜	七〇	四〇	三〇

奉天鉄嶺地方法院西豊縣分庭管轄区域田房時値現洋價目表

区別	房屋類別	毎間時値現洋数	土地類別	毎畝時値現洋数	備考
壱区 城廂	楼房	三〇〇	基地	二〇〇	
	瓦房	一四〇	園地	六五	
	磚草房	一〇〇	上則	四〇	
	磚平房	七五	中則	二六	
	草房	三八	下則	二〇	
	土平房	二五			
二区	瓦房	一〇〇	三園地	三〇	
	磚草房	四〇	中則地	二〇	
	磚平房	三〇	下則地	八	
	草房	二〇	減則	六	
	土平房	一八	荒	五	
三区	瓦房	一五〇	鎮基地	五〇	
	磚草房	三五〇	三園地	三〇	
	磚平房	二五	中則	一五	

	草房	二〇	下則	八	
	土平房	二〇	減則	四	
			山荒	三	
四区	瓦房	五〇	鎮基地	三〇	
	磚草房	二八	三園地	三〇	
	磚平房	二四	中則	一三	
	草房	一八	下則	七	
	土平房	一六	減則	四	
			山荒	三	
五区	全上	四八	鎮基地	三〇	
		三〇	三園	三〇	
		二五	上則	二五	
		二二	中則	一三	
		二〇	下則	八	
			減則	四	
			山荒	三	
六区		五〇	鎮基地	一五〇	

	仝上	三〇 一五 二二 二〇	三園 上則 中則 下則 減則 山荒	一五〇 一五 一四 八 五 三	
七区	仝上	五〇 二五 二四 一八 一五	仝上	三五 三二 二五 一八 一〇 六 五	各区前証 上等 四〇〇元 中等 三〇〇元 下等 二〇〇元
八区	仝上	五〇 二五 二〇 一七	仝上	五〇 四〇 一九 一五	

区分			
仝上	一五	仝上	五
			三
			三
仝上	四八	鎮基地	八〇
	二五	三園地	八〇
	二〇	中則	一五
	一八	下則	八
	一五	減則	六
		山荒	五

第八節　交通市場関係

西豊県城は略々県の中央に位して、開原県、東豊県、西安県等の隣県にそれぞれ県道を通じ、且つ開原との間には四時間行程の瀋海鉄路及びバスの運行があり、東豊及び西安の県城との間にも一日二往復のバスの運行があつて交通は比較的便利である。

県の物資の移出入は専ら瀋海鉄路によつて行はれてゐるが、開原県境地域の農民はその農産物の売却に際し自ら大車を以て開原に搬出することも稀ではない。

西豊県には県城の外に三区の雙河鎮、四区の興隆鎮、五区の涼泉鎮、芳木鎮、六区の頭営鎮、八区の平崗鎮等の小街基があつて、それぐの地域の日用雑貨の供給地をなし、且頭営鎮には粮桟一、興隆鎮には当舗が二軒あつて、その地域の農民の農産物販売や金融に資して居るが、本県の経済的中心地は勿論西豊県城で、今其の商工業の状勢を見るに、工業戸数二九九戸、商業戸数六四七戸、前者の一ヶ年に於ける生産価額は百余万円、後者の一ヶ年に於ける売上高は三百余万円に達してゐる。（産業統計第七、九表参照）

今県城に於ける雑貨舗、粮桟を通して、県内農村の購入、販売事情の概観をのぞくことにする。

(1) 雑貨舗に就て

県城雑貨舗の語るところによると、近頃は五、六年以前に比し農民の購買力が甚だ衰へ、県城の物資の動きも三分の二位に停つたと云つてゐる。

その理由については土地生産力の減退、柞蚕飼育の不振、人口の増加による自給食料の増大から来る購買力の減退等を挙げてゐるが、かゝる結果は農民経済の窮迫をもたらして、雑貨舗に対する農民の信用無くなり、掛買が甚だ減少し、掛買の可能は、農家が小範囲に限定されるに至つた。七、八年前までは掛買の農家も多く、県城のすべての雑貨舗が利子付で掛売をなしてゐたが、現在は雑貨舗の数がその頃の二倍になつて、同業者間の競争甚だしく、掛売に際しても顧客の歓心を惧れて利子を付しない。掛売は農民の信用を基礎とし、全て口頭で証書はなく、店の帳簿に記載するに止まる。

土民に於ける土地の自由関係は甚だ簡明にして、土地所有者と小作階級に分れて居るが、地質は大部分が三等級に分けられてある。小作階級で小作をなすものは、大抵地主の紹介保証によつて行はれる。

雑貨舗と農民の間には、穀物と雑貨の交換等は無い。

農民の購入物資としては塩、油、メリケン粉、砂糖等が主なるものである。

今より四、五年前頃（満洲事変前）は雑貨舗は（糧桟も）銭票発行権の専用銀行であり、富豪から資本金を担保として月利一分二厘の金を借りて、之を高利で農民に貸付けて、暴利を貪つて居た。

農民に於て返済不能のときは、担保である土地を手中に収めて自由地を増した商家も十数軒（雑貨舗、糧桟あり）、最も多い商家は八天地を数年にて手中のものとして一三〇天。

県城の商家は其の頃、全部で一万二千天地の土地を擁した。

県城雑貨舗の雑貨は奉天から来るが、日本製品が多い。布やゴム靴は内外に廉価となり、営口は著しく騰貴したと語つて居る。

(2) 糧桟に就て

西豊県城の農民の殆んど全部が農産物の販売市場として県城の糧桟を選んで居る。

瀋海鉄路の開通以前は、大車所有の農家の中には八〇粁内外の行程にある開原まで大車を駆つて販売に出掛け、帰途は旅客又は貨物を積み帰つて賃銀を得て居た者も比較的多く、専業の馬車輸送

業者も可成りの数存在したが、鉄路開通と共に馬車輸送業者は失業し、農民に於ても開原県城に近い農民を除いては全て県城の粮桟を選ぶに至つた。

県城の粮桟の消長について云へば、鉄路開通以前は県城を中心に一二〇粁半径圏内の農民が県城を販売市場とした故粮桟の数も現在より十数軒も多かつたが、開通後は二―三〇粁の半径圏内の農民に縮少されて粮桟業の衰微を見た。

このことと最も緊密な関聯を持つ瀋海（開豊）鉄路の運賃について記せば

開豊鉄路三貨車三〇屯（大豆三五一袋、四一三、一石）の運賃

（開豊鉄路の三貨車、即ち万鉄線の一貨車について）

県城粮桟 ― 西豊站	馬車賃	七、〇〇円
西豊 ― 開原		一〇九、八九円
開原軽鉄駅 ― 南万線駅		一〇〇、〇〇円
南万線開原駅 ― 大連		二七一、五〇円
大連に於ける倉敷料		七、五三円
大連代理店手数料		七、〇〇円
大豆一車大連売値		三〇三八元
袋代		一二三、二元
差引		二九一四、八元

本線現在の販売農産物は、高粱、大豆、包米が圧倒的多量で、谷子、稲子が之に次いで居る。大麦の動きが少し見られるが、小麦は北満の小麦に押されて五六年前から姿を消した。

販売農産物の種類も、其の各々が販売農産物全数量中に占める割合も、昔とさした変化は無いが唯近年に至つて稲子の量が急増の傾向にある。

県内に於ける地域別に見ると、県城の西南四区地方は特に高粱、包米の割合が大で、西方六、七区は大豆の割合特に大だといふ。

農民の売却期は、貧農は出来秋に、富農はいさゝか之におくれて居る。富農中には穀価の騰貴を待つて売る農家、糧桟に寄託して売る農家も比較的多い。年間中に於て売却量の一番多いのは旧の一〇月、一一月、一二月、一月だといふ。

農民は大車で県城の大車店に持来るが、大車店の掌櫃は見本を持参して糧集市所に来り、糧桟側と此処で売買契約を取結ぶ。

糧集市所には毎日糧桟側が集り、大連の穀価を標準に購入穀価を協定するが、協定価格で買はれるのは朝だけで、やがて競争価格が出現する。

農民と糧桟の間に介在して仲介の労をとる掌櫃は農民より旧石一斗につき高粱七銭、大豆一銭七厘の手数量を徴し、糧桟は糧穀税を代納するため及び斗用抗銭として、市場価格から次の額を控除して農民の手取価格としてゐる。

作物別	糧税	糧捐	斗用	抗銭

高粱	一円に付 五厘	毎斗（旧石） 五厘	四厘	三厘
大豆	二銭五厘	〃	〃	〃
包米	五厘	〃	〃	〃
稲子	一銭	〃	〃	〃
小豆	二銭五厘	〃	〃	〃

課税の標準は粮桟より逐日税捐局へ対する報告及び巡廻検査官の報告に基く毎月一日より十日までの市価平均価格を十五日より二十五日までの課税標準とし、十日より二十日までのを二十五日より翌月五日までの、二十日より三十日までのを五日より十五日までの課税標準とする。

粮桟の計量秤は、昔は検査監督等のこと無く任意に作製してゐたが、現在は年一回商務会の検査を受ける。

康徳二年十一月二十八日より、県公署は令して新斗計量を実施さしたが、農民は疑念誤解して新斗計量を喜とばず、之を避けてわざわざ旧斗使用の開原に出向いて販売せるもの多く、新斗計量はこのために康徳三年一月二十四日、旧斗計量に還えされたが、此の新斗計量実施の短い期間に於て、県城粮桟に対する出廻額は例年に比し六十五万石も少なかつたといふ。県城に集つた粮穀は開原、大連、安東に移出されるが、大豆はほとんどことごとく大連に運ばれる。

粮穀の移入はほとんど無いと云はれ、康徳二年一月より康徳三年三月までの移出総額は、

粗粮五二七、六二七・五二石、細粮一五九、六四四・二四石、油粮二、二九七、一六石、豆類七〇三、〇〇一・九六石、合計一、三九二、五七〇・八八石と成つて居る。

各月別の移出量は参業統計第四表参照。

批粮青田屯は十五、六年前まで盛にあつて批粮專業の者も居たが、近来は農民側の自覚と粮桟側の農民に対する不信用とが両々相俟つて姿を消した。

粮桟の農民に対する貸付も、近来は紛争防止の目的で県令を以て禁ぜられて居るが、満洲事変以前の頃は土地を担保として頻繁に貸付けられ、農民が返済不能を利用して一万二千余天地（雑貨舗の分とも）を掌中に収めた程であつた。

粮桟、雑貨舗の農民への貸付金は、大部分張軍閥銀行たる奉天の官銀號より出て居たことは後述の通りである。

柞蚕については、民国十六、十七年の頃は県城への出廻六十万円（奉票三〇〇万円）にも及んだが、近来火器没収にあつて鳥害を蒙ること甚だしく、不放をきはめ、その出廻額も十万円程度に過ぎない。

粮穀の出廻状況を月別に見るに（県城粮桟調）次表の如くである。

西豐縣城全糧棧月別糧穀購入量

月別	大豆	高粱	包米	粳子	計
一月	一六一、一〇一・〇九石	三〇、一九二・九八石	五〇、五〇七・三六石	三、七〇一・八六石	二四五、五〇三・二九石
二月	三〇、四六五・七八	一二、三一〇・五四	二一、九三九・〇一	一、二一六・一三	六五、九三一・四六
三月	二六、六四四・九八	一一、二九八・三七	九、一六〇・二九	二、二二二・〇二	四九、三二五・六六
四月	一四三、五八四・八一	一四、八六四・一八	一三、三四四・八一	五三六・一五	一七二、三二九・九五
五月	七四、七六二・三五	九、四四八・二三	七、六九四・七七	九二九・四九	九二、八三四・八四
六月	二、二四七・五六	四、三〇七・三九	六、二四四・三二	二五六・九三	一三、〇五六・二〇
七月	一、六一六・七六	三、八六一・五六	四、三九二・一四	二五二・四六	九、二二二・九二
八月	一六、二一一・九六	六、二二六・二八	四、四二〇・二七	一三四・六五	二六、九九三・二六
九月	三八、五六二・二九	一三、一七六・一四	一四、〇六五・五二	一、三六二・〇三	六七、〇六五・九八
十月	四〇、二三五・〇〇	二五、六三七・四七	一〇、三三六・六七	七・七九八・九一	八四、〇〇八・〇五
十一月	九三、三五〇・七五	四一、四二五・六四	一七、九九八・一〇	六、一一八・三八	一五八、八九二・八七
十二月	一四三、三七八・四二	四二、二四五・五八	三〇、三六七・三九	六、一三三・四五	二二二、一二二・八四
計	七七一、一五九・七五	二一四、九九四・三六	一九〇、四七〇・六五	三〇、六六二・四六	一、二〇七、二八七・二二

註、陽曆

每旬標準糧價表（旧石）　　西豊税捐局

月分		五月份			六月份			七月份			八月份		
中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
2.00	2.00	1.90	1.90	1.90	1.70	1.50	1.40	1.50	1.60	1.50	1.50	1.50	1.50
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
1.70	1.70	1.60	1.60	1.60	1.60	1.50	1.40	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50
1.90	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.20	2.00	1.90	1.70	1.70	1.70	1.70
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
1.90	2.00	2.10	2.00	2.10	2.00	1.90	1.80	1.80	1.90	1.90	2.00	2.00	1.90
1.50	1.60	1.60	1.60	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.60	1.70	1.70	1.80	1.80
1.40	1.30	1.30	1.30	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.10	1.10	1.10	1.10	1.20
1.50	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.50	1.50	1.40	1.60	1.50	1.50	1.50	1.60
2.70	2.70	2.70	2.70	2.70	2.70	2.60	2.60	2.70	2.70	3.00	3.00	3.20	3.20
3.60	3.70	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60	3.20	3.40	3.40	3.40	3.40	3.40
1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	.90	.90	.90	.80
3.30	3.40	3.30	3.30	3.20	3.20	3.20	3.20	3.20	3.20	3.20	3.20	3.20	3.20
1.50	1.60	1.60	1.60	1.60	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80
1.40	1.40	1.40	1.40	1.30	1.20	1.20	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
–	–	2.70	2.70	2.80	–	–	–	–	–	–	–	–	–
1.50	1.40	1.40	1.40	1.30	1.30	1.30	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.30
3.80	3.80	3.80	3.80	3.80	3.80	3.80	3.80	3.80	3.80	3.80	3.80	3.80	3.80
.90	1.00	1.00	1.00	–	1.20	1.10	1.10	.90	.80	.80	.80	.80	.80
1.90	2.00	2.00	2.00	1.90	1.90	1.80	1.80	1.60	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50

		康德三年一月至三月								
二月份		一月份			二月份			三月份		
中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
1.90	1.80	1.80	1.90	2.00	2.00	1.90	1.90	1.90	2.00	
1.90	1.90	1.90	2.00	2.10	2.10	2.00	2.00	2.00	2.10	
2.10	2.10	2.20	2.30	2.30	2.30	2.20	2.10	2.10	2.00	
1.40	1.40	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.20	1.20	
1.30	1.30	1.30	1.30	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	
1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.20	1.30	1.30	1.30	
1.10	1.10	1.10	1.10	1.20	1.10	1.10	1.10	1.00	1.10	
3.00	2.70	2.70	2.70	2.70	3.00	2.80	2.70	2.80	2.80	
3.30	3.10	3.10	3.10	3.10	3.10	3.20	3.20	3.30	3.30	
0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	
1.20	1.20	–	1.20	1.20	1.20	1.00	1.10	1.10	1.20	
0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.90	0.80	0.90	0.80	
1.50	1.50	1.50	1.50	1.40	1.50	1.40	1.50	1.50	1.50	
3.50	3.30	3.30	3.30	3.30	3.30	3.30	3.70	3.90	3.90	
1.80	1.80	1.90	1.90	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	
1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.70	1.70	1.80	1.80	
1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	
4.50	4.40	4.40	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.70	
–	–	–	0.90	0.90	0.90	–	–	–	–	

西豐康德二年份每月

粮名	單位	一月份			二月份			三月份			四
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬
元豆	每斗	1.60	1.60	1.80	1.90	1.90	2.00	1.90	1.80	–	1.90
青豆	〃	1.20	–	–	–	–	–	–	–	–	–
小豆	〃	1.70	1.70	1.80	1.80	1.80	2.00	1.90	1.60	–	1.60
吉豆	〃	1.90	1.90	1.90	2.00	2.00	2.20	2.00	2.00	–	2.00
鹰豆	〃	1.20	–	1.20	–	–	–	–	–	–	–
紅粮	〃	1.60	1.60	1.60	1.60	1.80	1.90	1.80	1.80	–	1.80
谷子	〃	1.20	1.30	1.40	1.20	1.50	1.70	1.60	1.50	–	1.50
稉子	〃	1.30	1.30	1.40	1.20	1.50	1.50	1.50	1.40	–	1.30
包米	〃	1.20	1.30	1.40	1.40	1.60	1.60	1.50	1.40	–	1.40
小米	〃	2.20	2.30	2.40	2.40	2.50	2.70	2.70	2.60	–	2.60
稉米	〃	3.10	3.20	3.30	3.20	3.30	3.50	3.60	3.60	–	3.60
大麥	〃	1.10	1.20	1.20	1.30	1.30	1.30	1.20	1.20	–	1.20
芝麻	〃	2.90	3.20	3.20	3.50	3.50	3.70	3.60	3.40	–	3.20
小麥	〃	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.60	1.60	1.50	–	1.50
蕎麥	〃	1.20	1.20	1.20	1.30	1.30	1.30	1.40	1.30	–	1.30
大麻子	〃	1.00	–	–	–	–	–	–	–	–	–
元米	〃	2.50	2.50	2.50	2.50	–	–	–	–	–	–
稻子	〃	1.50	1.40	1.50	1.30	1.70	1.70	1.60	1.40	–	1.50
大米	〃	3.70	3.70	3.70	3.50	3.70	3.80	3.80	3.80	–	3.80
線麻子	〃	1.20	1.30	1.30	1.40	1.50	1.50	1.40	1.30	–	.90
蘇子	〃	1.90	1.90	2.20	2.30	2.70	2.70	2.70	2.60	–	1.90

康德二年

粮名	單位	九月份			十月份			十一月份			十
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬
元豆	每斗	1.50	1.60	1.70	1.90	2.00	2.00	1.90	1.90	1.90	1.90
小豆	〃	1.50	1.50	1.50	1.60	1.90	1.90	1.80	1.80	1.80	1.80
吉豆	〃	1.70	1.70	1.70	1.80	1.80	1.90	1.70	1.70	1.70	1.80
紅粮	〃	1.80	1.60	1.40	1.40	1.40	1.50	1.50	1.40	1.40	1.40
谷子	〃	1.80	1.80	1.80	1.70	1.70	1.70	1.70	1.50	1.40	1.30
稉子	〃	1.20	1.20	1.20	1.30	1.30	1.40	1.40	1.40	1.40	1.30
包米	〃	1.50	1.30	1.20	1.20	1.40	1.30	1.30	1.20	1.20	1.10
小米	〃	3.20	3.20	3.20	3.20	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
稉米	〃	3.40	3.40	3.40	3.30	3.00	3.20	3.20	3.20	3.20	3.30
大麥	〃	0.70	0.70	0.70	0.70	0.80	0.70	0.75	0.75	0.80	0.80
蕎麥	〃	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10
線麻子	〃	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80
稻子	〃	1.30	1.30	1.30	1.40	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50
大米	〃	3.80	3.80	3.80	3.70	3.20	3.40	3.40	3.40	3.40	3.50
落花生	〃	–	–	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.70
蘇子	〃	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.60	1.70	1.80	1.80
小麥	〃	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80
芝麻	〃	3.20	3.20	3.20	3.20	3.20	3.20	3.20	3.60	4.10	4.30
大麻子	〃	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

（及其他）調査表 （康徳3年3月份）

単位	価格 新度量衡ニヨル（円）		価格 旧度量衡ニヨル（円）	
一塊		01		01
一斤		058		06
一斤		140		145
〃		065		068
〃	無			
〃		173		18
〃		24		25
〃		154		16
〃		058		06
〃		048		05
〃		058		06
〃		192		20
〃		154		16
一小盒		10		10
〃		025		025
一斤		192		20
〃	3	08	3	20
〃	3	08	3	20
一斤		481		50
〃		77		80
〃		866		90
一尺		086		09
〃		086		09
〃		141		15
〃		077		08
〃		163		17
一雙		40		40
〃	1	65	1	65
〃	4	00	4	00
一斤		154		16
〃	無			
一噸	14	40	14	40

類別	番号	品名	等級及牌号	単位	価格 新度量衡ニヨル（円）		価格 旧度量衡ニヨル（円）	
燃料	65	煤	中（粉）	一噸	6	30	6	30
	66	劈柴	中	一斤		005		006
	67	木炭	〃	〃		024		025
	68	火柴	〃	一包（10盒）		05		05
（其他労働者賃銀及荷馬車賃銀）	69	農工	日工	一日		50		
	70	〃	月工	一月	12	00		
	71	木工	大工	一日		75		
	72	〃	小工	〃		50		
	73	土工	大工	〃		75		
	74	〃	小工	〃		50		
	75	機械工	日工	〃		80		
	76	〃	月工	一月	22	00		
	77	雑役工	（苦力）	一日		50		
	78	其他工		〃		50		
	79	大車	五頭以上	一日	6	00		
	80	〃	四頭以下	〃	4	00		
	81	〃	五頭以上	一月	150	00		
	82	〃	四頭以下	〃	105	00		
特殊産物	83							
	84							
	85							
	86							
	87							
	88							
	89							
	90							

備考

新旧度量衡換算率

新1斗 ＝旧3升零9
新1斤 ＝旧15両4銭
新1尺 ＝旧9寸6分

奉天省西豊縣零售物價

類別	番号	品名	等級及牌号	單位	價格 新度量衡(斗=3ル) 円		價格 旧度量衡(斗=31) 円	
穀類	1	稲子	中	一斗		42	1	36
	2	大米	〃	〃	1	17	3	79
	3	高粱	〃	〃		43	1	391
	4	高粱米	〃	〃		456	1	476
	5	谷子	〃	〃		44	1	424
	6	小米	〃	〃		84	2	72
	7	包米	〃	〃		40	1	294
	8	楂子	〃	〃	無			
	9	粳子	〃	〃		37	1	197
	10	粳米	〃	〃	1	00	3	24
	11	元豆(黄)	〃	〃		66	2	136
	12	吉豆(綠)	〃	〃		70	2	265
	13	小豆	〃	〃		65	2	103
蔬菜	14	大葱	中	一斤		024		025
	15	白菜	〃	〃		009		010
	16	豆芽菜	〃	〃		024		025
	17	韮菜	〃	〃				
	18	地豆	〃	〃		024		025
	19	蘿蔔	〃	〃		009		01
	20	蒜	〃	〃		058		06
魚及肉類	21	黄花魚	中	一斤		096		10
	22	大麻哈魚	〃	〃		154		16
	23	猪肉	〃	〃		24		25
	24	羊肉	〃	〃	無			
	25	牛肉	〃	〃		21		22
	26	鶏肉	〃	一隻		45		45
	27	鶏蛋	〃	10箇		40		40
其他食料	28	麵粉	中(満洲産)	一袋	3	60	3	60
	29	〃	〃(輸入品)	〃	無			
	30	切麵	中	一斤		077		08
	31	包米麵	〃	〃		032		033
	32	粉條	〃	〃		135		14

類別	番号	品名	等級及牌号
品	33	豆腐	中
	34	干豆腐	〃
調味嗜好品	35	糖	中
	36	粗塩	〃
	37	精塩	〃
	38	豆油	〃
	39	猪油	〃
	40	醤油	〃
	41	大醤	〃
	42	醋	〃
	43	麵堿	〃
	44	焼酒	〃
	45	黄酒	〃
	46	香煙	(粉刀王)
	47	〃	(風車)
	48	黄煙	中
	49	茶葉	中(香片毛尖)
	50	〃	〃(加味大方)
衣料及鞋類	51	棉花	中
	52	洋線	中(白)
	53	〃	〃(藍)
	54	粗布	〃(大尺布)
	55	花旗布	中
	56	士林布	〃
	57	洋花布	〃
	58	繭綢	〃
	59	襪子	中(洋品)
	60	鞋	〃(方口)
	61	〃	〃(皮鞋)
燈火	62	火油	中(老牌)
	63	〃	〃(鷹牌)
	64	煤	〃(塊)

（及其他）調査表（康德3年2月份）

單位	價格 新度量衡ニヨル 円	價格 新度量衡ニヨル	價格 旧度量衡ニヨル 円	價格 旧度量衡ニヨル	類別	番号	品名	等級及牌号	單位	價格 新度量衡ニヨル 円	價格 新度量衡ニヨル	價格 旧度量衡ニヨル 円	價格 旧度量衡ニヨル
一塊		01		01	燃料	65	煤	中(粉)	一噸	6	30	6	30
一斤		058		06		66	劈柴	中	一斤		005		006
						67	木炭	〃	〃		024		025
一斤		140		145		68	火柴	〃	一包(10盒)		05		05
〃		065		068									
〃	無				（其他労働者賃銀及荷馬車賃銀）	69	農工	日工	一日		50		
〃		173		18		70	〃	月工	一月	12	00		
〃		24		25		71	木工	大工	一日		75		
〃		154		16		72	〃	小工	〃		50		
〃		058		06		73	土工	大工	〃		75		
〃		048		05		74	〃	小工	〃		50		
〃		058		06		75	機械工	日工	〃		80		
〃		192		20		76	〃	月工	一月	22	00		
〃		154		16		77	雜役工	(苦力)	一日		50		
一小盒		10		10		78	其他工		〃		50		
〃		025		025		79	大車	五頭以上	一日	6	00		
一斤		192		20		80	〃	四頭以下	〃	4	00		
〃	3	08	3	20		81	〃	五頭以上	一月	150	00		
〃	3	08	3	20		82	〃	四頭以下	〃	105	00		
一斤		481		50	特殊産物	83	柞蠶	無	千枚	1	70		
〃		77		80		84							
〃		866		90		85							
一尺		081		09		86							
〃		086		09		87							
〃		141		15		88							
〃		077		08		89							
〃		163		17		90							
一隻		40		40	備考								
〃	1	65	1	65									
〃	4	00	4	00									
一斤		154		16									
〃	無												
一噸	14	40	14	40									

備考：新旧度量衡換算率

新1斗 ＝ 旧3升[illegible]9
新1斤 ＝ 旧15両4銭
新1尺 ＝ 旧9寸6分

奉天省西豊縣零售物價

類別	番号	品名	等級及牌号	單位	価格 新度量衡ニヨル 円		旧度量衡ニヨル 円	
穀類	1	稲子	中	一斗		42	1	36
	2	大米	〃	〃	1	17	3	79
	3	高粱	〃	〃		44	1	42
	4	高粱米	〃	〃		47	1	52
	5	谷子	〃	〃		45	1	46
	6	小米	〃	〃		84	2	72
	7	包米	〃	〃		38	1	23
	8	楂子	〃	〃	無			
	9	粳子	〃	〃		34	1	10
	10	粳米	〃	〃	1	00	3	24
	11	元豆(黄)	〃	〃		65	2	10
	12	吉豆(綠)	〃	〃		67	2	17
	13	小豆	〃	〃		67	2	17
蔬菜	14	大葱	中	一斤		024		025
	15	白菜	〃	〃		006		007
	16	豆芽菜	〃	〃		024		025
	17	韮菜	〃	〃	無			
	18	地豆	〃	〃		024		025
	19	蘿蔔	〃	〃		009		01
	20	蒜	〃	〃		058		06
魚及肉類	21	黄花魚	中	一斤		096		10
	22	大麻哈魚	〃	〃		154		16
	23	猪肉	〃	〃		24		25
	24	羊肉	〃	〃	無			
	25	牛肉	〃	〃		21		22
	26	鶏肉	〃	一隻		45		45
	27	鶏蛋	〃	10箇		30		30
其他食料	28	麵粉	中(滿洲産)	一袋	3	65	3	65
	29	〃	〃(輸入品)	〃	無			
	30	切麵	中	一斤		077		08
	31	包米麵	〃	〃		034		035
	32	粉條	〃	〃		115		12

類別	番号	品名	等級及牌号
品	33	豆腐	中
	34	干豆腐	〃
調味嗜好品	35	糖	中
	36	粗塩	〃
	37	精塩	〃
	38	豆油	〃
	39	猪油	〃
	40	醤油	〃
	41	大醤	〃
	42	醋	〃
	43	麵堿	〃
	44	焼酒	〃
	45	黄酒	〃
	46	香煙	(粉刀王)
	47	〃	(風車)
	48	黄煙	中
	49	茶葉	中(香片毛峯)
	50	〃	〃(加味大方)
衣料及鞋類	51	棉花	中
	52	洋線	中(白)
	53	〃	〃(藍)
	54	粗布	〃(大尺布)
	55	花旗布	中
	56	士林布	〃
	57	洋花布	〃
	58	繭綢	〃
	59	襪子	中(洋品)
	60	鞋	〃(方口)
	61	〃	〃(皮鞋)
燈火	62	火油	中(老牌)
	63	〃	〃(鷹牌)
	64	煤	〃(塊)

（及其他）調査表（康徳3年1月份）

単位	価格 新度量衡ニヨル（円）	（銭）	価格 旧度量衡ニヨル（円）	（銭）
一塊		01		01
一片		058		06
一片		140		145
〃		065		068
〃	無			
〃		173		18
〃		24		25
〃		154		16
〃		058		06
〃		048		05
〃		058		06
〃		192		20
〃		154		16
一小盒		10		10
〃		025		025
一斤		192		20
〃	3	08	3	20
〃	3	08	3	20
一斤		481		50
〃		77		80
〃		860		90
一尺		086		09
〃		086		09
〃		141		15
〃		077		08
〃		163		17
一隻		40		40
〃	1	65	1	65
〃	4	00	4	00
一斤		154		16
〃	無			
一噸	14	40	14	40

類別	番号	品名	等級及牌号	単位	価格 新度量衡ニヨル（円）	（銭）	価格 旧度量衡ニヨル（円）	（銭）
燃料	65	煤	中（粉）	一噸	6	30	6	30
	66	劈柴	中	一斤		005		006
	67	木炭	〃	〃		024		025
	68	火柴	〃	一包（10盒）		05		05
（其他労働者賃銀及荷馬車賃銀）	69	農工	日工	一日	円	50		
	70	〃	月工	一月	12	00		
	71	木工	大工	一日		75		
	72	〃	小工	〃		50		
	73	土工	大工	〃		75		
	74	〃	小工	〃		50		
	75	機械工	日工	〃		80		
	76	〃	月工	一月	22	00		
	77	雑役工	（苦力）	一日		50		
	78	其他工		〃		50		
	79	大車	五頭以上	一日	6	00		
	80	〃	四頭以下	〃	4	00		
	81	〃	五頭以上	一月	150	00		
	82	〃	四頭以下	〃	105	00		
特殊産物	83	柞蠶	無	千枚	1	70		
	84							
	85							
	86							
	87							
	88							
	89							
	90							

備考

新旧度量衡換算率

新1斗 ＝ 旧3升零9
新1斤 ＝ 旧15両4銭
新1尺 ＝ 旧9寸6分

一二八

奉天省西豊縣零售物價

類別	番号	品名	等級及牌号	單位	價格 新度量衡ニヨル 円	新度量衡ニヨル 銭	旧度量衡ニヨル 円	旧度量衡ニヨル 銭
穀類	1	稲子	中	一斗		47,	1	52
	2	大米	〃	〃	1	17	3	79
	3	高粱	〃	〃		44	1	42
	4	高粱米	〃	〃		47	1	52
	5	谷子	〃	〃		45	1	46
	6	小米	〃	〃		84	2	72
	7	包米	〃	〃		37	1	20
	8	糙子	〃	〃	無			
	9	粳子	〃	〃		43	1	39
	10	粳米	〃	〃	1	00	3	24
	11	元豆(黄)	〃	〃		63	2	04
	12	吉豆(緑)	〃	〃		65	2	10
	13	小豆	〃	〃		65	2	10
蔬菜	14	大葱	中	一斤		024		025
	15	白菜	〃	〃		006		007
	16	豆芽菜	〃	〃		024		025
	17	韮菜	〃	〃	無			
	18	地豆	〃	〃		024		025
	19	蘿蔔	〃	〃		096		01
	20	蒜	〃	〃		058		06
魚及肉類	21	黄花魚	中	一斤		096		10
	22	大麻哈魚	〃	〃		154		16
	23	猪肉	〃	〃		24		25
	24	羊肉	〃	〃	無			
	25	牛肉	〃	〃		192		20
	26	鶏肉	〃	一隻		45		45
	27	鶏蛋	〃	10箇		30		30
其他食料	28	麺粉	中(満洲産)	一袋	3	65	3	65
	29	〃	中(輸入品)	〃	無			
	30	切麺	中	一斤		077		08
	31	包米麺	〃	〃		038		04
	32	粉條	〃	〃		115		12

類別	番号	品名	等級及牌号
品	33	豆腐	中
	34	干豆腐	〃
調味嗜好品	35	糖	中
	36	粗塩	〃
	37	精塩	〃
	38	豆油	〃
	39	猪油	〃
	40	醤油	〃
	41	大醤	〃
	42	醋	〃
	43	麺堿	〃
	44	焼酒	〃
	45	黄酒	〃
	46	香煙	(粉刀王)
	47	〃	(風車)
	48	黄煙	中
	49	茶葉	中(香片毛峯)
	50	〃	〃(加味大方)
衣料及鞋類	51	棉花	中
	52	洋線	中(白)
	53	〃	〃(藍)
	54	粗布	〃(大尺布)
	55	花旗布	中
	56	士林布	〃
	57	洋花布	〃
	58	繭綢	〃
	59	襪子	中(洋品)
	60	鞋	〃(方口)
	61	〃	〃(皮鞋)
燈火	62	火油	中(赤牌)
	63	〃	〃
	64	煤	中(塊)

奉天省西豐縣日用必需品平抑市價表

康德二年十二月份

品名	品質牌號	單位	原報售價	平抑市價
大米	無	一斗	、	、
高粮米	〃	一斗	、	、
小米	〃	一斗	、	、
包米	〃	一斗	、	、
麵粉	宝船	一袋	、	、
包米面	無	一斤	、	、
切面	〃	一斤	、	、
機器面	〃	一斤	、	、
精米	〃	一斗	、	、
大豆	〃	一斗	、	、
粉條	〃	一斤	、	、
豆腐	〃	一塊	、	、
干豆腐	〃	一斤	、	、
鹹魚	無	一斤	、一六〇	、一六〇
豬肉	〃	一斤	、二五〇	、二五〇
羊肉	〃	一斤	無	無
牛肉	〃	一斤	、二〇〇	、二〇〇
鷄	雄雌	一支	、四五〇	、四五〇
蘿蔔	無	一斤	、〇一〇	、〇一〇
小菜	〃	一斤	、二〇〇	、二〇〇
小豆	〃	一斗	一、八〇〇	一、八〇〇
芸豆	〃	一斗	一、九一〇	一、九一〇
粒塩	〃	一斤	、〇六八	、〇六八
醬油	〃	上一斤	、二〇〇	、二〇〇
醬油	〃	次一斤	、一六〇	、一六〇
大醬	〃	一斤	、〇六〇	、〇六〇

大葱	〃	一斤	、	、
蒜	〃	一斤	、	、
大頭菜	〃	一斤	、	、
白菜	〃	一斤	、	、
韭菜	〃	一斤	、	、
豆芽菜	〃	一斤	、	、
辣椒	〃	一斤	、	、
把豆	〃	一斤	、	、
面筋	〃	一斤	、	、
鮮臭	〃	一斤	、	、
茶葉	〃	一斤	、	、
啤酒	五星	一瓶	、	、
汽水	八王子	一瓶	、	、
黃[illegible]	無	一斤	、	、
火[illegible]	[illegible]空	一斤	、	、
木炭(白炭)	無	一斤	、	、
木炭(黑炭)	〃	一斤	、	、

豆油	〃	一斤	、一八〇	、一八〇
猪油	〃	一斤	、二五〇	、二五〇
醋	〃	一斤	、〇五〇	、〇五〇
紅糖	〃	一斤	、一二〇	、一二〇
白糖	宇字	一斤	、一四〇	、一四〇
燒酒	無	一斤	、二〇〇	、二〇〇
黃酒	〃	一斤	、一六〇	、一六〇
紙烟	紅橋	一大盒	二、一〇〇	二、一〇〇
紙烟	〃	一小盒	、〇五〇	、〇五〇
茶葉	無	一斤	三、二〇〇	三、二〇〇
鞋(禮服呢)	〃	一雙	一、五〇〇	一、五〇〇
沙鞋(布的)	〃	一雙	、六五〇	、六〇〇
藍色布布	軍人	一尺	、一三〇	、一二〇
白花其布	三貓	一尺	、〇九〇	、〇九〇
牙粉	苦林	一包	、一〇〇	、一〇〇
牙刷	〃	一支	、一五〇	、一五〇
肥皂	利華	一塊	、〇八〇	、〇八〇

煤(無烟)	無	一噸	、	、
煤(有烟)	〃	〃	、	、
火柴	耕田	一包	、	、
洋燭	水牛	〃	、	、
白色棉線	雙雁	上品 一斤	、	、
白色棉線	日光	下品 〃	、	、
藍色棉線	雙雁	上品 〃	、	、
藍色棉線	日光	下品 〃	、	、
白色棉布粗布	不老草	上品 一尺	、	、
白色棉布粗布	邊塔	下品 〃	、	、
藍色棉布粗布	不老草	上品 〃	、	、
藍色棉布粗布	邊塔	下品 〃	、	、
棉花	無	一斤	、	、
洋襪(細線)	牡丹	一雙	、	、
洋襪(粗線)	荷美	〃	、	、
陰丹士林布	全家福	一尺	、	、

香皂	文鳥	一塊	、二五〇	、二五〇
毛辺紙	標記	一疋	三、二〇〇	三、二〇〇
冬紫毫筆	無	一支	、一七〇	、一六〇
旧報紙	〃	一斤	、〇六〇	、〇六〇
鹸	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
洗衣毛刷	〃	一個	、一六〇	、一五〇
粗瓷花盆	〃	〃	、〇七〇	、〇六〇
細瓷茶壺	〃	〃	、五二〇	、五〇〇
粗瓷六寸瓷盤	〃	〃	、〇五〇	、〇四〇
洋傘	〃	一把	一、〇〇〇	一、〇〇〇
雨傘	〃	〃	、六〇〇	、六〇〇

康德二年十一月份

品名	品質牌号	單位	原擬售價	平抑市價	品名	品質牌号	單位	原擬售價	平抑市價
大米	無	一斗	三、八〇〇	三、七八〇	鹹魚	無	一斤	、一六〇	、一六〇
高粱米	〃	〃	一、七〇〇	一、六五〇	猪肉	〃	〃	、二五〇	、二五〇
小米	〃	〃	二、七〇〇	二、六八〇	羊肉	〃	〃	無	無
包米	〃	〃	一、二五〇	一、二〇〇	牛肉	〃	〃	、二〇〇	、二〇〇
麵粉	宝船	一袋	三、七〇〇	三、六五〇	鶏	雄雌	一文	、四五〇	、四五〇
包米面	無	一斤	、〇四〇	、〇四〇	蘿蔔	無	一斤	、〇一〇	、〇一〇
切面	〃	〃	、〇九〇	、〇九〇	小菜	〃	〃	二〇〇	、二〇〇
機器面	〃	〃	、〇九〇	、〇九〇	小豆	〃	一斗	一、六五〇	一、六〇〇
黄太	〃	一斗	三、六〇〇	三、五五〇	芸豆	〃	〃	一、七九〇	一、七九〇
大豆	〃	〃	一、九五〇	一、九五〇	粒塩	〃	一斤	〇六〇	、〇六〇
粉条	〃	一斤	一二〇	、一二〇	醤油	高田	上一斤	、二二〇	二〇〇
豆腐	〃	一塊	、〇一〇	、〇一〇	〃	〃	次〃	、一六〇	、一六〇
干豆腐	〃	一斤	、〇六〇	、〇六〇	大醤	無	一斤	〇六〇	、〇六〇
大葱	〃	〃	、〇二〇	、〇二〇	豆油	〃	〃	、二一〇	、二〇〇

蒜	無	一斤	、○六○	、○六○
大頭菜	〃	〃	、○三○	、○三○
白菜	〃	〃	、○一○	、○一○
韭菜	〃	〃	無	無
豆芽菜	〃	〃	、○二○	、○二○
辣椒	〃	〃	、一○○	、一○○
地豆	〃	〃	、○二○	、○二○
面筋	〃	〃	、二○○	、二○○
鮮魚	〃	〃	、一○○	、一○○
茶葉	〃	〃	一、六○○	一、六○○
啤酒	五星	一瓶	、四五○	、四五○
汽水	八王寺	〃	、二一○	、二○○
黃菸	無	一斤	、一八○	、一八○
火油	元宝	〃	、一六○	、一六○
木炭(白炭)	無	〃	、○二○	、○二○
木炭(黑炭)	〃	〃	、○一八	、○一八
煤(無烟)	〃	一噸	六、三○○	六、二五○

猪油	無	一斤	、二五○	、二五○
醋	〃	〃	、○五○	、○五○
紅糖	〃	〃	、一二○	、一二○
白糖	宁字	〃	、一四○	、一三五
燒酒	無	〃	、三一○	、三○○
黃酒	〃	〃	、一六○	、一六○
紙烟	紅燈	一大盒	二、一○○	二、一○○
〃	〃	一小盒	、○五○	、○五○
茶葉	無	一斤	三、二○○	三、二○○
鞋(礼服呢)	〃	一雙	一、四○○	一、四○○
沙鞋(布的)	〃	〃	、五五○	、五○○
藍色市布	軍人	一尺	、一三○	、一二○
白色其布	三錨	〃	、○九○	、○九○
牙粉	苦林	一包	、一○○	、一○○
牙刷	〃	一支	、一五○	、一五○
肥皂	利華	一塊	、○八○	、○八○
香皂	文鳥	〃	、二三○	、二五○

煤（有烟）	〃	〃	一五、五〇〇	一五、〇〇〇
火柴	耕田	一包	、〇五〇	、〇五〇
洋燭	水牛	〃	、二二〇	、二〇〇
白色棉線	雙雁	上品一斤	、八二〇	、八〇〇
〃	日光	下品〃	、八〇〇	、七九〇
藍色棉線	雙雁	上品〃	、九三〇	、九一〇
〃	日光	下品〃	、八七〇	、八六〇
白色棉布粗布	不老草	上品一尺	、一一〇	、一〇〇
〃	遼塔	下品〃	、〇九〇	、〇九〇
藍色棉布粗布	不老草	上品〃	、一四〇	、一三〇
〃	遼塔	下品〃	、一二〇	、一〇〇
棉花	無	一斤	、五二〇	、五〇〇
洋襪（細線）	牡丹	一雙	、四五〇	、四四〇
〃（粗線）	蔣英	〃	、一五〇	、一五〇
陰丹士林布	全家福	一尺	、一六〇	、一六〇

毛边紙	德記	一疋	三、三〇〇	三、二五〇
冬紫毫筆	無	一支	、一七〇	、一七〇
旧報紙	〃	一斤	、〇六〇	、〇六〇
鹼	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
洗衣毛刷	〃	一個	、一六〇	、一五〇
粗瓷花盆	〃	〃	、〇七〇	、〇六〇
粗瓷茶壺	〃	〃	、五五〇	、五三〇
粗瓷六寸瓷盤	〃	〃	、〇五〇	、〇五〇
洋傘	〃	一把	一、〇〇〇	、九五〇
雨傘	〃	〃	、六〇〇	、六〇〇

康德二年十月份

品名	品質牌号	單位	原擬售価	平抑市価
大米	無	一斗	三、八五〇	三、八〇〇
高粱米	〃	〃	一、六〇〇	一、六〇〇
小米	〃	〃	二、七〇〇	二、七〇〇
巴米	〃	〃	一、四〇〇	一、四〇〇
麵粉	宝船	一袋	三、六八〇	三、六八〇
包米面	無	一斤	、〇四〇	、〇四〇
切面	〃	〃	、〇八〇	、〇八〇
機器面	〃	〃	、〇八〇	、〇八〇
糯米	〃	一斗	三、六〇〇	三、五五〇
大豆	〃	〃	一、八九〇	一、八六〇
粉條	〃	一斤	、一二〇	、一一〇
豆腐	〃	一塊	、〇一〇	、〇一〇
干豆腐	〃	一斤	、〇六〇	、〇六〇
大葱	〃	〃	、〇二〇	、〇二〇
鹹魚	無	一斤	、一六〇	、一六〇
猪肉	〃	〃	、三五〇	、三三〇
羊肉	〃	〃	無	無
牛肉	〃	〃	、二〇〇	、二〇〇
鷄	雄雌	一支	、四五〇	、四五〇
羅蔔	無	一斤	、〇〇五	、〇〇五
小菜	〃	〃	、二〇〇	、二〇〇
小豆	〃	一斗	二、〇〇〇	二、〇〇〇
吉豆	〃	〃	二、四〇〇	二、三五〇
粗塩	〃	一斤	、〇六八	、〇六八
醬油	岡田	上一斤	、二二〇	、二二〇
〃	〃	次一斤	、一六〇	、一六〇
大醬	無	一斤	、〇六〇	、〇六〇
豆油	〃	〃	、二〇〇	、二〇〇

蒜	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
大頭菜	〃	〃	、〇三〇	、〇三〇
白菜	〃	〃	、〇一〇	、〇一〇
韮菜	〃	〃	、〇五〇	、〇五〇
豆芽菜	〃	〃	、〇二〇	、〇二〇
辣椒	〃	〃	、一〇〇	、一〇〇
地豆	〃	〃	、〇一五	、〇一五
面筋	〃	〃	、二一〇	、二〇〇
鮮魚	〃	〃	、一〇〇	、一〇〇
茶葉	〃	〃	一、六〇〇	一、六〇〇
啤酒	五星	一瓶	、四五〇	、四五〇
汽水	八王寺	〃	、二〇〇	、二〇〇
黄菸	無	一斤	、一八〇	、一六〇
火油	元室	〃	、一五〇	、一五〇
木炭(白炭)	無		、〇二〇	、〇二〇
木炭(黑炭)	〃	〃	、〇一八	、〇[illegible]八
煤(無烟)	〃	一[illegible]	六、三〇〇	六、一〇〇

猪油	〃	〃	、二五〇	、二五〇
醋	〃	〃	、〇五〇	、〇五〇
紅糖	〃	〃	、一二〇	、一二〇
白糖	字字	〃	、一三五	、一三〇
燒酒	無	〃	、二一〇	、二一〇
黄酒	〃	〃	、一六〇	、一六〇
紙烟	紅橋	一大盒	二、一〇〇	二、一〇〇
〃	〃	一小盒	、〇五〇	、〇五〇
茶葉	無	一斤	三、二〇〇	三、二〇〇
鞋(礼服呢)	〃	一雙	一、六〇〇	一、五五〇
沙鞋(布的)	〃	〃	、六五〇	、六〇〇
藍色市布	軍人	一尺	、一二〇	、一二〇
白花其布	三鏞	〃	、〇九〇	、〇九〇
牙粉	吉林	一包	、一〇〇	、一〇〇
牙刷	〃	一支	、一五〇	、一五〇
肥皂	利華	一塊	、〇八〇	、〇八〇
香皂	双鳥	〃	、二五〇	、二五〇

煤（有烟）	無	一噸	一一、五〇〇	一一、〇〇〇	毛辺紙	德記	一正	[illegible]	三、二五〇
火柴	耕田	一包	、〇五〇	、〇五〇	冬紫毫筆	無	一支	、一七〇	、一六〇
洋燭	水牛	〃	、二一〇	、二〇〇	旧報紙	〃	一斤	、〇六〇	、〇六〇
白色棉線	雙雁	上品一斤	、八二〇	、八〇〇	鹸	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
〃	日光	下品〃	、八〇〇	、八〇〇	洗衣毛刷	〃	一個	、一六〇	、一五〇
藍色棉線	雙雁	上品〃	、九三〇	、九三〇	粗瓷花盆	〃	〃	、〇七〇	、〇六〇
〃	日光	下品〃	、八八〇	、八六〇	粗瓷茶壺	〃	〃	、五二〇	、五〇〇
白色棉布粗布	不老草	上品一尺	、一一〇	、一〇〇	粗瓷六寸瓷盤	〃	〃	、〇三〇	、〇三〇
〃	遠塔	下品〃	、〇九〇	、〇八〇	洋傘	〃	一把	一、〇五〇	一、〇〇〇
藍色棉布粗布	不老草	上品〃	、一三〇	、一二〇	雨傘	〃	〃	、六〇〇	、六〇〇
〃	遠塔	下品〃	、一一〇	、一〇〇					
棉花	無	一斤	、五二〇	、五〇〇					
洋襪（細線）	牡丹	一雙	、四五〇	、四三〇					
〃（粗線）	荷美	〃	、一五〇	、一五〇					
陰丹士林布	全家福	一尺	、一六〇	、一六〇					

康德二年九月份

品名	品質牌号	單位	原擬售価	平抑市価
大米	無	一斗	三、六五〇	三、六〇〇
高粮米	〃	〃	一、八〇〇	一、七五〇
小米	〃	〃	二、六五〇	二、六五〇
包米	〃	〃	一、二五〇	一、二五〇
麵粉	宝船	一袋	三、五五〇	三、五〇〇
包米面	無	一斤	、〇四〇	、〇四〇
切面	〃	〃	、〇八〇	、〇八〇
機器面	〃	〃	、〇八〇	、〇八〇
精米	〃	一斗	三、四〇〇	三、四〇〇
大豆	〃	〃	一、六三〇	一、六三〇
粉條	〃	一斤	、一〇〇	、一〇〇
豆[illegible]	〃	一塊	、〇一〇	、〇一〇
干豆腐	〃	一斤	、〇五〇	、〇五〇
大葱	〃	〃	、〇一〇	、〇一〇

品名	品質牌号	單位	原擬售価	平抑市価
鹹魚	無	一斤	、一六〇	、一六〇
猪肉	〃	〃	、二五〇	、二五〇
羊肉	〃	〃	無	無
牛肉	〃	〃	、二〇〇	、二〇〇
鷄	雄雌	一支	、四五〇	、四五〇
蘿蔔	無	一斤	無	無
小菜	〃	〃	、二〇〇	、一八〇
小豆	〃	一斗	二、〇〇〇	二、〇〇〇
吉豆	〃	〃	二、二〇〇	二、二〇〇
粒塩	〃	一斤	、〇六八	、〇六八
醤油	岡田	上〃	、二〇〇	、二〇〇
〃	〃	次〃	、一六〇	、一六〇
大醤	無	〃	、〇六〇	、〇六〇
豆油	〃	〃	、一六〇	、一六〇

菠[illegible]	無	一斤	、〇六〇	、〇六〇
大頭菜	〃	〃	、〇二〇	、〇二〇
白菜	〃	〃	、〇一〇	、〇一〇
韮菜	〃	〃	、〇二〇	、〇二〇
豆芽菜	〃	〃	、〇二〇	、〇二〇
辣椒	〃	〃	、〇二〇	、〇二〇
地豆	〃	〃	、〇一〇	、〇一〇
面筋	〃	〃	、二〇〇	、二〇〇
鮮魚	〃	〃	、一〇〇	、一〇〇
茶葉	〃	〃	一、六〇〇	一、六〇〇
啤酒	五星	一瓶	、四五〇	、四五〇
汽水	八王寺	〃	、二〇〇	、二〇〇
黃菸	無	一斤	、一五〇	、一五〇
火油	元宝	〃	、一五〇	、一五〇
木炭(白炭)	無	〃	、〇二〇	、〇二〇
木炭(黑炭)	〃	〃	、〇一八	、〇一八
煤(無烟)	〃	一噸	六、三〇〇	六、三〇〇
豬油	無	一斤	、三五〇	[illegible]
醋	〃	〃	[illegible]	[illegible]
紅糖			、一一〇	、一一〇
白糖	[illegible]宝	〃	、一三〇	、一三〇
燒酒	無		、一八〇	、一八〇
黃酒	〃	〃	、一五〇	、一五〇
紙烟	紅橋	一大盒	二、一〇〇	二、一〇〇
〃	〃	一小盒	、〇五〇	、〇五〇
茶葉	無	一斤	三、二〇〇	三、二〇〇
鞋([illegible])		一雙	一、五〇〇	一、五〇〇
沙鞋(布的)	〃		、七〇〇	、七五〇
藍色市布	單人	一尺	、一二五	、一二〇
白[illegible]其布	三錨		、〇九〇	、〇八〇
牙粉	苦林	一包	、一〇〇	、一〇〇
牙刷	〃	一支	、一五〇	、一五〇
肥皂	利華	一塊	、〇九〇	、〇九〇
香皂	文鳥	〃	、二五〇	、二五〇

煤（有烟）	〃	〃	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
火柴	耕田	一包	、〇五〇	、〇五〇
洋燭	水牛	〃	、二一〇	、二〇〇
白色棉線	雙雁	上品一斤	、八二〇	、八〇〇
〃	日光	下品〃	、八〇〇	、七八〇
藍色棉線	雙雁	上品〃	、九二〇	、九〇〇
〃	日光	下品〃	、八七〇	、八五〇
白色棉布粗布	不老草	上品一尺	、一一〇	、一〇〇
〃	遼塔	下品〃	、〇九〇	、〇八〇
藍色棉布粗布	不老草	上品〃	、一三〇	、一二〇
〃	遼塔	下品〃	、一一〇	、一〇〇
彈花	無	一斤	、五二〇	、五〇〇
洋襪（細線）	牡丹	一雙	、四五〇	、四三〇
洋襪（粗線）	葛其	〃	、一五〇	、一五〇
陰丹士林布	全家福	一尺	、一六〇	、一六〇

毛邊紙	標記	一疋	三、二五〇	三、二〇〇
冬紫毫筆	無	一支	、一八〇	、一八〇
旧報紙	〃	一斤	、〇六〇	〇六〇
鹼	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
洗衣毛刷	〃	一個	、一六〇	、一五〇
粗瓷花盆	〃	〃	、〇七〇	、〇六〇
粗瓷茶壺	〃	〃	、五一〇	、五〇〇
粗瓷六寸瓷盤	〃	〃	、〇五〇	、〇四〇
洋傘	〃	一把	一、〇五〇	一、〇〇〇
雨傘	〃	〃	、六〇〇	、六〇〇

康德二年八月份

品名	品質牌号	單位	原擬售価	平抑市価
大米	無	一斗	三、八〇〇	三、八〇〇
高粮米	〃	〃	二、二五〇	二、二〇〇
小米	〃	〃	三、〇〇〇	三、〇〇〇
包米	〃	〃	一、五五〇	一、五〇〇
麺粉	宝船	一袋	三、三五〇	三、三五〇
包米面	無	一斤	、〇五〇	、〇五〇
切面	〃	〃	、〇八〇	、〇八〇
機器面	〃	〃	、〇八〇	、〇八〇
糯米	〃	一斗	三、五〇〇	三、四五〇
大豆	〃	〃	一、四五〇	一、四五〇
粉條	〃	一斤	、一一〇	、一〇〇
豆腐	〃	一塊	、〇一〇	、〇一〇
干豆腐	〃	一斤	、〇五〇	、〇五〇
大葱	〃	〃	、〇一〇	、〇一〇
品名	品質牌号	單位	原擬售価	平抑市価
鹹魚	無	一斤	、一六〇	、一六〇
猪肉	〃	〃	、二四〇	、二四〇
羊肉	〃	〃	、二〇〇	、二〇〇
牛肉	〃	〃	、二二〇	、二二〇
鷄	雌雄	一隻	、四五〇	、四五〇
羅蔔	無	一斤	無	無
小菜	〃	〃	、二〇〇	、二〇〇
小豆	〃	一斗	二、〇〇〇	二、〇〇〇
吉豆	〃	〃	二、三〇〇	二、三〇〇
粒塩	〃	一斤	、〇六八	、〇六八
醬油	岡田	上一斤	、二二〇	、二二〇
〃	〃	次〃	、一六〇	、一六〇
大醬	無	一斤	、〇六〇	、〇六〇
豆油	〃	〃	、一八〇	、一七〇

蒜	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
大頭菜	〃	〃	、〇二〇	、〇二〇
白菜	〃	〃	、〇一〇	、〇一〇
韭菜	〃	〃	、〇二〇	、〇二〇
豆芽菜	〃	〃	、〇二〇	、〇二〇
辣椒	〃	〃	、〇一〇	、〇一〇
地豆	〃	〃	、〇一〇	、〇一〇
面筋	〃	〃	、二二〇	、二二〇
鮮魚	〃	〃	、一〇〇	、一〇〇
茶葉	〃	〃	一、六〇〇	一、六〇〇
啤酒	五星	一瓶	、四五〇	、四五〇
汽水	八王寺	〃	、二〇〇	、二〇〇
黃菸	無	一斤	、一八〇	、一六〇
火油	元宝	〃	、一五〇	、一五〇
木炭(白炭)	無	〃	、〇二〇	、〇二〇
〃(黒炭)	〃	〃	、〇一八	、〇一八
煤(無烟)	〃	一噸	六、三〇〇	六、三〇〇

猪油	〃	〃	、二四〇	、二四〇
醋	〃	〃	、〇五〇	、〇五〇
紅糖	〃	〃	、一二〇	、一二〇
白糖	字字	〃	、一三〇	、一三〇
燒酒	無	〃	、一八〇	、一八〇
黃酒	〃	〃	、一五〇	、一五〇
紙烟	紅橋	一大盒	二、一〇〇	二、一〇〇
〃	〃	一小盒	、〇五〇	、〇五〇
茶葉	無	一斤	三、二〇〇	三、二〇〇
鞋(礼服呢)	〃	一雙	一、六〇〇	一、六〇〇
沙鞋(布的)	〃	〃	、七〇〇	、七〇〇
藍色市布	軍人	一尺	、一二〇	、一二〇
白花其布	三鋪	〃	、一〇〇	、一〇〇
牙粉	苦林	一包	、一〇〇	、一〇〇
牙刷	〃	一支	、一五〇	、一五〇
肥皂	利華	一塊	、〇九〇	、〇九〇
香皂	文鳥	一塊	、二五〇	、二五〇

煤（有烟）	無	一噸	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	毛边紙	德記	一疋	三、三〇〇	三、三〇〇
火柴	耕田	一包	、〇五〇	、〇五〇	冬紫毫筆	無	一支	、一八〇	、一八〇
洋燭	水牛	〃	、二一〇	、二〇〇	旧報紙	〃	一斤	、〇六〇	、〇六〇
白色綿線	雙雁	上品一斤	、八二〇	、八〇〇	鹼	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
〃	日光	下品〃	、八〇〇	、七八〇	洗衣毛刷	〃	一個	、一五〇	、一五〇
藍色綿線	雙雁	上品〃	、九二〇	、九〇〇	粗瓷花盌	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
〃	日光	下品〃	、八七〇	、八五〇	粗瓷茶壺	〃	〃	、五〇〇	、五〇〇
白色綿布粗布	不老草	上品一尺	、一一〇	、一〇〇	粗瓷六寸瓷盤	〃	〃	、〇五〇	、〇四〇
〃	遠塔	下品〃	、〇九〇	、〇九〇	洋傘	〃	一把	一、〇〇〇	一、〇〇〇
藍色綿布粗布	不老草	上品〃	、一三〇	、一三〇	雨傘	〃	〃	、六〇〇	、六〇〇
〃	遠塔	下品〃	、一一〇	、一〇〇					
棉花	無	一斤	、五二〇	、五〇〇					
洋襪（細線）	牡丹	一雙	、四五〇	、四五〇					
〃（粗線）	荷美	〃	、一五〇	、一五〇					
陰丹士林布	全家福	一尺	、一六〇	、一六〇					

康德二年七月份

品名	品質牌号	單位	原擬售價	平抑市價	品名	品質牌号	單位	原擬售價	平抑市價
大米	無	一斗	三、八〇〇	三、七六〇	鹹魚	無	一斤	、一六〇	、一六〇
高粱米	〃	〃	一、五〇〇	一、五〇〇	猪肉	〃	〃	、二五〇	、二四〇
小米	〃	〃	二、六五〇	二、六五〇	羊肉	〃	〃	、三〇〇	、二八〇
包米	〃	〃	一、五五〇	一、五〇〇	牛肉	〃	〃	、二二〇	、二二〇
麵粉	宝船	一袋	三、二五〇	三、二〇〇	鶏	雄雌	一支	、四五〇	、四五〇
包米面	無	一斤	、〇四五	、〇四五	蘿蔔	無	一斤	無	無
切面	〃	〃	、〇七〇	、〇七〇	小菜	〃	〃	、二〇〇	、二〇〇
機器面	〃	〃	、〇八〇	、〇八〇	小豆	〃	一斗	二、〇〇〇	二、〇〇〇
精米	〃	一斗	三、七五〇	三、七三〇	吉豆	〃	〃	二、一〇〇	二、一〇〇
大豆	〃	〃	一、六〇〇	一、六〇〇	粒塩	〃	一斤	、〇六八	、〇六八
粉條	〃	一斤	、一〇〇	、一〇〇	醤油	岡田	上一斤	、二二〇	、二二〇
豆腐	〃	一塊	、〇一〇	、〇一〇	〃	〃	次〃	、一六〇	、一六〇
干豆腐	〃	一斤	、〇五〇	、〇五〇	大醤	無	一斤	、〇六〇	、〇六〇
大葱	〃	〃	、〇一〇	、〇一〇	豆油	〃	〃	、一六〇	、一六〇

蒜	無	一斤	、○五○	、○五○
大頭菜	〃	〃	無	無
白菜	〃	〃	、○一○	、○一○
韮菜	〃	〃	、○一○	、○一○
豆芽菜	〃	〃	、○二○	、○二○
辣椒	〃	〃	、○五○	、○五○
地豆	〃	〃	、○四○	、○四○
面筋	〃	〃	、二二○	、二一○
鮮魚	〃	〃	、一二○	、一二○
茶葉	〃	〃	二、四○○	二、四○○
啤酒	五星	一瓶	、四五○	、四五○
汽水	八王寺	〃	、二○○	、二○○
黄菸	無	一斤	、一四○	、一四○
火油	元宝	〃	、一五○	、一五○
木炭(白炭)	無	〃	、○二○	、○二○
〃(黑炭)	〃	〃	、○一八	、○一八
煤(無烟)	〃	一噸	六、三○○	六、二○○

猪油	無	一斤	、二四○	、二四○
醋	〃	〃	、○五○	、○五○
紅糖	〃	〃	、一二○	、一二○
白糖	辛亨	〃	、一三○	、一三○
燒酒	無	〃	、一八○	、一八○
黄酒	〃	〃	、一五○	、一五○
紙烟	紅橋	一大盒	二、一○○	二、一○○
〃	〃	一小盒	、○五○	、○五○
茶葉	無	一斤	三、二○○	三、二○○
鞋(礼服呢)	〃	一雙	一、八○○	一、七五○
沙鞋(布的)	〃	〃	、七○○	、六五○
藍色市布	軍人	一尺	、一三○	、一二○
白花其布	三錨	〃	、○九○	、○八○
牙粉	苦林	一包	、一○○	、一○○
牙刷	〃	一支	、一五○	、一五○
肥皂	利華	一塊	、○九○	、○九○
香皂	文鳥	〃	、二五○	、二五○

煤（有烟）	〃	〃	一三、〇〇〇	一二、八〇〇
火柴	耕田	一包	、〇五〇	、〇五〇
洋燭	水牛	〃	、二〇〇	、二〇〇
白色棉線	雙雁	上品一斤	、八五〇	、八五〇
〃	日光	下品〃	、八五〇	、八〇〇
藍色棉線	雙雁	上品〃	、九五〇	、九〇〇
〃	日光	下品〃	、八五〇	、八五〇
白色棉布粗布	不老草	上品一尺	、一一五	、一一〇
〃	遠塔	下品〃	、一〇〇	、一〇〇
藍色棉布粗布	不老草	上品〃	、一三五	、一三〇
〃	遠塔	下品〃	、一一〇	、一一〇
棉花	無	一斤	、五〇〇	、五〇〇
洋襪（細線）	牡丹	一雙	、四五〇	、四〇〇
〃（粗線）	荷美	〃	、一五〇	、一五〇
陰丹士林布	全家福	一尺	、一六〇	、一六〇

毛边紙	德記	一疋	三、二五〇	三、二〇〇
冬紫毫筆	無	一支	、一八〇	、一八〇
旧報紙	〃	一斤	、〇六〇	、〇六〇
鹼	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
洗衣毛刷	〃	一個	、一六〇	、一五〇
粗瓷花盌	〃	〃	、〇七〇	、〇六〇
粗瓷茶壺	〃	〃	、五一〇	、五〇〇
粗瓷六寸瓷盤	〃	〃	、〇五〇	、〇四〇
洋傘	〃	一把	一、一〇〇	一、〇五〇
雨傘	〃	〃	、六五〇	、六五〇

康德二年六月份

品名	品質牌号	單位	原擬售價	平均市價
大米	無	一斗	三、八〇〇	三、八〇〇
高粱米	〃	〃	二、一〇〇	二、一〇〇
小米	〃	〃	二、六〇〇	二、六〇〇
元米	〃	〃	一、五〇〇	一、五〇〇
麵粉	宝船	一袋	三、四〇〇	三、三五〇
包米面	無	一斤	、〇四五	、〇四五
切面	〃	〃	、〇八〇	、〇八〇
機器面	〃	〃	、〇九〇	、〇九〇
糯米	〃	一斗	三、六〇〇	三、五五〇
大豆	〃	〃	一、五五〇	一、五〇〇
粉條	〃	一斤	、一〇〇	、一〇〇
豆腐	〃	一塊	、〇一〇	、〇一〇
干豆腐	〃	一斤	、〇六〇	、〇六〇
大葱	〃	〃	、〇一五	、〇一五

品名	品質牌号	單位	原擬售價	平均市價
鹹魚	無	一斤	、一六〇	、一六〇
猪肉	〃	〃	、二四〇	、二四〇
羊肉	〃	〃	、三〇〇	、三〇〇
牛肉	〃	〃	、二二〇	、二二〇
鷄	[illegible]	一[illegible]	、四五〇	、四五〇
蘿蔔	無	一斤	無	無
小葱	〃	〃	、二〇〇	、二〇〇
小豆	〃	一斗	一、九〇〇	一、九〇〇
古豆	〃	〃	二、一〇〇	二、一〇〇
粒塩	〃	一斤	、〇六八	、〇六八
醬油	岡田	上一斤	、二〇〇	、二〇〇
〃	〃	次一斤	、一五〇	、一五〇
大醬	無	一斤	、〇七〇	、〇七〇
豆油	〃	〃	、一七〇	、一七〇

蒜	〃	〃	、〇五〇	、〇五〇
大頭菜	〃	〃	無	無
白菜	〃	〃	、〇一〇	、〇一〇
韮菜	〃	〃	、〇一〇	、〇一〇
豆芽菜	〃	〃	、〇二〇	、〇二〇
辣椒	〃	〃	、一〇〇	、一〇〇
地豆	〃	〃	、〇二〇	、〇二〇
面筋	〃	〃	、二二〇	、二二〇
鮮魚	〃	〃	、一三〇	、一三〇
茶葉	〃	〃	二、四〇〇	二、四〇〇
啤酒	五星	一瓶	、四五〇	、四五〇
汽水	八王寺	〃	、二〇〇	、二〇〇
黃菸	無	一斤	、一四〇	、一二〇
火油	元宝	〃	、一五〇	、一五〇
木炭(白炭)	無	〃	、〇二〇	、〇二〇
〃(黑炭)	〃	〃	、〇一八	、〇一六
煤(無烟)	〃	一噸	六、〇〇〇	五、八〇〇

猪油	〃	〃	、二四〇	、二四〇
醋	〃	〃	、〇五〇	、〇五〇
紅糖	〃	〃	、一二〇	、一二〇
白糖	字字	〃	、一三〇	、一三〇
燒酒	無	〃	、二〇〇	、二〇〇
黃酒	〃	〃	、一五〇	、一五〇
紙烟	紅橋	一大盒	二、一〇〇	二、一〇〇
〃	〃	一小盒	、〇五〇	、〇五〇
茶葉	無	一斤	三、二〇〇	三、二〇〇
鞋(礼服呢)	〃	一雙	一、七〇〇	一、六五〇
沙鞋(布的)	〃	〃	、七〇〇	、六五〇
藍色市布	軍人	一尺	、一二〇	、一一〇
白花其布	三錨	〃	、〇九〇	、〇九〇
牙粉	苦林	一包	、一〇〇	、一〇〇
牙刷	〃	一支	、一五〇	、一五〇
肥皂	利華	一塊	、一〇〇	、〇九〇
香皂	文鳥	〃	、二五〇	、二五〇

煤(有烟)	無	一噸	一三、〇〇〇	一二、五〇〇	毛边紙	僑記	一疋	三、二五〇	三、二〇〇
火柴	耕田	一包	、〇五〇	、〇五〇	冬紫毫筆	無	一支	、一七〇	、一七〇
洋燭	水牛	〃	、二一〇	、二〇〇	白報紙	〃	一斤	、〇六〇	、〇六〇
白色棉線	雙雁	上品一斤	、八二〇	、八〇〇	鹼	〃	〃	、〇八〇	、〇六〇
〃	日光	下品〃	、八〇〇	、七八〇	洗衣毛刷	〃	一個	、一六〇	、一五〇
藍色棉線	雙雁	上品〃	、九五〇	、九三〇	粗瓷花盌	〃	〃	、〇七〇	、〇六〇
〃	日光	下品〃	、八七〇	、八五〇	粗瓷茶壺	〃	〃	、五〇〇	、五〇〇
白色棉布粗布	不老草	上品一尺	、一一〇	、一〇〇	粗瓷六寸瓷盤	〃	〃	、〇五〇	、〇四〇
〃	遼塔	下品〃	、〇九〇	、〇八〇	洋傘	〃	一把	一、一〇〇	一、〇五〇
藍色棉布粗布	不老草	上品〃	、一三〇	、一二〇	雨傘	〃	〃	、六五〇	、六五〇
〃	遼塔	下品〃	、一一〇	、一〇〇					
棉花	無	一斤	、五〇〇	、四五〇					
洋襪(細線)	牡丹	一雙	、四五〇	、四三〇					
〃(粗線)	荷美	〃	、一五〇	、一五〇					
陰丹士林布	全家福	一尺	、一六〇	、一六〇					

康德二年五月份

品名	品質牌号	單位	原擬售価	平抑市価
大米	無	一斗	三、八〇〇	三、七五〇
高粱米	〃	〃	二、二〇〇	二、二〇〇
小米	〃	〃	二、七〇〇	二、六五〇
包米	〃	〃	一、五五〇	一、五〇〇
麵粉	宝船	一袋	三、四五〇	三、四〇〇
包米面	無	一斤	、五〇〇	、四〇〇
切面	〃	〃	、七〇〇	、七〇〇
機器面	〃	〃	、八〇〇	、八〇〇
精米	〃	一斗	三、六〇〇	三、五〇〇
大豆	〃	〃	二、〇〇〇	二、〇〇〇
粉條	〃	一斤	、一一〇	、一〇〇
豆腐	〃	一塊	、〇一〇	、〇一〇
干豆腐	〃	一斤	、〇七〇	、〇六〇
大葱	〃	〃	、〇二〇	、〇二〇

品名	品質牌号	單位	原擬售価	平抑市価
鹹魚	無	一斤	、一六〇	、一六〇
猪肉	〃	〃	、二四〇	、二四〇
羊肉	〃	〃	無	無
牛肉	〃	〃	、二二〇	、二二〇
鷄	雄雌	一隻	、四〇〇	、四〇〇
蘿蔔	無	一斤	、〇二〇	、〇一五
小菜	〃	〃	、二〇〇	、一八〇
小豆	〃	一斗	一、九〇〇	一、八五〇
吉豆	〃	〃	二、〇五〇	二、〇〇〇
粒塩	〃	一斤	、〇七〇	、〇六〇
醤油	岡田	上一斤	、二二〇	、二〇〇
〃	〃	次〃	、一六〇	、一五〇
大醤	無	一斤	、〇九〇	、〇八〇
豆油	〃	〃	、一九〇	、一八〇

蒜	無	一斤	、○五○	、○四○
大頭菜	〃	〃	無	無
白菜	〃	〃	、○二○	、○二○
韮菜	〃	〃	、○四○	、○三○
豆芽菜	〃	〃	、○二○	、○二○
辣椒	〃	〃	、一○○	、一○○
地豆	〃	〃	、○二○	、○二○
面筋	〃	〃	、二○○	、二○○
鮮魚	〃	〃	、一四○	、一二○
茶葉	〃	〃	一、六○○	一、六○○
啤酒	五星	一瓶	、四五○	、四五○
汽水	八王寺	〃	、二○○	、二○○
黃菸	無	一斤	、一四○	、一三○
火油	元宝	〃	、一五○	、一五○
木炭(白炭)	無	〃	、○二○	、○二○
〃(黑炭)	〃	〃	、○一八	、○一八
煤(無烟)	〃	一噸	七、○○○	六、八○○

猪油	無	一斤	、二五○	、二四○
醋	〃	〃	、○五○	、○五○
紅糖	〃	〃	、一一○	、一一○
白糖	字字	〃	、一三○	、一三五
燒酒	無	〃	、二○○	、二○○
黃酒	〃	〃	、二○○	、二○○
紙烟	紅濤	一大盒	二、一○○	二、一○○
〃	〃	一小盒	、○五○	、○五○
茶葉	無	一斤	三、二○○	三、○○○
鞋(平底呢)	〃	一雙	一、八○○	一、七○○
沙鞋(布紗)	〃	〃	、七○○	、六五○
藍色布	筆人	一尺	、一三○	、一二○
白花具布	三錨	〃	、一○○	、一○○
牙粉	苦林	一包	、一○○	、一○○
牙刷	〃	一支	、一五○	、一五○
肥皂	利華	一塊	、○八○	、○八○
香皂	文鳥	〃	、二五○	、二五○

煤（有烟）	〃	〃	一三、〇〇〇	一二、五〇〇	毛边紙	[illegible]記	一尺	三、二五〇	三、一〇〇
火柴	耕田	一包	、〇五〇	、〇五〇	冬紫毫筆	無	一支	、二〇〇	、一八〇
洋燭	水牛	〃	、二二〇	、二〇〇	旧報紙	〃	一斤	、〇六〇	、〇六〇
白色棉線	雙雁	上品一斤	、八〇〇	、八〇〇	鹼	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
〃	日光	下品〃	、七七〇	、七五〇	洗衣毛刷	〃	一個	、一五〇	、一五〇
藍色棉線	雙雁	上品〃	、九〇〇	、九〇〇	粗瓷花盌	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
〃	日光	下品〃	、八七〇	、八五〇	粗瓷茶壺	〃	〃	六〇〇	、五五〇
白色棉布粗布	不老草	上品一尺	、一〇〇	、一〇〇	粗瓷夺瓷盤	〃	〃		、〇五〇
〃	遼塔	下品〃	、〇九〇	、〇九〇	洋傘	〃	一把	一、〇〇〇	、九五〇
藍色棉布粗布	不老草	上品〃	、一二〇	、一二〇	雨傘	〃	〃	、六五〇	、六五〇
〃	遼塔	下品〃	、一〇〇	、一〇〇					
棉花	無	一斤	、五〇〇	、五〇〇					
洋襪（細線）	牡丹	一雙	、四〇〇	、四〇〇					
〃（粗線）	荷美	〃	、一五〇	、一五〇					
陰丹士林布	全家福	一尺	、一六〇	、一六〇					

康德二年四月份

品名	品質牌号	單位	原擬售價	平擬市價
大米	無	一斗	三、八五〇	三、八〇〇
高粮米	〃	〃	二、二〇〇	二、一六〇
小米	〃	〃	二、七三〇	二、七〇〇
包米	〃	〃	一、五四八	一、四九八
麵粉	宝船	一袋	三、三〇〇	三、三〇〇
包米面	無	一斤	、〇五〇	、〇四五
切面	〃	〃	、〇九〇	、〇八〇
機器面	〃	〃	、〇九〇	、〇八〇
精米	〃	一斗	三、四五〇	三、四〇〇
大豆	〃	〃	二、〇〇〇	一、九四〇
粉條	〃	一斤	、一〇〇	、一〇〇
豆腐	〃	一塊	、〇一〇	、〇一〇
干豆腐	〃	一斤	、〇八〇	、〇七〇
大葱	〃	〃	、〇二〇	、〇一五

品名	品質牌号	單位	原擬售價	平擬市價
鹹魚	無	一斤	、一六〇	、一五〇
猪肉	〃	〃	、二五〇	、二四〇
羊肉	〃	〃	無	無
牛肉	〃	〃	、二一〇	、二〇〇
鷄	雄雌	一支	、三五〇	、三〇〇
蘿蔔	無	一斤	、〇二〇	、〇一五
小菜	〃	〃	、二〇〇	、一八〇
小豆	〃	一斗	一、九〇〇	一、八五〇
吉豆	〃	〃	二、〇五〇	二、〇〇〇
粒塩	〃	一斤	、〇七〇	、〇六八
醤油	岡田	上一斤	、二一〇	、二〇〇
〃	〃	次一斤	、一六〇	、一五〇
大醤	無	一斤	、〇九〇	、〇八〇
豆油	〃	〃	、一九〇	、一八〇

蒜	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
大頭菜	〃	〃	、〇四〇	、〇四〇
白菜	〃	〃	、〇二〇	、〇一九
韮菜	〃	〃	、一二〇	、一一〇
豆芽菜	〃	〃	、〇三〇	、〇二〇
辣椒	〃	〃	、一三〇	、一一〇
也豆	〃	〃	、〇二〇	、〇一五
面筋	〃	〃	、二二〇	、二一〇
鮮魚	〃	〃	、一三〇	、一二〇
茶葉	〃	〃	、四八〇	、四八〇
啤酒	五星	一瓶	、四五〇	、四五〇
汽水	八王寺	〃	、二〇〇	、二〇〇
黄烟	無	一斤	、一二〇	、一一〇
火油	元宝	〃	、一三〇	、一二〇
木炭(白炭)	無	〃	、〇二〇	、〇二〇
〃(黑炭)	〃	〃	、〇一八	、〇一八
煤(無烟)	〃	一噸	六、三〇〇	六、一〇〇

猪油	〃	〃	、二五〇	、二四〇
醋	〃	〃	、〇五〇	、〇五〇
紅糖	〃	〃	、一二〇	、一一〇
白糖	字字	〃	、一三〇	、一二五
燒酒	無	〃	、二〇〇	、二〇〇
黄酒	〃	〃	、二〇〇	、二〇〇
紙烟	紅橋	一大盒	二、一〇〇	二、一〇〇
〃	〃	一小盒	、〇五〇	、〇五〇
茶葉	無	一斤	三、二〇〇	三、〇〇〇
鞋(礼服呢)	〃	一雙	一、七〇〇	一、六五〇
沙鞋(布的)	〃	〃	、七〇〇	、六五〇
藍色市布	軍人	一尺	、一二〇	、一一〇
白花其布	三錨	〃	、〇九〇	、〇八〇
牙粉	苦林	一包	、一〇〇	、一〇〇
牙刷	〃	一支	、一五〇	、一五〇
肥皂	利華	一塊	、〇八〇	、〇八〇
香皂	文鳥	〃	、二五〇	、二五〇

煤（有烟）	無	一噸	一一、五〇〇	一一、〇〇〇
火柴	耕田	一包	、〇五〇	、〇五〇
洋燭	水牛	〃	、二一〇	、二〇〇
白色棉線	雙雁	上品一斤	、八二〇	、八〇〇
〃	日光	下品〃	、八〇〇	、七八〇
藍色棉線	雙雁	上品〃	、九二〇	、九〇〇
〃	日光	下品〃	、八七〇	、八五〇
白色棉布粗布	不老草	上品一尺	、一一〇	、一〇〇
〃	遼塔	下品〃	、〇九〇	、〇八〇
藍色棉布粗布	不老草	上品〃	、一三〇	、一二〇
〃	遼塔	下品〃	、一一〇	、一〇〇
棉花	無	一斤	、五二〇	、五〇〇
洋襪（細線）	牡丹	一雙	、四五〇	、四三〇
〃（粗線）	荷美	〃	、一五〇	、一五〇
陰丹士林布	全家福	一尺	、一六〇	、一六〇

毛辺紙	德記	一疋	三、二五〇	三、二〇〇
冬紫毫筆	無	一支	、一七〇	、一六〇
旧報紙	〃	一斤	、〇五〇	、〇五〇
鹼	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
洗衣毛刷	〃	一個	、一六〇	、一五〇
粗瓷花盆	〃	〃	、〇七〇	、〇六〇
粗瓷茶壺	〃	〃	、五一〇	、五〇〇
粗瓷六寸瓷盤	〃	〃	、〇五〇	、〇四〇
洋傘	〃	一把	一、〇五〇	一、〇〇〇
雨傘	〃	〃	、六〇〇	、六〇〇

康德二年三月份

品名	品質牌号	單位	原擬售価	平抑市価
大米	無	一斗	三、九〇〇	三、八七〇
高粮米	〃	〃	二、〇五〇	二、〇〇〇
小米	〃	〃	二、七五〇	二、七〇〇
包米	〃	〃	一、五〇〇	一、四五〇
麺粉	宝船	一袋	三、二五〇	三、二〇〇
包米面	無	一斤	、〇五〇	、〇四五
切面	〃	〃	、〇九〇	、〇八〇
蕎麥面	〃	〃	、〇九〇	、〇八〇
精米	〃	一斗	三、五〇〇	三、四七〇
大豆	〃	〃	一、八六〇	一、八四〇
粉條	〃	一斤	、一〇〇	、一〇〇
豆腐	〃	一塊	、〇一〇	、〇一〇
干豆腐	〃	一斤	、〇八〇	、〇七〇
大葱	〃	〃	、〇二〇	、〇一五

品名	品質牌号	單位	原擬售価	平抑市価
鹹魚	無	一斤	、一六〇	、一五〇
猪肉	〃	〃	、二五〇	、二四〇
羊肉	〃	〃	無	無
牛肉	〃	〃	、二一〇	、二〇〇
鶏	雄雌	一支	、三五〇	、三〇〇
蘿蔔	無	一斤	、〇三〇	、〇二五
小菜	〃	〃	、二〇〇	、一八〇
小豆	〃	一斗	一、八〇〇	一、七五〇
芸豆	〃	〃	一、九五〇	一、九二〇
粒塩	〃	一斤	、〇七〇	、〇六八
醤油	岡田	上一斤	、二一〇	、二〇〇
〃	〃	次一斤	、一六〇	、一五〇
大醤	無	一斤	、〇九〇	、〇八〇
豆油	〃	〃	、一[illegible]〇	、一八〇

蒜	無	一斤	、〇六〇	、〇六〇
大頭菜	〃	〃	、〇四〇	、〇四〇
白菜	〃	〃	、〇二〇	、〇一九
韮菜	〃	〃	、三五〇	、三〇〇
豆芽菜	〃	〃	、〇三〇	、〇二〇
辣椒	〃	〃	、一三〇	、一一〇
地豆	〃	〃	、〇二〇	、〇一五
面筋	〃	〃	、二二〇	、二一〇
鮮魚	〃	〃	、一五〇	、一五〇
茶葉	〃	〃	、四八〇	、四八〇
啤酒	五星	一瓶	、四五〇	、四五〇
汽水	八王寺	〃	、二〇〇	、二〇〇
黄菸	無	一斤	、一二〇	、一一〇
火油	元宝	〃	、一三〇	、一二〇
木炭(白炭)	無	〃	、〇二〇	、〇二〇
〃(黒炭)	〃	〃	、〇一八	、〇一八
煤(無烟)	〃	一噸	六、三〇〇	六、一〇〇
猪油	無	一斤	、二五〇	、二四〇
醋	〃	〃	、〇五〇	、〇五〇
紅糖	〃	〃	、一二〇	、一一〇
白糖	宇字	〃	、一三〇	、一二五
燒酒	無	〃	、二〇〇	、二〇〇
黄酒	〃	〃	、二〇〇	、二〇〇
紙烟	紅橋	一大盒	二、一〇〇	二、一〇〇
〃	〃	一小盒	、〇五〇	、〇五〇
茶葉	無	一斤	三、二〇〇	三、〇〇〇
鞋(礼服呢)	〃	一雙	一、七〇〇	一、六五〇
沙鞋(布的)	〃	〃	、七〇〇	、六五〇
蓝色市布	軍人	一尺	、一二〇	、一一〇
白花其布	三鎗	〃	、〇九〇	、〇八〇
牙粉	苦林	一包	、一〇〇	、一〇〇
牙刷	〃	一支	、一五〇	、一五〇
肥皂	利華	一塊	、〇八〇	、〇八〇
香皂	文鳥	〃	、二五〇	、二四〇

煤(有烟)	〃	〃	一一、五〇〇	一一、〇〇〇	毛辺紙	德記	一疋	三、二五〇	三、二〇〇
火柴	耕田	一包	、〇五〇	、〇五〇	冬紫毫筆	無	一支	、一七〇	、一六〇
洋燭	水牛	〃	、二一〇	、二〇〇	旧報紙	〃	一斤	、〇五〇	、〇五〇
白色棉線	雙雁	上品一斤	、八二〇	、八〇〇	鹸	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
〃	日光	下品〃	、八〇〇	、七八〇	洗衣毛刷	〃	一個	、一六〇	、一五〇
藍色棉線	雙雁	上品〃	、九一〇	、九〇〇	粗瓷花盌	〃	〃	、〇七〇	、〇六〇
〃	日光	下品〃	、八七〇	、八五〇	粗瓷茶壺	〃	〃	、五二〇	、五〇〇
白色棉布粗布	不老草	上品一尺	、一一〇	、一〇〇	粗瓷六寸瓷盤	〃	〃	、〇五〇	、〇四〇
〃	遼塔	下品〃	、〇九〇	、〇八〇	洋傘	〃	一把	一、〇五〇	一、〇〇〇
藍色棉布粗布	不老草	上品〃	、一三〇	、一二〇	雨傘	〃	〃	、六〇〇	、六〇〇
〃	遼塔	下品〃	、一一〇	、一〇〇					
絨花	無	一斤	、五二〇	、五〇〇					
洋襪(細線)	牡丹	一雙	、四五〇	、四三〇					
〃(粗線)	荷美	〃	、一五〇	、一五〇					
陰丹士林布	全家福	一尺	、一六〇	、一六〇					

[illegible]二十二月份

品名	品質(牌號)	單位	原擬售價	平抑市價
大米	無	一斗	三、六五〇	三、六〇〇
高粱米	〃	〃	二、〇〇〇	一、九八〇
小米	〃	〃	二、五〇〇	二、四五〇
包米	〃	〃	一、五〇〇	一、四七〇
麵粉	宝船	一袋	三、二五〇	三、二五〇
包米面	無	一斤	、〇四〇	、〇四〇
切面	〃	〃	、〇九〇	、〇八〇
機器面	〃	〃	、〇九〇	、〇八〇
精米	〃	一斗	三、二五〇	三、二三〇
大豆	〃	〃	一、九〇〇	一、八七〇
粉條	〃	一斤	、一〇〇	、一〇〇
豆腐	〃	一塊	、〇一〇	、〇一〇
干豆腐	〃	一斤	、〇八〇	、〇七〇
大葱	〃	〃	、〇二〇	、〇一五

品名	品質牌號	單位	原擬售價	平抑市價
鹹魚	無	一斤	、一六〇	、一五〇
豬肉	〃	〃	、三五〇	、三四〇
羊牛	〃	〃	無	無
牛肉	〃	〃	、二〇〇	、一九〇
鷄	雌雄	一支	、三五〇	、三〇〇
蘿蔔	無	一斤	、〇二〇	、〇一五
小菜	〃	〃	、二〇〇	、一八〇
小豆	〃	一斗	一、九〇〇	一、八五〇
吉豆	〃	〃	二、〇〇〇	一、九七〇
粒塩	〃	一斤	、〇七〇	、〇六八
醬油	閣田	上一斤	、二一〇	、二一〇
〃	〃	次〃	、一六〇	、一五〇
大醬	無	一斤	、〇九〇	、〇八〇
豆油	〃	〃	、二〇〇	、一九〇

蒜	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
大頭菜	〃	〃	、〇四〇	、〇六〇
白菜	〃	〃	、〇二〇	、〇一九
生菜	〃	〃	、五五〇	、五〇〇
豆芽菜	〃	〃	、〇三〇	、〇三〇
辣椒	〃	〃	、一五〇	、一四〇
毛豆	〃	〃	、〇二〇	、〇一五
面筋	〃	〃	、二二〇	、二一〇
鮮魚	〃	〃	、一五〇	、一五〇
茶葉	〃	〃	、四八〇	、四八〇
啤酒	五星	一瓶	、四五〇	、四五〇
汽水	八王寺	〃	、二〇〇	、二〇〇
黄蒸	無	一斤	、一二〇	、一一〇
火油	元宝	〃	、一三〇	、一二〇
木炭(白炭)	無	〃	、〇二〇	、〇二〇
〃(黑炭)	〃	〃	、〇一八	、〇一八
煤(無烟)	〃	一噸	六、一〇〇	六、一〇〇
猪油	〃	〃	、二三〇	、二四〇
醋	〃	〃	、〇五〇	、〇五〇
紅糖	〃	〃	、一二〇	、一一〇
白糖	字字	〃	、一三〇	、一二五
燒酒	無	〃	、二〇〇	、二〇〇
黄酒	〃	〃	、二〇〇	、二〇〇
紙烟	紅橋	一大盒	二、一〇〇	二、一〇〇
〃	〃	一小盒	、〇五〇	、〇五〇
茶葉	無	一斤	三、二〇〇	三、〇〇〇
鞋(礼服呢)	〃	一雙	一、七〇〇	一、六五〇
沙鞋(布的)	〃	〃	、七〇〇	、六五〇
藍色市布	軍人	一尺	、一二〇	、一一〇
白花其布	三鏈	〃	、〇九〇	、〇八〇
牙粉	吉林	一包	、一〇〇	、一〇〇
牙刷	〃	一支	、一五〇	、一五〇
肥皂	利華	一塊	、〇八〇	、〇八〇
香皂	文鳥	〃	、二五〇	、二四〇

一六一

煤（有烟）	無	一噸	一一、五〇〇	一一、〇〇〇
火柴	耕田	一包	、〇五〇	、〇五〇
洋燭	水牛	〃	、二一〇	、二〇〇
白色棉線	雙雁	上品一斤	、八二〇	、八〇〇
〃	日光	下品〃	、八〇〇	、七八〇
藍色棉線	雙雁	上品〃	、九二〇	、九〇〇
〃	日光	下品〃	、八七〇	、八五〇
白色棉布粗布	不老草	上品一尺	、一一〇	、一〇〇
〃	遼塔	下品〃	、〇九〇	、〇八〇
藍色棉布粗布	不老草	上品〃	、一三〇	、一二〇
〃	遼塔	下品〃	、一一〇	、一〇〇
棉花	無	一斤	、五一〇	、五〇〇
洋襪（細線）	牡丹	一雙	、四五〇	、四三〇
〃（粗線）	荷美	〃	、一五〇	、一五〇
陰丹士林布	全家福	一尺	、一六〇	、一六〇

毛辺紙	德記	一足	三、二五〇	三、二〇〇
冬紫毫筆	無	一支	、一七〇	、一六〇
旧報紙	〃	一斤	、〇五〇	、〇五〇
鹼	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
洗衣毛刷	〃	一個	、一六〇	、一五〇
粗瓷花盤	〃	〃	、〇七〇	、〇六〇
粗瓷茶壺	〃	〃	、五一〇	、五〇〇
粗瓷六寸瓷盤	〃	〃	、〇五〇	、〇四〇
洋傘	〃	一把	一、〇五〇	一、〇〇〇
雨傘	〃	〃	、六〇〇	、六〇〇

康德二年一月份

品名	品質牌号	單位	原擬售価	平柳市価
大米	無	一斗	三、六〇〇	三、五五〇
高粮米	〃	〃	一、八五〇	一、八三〇
小米	〃	〃	二、四五〇	二、四〇〇
包米	〃	〃	一、三五〇	一、三二〇
麵粉	宝船	一袋	三、二二〇	三、二〇〇
包米面	無	一斤	、〇四〇	、〇四〇
切面	〃	〃	無	
蕎麥面	〃	〃	、〇九〇	、〇八〇
糯米	〃	一斗	三、一〇〇	三、〇五〇
大豆	〃	〃	一、六七〇	一、六五〇
粉條	〃	一斤	、一〇〇	、一〇〇
豆腐	〃	一塊	、〇一〇	、〇一〇
干豆腐	〃	一斤	、〇七〇	、〇六〇
大葱	〃	〃	、〇二〇	、〇一五

品名	品質牌号	單位	原擬售価	平柳市価
鹹魚	無	一斤	、一六〇	、一五〇
猪肉	〃	〃	、二五〇	、二四〇
羊肉	〃	〃	無	
牛肉	〃	〃	、二〇〇	、一九〇
鷄	雄雌	一支	、三五〇	、三〇〇
蘿蔔	無	一斤	、〇二〇	、〇一五
小菜	〃	〃	、二〇〇	、一八〇
小豆	〃	一斗	一、八五〇	一、八五〇
吉豆	〃	〃	一、九五〇	一、九五〇
粒塩	〃	一斤	、〇七〇	、〇六八
醬油	岡田	上一斤	、二一〇	、二〇〇
〃	〃	次一斤	、一六〇	、一五〇
大醬	無	一斤	、〇七〇	、〇六〇
豆油	〃	〃	、一七〇	、一六〇

蒜	無	一斤	、〇六〇	、〇五〇
大頭菜	〃	〃	、〇四〇	、〇四〇
白菜	〃	〃	、〇一七	、〇一五
韭菜	〃	〃	、五五〇	、五〇〇
豆芽菜	〃	〃	、〇二〇	、〇二〇
辣椒	〃	〃	、一二〇	、一〇〇
地豆	〃	〃	、〇一〇	、〇一〇
面筋	〃	〃	、二三〇	、二二〇
鮮魚	〃	〃	無	
菜葉	〃	〃	、四五〇	、四五〇
啤酒	五星	一瓶	、四三〇	、四五〇
汽水	八王寺	〃	、二〇〇	、二〇〇
黄菸	無	一斤	、一二〇	、一一〇
火油	元宝	〃	、一三〇	、一二〇
木炭(白炭)	無	〃	、〇二〇	、〇二〇
〃(黑炭)	〃	〃	、〇一八	、〇一八
煤(無烟)	〃	一噸	六、三〇〇	六、一〇〇

猪油	無	一斤	、二五〇	、二四〇
醋	〃	〃	、〇五〇	、〇五〇
紅糖	〃	〃	、一一〇	、一一〇
白糖	宇字	〃	、一三〇	、一二〇
燒酒	無	〃	、二〇〇	、二〇〇
黄酒	〃	〃	、二〇〇	、二〇〇
紙烟	紅橋	一大盒	三、一〇〇	三、一〇〇
〃	〃	一小盒	、〇五〇	、〇五〇
茶葉	無	一斤	三、一〇〇	三、〇〇〇
鞋(礼服呢)	〃	一雙	一、七〇〇	一、六五〇
小鞋(布的)	〃	〃	、七〇〇	、六五〇
藍色市布	單人	一尺	、一二〇	、一一〇
白花其布	三鎗	〃	、〇九〇	、〇九〇
牙粉	苦林	一包	、一〇〇	、一〇〇
牙刷	〃	一支	、一五〇	、一五〇
肥皂	利華	一塊	、〇八〇	、〇八〇
香皂	文鳥	〃	、二五〇	、二四〇

煤(有烟)	〃	〃	一一、五〇〇	一一、〇〇〇
火柴	耕田	一包	、〇五〇	、〇五〇
洋燭	水牛	〃	、二一〇	、二〇〇
白色棉線	雙雁	上品一斤	、八二〇	、八〇〇
〃	日光	下品〃	、八〇〇	、七八〇
藍色棉線	雙雁	上品〃	、九二〇	、九〇〇
〃	日光	下品〃	、八七〇	、八五〇
白色棉布粗布	不老草	上品一尺	、一一〇	、一〇〇
〃	遠塔	下品〃	、〇九〇	、〇八〇
藍色棉布粗布	不老草	上品〃	、一三〇	、一二〇
〃	遠塔	下品〃	、一一〇	、一〇〇
棉花	無	一斤	、五二〇	、五〇〇
洋襪(細線)	牡丹	一雙	、四五〇	、四三〇
〃(粗線)	荷美	〃	、一五〇	、一五〇
陰丹士林布	全家福	一尺	、一六〇	、一六〇

毛辺紙	德記	一尺	三、二五〇	三、二〇〇
冬紫毫筆	無	一支	、一七〇	、一六〇
旧報紙	〃	一斤	、〇五〇	、〇五〇
鹸	〃	〃	、〇六〇	、〇六〇
洗衣毛刷	〃	一個	、一六〇	、一五〇
粗瓷花盌	〃	〃	、〇七〇	、〇六〇
粗瓷茶壺	〃	〃	、五二〇	、五〇〇
粗瓷六寸瓷盤	〃	〃	、〇五〇	、〇四〇
洋傘	〃	一把	一、〇五〇	一、〇〇〇
雨傘	〃	〃	、六〇〇	、六〇〇

第九節　其　他

(1) 作物別作付面積及び生産量

農作物收穫量予想調查聯合会の調查によれば、本県に於ける農作物作付面積は一八二、四〇五、八〇晌にして、普通作物作付面積は一七二、三七七、〇八晌の九四、四%、特用作物は僅かに一、七%の三一〇一、六晌、園藝作物は七、〇一七、一二晌にして三、九%の割合となつてゐる。

普通作物中、高梁最も作付面積広く、全作付面積の三三、七%、大豆之れに次ぎ二三、三%、包米一八、一%、谷子一一、六%の順にある。

「註」「内務局調查による熟地面積は一八一、五一五、二九晌にして、予想調查聯合会調查による作付面積より少きこと八、九〇五、九晌となつてゐる」

次に生産量は産業統計の第三表を参照すれば分明する如く、高梁の九八五、三九九、〇四石を首位とし、包米、大豆、谷子之れに次いで、普通作物総計に於て二百三十万余石に達してゐる。

尚水稲は六四、四四五、一二石にして陸稲の七八、七六一、五二石に迫つてゐる。

此等の諸作物の作付割合は近年に於ては変化なく、只水稲が逐年面積に於て、従つて收量に於て、増加の傾向を辿つてゐるのみであると云はれて居る

(2) 農産物縣外移出入量

税捐局の語るところによれば、移入は殆んど見られず移出のみであると云ふが、しかし産業統計

第四表に於て、康徳二年一月より三年三月に至る間に於て、豆類の移出総量は七〇三、〇〇一、九六石にして、生産量調査による大豆及び小豆、其の他豆類の生産総量四五七、三四七、四〇石より多きこと、二四五、六五四、五六石であつて、斯くの如く生産量より移出量のはるかに多量に上つてゐることは、移入量のあることによるか、生産量調査に於て、其の数字に相等の誤りがあつたのではないかと思はれる。

税捐局の移出量調査は西豊站よりの出荷量よりしたもの故、幾分の移入豆類も加はつてゐたにもせよ、信を置く可きものとしなければならぬ故、大豆の作付面積及び晌当収量の上に於て誤算があつたのではないかとの疑問を持つまゝにして置く。

尚農作物の移出には、此の外黄菸の一〇万斤、線麻の五万斤がある。

(3) 治安概況

事変前に於ては治安良好であつたが、直後に於て東豊及び清原、伊通の各県に於て土匪猖獗を極め、頻りに本県内に侵入し、騒乱を企てんとする形勢あり、危機に面すること数回に及んだが、特に住民を督励し、自衛団の増員を図り、警備機関の充実を計る一方、県境其の他の防備を強制的に固めしめる等、凡ゆる手段を傾倒したる結果、北部より東部にかけて山地続き、一昨年来各県が匪害に犯されてゐるに拘らず、本県は時にこそ泥的小匪徒はあるが、地方警察及び自衛団の協力防備により、概ね治安安定の状況にあつたが、更に本年八月、日本軍の援助のもとに大討伐を実行するに及んで頗る良好となつた。

(4) 税目別縣税収総額

県税収入状況調査に就ては、詳細を欠くところある故、決算報告書に記載されてある収入を転記し、其の一端を窺ふことにする。

右報告書に依れば、県税総収入九五、九四一、〇五円にして、地捐四〇、一四五、九二円、営業捐九、五六六、七九円、雑捐四六、二三八、三四円の中、車牌捐の二五、五〇一、五〇円、粮捐一三、八二四、五九円、屠宰捐二、九四八、六〇円、肉捐二、六四一、一〇円、妓捐七九九、二〇円、剪捐二九七、九〇円、木捐二一五、一五円の内訳となつてゐる。

(5) 聚落型態及び聚落分布型態

地勢的に川沿ひに沃地がひろがり、此の沃地を十二分に耕地として利用せんとする関係上、農家は山裾に居をトし、散在して一屯を構成してゐるが、斯様な屯は又点在して一村をなして居る故、次表に示すが如く全県一、二一二屯の中一〇戸以下の屯一二九、一一戸より二〇戸までの屯三五一、二一戸より三〇戸までのもの二三七戸、三一戸より四〇戸までのもの一五八戸にして、四〇戸以内の屯八七五を占め、実に全屯数の七二%に余つてゐる状態である。

西豊縣区別各毛戸数階級別表

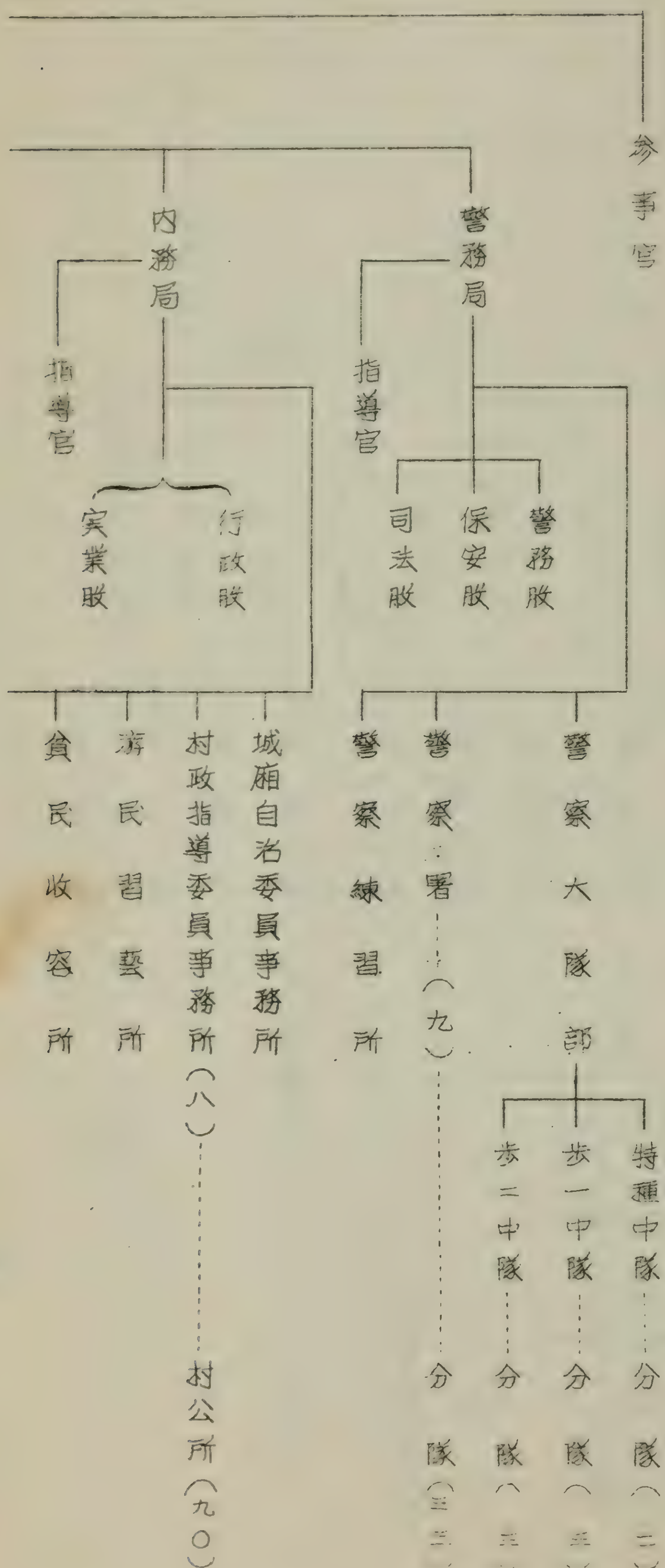
区別	10戸以下	11戸〜20	21戸〜30	31戸〜40	41戸〜50	51戸〜60	61戸〜70	71戸〜80	81戸〜90	91戸〜100	101戸〜110	120戸〜200	201戸〜300	301戸〜400	401戸〜500	501戸〜600	601戸〜700	701戸〜800	801戸〜900	901戸〜1,000	計
2	42	68	37	15	7	3	1	1	1	–	3	–	1	3	1	–	1	–	1	1	186
3	4	43	36	27	7	8	2	2	–	–	–	–	3	7	1	1	1	–	–	–	142
4	13	56	53	21	12	4	4	2	–	–	2	–	1	3	3	3	–	–	–	1	178
5	15	66	40	32	9	4	1	1	–	–	5	–	1	10	6	–	3	–	–	–	193
6	9	11	13	12	11	10	5	5	10	3	12	–	2	1	2	2	1	–	1	–	110
7	16	8	11	18	18	14	17	6	1	3	5	–	6	5	1	1	1	–	–	–	131
8	–	24	23	27	18	5	6	1	1	–	2	–	13	2	–	–	–	–	–	1	123
9	30	75	24	6	2	1	3	–	–	–	3	–	1	2	1	–	–	–	1	–	149
計	129	351	237	158	84	49	39	18	13	6	32	–	28	33	15	7	7	–	3	3	1,212

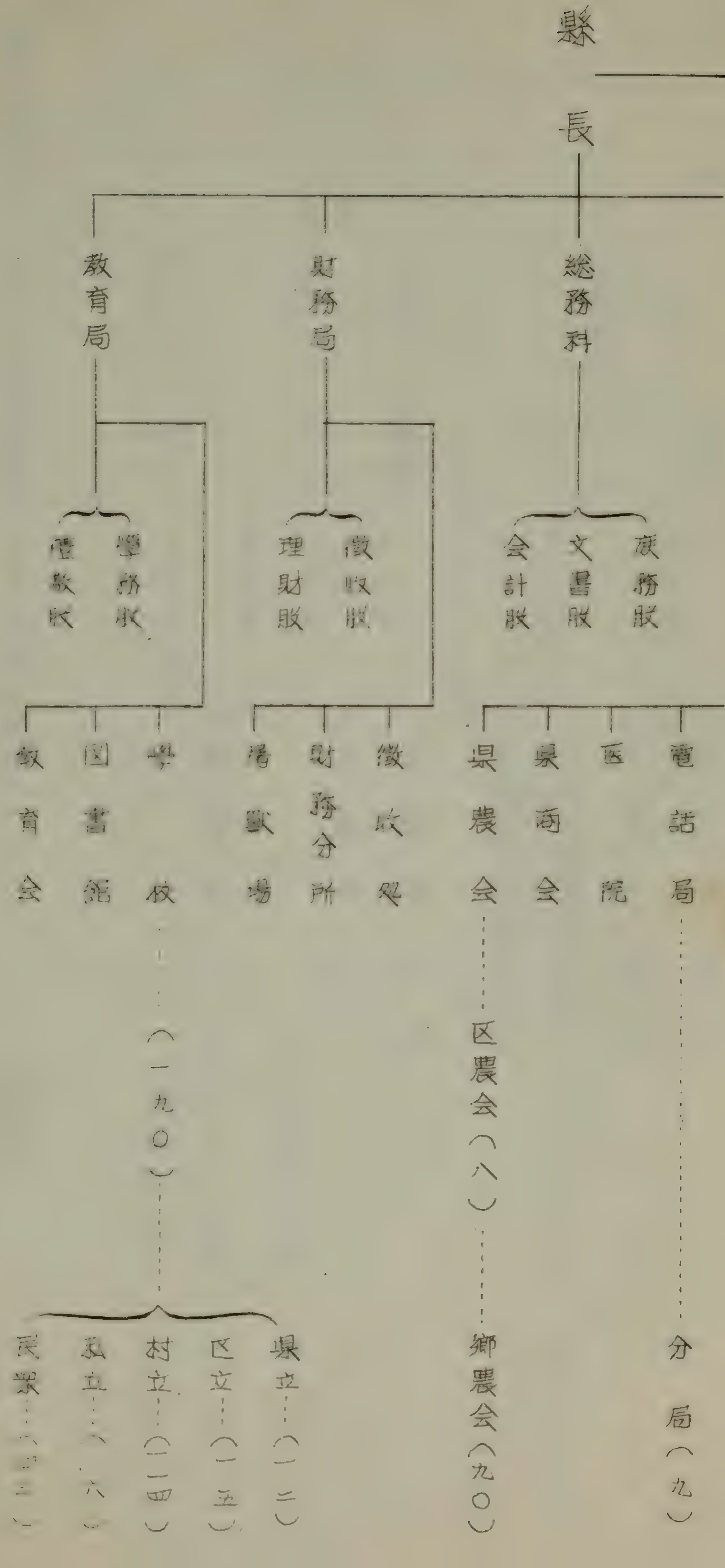
備考　第一区ハ県城ナル故ナシ.

第五章 縣政策概要

第一節 縣公署の組織

参事官の補佐指導する県長の下に一科四局あり、四局の中、警務局、内務局には警務指導官、産業指導官あり、夫々の職務指導に任ぜられて居る。





第二節　縣財政

康德二年度に於ける歳入、歳出決算報告を見るに、歳入合計二七四、〇五三・〇七円の内経常部一二五、八一五・五四円、臨時部一四八、二三七・五三円にして、歳出合計一七〇、〇五七・一九円の内、経常部は一五八、七九一・二八円にして、臨時部は一一、二六五・九一円を示してゐるが、其の款項目による詳細は

次の報告書の如くである。

西豊縣公署康德二年度歳入歳出決算報告書

歳入　経常部　一二五、八一五.五四

款	項	目	全年度予算額	全年度決算額	比較増減	備考
一、国財産所生之收入			六、〇五〇.〇〇	七、二五六.七一	(一)一、二〇六.七一	
	一、基本財産收入		六、〇五〇.〇〇	七、二五六.七一	(一)一、二〇六.七一	
		一、地租	三、二〇〇.〇〇	二、八六五.三一	三三四.六九	查本年度短徴地租園韻清幼維園地租一百零八石奉省公署教学字第六零九号指令由原捐助人組織委員会保管并遵令剔除以致減收
		二、地皮租	一五〇.〇〇	二一二.七五	(一)六二.七五	
		三、房租	一、四五〇.〇〇	一、四九一.二〇	(一)四一.二〇	
		四、存款利息	一、二五〇.〇〇	二、六八七.四五	(一)一、四三七.四五	查本年度存款利息因編預算時存款少俟後实在存款較多故長征
二、使用料及手数料			七、四二五.〇〇	七、〇七〇.一〇	三五四.九〇	
	一、使用料		六、二四〇.〇〇	五、二二五.一〇	一、〇一四.九〇	
		一、学校授業料	四、六四〇.〇〇	四、一二九.〇〇	五一一.〇〇	查本年度学校授業料係按上年学生数目被編預算惟因本年度学生減少以致短収如上数

		二、病院收入	一、六〇〇・〇〇	一、〇九六・一〇	(一)五〇三・九〇	查本年度因貧民入院免費施療者頗多故短征如上数
	二、手数料		一、一八五・〇〇	一、八四五・〇〇	(一)六六〇・〇〇	
		一、証明手数料	一、一八五・〇〇	一、八四五・〇〇	(一)六六〇・〇〇	查本年度因結婚数較少編造預算数目驟行加多以故長征如上数
三、交付金			二、六六七・〇〇	九八三・六八	一、六八三・三二	
	一、国税征收交付金		一、九〇〇・〇〇	七六三・三四	一、一三六・六六	
		一、国税征收交付金	一、八五〇・〇〇	七六三・三四	一、〇八六・六六	查本年度田賦征收期間僅為二個月応得交付金無多以致短征
		二、国税懲罰款征收交付金	五〇・〇〇		五〇・〇〇	
	二、農商貸款交付金		六〇〇・〇〇	二一七・七四	三八二・二六	
		一、農商貸款交付金	六〇〇・〇〇	二一七・七四	三八二・二六	查本年度農商貸款交付金因民还本息太少故短征
	三、営業註冊交付金		五・〇〇	二・六〇	二・四〇	
		一、営業註冊交付金	五・〇〇	二・六〇	二・四〇	
	四、国有雑項財産管理交付金		一六二・〇〇		一六二・〇〇	
		一、国有雑項財産管理交付金	一六二・〇〇		一六二・〇〇	
四、納付金			五四二・〇〇	九七二・〇一	(一)四三〇・〇一	
	一、納付金		九七二・〇一	九七二・〇一	(一)四三〇・〇一	
		一、納付金	九七二・〇一	九七二・〇一	(一)四三〇・〇一	查本年度納付金係按国有雑項財産該款佑計編列及收款時則按実有數据收款以故長征

五、報償金			一〇〇·〇〇	一八〇·〇〇	(一)八〇·〇〇	
	一、報償金		一〇〇·〇〇	一八〇·〇〇	(一)八〇·〇〇	
		一、報償金	一〇〇·〇〇	一八〇·〇〇	(一)八〇·〇〇	
六、雜收入			九、一三八·〇〇	一三、四二一·九九	(一)四、二七三·九九	
	一、過年度收入		五、四五〇·〇〇	二、九〇五·六一	二、五四四·三九	查本年度歲收入因南征期間僅三個月所有陳欠畝捐完納甚少以致短征
		一、稅收入	五、四五〇·〇〇	二、九〇五·六一	二、五四四·三九	
	二、歲計存款利息		八〇·〇〇	九一·四〇	(一)一一·四〇	
		一、歲計存款利息	八〇·〇〇	九一·四〇	(一)一一·四〇	
	三、罰款及過怠金收入		九八七·〇〇	九三六·九四	五〇·〇六	
		一、稅罰款	九三七·〇〇	九一三·四四	二三·五六	
		二、過怠金收入	五〇·〇〇	二三·五〇	二六·五〇	
	四、售売呈紙收入		二一·〇〇	三八·七〇	(一)一七·七〇	
		一、售売呈紙收入	二一·〇〇	三八·七〇	(一)一七·七〇	
	五、廢物売出金		八〇·〇〇	五一·九三	二八·〇七	
		一、不用品売出金	八〇·〇〇	五一·九三	二八·〇七	
	六、生產物売出金		二、一五五·〇〇	一、八七五·四二	二七九·八五	查生產物売出金原編預算並無標準亦因生產物売出無多以致短征
		一、生產物売出金	二、一五五·〇〇	一、八七五·四二	二七九·八五	

七、雜入		三六五.〇〇	七、五一一、九九	(一)七、一四六、九九	
	一、毛血費	一四〇.〇〇	二九八、七二	(一)一五八、七二	查雜入一項因屠宰無稅票費亦全部列入以故長征
	二、祀典經費	二一九.〇〇	二八五、二〇	(一)六六、二〇	
	三、雜入	六.〇〇	六、九二八、〇七	(一)六、九二二、〇七	
二、縣稅		一二九、五六二.〇〇	九五、九四一、〇五	一三三、六二〇、九五	
一、地捐			四〇、一四五、九二	三九、一五三、〇八	
	一、畝捐		四〇、一四五、九二	三九、一五三、〇八	查畝捐本因縣併征僅因本年度開征期間僅一個月民戶未能盡數完納以故短征
二、營業捐			九、五六六、七九	(一)七〇四、七九	
	一、商捐		九、五六六、七九	(一)七〇四、七九	查本年度因商業商民報效以故長征
三、雜捐		四一、四〇一.〇〇	四六、三三八、三四	(一)四、八二七、三四	
	一、糧捐	一三、五〇〇.〇〇	一五、八二四、五九	(一)二、三二四、五九	查糧捐一項因[illegible]白戰事以故短征
	二、車捐	二、八一二.〇〇	六、五〇一、五〇	(一)三、六八九、五〇	查本年度車捐係按上年數目估計嗣因車戶為多以故長征
	三、屠宰捐	二、五〇〇.〇〇	二、九四八、六〇	(一)四四八、六〇	查今年[illegible]民戶[illegible]用肉類者亦眾以故長征
	四、肉捐	二、〇〇〇.〇〇	二、六四一、一〇	(一)六四一、一〇	
	五、妓捐	七九九.〇〇	七九九、二〇	(一).二〇	
	六、繭捐	一、五九〇.〇〇	二九七、九〇	一、二九二、一〇	查因民戶無桑養蠶甚少以故短征
	七、木捐	二〇〇.〇〇	二一五、一五	(一)一五、一五	

經常部計			一五五,四八四.〇〇	一二五,八一五.五四	二九,六六八.四六	

歳入臨時部　一四八,二三七.五三

款	項	目	全年度予算額	全年度決算額	比較増減	備考
一 結餘金			一〇〇,〇〇〇.〇〇	一四八,二三七.五三	(一)四八,二三七.五三	
	一 前年度結餘金		一〇〇,〇〇〇.〇〇	一四八,二三七.五三	(一)四八,二三七.五三	
		一 前年度結餘金	一〇〇,〇〇〇.〇〇	一四八,二三七.五三	(一)四八,二三七.五三	
臨時部計			一〇〇,〇〇〇.〇〇	一四八,二三七.五三	(一)四八,二三七.五三	
歳入合計			二五五,四八四.〇〇	二七四,〇五三.〇七	(一)一八,五六九.〇七	

歳出經常部　一五八,七九一.二八

款	項	目	全年度予算額	全年度決算額	比較増減	備考
一 祭祀費			二〇〇.〇〇	一九六.四六	三.五四	
	一 祭祀費		二〇〇.〇〇	一九六.四六	三.五四	
		一 祭祀費	二〇〇.〇〇	一九六.四六	三.五四	單價一四十

二、公署費			三一、九五八、〇〇	三二、二三三、九四	(一)二七五、九四	並支額詳見本款第四項第一、二兩目
	一、俸給		一四、七三〇、〇〇	一四、一三六、一九	五九三、八一	
		一、俸給	一四、七三〇、〇〇	一四、一三六、一九	五九三、八一	單據一一件
	二、雜給		六、九四二、〇〇	六、五七七、三三	三六四、六七	
		一、僱員薪金	四、九二四、〇〇	四、八七二、八六	五一、一四	單據九件
		二、備人工資	九〇〇、〇〇	八九四、〇〇	六、〇〇	〃六件
		三、臨時備人工資	三二四、〇〇	四八、八七	二七五、一三	〃五件
		四、津貼	七五、〇〇	四二、六〇	三二、四〇	〃三件
		五、賞与	七一九、〇〇	七一九、〇〇		〃一件
	三、旅費		一、二〇〇、〇〇	八五〇、七三	三四九、二七	
		一、旅費	一、二〇〇、〇〇	八五〇、七三	三四九、二七	單據四三件
	四、辦公費		五、五七六、〇〇	六、九三九、二一	(一)一、三六三、二一	
		一、備品費	九〇〇、〇〇	一、六六一、九三	(一)七六一、九三	並支額除由本項第四目流用外並呈請動支予備費奉民財第二九八号指令准補充四九〇円單據一三九件
		二、消耗品費	二、七〇〇、〇〇	三、九三五、二三	(一)一、一七五、二三	並支額除由本項第三、四兩目流用外並呈請動支予備費奉民財第三六八号指令准補充七四〇円 單據八三七件
		三、印刷図書費	一、二〇〇、〇〇	八八一、七九	三一八、二一	單據一一三件
		四、通信運搬費	七一六、〇〇	四六〇、二六	二五五、七四	〃九八件
	五、雜費		二、七一〇、〇〇	二、六二二、八二	八七、一八	

款	項	目	預算數	實支數	剩餘	備考
		一、接待費	一、二〇〇、〇〇	一、一九九、一四	、八六	單據一〇六件
		二、汽油費	一、二六〇、〇〇	一、一二七、四九	一三二、五一	〃 四件
		三、雜費	二五〇、〇〇	二九六、一九	(一)四六、一九	溢支額由本項第二目流用、單據二六件
	六、修繕費		四〇〇、〇〇	七〇七、六六	(一)三〇七、六六	
		一、修繕費	四〇〇、〇〇	七〇七、六六	(一)三〇七、六六	溢支額於十一月廿八日呈請動支予備費奉民財第二九八号指令核准、單據二七件
	七、機密費		四〇〇、〇〇	四〇〇、〇〇		
		一、機密費	四〇〇、〇〇	四〇〇、〇〇		單據一七件
二、警察費			六九、五七八、〇〇	六八、五一四、一八	一、〇六三、八二	
	一、警察署費		四一、七三七、〇〇	四一、五六一、五八	一七五、四二	
		一、薪俸	三一、一七〇、〇〇	三一、〇七二、三四	九八、六六	單據五四件
		二、津貼	九〇、〇〇	九〇、〇〇		〃 一八件
		三、賞与	一、三一三、〇〇	一、三〇七、六〇	五、四〇	〃 一九件
		四、旅費	一八〇、〇〇	一六二、四一	一七、五九	〃 九件
		五、備品費	一八〇、〇〇	一三、六〇	一六六、八四	〃 六件
		六、消耗品費	一、二八八、〇〇	一、八七七、二一	(一)五八九、二一	溢支額由本項第五八七各目流用、單據五四件
		七、印刷図書費	一、五七〇、〇〇	一、一九八、六三	三七一、三七	單據四三件
		八、通信運搬費	七二四、〇〇	五七八、七〇	一三五、三〇	〃 五四件

	九、被服費	四、六〇〇、〇〇	四、六〇〇、〇〇		單據九件
	一〇、拘留費	三〇〇、〇〇	三四三、〇三	(一)四三、〇三	溢支額由本項第五目流用、單據七件
	一一、教練費	二四二、〇〇	二三二、〇〇	一〇、〇〇	單據七件
	一二、房租	八〇、〇〇	七七、五〇	二、五〇	〃四件
二、警察隊費		二四、五三一、〇〇	二四、四〇三、五三	一二七、四七	
	一、薪俸	一七、四四二、〇〇	一七、三三四、七〇	一〇七、三〇	單據二四件
	二、雜給	五四〇、〇〇	五四〇、〇〇		〃六件
	三、賞与	八三一、〇〇	八三〇、八〇	、二〇	〃五件
	四、備品費	六〇、〇〇		六〇、〇〇	
	五、消耗品費	一二二、〇〇	一九三、五一	(一)七一、五一	溢支額由本項第四六七各目流用、單據七三件
	六、印刷図書費	三六〇、〇〇	三三、八八	二、一二	單據一九件
	七、通信運搬費	一九八、〇〇	一八八、二〇	九、八〇	〃二四件
	八、被服費	二、八〇〇、〇〇	三、〇六七、五九	(一)二六七、五九	溢支額由本項第九七両目流用、單據五件
	九、馬糧費	二、三五二、〇〇	二、〇八四、八五	二六七、一五	單據一九件
	一〇、房租	一五〇、〇〇	一三〇、〇〇	二〇、〇〇	〃二件
三、討伐費		一、六七〇、〇〇	九〇九、七五	七六〇、二五	
	一、子弾費	七五〇、〇〇		七五〇、〇〇	

		二、行動費	八五〇、〇〇	八四〇、九五	九、〇五	〃 一〇件
		三、雑費	七〇、〇〇	六八、八〇	一、二〇	〃 五件
	四、修繕費		一、二五〇、〇〇	一、二四九、三二	、六八	
		一、修繕費	一、二五〇、〇〇	一、二四九、三二	、六八	〃 三二件
	五、機密費		四〇〇、〇〇	四〇〇、〇〇		
		一、機密費	四〇〇、〇〇	四〇〇、〇〇		〃 六件
四、教育費			四一、九八六、〇〇	三九、二〇九、〇〇	二、七七七、〇〇	
	一、師範学校費		八、八四八、〇〇	八、三七四、二五	四七三、七五	
		一、教員薪俸	六、二七〇、〇〇	五、八九六、五〇	三七三、五〇	〃 一四件
		二、書記薪俸	二七六、〇〇	二七六、〇〇		〃 一四件
		三、傭人工資	一九二、〇〇	一九二、〇〇		〃 一二件
		四、旅費	二五、〇〇	一五、〇〇	一〇、〇〇	〃 一件
		五、備品費	一、三六〇、〇〇	一、二五九、七五	一〇〇、二五	〃 二六件
		六消耗品費	二七四、〇〇	二七四、〇〇		〃 三七件
		七、実習材料費	六〇、〇〇	三六、〇〇	二四、〇〇	〃 三件
		八、印刷図書費	二五、〇〇	三一、〇〇	(一)六、〇〇	追支額由本項第九目流用、單據一一件
		九、通信運搬費	一六、〇〇	一〇、〇〇	六、〇〇	單據 二件

	一〇、雑費	五〇、〇〇	五〇、〇〇		單據 三件
	一一、修繕費	三〇〇、〇〇	三三四、〇〇	(一) 三四、〇〇	溢支額由本項第四、七両目流用 〃 六件
二、中学校費		七、二一六、〇〇	六、四九六、七〇	六一九、三〇	
	一、教員薪俸	六、〇六〇、〇〇	五、四五〇、〇〇	六一〇、〇〇	〃 一二件
	二、書記薪俸	一五〇、〇〇	一五〇、〇〇		〃 五件
	三、傭人工資	二八八、〇〇	二八八、〇〇		〃 一〇件
	四、旅費	三五、〇〇	二〇、〇〇	一五、〇〇	〃 一件
	五、備品費	六一、〇〇	五八、一五	二、八五	〃 一〇件
	六、消耗品費	二八六、〇〇	二八五、〇五	、九五	〃 二五件
	七、印刷図書費	四五、〇〇	四五、〇〇		〃 一八件
	八、通信運搬費	四一、〇〇	四二、〇〇	(一) 一、〇〇	溢支額由本項第六目流用 〃 一〇件
	九、修繕費	一〇〇、〇〇	一〇八、五〇	(一) 八、五〇	溢支額由本項第四目流用 〃 六件
	一〇、雑費	五〇、〇〇	五〇、〇〇		〃 二件
三、女子職業学校費		三二四、〇〇	三二四、〇〇		
	一、教員薪俸	三二四、〇〇	三二四、〇〇		〃 六件
四、小学校費		二二、一五二、〇〇	二〇、七三六、四八	一、四一五、五二	
	一、教員薪俸	一八、八二八、〇〇	一七、三五六、九四	一、四七一、〇六	〃 八四件

二、傭人工資	八六四、〇〇	八九二、〇〇	(一)二八、〇〇	溢支額由本項第一目流用 〃 六四件
三、旅費	三五、〇〇	一四、四〇	二〇、六〇	〃 五件
四、備品費	一二六、〇〇	一三〇、五九	(一)四、五九	溢支額由本項第一目流用 〃 三七件
五、消耗品費	一、一九〇、〇〇	一、三六一、〇〇	(一)一七一、〇〇	溢支額由本項第二、三、六、七、十各目流用 〃 一三九件
六、印刷図書費	二二〇、〇〇	一九七、六五	二二、三五	〃 六五件
七、通信運搬費	一八九、〇〇	一〇六、九七	八二、〇三	〃 三三件
八、房租	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇		〃 一件
九、修繕費	四〇〇、〇〇	四七四、八一	(一)七四、八一	溢支額由本項第十目流用 〃 五件
一〇、雑費	二〇〇、〇〇	一〇二、一二	九七、八八	〃 二二件
五、学事諸費	一、二八八、〇〇	一、二二五、五九	六二、四一	
一、学事諸費	四八五、〇〇	四二二、七七	六二、二三	〃 二件
二、就学奨励費	八〇三、〇〇	八〇二、八二	、一八	〃 一三件
六、民衆学校費	二、二五八、〇〇	二、〇五一、九八	二〇六、〇二	
一、図書館費	五七〇、〇〇	五五五、九八	一四、〇二	〃 一四件
二、民衆学校費	九九二、〇〇	八〇〇、〇〇	一九二、〇〇	〃 五九件
三、幼稚園費	八九六、〇〇	八九六、〇〇		〃 六件
[illegible]、社会事業費	[illegible]四、〇〇	五、二三五、〇二	一、七四八、九八	

一、遊民習藝所費		六、五五三、〇〇	四、九八一、〇七		
	一、薪俸	四八〇、〇〇	四八〇、〇〇		單據六件
	二、雜給	九七八、〇〇	九七八、〇〇		〃七件
	三、賞与	六二、〇〇	六二、〇〇		〃一件
	四、辦公費	四七〇、〇〇	四七〇、〇〇		〃八件
	五、膳費	三、三〇〇、〇〇	二、三二九、五三	九七〇、四七	〃六件
	六、被服費	一、一四九、〇〇	六一四、二二	五三四、七八	〃二件
	七、雜費	五六、〇〇	一八、九〇	三七、一〇	〃四件
	八、修繕費	五八、〇〇	二八、四二	二九、五八	〃三件
二、貧民養老所費		四五一、〇〇	二七三、九五	一七七、〇五	
	一、雜給	四八、〇〇	四八、〇〇		〃六件
	二、賞与	五、〇〇	二、四〇	二、六〇	〃一件
	三、辦公費	三二、〇〇	六、九〇	二五、一〇	〃三件
	四、膳費	二七〇、〇〇	一五七、九三	一一二、〇七	〃六件
	五、雜費	九六、〇〇	五八、七二	三七、二八	〃四件
六、衛生及病院費		六、五七三、〇〇	六、四七三、七六	九九、二四	
一、病院費		六、四九三、〇〇	六、四三八、九九	五四、〇一	

		一、薪俸	二、八八〇、〇〇	二、八五〇、〇〇	三〇、〇〇	〃 六件
		二、雜給	六二四、〇〇	六二四、〇〇		〃 六件
		三、津貼	一〇〇、〇〇		一〇〇、〇〇	
		四、賞与	一五〇、〇〇	二三五、六〇	(一)八五、六〇	〃 一件 溢支額由本項第三目流用
		五、辦公費	一、一〇四、〇〇	一、一四五、三八	(一)四一、三八	〃 一〇件 溢支額由本項第六目流用
		六、藥品費	一、六〇〇、〇〇	一、五一九、〇一	八〇、九九	〃 一七件
		七、雜費	三五、〇〇	六五、〇〇	(一)三〇、〇〇	〃 一件 溢支額由本項第六目流用
	二、修繕費		八〇、〇〇	三四、七七	四五、二三	
		一、修繕費	八〇、〇〇	三四、七七	四五、二三	〃 二件
六、屠宰場費			五六二、〇〇	五六二、〇〇		
	一、諸給		四一三、〇〇	四一三、〇〇		
		一、薪俸	一八〇、〇〇	一八〇、〇〇		〃 六件
		二、雜給	二一六、〇〇	二一六、〇〇		〃 七件
		三、賞与	一七、〇〇	一七、〇〇		〃 一件
	二、辦公費		一〇九、〇〇	一〇九、〇〇		
		一、消耗品費	七五、〇〇	八三、九一	(一)八、九一	〃 六件 溢支額由本項第二、三兩目流用
		二、通信運搬費	二四、〇〇	一六、〇〇	八、〇〇	〃 四件

		三、印刷図書費	一〇、〇〇	九、〇九	、九一	単据二件
	三、修繕費		四〇、〇〇	四〇、〇〇		
		一、修繕費	四〇、〇〇	四〇、〇〇		〃一件
八、公園管理費			一一八、〇〇	一一四、一五	三、八五	
	一、公園管理費		一一八、〇〇	一一四、一五	三、八五	
		一、雑給	四八、〇〇	四八、〇〇		〃六件
		二、維持費	七〇、〇〇	六六、一五	三、八五	〃六件
九、給与金			六五〇、〇〇	四五六、〇〇	一九四、〇〇	
	一、給与金		六五〇、〇〇	四五六、〇〇	一九四、〇〇	
		一、退職給与金	一五〇、〇〇	一〇八、〇〇	四二、〇〇	〃四件
		二、撫恤金	五〇〇、〇〇	三四八、〇〇	一五二、〇〇	〃一二件
一〇、地方改良費			一、〇〇		一、〇〇	
	一、表彰及奨励費		一、〇〇		一、〇〇	
		一、表彰及奨励費	一、〇〇		一、〇〇	
一一、勧業費			一、九七四、〇〇	一、九六五、二三	八、七七	
	一、苗圃費		七四四、〇〇	七四二、六五	一、三五	
		一、給料	四二八、〇〇	四二八、〇〇	一六、〇〇	〃六件

		二、賞与	三八、〇〇	二七、五〇	一〇、五〇	〃 一件
		三、辨公費	一〇〇、〇〇	一三五、三三	(一) 三五、三三	〃 二五件 溢支額由本項第一、二両目流用
		四、事業費	一六二、〇〇	一六一、八二	、一八	〃 八件
	二、勧業諸費		一、三三〇、〇〇	一、三二三、五八	七四二	
		一、病虫害駆除予防費	一五〇、〇〇	五六、〇五	九三、九五	〃 三件
		二、農事改良費	八〇〇、〇〇	九九一、一一	(一) 一九一、一一	〃 二五件 溢支額由本項第一三両目流用
		三、畜産改良費	二八〇、〇〇	一七五、四二	一〇四、五八	〃 一七件
二、財産造作費			四〇〇、〇〇	四〇〇、〇〇		
	一、管理費		四〇〇、〇〇	四〇〇、〇〇		
		一、財産管理費	四〇〇、〇〇	四〇〇、〇〇		〃 二件
三、諸税及負担			三六二、〇〇	三六二、〇〇		
	一、諸税		三六二、〇〇	三六二、〇〇		
		一、諸税	三六二、〇〇	三六二、〇〇		〃 一件
四、縣税辦理費			四、三二一、〇〇	三、〇四九、五四	一、一七一、四六	
	一、徴收費		四、三二一、〇〇	三、〇四九、五四	一、一七一、四六	
		一、給料	三、三一三、〇〇	二、二二〇、二一	九二、七九	〃 二八件
		二、賞与	九八、〇〇	九八、〇〇		〃 五件

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
		三、辦公費	一八八、〇〇	一八八、〇〇		單據二一件
		四、房租	一三八、〇〇	一三八、〇〇		〃 五件
		五、工本費	一、四八四、〇〇	四〇五、三三	一、〇七八、六七	〃 三件
一五、雑支出			一、〇〇		一、〇〇	
	一、過年度支出		一、〇〇		一、〇〇	
		一、過年度支出	一、〇〇		一、〇〇	
一六、予備費			一、七〇〇、〇〇		一、七〇〇、〇〇	
	一、予備費		一、七〇〇、〇〇		一、七〇〇、〇〇	
		一、予備費	一、七〇〇、〇〇	（一、六八三、六六）	一、七〇〇、〇〇	由二款四項一目補充 四七〇円 二款三項二目 〃 七〇〇円 二款四項三目 〃 四五円 二款四項四目 〃 一〇〇円 二款六項一目 〃 三〇八、六六分 除被補充不用餘 一六三四分
経常部計			一六七、二八八、〇〇	一五八、七九一、二八	八、四九六、七二	

款	項	目	全年度予算額	全年度決算額	比較増減	説明
一、建築費			一〇、九八〇、〇〇	一〇、〇八五、一四	八九四、八六	
	一、建築費		一〇、九八〇、〇〇	一〇、〇八五、一四	八九四、八六	
		一、農業中学校建築費	一〇、四八〇、〇〇	九、五八五、一四	八九四、八六	単価三八件
		二、屠獣場建築費	五〇〇、〇〇	五〇〇、〇〇		〃 二件
二、積立金			七五、七〇二、〇〇		七五、七〇二、〇〇	
	一、積立金		七五、七〇二、〇〇		七五、七〇二、〇〇	
		一、積立金	七五、七〇二、〇〇		七五、七〇二、〇〇	
三、補助費			五一四、〇〇	一八八、七一	三二五、二九	
	一、農会補助費		三三九、〇〇	八八、八〇	二五〇、二〇	
		一、農会補助費	三三九、〇〇	八八、八〇	二五〇、二〇	〃 六件
	二、教育会補助費		一〇〇、〇〇	九九、九一	、〇九	
		一、教育会補助費	一〇〇、〇〇	九九、九一	、〇九	〃 一件
	三、青年団補助費		七五、〇〇		七五、〇〇	
		一、青年団補助費	七五、〇〇		七五、〇〇	
四、雑支出			一、〇〇〇、〇〇	九九二、〇六	七、九四	

	一、警察馬及馬具購入費		一、〇〇〇、〇〇	九九二、〇六	七、九四
		一、警察馬及馬具購入費	一、〇〇〇、〇〇	九九二、〇六	七、九四	單據八件
臨時部計			八八、一九六、〇〇	一一、二六五、九一	七六、九三〇、〇九	
歳出合計			二五五、四八四、〇〇	一七〇、〇五七、一九	八五、四二六、八一	

第三節　治安工作

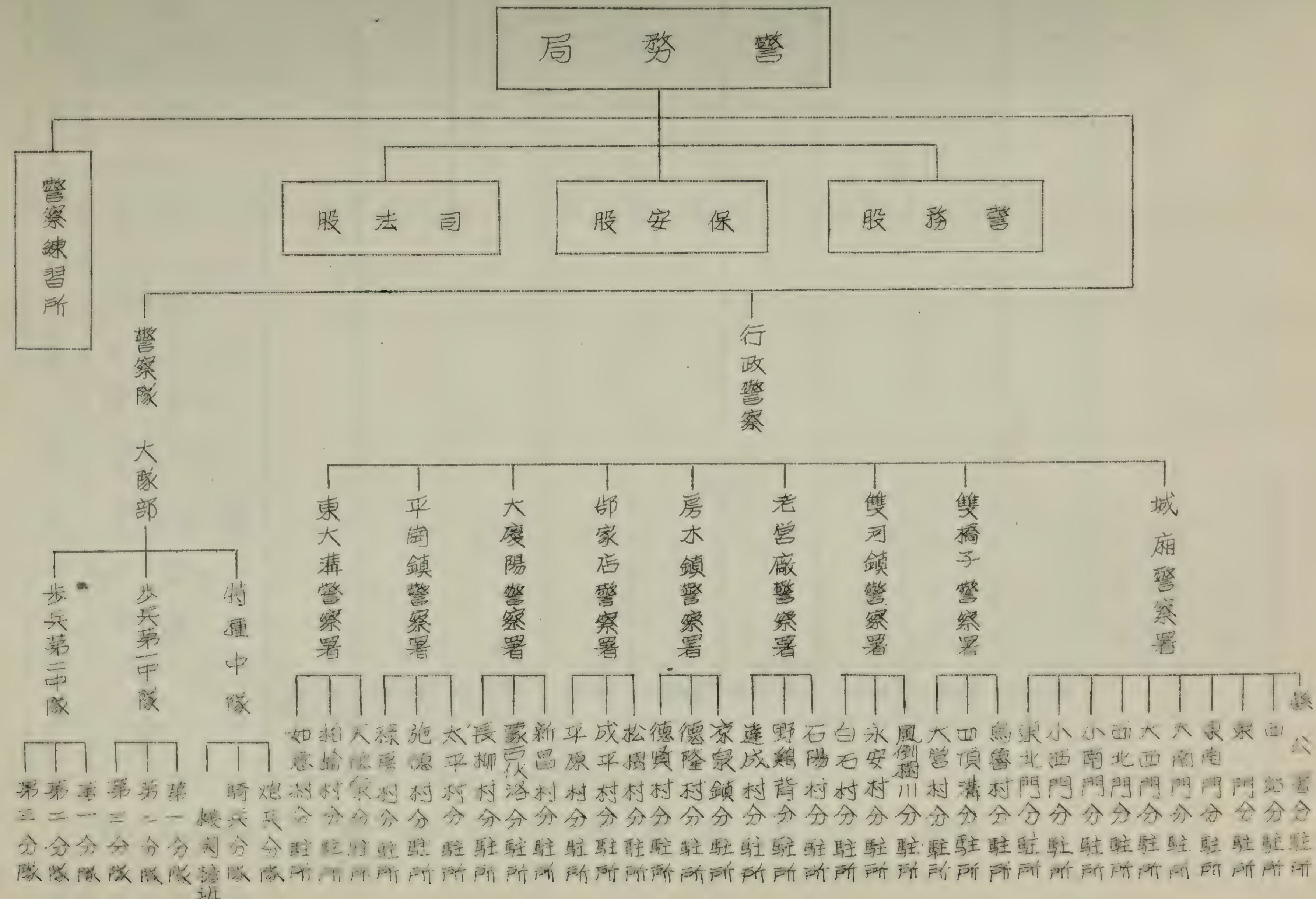
(1) 機関

今県の治安は県警務局により保たれてゐる。

即ち警務局の下に九の警察署、三十四の分駐所を設け、別に特別中隊、歩兵第一、第二中隊の三中隊の編成より成る警察隊大隊部を隷属せしめ、此の外に全県を各警察署の管轄区域を以て界とする九ヶ保に分ち、各保は村界を以て境とし、九七甲とし、自衛団を組織せしめ、地方の治安維持工作に努めてゐる。

警務局管下の編成を表示すれば次の如し。

奉天省西豐縣警務局系統表



奉天省西豊縣行政警察編制表

康德二年度

職	編制	城廂警 署	城廂警 県公署分所	城廂警 西站分所	城廂警 東門分所	城廂警 東南門分所	城廂警 大南門分所	城廂警 大西門分所	城廂警 西北門分所	城廂警 小南門分所	城廂警 小西門分所	城廂警 東北門分所	雙橋子 署	雙橋子 烏魯村分所
警佐	署長	一											一	
巡官	署員	三	一										二	
警長	分所長			一	一	一	一	一	一	一	一	一		一
	警長	一	二										一	
	戸籍係員	三											二	
警士	特務警	二											一	
	一等警	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一
	二等警	三	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	三等警	一〇	一五	五	三	四	三	三	三	三	三	三	五	三
計		二五	三二	八	六	七	六	六	六	六	六	六	一五	六
		一一四名											三三名	

…警察署	四頂溝分所			一				一	一	三	六	
	大營村分所			一				一	一	三	六	
雙河鎮警察署	署	一	一		一	一	一	二	一	五	一五	三三名
	風倒樹川分所			一				一	一	三	六	
	永安村分所			一				一	一	三	六	
	白石村分所			一				一	一	三	六	
老營廠警察署	署	一	二		一	三	一	一	一	五	一五	三四名
	野鷄背分所			一				一	一	四	七	
	石陽村分所			一				一	一	三	六	
	達成村分所			一				一	一	三	六	
房木鎮警察署	署	一	一		一	三	一	一	一	五	一五	三四名
	涼泉鎮分所			一				一	一	四	七	
	德隆村分所			一				一	一	三	六	
	德賢村分所			一				一	一	三	六	
郎家店警察	署	一	二		一	三	一	一	一	五	一五	三四名
	松樹村分所			一				一	一	四	七	
	成平村分所			一				一	一	三	六	

合計		東大溝警察署				平南鎮警察署				大慶陽警察署				署
		如意村分所	栢楡村分所	天德泉分所	署	豫房村分所	施德村分所	太平村分所	署	長柳村分所	蒙古伙洛分所	新昌村分所	署	平原村分所
九	九				一				一				一	
二〇	二〇				二				二				二	
六六	三三	一	一	一		一	一	一		一	一	一		一
	一一				一				一				一	
	二二				三				二				二	
二八七	一〇				一				一				一	
	四九	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	二	一
	五七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一七一	三	三	四	五	三	三	三	三	三	三	三	五	三
二八二名		六	六	七	一五	六	六	六	一五	六	六	六	一五	六
		三四名				三三名				三三名				

奉天省西豊縣警察隊編制表

康德二年度

編成	職別	警佐 大隊長	警佐 中隊長	巡官 巡官	巡官 分隊長	警長 警長	警長 班長	警士 特務兵	警士 一等兵	警士 二等兵	計	
大隊部		一		一		二			一	四	九	九名
特連中隊	中隊部		一			一		一		三	六	八〇名
	炮兵分隊				一		二		六	一四	二三	
	騎兵分隊				一		三		九	二七	四〇	
	機関槍班						一		二	八	一一	
歩一中隊	中隊部		一			一		一		三	六	七二名
	一分隊				一		三		六	一二	二二	
	二分隊				一		三		六	一二	二二	
	三分隊				一		三		六	一二	二二	
歩二	中隊部		一			一		一		三	六	七二名
	一分隊				一		三		六	一二	二二	

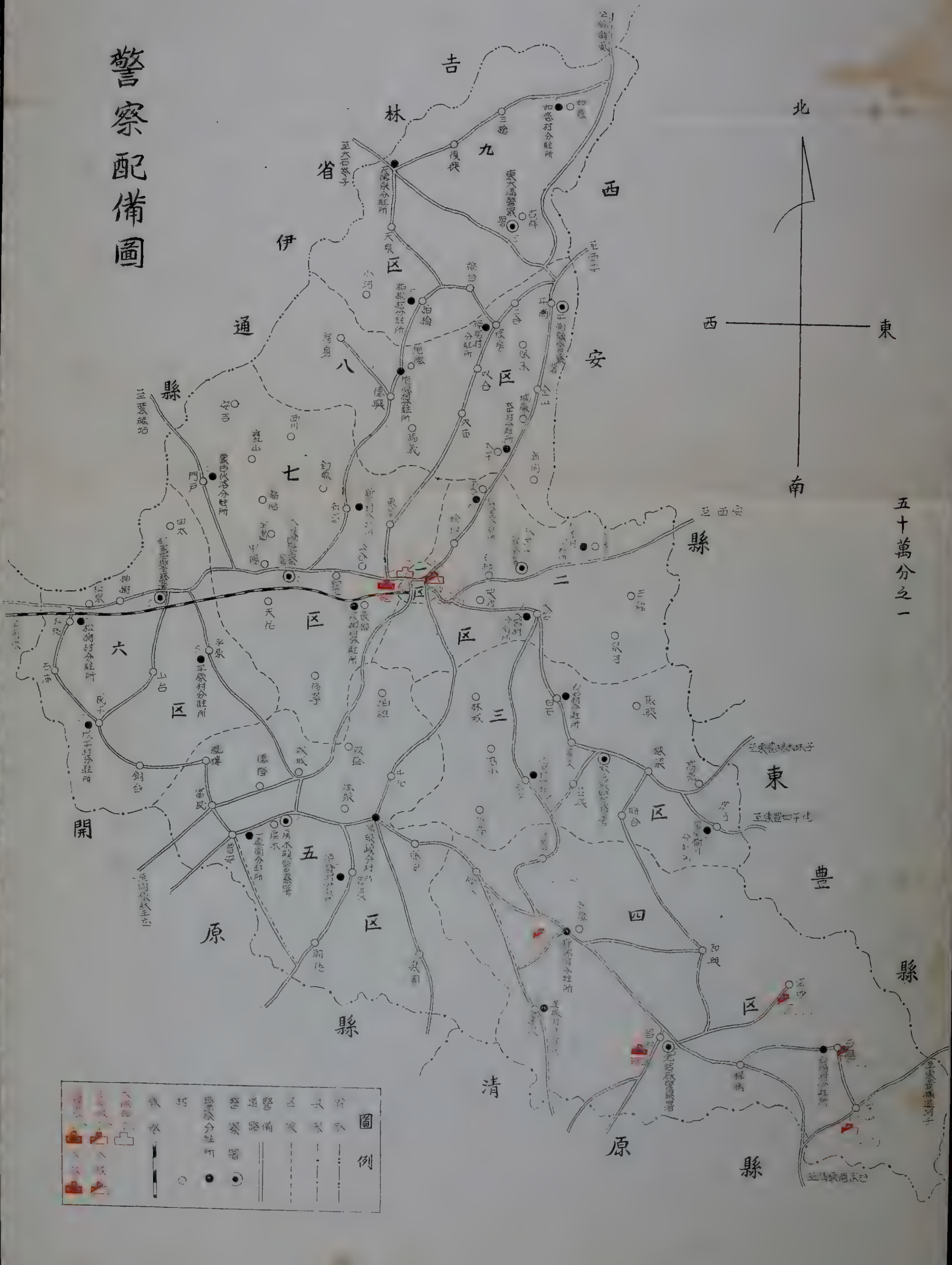
中隊 二分隊	中隊 三分隊	合計	合計
		一	四
		三	
		一	九
一	一	八	
		五	二九
三	三	二四	
		三	一九一
六	六	五四	
一二	一二	一三四	
二二	二二	二三三名	

備考

一、大隊部　一等兵―[illegible]兵　二等兵―傳令

一、中隊部　特務兵―[illegible]　二等兵―号兵二、傳令一

警察配備圖


北
南
西
東
五十萬分之一
吉林省
伊通縣
西安縣
東豐縣
清原縣
開原縣
一区
二区
三区
四区
五区
六区
七区
八区
九区
東大溝警察署
圖例
省界
縣界
区界
警備道路
警察署
警察分駐所
村
鐵路

(2) 保　甲

県下の保甲は大同二年十一月二十二日公布された暫定保甲法に準據し、全県を九箇保に分ち、各保を分ち九十七甲となし、甲は村界を以て境とし、更に甲の下に牌あり、全県四、三七七牌が算へられてゐる。

従来治安の関係上保甲自衛団中より常備自衛団員を送出し（全県一、六〇〇名）、各自に銃器を貸与し、各保甲の自衛に当らしめてゐたが、今や大体に於て討伐並びに帰農工作の進捗により、本年度に大体三分の一の銃器を回收し、来年三月残余の回收を断行し、行政警察の内容充実と相俟つて純然たる保甲制度を確立する予定である。

各保、甲、牌数を示せば次表の如くである。

区別	保之名称	甲之数目	牌之数目	摘要
第一区	城廂保	九	四八二	
第二区	雙橋子保	八	五三四	
第三区	雙河鎮保	一二	四八六	
第四区	老営廠保	一〇	四八七	
第五区	房太鎮保	一四	五七六	
第六区	郎家店保	九	四七八	

第七区	大慶陽保	一三	三六六
第八区	平崗鎮保	一四	四五九
第九区	東大溝保	八	三〇九
合計	九	九七	四、三七七

(3) 自衛團

警察の補助機関として各甲には自衛団組織されて居ること前述の如くである。

蓋し保甲法の適用により組織されたものにして、義務制度であるが、之の中壮年者自衛団員を選出し（各甲毎に二十名）非常に備へられて居る。

自衛団員の訓練は主として農閑期に行はれ、其の向上を図られて居る。武術保及び農家自保の二箇保は模範保に指定し、指導者を配置し徹底的訓練を施し、以て各甲に之の効果を及ぼし、行政警察団長は勿論とし、村長副は保甲制度の完成を期して居る。

尚ほ保甲門牌は戸口門牌と同時に全部配布済みにして、保甲団員各員の作業も、完全に完了して居る。

(4) 警察隊の訓練及び増員

警察局の下に警察教習所が有り、行政警察の外に特務中隊八〇名、歩兵一中隊、二中隊各に一五計二三三名の編成による大隊を有し、匪賊非常に備へられて居る。

(5) 交通網

一 警備道路の状況

県城を中心として、各警察署に通ずる警備道路幹線の完成により、夏冬を問はずトラックの運行可能となり、討伐警備の迅速は当局の誇るところである。

二 通信状況

県公署と各警察署及び各村公所との間には地方電話の架設あり、隣県の南康、西安、東豊、及び省外各伴通県へも警備電話線が通じ、情報の完璧が期せられて居る。

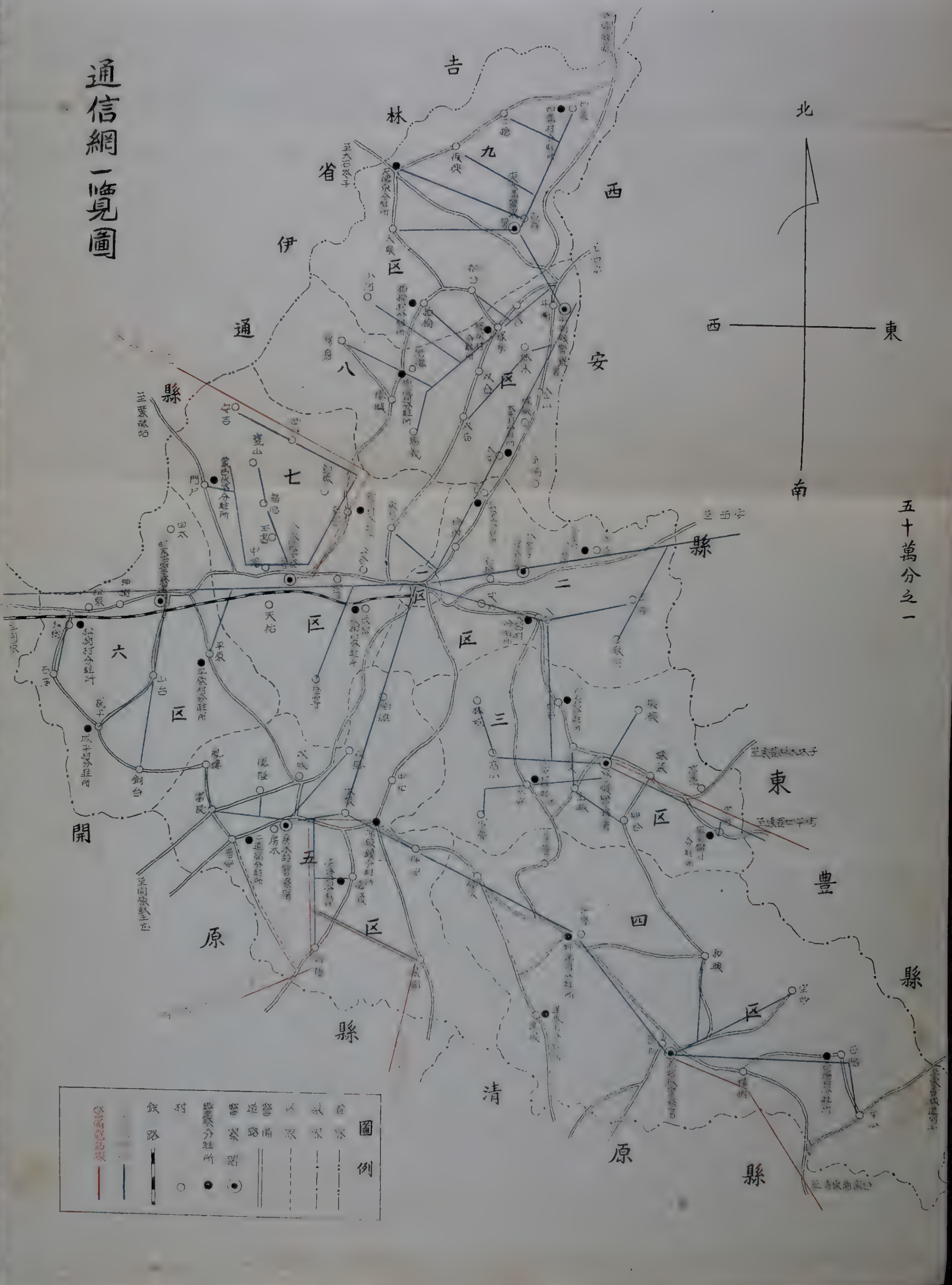
警備道路、及び通信網の要図を附せば次の如くである。

警備道路圖

（五月一日現在）



通信網一覧圖



五十萬分之一
北
南
東
西
吉林省
西安縣
伊通縣
東豊縣
開原縣
清原縣
一区
二区
三区
四区
五区
六区
七区
八区
九区
天祐
平原
山台
鉄台
富民
安吉
門戸
圖例
鉄路
村
警察署
警察分駐所

(6) 歸農工作

康徳二年八月、日本軍の援助のもとに大討伐を実行する一方、地方有力者を以て各区別に帰農工作委員会を設置し、不幸心の迷ひより賊団に投じ、今にして前非を悔ひ居るものに対する帰農の斡旋、或いは東北軍雄時代の夢未ださめず満洲国に弓を引くものに対し其の非を覚醒せしめ、無條件にて此れを帰農せしむる様慫慂する、所謂粛正工作機関として全県を挙げ此れが達成に努力したるところ、此の機関の手を経て守備隊の帰農証明を下附されしものの多数に上り、相当の効果を挙げた。帰農者に対しては勿論絶対無條件であるが、規定されたる帰農旅費の外に県に於ては特に、今後生活の安定までに要する生活費の一部、或いは故里に帰還する旅費の一端とし、特に特別旅費として若干の金子を支給した。

彼等は今や今後の生活を保証されることにより、国家の寛大なる此等の処置に対し衷心より感謝して良民生業に励む事を誓つてゐる。

一、守備隊より下附されし証明書の裏面に本人の寫眞を添付し、此れを悪用する弊を防止する

し個別に各警察署に命じ、其の動静に対しては深甚の注意を払ふ如く指導せり。

今迄の帰農工作によりての帰農者数、銃器数及び旅費等の数を示めせば、次の如くである。

(ﾉ) 帯廣署ノ内分ニ　銃器

小銃	七九式	二一挺
	七七式	一一挺
	六五式	八挺
	其他	三挺
拳銃	モーゼル	一二挺
	ブローニング	二七挺
洋砲		七挺
櫻剝子		八挺
五、六、七、風五		一〇挺
計		一〇七挺
彈子	七九式	三四九粒
〃	七七式	一〇〇粒
〃	六五式	一三三粒
〃	其他	一八粒
〃	モーゼル	一二〇粒
〃	ブローニング	七五粒

其他　四一粒

計　八三六粒

(2) 帰農者数

(註) 主なる匪首名は、長林、海紅、九江、五龍、奉軍、占九山、雙龍山等なり。

(3) 帰農旅費及び特別旅費の支給額

総計　一、七〇〇、三〇円

第四節　産業經濟政策

村の廃合を行ひ、土地台帖の整備を急ぎ、農民負担の軽減公平を期して農村更生の一助となすと共に、拓蚕業組合の設立を援助して斯業の発展を計り、農林学校を興して農村中堅青年の養成を企図し、苗圃を拡充して農事の改良に資し、模範村を設立して進取的改良の絶対性を体得せしめる等、農村更生工作を着々と実行しつゝあるとは云へ、旧態墨守の傾向顕著なる農村相手の事故、未だ日浅くして実を結ぶに至らず、途尚遠しの感がある。

(1) 産業奨励金

勧業費として一、九六五、二三円の内、苗圃費は七四二、六五円、病虫害駆除予防費五六、〇三円、農事改良費九一、一一円、畜産改良費一七三、四二円が計上使用されてゐるが、苗圃費中には人件費として五八〇、八三円が含まれて居る故事業費として僅かに一六一、八二円である。

此の外、模範村には中央当局補助金あるに過ぎず、対農村政策の具体化と共に産業資金を獲る事の急を痛感されつゝある。

(2) 農　會

光緒三十四年（一九〇八年）三月設立せられ、農業についての学識者、経験者、大土地所有者は村長より推薦せる者を会員とし、県農会の下に区農会あるの組織にして会員数は全県下三百七十にすぎざる会長制度であつたが、会費は会員より徴集するにあらず、県公署の補助金を以て之に当てゝゐた。

康徳二年度に於て会員一人当二円を徴集して之を会費にあてんとしたが、徴集容易ならなかつたと云はれてゐる。

惟ふに農会は現在に於ては一般農民代表機関として農民の福利増進並びに農事の改良指導をなすの職分を忘却し、甚だしきに至つては役員の地歩を利用して私利を壟断することを敢てする者等を生ずるに至つた故、本年省公署発布の農会改組標準規定を参酌し、旧来の農会を解散せしめ、各村毎に村農会を組織せしめ、約三十畝以上の土地所有者はすべて会員として加入せしめ、一畝につき一銭の会費を徴集して会費とし、会長は村長兼任して一切の会務を総理し、会董は也長の兼務とし会長の諮問に応じ又は会務を監査する事とし、会計及び庶務の事務には村公所員県長の認可を受けて之に当らしめる事と鋭意準備中にして、之が完了をまつて県農会の改組を行ひ、会務の実行、役員の任命、財産の処理等県公署の監督下に置く事として、現在着手してゐる。

(3) 商會

光緒三十年（一九〇四年）三月、県城商工業者の申請を許し、二十五才以上の商工業者を会員とし、営業税額によりて会費を徴集することゝし、西豊県商務会が設立された。当時総理一、文牘一、書記二、会役二、商董二十五にして総理は二年毎に改選を規定した。

民国四年（一九一五年）三月、政府の命により総理を会長と呼び、新に副会長を置いたが、其の内容は次の如くであつた。

民国一九年（一九三〇年）八月国民政府の商会法の頒佈を見、委員制に改められ、会を執行委員会、監察委員会の二会に分ち、更に大同二年三月奉天省商会聯合会の達しにより会長制に改めて今日に及んで居る。

商会は商工業の改善発達を図り、又商工業者の利益代表機関として、其の職能で有ければならぬに従来は機能の不完備と、其の人を得ざるに依り、兎角活動不活発にして充分職責を果さず、其の設立の趣旨と違反するのみならず、行政機関の統制上に於ても実に面白からざる点すくなからず、当県に於ては種々此れが改革に力を致してゐたところ、今回省当局に於て過度的辦法としての商会改組定款を制定したるに依り、当県は直に之を参酌し、

「商会が其の機能を発揮すると否とは主脳部の才能に俟つところ多大にして、而も従来の如く被[illegible]なるの地位を利用して、利を壟断せしもののあるを排除する意味に於て、之れを改組せしむるも[illegible]なり。」

この要領の下に、速やかに改組すべき商会に於ては、市又は県公署の監督員立会の上、投票選挙に依りて之を選出し、会員はすべて一ヶ年の営業税又は営家税二十円以上を納むるを必須條件として新商会の成立を見、現会員二百二十名に達して居る。

役員及び職能は次の如くである。

会長　一名
副会長　二名
会董　三十名以内
特別会董　若干名（会董の五分の一以内とす）
別に参事官を顧問、日系属官を副理事とす。

一、商工業に関し行政官廳に対する建議及び商工業の利害に関する意見の表示をなすこと。
二、商工業に関する行政官廳の諮問に応ずる事。
三、商工業に関する仲介又は斡旋を為す事。
四、商工業に関する紛議の調停又は仲裁を為す事。
五、商工業に関する統計の調査及び編纂をなす事。
六、官廳の命又は商工業者の委嘱に依り商工業に関する事項の調査を為す事。
七、其の他商工業の改善発達に必要なる事業。

(4) 金融合作社

金融合作社については金融事情の項に於て述べた如くにして、特記すべき所はない。即ち土地を担保としての金融故、会員資格は土地を有すれば足り、本年末社員数は一、四三九戸にして、康徳二年度の貸付金額は拾参万六千円である。

(5) 義倉

民国九年（一九二〇年）十月省令によって義倉を設立し、毎畝高粱五合を徴して各村に責任を以て保管せしめてゐたが、民国十三年（一九二四年）より、此の制度には不正の行はれやすきことと各区に運搬をなすに非常なる手間と経費を要するの欠点あるため、康徳元年春、県下各区に倉庫の設立を命じた。其の際二、三、四、六、七、八区は新築し、五、九区は旧家屋を改築し、其の用に供し、資金は村民醵款によった。

本年は中央より支給されたる資金を以て標準石数を収容し得ざる個所の増築を行ふべく、万事手配完了してゐる。

従来義倉の保管は各区指導員に於て責任を持ち、県の許可を得て各村の貧富により此れを審査し県吏員立合の下に村長の保証をとってこれが貸出をなし、一年の利息は一斗につき、五合とさだめてゐた。

然るに村長は返還不能なる場合は全責任を負はざるべからざる関係上、自然信用のある者、或ひは村長の身分等に貸与し、実際に貸与を願ふ者も信用の関係上貸出を受くること能はざる事あり、

義倉制度の使命に反するものなるに依り、本県に於ては今後の貸出しは保甲制度の強化と相俟つて隣長乃至は村の廃合後に改めて設置する屯長に責任を負はしめ、此の弊をして多少たりとも軽減し以つて相互扶助の真精神に到達せしめるやう夫々準備工作中である。

尚本年八月三十一日附、民政部訓令を以て制定せられたる義倉管理規則に準拠し、本制度の助成並びに確立を期せんため、十月県義倉委員会を組織し、益々其の内容を強化すべく努力してゐる。

現在県にて保管せる義倉積穀の高粱は(全部貸出中にて、十二月十五日までには返還済の予定なり)新度量衡に依り換算すれば一九、三三三、四七二石となり、標準石数に於て尚ほ四、六六六、五八石の不足を告げてゐる。

尚ほ指定されたる石の反保は上案なるに依り、返還終了後時期を見て之を県に積入へ、同時に不足分に対しては左記の徴収率に準拠して之を徴収する予定である。

(1) 農民の場合はすべて畝数に応じ一畝につき年五合の粮穀を徴収すべきこと、(但し石は新斗量によること)

(2) 商工業者は商務会に納入すべき会費に準拠し、年に会費の三分の一を徴収すること。

然して来年度に於て、愈々中央に於て規定せる義倉規則を完備するに依り、理想的なる運用を行ひ、農家経済に貢献せしめむとするものである。

別に本県には義倉基金三、〇四四円八角二分あり、目下全部之を金融合作社に預金し、出来れば之れを八区に分轄し、適当なる土地を購入し、共同耕作地と致したき希望あり、目下慎重考究中であ

ると。

各区に於ける積穀数並びに義倉所在地を示せば左記の如し。

倉廒所在地区	建築或修理倉廒個数	建修倉廒需款数目	容量	在備倉穀数目	備考
二 白橋[illegible]区	新建二座 十個	七一四元	一、二〇〇石	八一九石	
三 叉河鎮区	〃 二座 七個	九三六元	八四〇石	七二四・五石	
四 野鶏背区	〃 六個	三〇二元	九〇〇石	二〇九石	
五 房木鎮区	修理 六個	七六元	五〇〇石	九〇三石	查該区因未建新倉原有旧倉不足容納故有在各村在備者
六 神樹村区	新建 五個	五四九元	七〇〇石	七九八石	
仝	修理一座 五個	一〇七元	三〇〇石		
七 六慶陽区	新建一座 四個	四四二元	三〇〇石	八一九石	查該区原有旧円倉五個尚能使用故未加修理
仝	旧倉 五個		五〇〇石		

八區平崗村	新建一座五間	四六五元	七〇〇石	七三五石	
九區吉祥村	〃　三個	二〇九元	四〇〇石	六八二・五石	
仝	修理一座三間	九五元	三〇〇石		
合計	円倉四二個 方倉一七間	三、八九五元	六、六四〇石	五、六九〇石	石は旧石

西豐縣義倉倉穀及穀款徵收辦法

第一條　本辦法依據義倉管理規則施行細則第十八條制定之

第二條　本県義倉倉穀及穀款之徵收悉依本辦法之規定

第三條　農民倉穀之徵收每課賦地一畝不分等則徵糧五合其城廂商工業則按各該号繳納商会会費年額三分之一徵收現款至各外鎮商工業則按各該号繳納經常会費年額三分之一徵收現款所收穀款由会長購糧存儲

第四條　倉穀之徵收期日由十二月一日起至翌年一月末日止穀款之徵收期日自一月一日至二月底

止

第五條　於徵收期限内不繳納者由翌月起対於元本按照月份徵收百分之三之延滞金

第六條　徵收倉穀於保管便宜上以穀子為限

第七條　徵收倉穀由地主負担

第八條　徵收倉穀由倉長（暫由村政指導委員代行其職権）督飭各村村長為之至商工業者穀款之徵收其在城廂者由城廂自治委員徵收其在各鎮者仍由各倉長辦理

第九條　城廂自治委員事務所及各倉應依另紙甲乙丙三種積穀台帳樣式於開徵以前按照各戸完納田賦畝数及商工業年納商会々金数目並應徵穀款各数造具同様積穀台帳二份以一份留所或倉備査以一份呈県査核但倉穀及倉款應分別兩冊以清眉目

第十條　徵收倉穀或款應利用另紙三聯單式傳票預先告知商民俾民衆有所遵循此項傳票由県内発倉長據積穀台帳將徵收額及繳納日期分別記載後交給村長再由牌長転告商民各戸

第十一條　徵收倉穀須由関係者鑑別確為新穀且其品質不粗悪者方能收受

第十二條　凡每牌應繳倉穀或款須一次交足不得分期交納

第十三條　距離倉較遠之各村所應由倉長斟酌情形指定預備積穀仮置場以便存儲該村臨時收入之倉穀仮置場由村民負責保管之其經費得於村臨時費支出之

第十四條　前徵積穀由各民經手彙集送交該管倉庫或該村仮置場其一牌穀数不足一車時得聯絡各牌一同送繳之

第十五條　各外鎮所收數款俟徵收完竣由倉長專案呈県核示

第十六條　每月終委員或倉長應將本月内徵收數目依照另紙月報表式造具具月報連同收據存根彙報県公署

第十七條　本辦法如有未盡事宜得隨時修正之

第十八條　本辦法自康德二年十一月一日施行

(6) (6) 苗圃の擴充

当県に於ける苗圃は従来内務局実業股の管理経営に依り、非常に良好な結果を得てゐるが、両苗圃は此度農林学校の開校に当り、其の実習地に充当し、使用せしため、新らしく東大営に苗圃を指定し、十月八日附を以て移転を行ひ、改良大豆、改良谷子の普及用種子栽培、其の他農事改良及至付奨励の試験地に当てゝゐる。

尚明年度の予算内に於て極力之を拡充し、其の実績を挙げしむる方針である。

追而康徳二年度に於ける苗圃移転及び作業費の内訳を示せば、

費目	使用別	人員	一日工価	材料	総計	摘要
農事改良費	宿舎小修理	木工 一〇名	一、二〇円	木材一八、〇〇	三〇、〇〇	

〃	苗圃内排水溝堀り	人工 二〇〇名	、四〇		八〇、〇〇	
〃	防風林及び大典紀念林試	人工 一二二名	、四三		五二、四〇	
〃	苗木運搬	馬車 一四台	二、五〇		三五、〇〇	
〃	堤防設備	人工 八〇名	、五〇		四〇、〇〇	
〃	〃	馬車 一台半	二、九〇	材料自家産出	二、九〇	
〃	農具購入	鉄鍬 一〇把	六、三〇		六、三〇	
〃	〃	支那式鎬頭一〇把	三、〇〇		三、〇〇	
〃	農具修理	廣鍬の柄付け	二、〇〇		二、〇〇	
〃	苗木掘取り	人工 一三九名	五九、七七		五九、七七	
計					三一一、三七	

苗圃所有地面積

大典紀念林地	面積	四八、二八〇平方米
苗圃地	〃	三〇、〇〇〇 〃
母樹林予定地	〃	五、〇〇〇 〃
見本園予定地	〃	五、〇〇〇 〃

苗圃防風林 面積 一、二二[illegible]平方米
苗圃内道路 〃 一、八四四 〃
苗圃排水溝 〃 二、〇四八 〃
育苗地作業道 〃 一、六〇〇 〃
敷地及井戸 〃 四、〇〇〇 〃
未開墾地 〃 三七、九〇八 〃
総計 一二八、[illegible]〇〇 〃

尚康徳二年生産苗木及其処分予定は次表の如くである。

樹種	樹令	産地	苗木本数		総計	苗木処分			摘要
			實苗	植苗		配付予定	自家保留	其他	
楊槭	一	西豊	一〇、〇〇〇本	七、一〇〇	一七、一〇〇	一〇、〇〇〇	七、一〇〇		
〃	二	〃	一二、四五〇	一四、八〇〇	二七、二五〇	一二、四五〇	一四、八〇〇		
野楡	二	〃	一七、八〇〇	三九、〇〇〇	五六、八〇〇	一七、八〇〇	三九、〇〇〇		
棉槐	一	熊岳城	五一、四〇〇		五一、四〇〇	五九、四〇〇			
〃	二	〃	四、七五〇	五、八〇〇	一〇、五五〇	四、七五〇	五、八〇〇	1	
黄槐	五	安東	四〇〇		四〇〇		四〇〇		見本園用

水曲柳	三	〃	二九〇		二九〇		二九〇		〃
臭梧桐	五	〃	四五〇		四五〇		四五〇		〃
実生桑樹	四	熊岳城	一、六〇〇	五〇	一、六五〇	一、五〇〇	一〇〇		
美国楊	四	奉天	一三〇		一三〇		一三〇		母樹林用
満洲青楊	四	西豊	二、五一〇	五〇〇	三、〇一〇	五一〇	二、五〇〇		防風林用
朝鮮落葉松	三	朝鮮	一、二〇〇		一、二〇〇		一、二〇〇		大典紀念林の補植用
五角楓	三	安東	二五〇		二五〇			二五〇	農業学校に無価配付
楡樹	五	西豊	三、二〇〇		三、二〇〇	三、二〇〇			農業学校に有価配付
[illegible]樹									〃
[illegible]槭	五	安東	五〇〇		五〇〇		五〇〇		苗圃に保存せる母樹林
総計			二四、九三〇	六七、二五〇	一八二、一八〇	一〇九、六一〇	七三、二七〇	三〇〇	

(7) 柞蚕業の擁護

本県開放直後よりの沿革を有する柞蚕飼育は、年を追ふて農民放蚕の利益莫大なることを自覚し[illegible]育者の増加を来たすに至るや、之に伴ひ製糸工場も設立され其の数を増し、大同元年には全県に於て、大小七十三個の製糸工場を見るに至り、当時の生産繭数は年三万余斤(一斤は繭数に於て約

百粒）、製糸斤数は二、四〇〇箱（一箱は百斤）にして、其の価格八十余万円に達し、之等の製糸は主として安東、上海方面に売捌かれたるものにして、今日まで農民の享けたる利益は莫大であるのみならず、当県の収益乃至は財政に及ぼす影響莫大なるものがあつた。

然るに一昨年以来の凶作のため、柞蚕の生産量は著しく減収の一路を辿つてゐる。

之れが原因は多岐に亘るが、大同元年以来民間銃器の回収実施により洋砲の使用を制限せられたがため、柞蚕の大敵害鳥駆除に多大なる困難を来したるものを第一と考へる可く、農民は再三県当局に洋砲の貸与方を申請して来ても匪賊跳梁の過日、如何に理由ありとは云へ其の要求通り許可出来なかつたが、農民の苦衷を斟酌し特に治安維持会の認可をうけて柞蚕業者に対し三百余挺の洋砲使用を許可したが焼石に水の形にして鳥害の駆除に対し充分なる能力を発揮すること能はず、之れが為め柞蚕業者は近来経営不能の状態に陥り、柞樹を伐採し、畑地に改め、他に転業するもの勘なからざる状態に立至つたのである。

従来当県の蚕業は、他県のものと比較すれば蚕種優良、而も当県の出産物中最も重要なる地位を占めるものの故、是非之れが擁護の対策を講ずべきは論を俟たざる所である。

県当局は本年春以来所要の洋砲貸与につき、充分之を研究したる結果、柞蚕組合を組織せしめ、連帯責任を負はしめたる上洋砲を貸与し、柞蚕の助長に資せむとし、意見書を作製し、各要路の上司に対し申請をなした。

（註）　県公署が洋砲の貸与方を申請した総数は一、五三三挺であり、一把剪子を飼育する者には一

挺、二－三把剪子を飼育する者には二挺、四－五把剪子を飼育する者には三挺、其れ以上飼育する者に対しては四挺と規定し、蚕場所有戸数及び把剪子数を厳重調査し、此の数字を挙げてゐる。

即ち県当局の監督指揮の下に、各村毎に柞蚕組合を組織せしめ、其の加入する組合員をして相互的に保証し、連帯責任を負はしめ、銃器を貸与し、之れに要する火薬は各区警察署に保管し、組合長の保証証明に依り之れを渡す。（予め一ヶ月一挺につき要する火薬数を計算し、これ以上に達する時は厳重調査し、其の使用を厳にす）

貸与期間は春期二ヶ月（四月中旬より六月下旬）、秋期二ヶ月（八月中旬より十月中旬）にして其の以外の期間は各警察署に引上げ之を保管する方法をとれば比較的安全なりと思料せられ、尚ほ火薬の購入は各自購入することなく組合自体にて購入する法をとれば匪賊に売却する危険を防止することを得、斯る方法をとり厳重に取締れば最初懸念されたるが如き治安に重大なる関係あることとも緩和されるものと考へられるにつき、目下極力考究中であると。

(8) 模範村の設立

農事改良よりしては農家経済の改善を図り、農民の福利増進よりしては行政万般に亘っての指導原理の究明を計画し、これが為めに第七区公合村を模範農村と指定し、実業状を督励し、主旨達成に努めてゐるが、其の実施計画内容は次の如くである。

一、地　点　第七区公合村第二屯

一、距　離　県城より五支里

一、民　戸　三二戸

一、人　口　三五一名

一、耕地面積　二、二七〇畝

本年度植付面積

高　粱	九六〇畝
粟	二二五〃
玉蜀黍	二二〇〃
大　豆	七二五〃
稷　子	一四〇〃

本年度県より配給せし種苗、種畜の種類及び数量を示せば

A、種　子

粟	一三〇キロ
大　豆	二九〇〃

大麦　　一二〇〃
高粱　　四〇〃

B、種畜

バークシャ種豚　　五頭
レグホン種鶏　　六〇羽

C、苗木

葡萄苗木　　八〇〇株
草苗　　六〇〃
洋梨　　三〇〃
其他園藝種子　　五七種

D、造林

落葉松　　四、〇〇〇株
赤楊　　一〇〇〃

以上のものにして目下その成績調査中である。

従来県に適当なる農事蕊指導者なき為め遺憾の点があつたが、本年度より産業指導官の赴任を見且つ来年度より開校する農学校に隣接せる関係上、本年度よりは竿頭一歩を進め、愈々積極的に指導する計画である。

(9) 村の廃合

県内に於ける治安工作は殆んど成り、県境も最近討伐或いは帰農工作等により、粛正されたが、事変後より今までに相当の被害を受け、県城を中心とする諸村と、伊通、西安、東豊、清原に境する村とを比較すれば、其の畝当りの負担額に相当大なる開あり、又斯る地方は一般に耕地面積狭く且つ肥沃ならず、村勢の不平均による県行政実施に及ぼす影響は誠に大なるものありとし、県当局に於ては農民の負担を平均し、県行政に支障を来たさゞるやう、さきに省より発布せられた廃合標準辦法を参酌すると共に現地を充分検分し、從来の九十八村を四十三村に改ため、康徳三年一月一日を期し新村制度を実施すべく準備中である。

尚ほ新任村長の改選終了と同時に全部県公署に召集し、十二月二日より七日までの五日間に亘り新村施政方針、並びに廃合意義を講習し、其の真意を徹底せしめ、以つて将来の事務遂行上の万全を期した。

尚ほ旧村の負債は整理委員会を組織せしめ、旧村民により此れを整理し、旧村の公有財産及び貯金は委員会を組織し、これを監理し、旧村の利用に供すべきものとした。

村の廃合に最も重点を置いたことは此の公有財産及び貯金の利用方法と、自然部落を破壊せざる事であり、粛正工作を利用し、参事官、各局長は各村に出張し、宣撫工作と同時にこれが徹底的調査と将来の行政実施に当りての現地指導をした。

(10) 村會の土地台帳整備

従来当県に於ける村公所の会費及び攤款の徴収は今日までは何等根據ある規定によるものではなく、且つ正確なる土地台帖の設備も有して居ない故、これがため会費を徴収する場合はすべて当地に居住する農民の資産及び土地畝数を参酌し、其の会費負担額を決定納付せしむる方針であるが、畝数の調査に至つては各村共甚だ杜撰にして、公平を期すること能はず、故に本県に於ては村会費の公平なる負担を賦課せしむるため、村廃合実施と同時に各村に訓令し、一先づ農民の所有地畝を正確に調査し、之れを土地台帖として各村に備付せしめ、将来の会費徴収統一に資せしむべく命じた。

尚ほその調査方法はすべて当県に納税せる田賦の土地畝数を標準として、更にその実施を測量せしむるものとし、来る康德三年二月一日より此れを実施すべく予定してゐる。

(11) 農業学校創設

農村経済の発展を期するには、実情に卽せる教育を施したる農村指導者を養成するを第一義となす見解の本に、本県に於ては本年四月以来着々準備工作を為し、第一期計画として康德二年度に其の建築費設備費等約一万円を計上し、苗小学校々舎を利用し、此に増築をなし、康德三年二月十五日を期し、第一学年として五十名を収容すべく諸準備を完了してゐる。

修業年限は三ヶ年であるが、別に講習科を設けて、一般農村青年を収容して、短期教育の計画もある。

本県立農業学校の方針としては、各村及び各旗より農民子弟学生を選抜し、全部之を寄宿舎に収容し、技術的に教育する外、精神的訓練も併せ行ひ全く規律正しき生活として養成し、且つ明る我が国農村に必須なる農業組織と技能とを授け、其の卒業者は各自の村に帰り、村の指導者へ村公所に於て採用せしむる方針とすゝとし、県実業行政の細胞たらしむるの計画である。

当本中学校は康徳四年度に於て設備全般完了すべき予定であると。

初年度に於ける支出細目を示せば次表の如し。

初年度支出細目表

一、建築費　五、〇〇〇元

内訳

建築種目	建築数量	建築単価	金額
寄宿舎	一〇間房	一八八.五八	一、八八五.八〇
食堂炊事洗面所	九間房	一五五.四〇	一、三九八.六〇
煉瓦塀	一七丈	一五.〇〇	二五五.〇〇
土塀	五四丈	一〇.〇〇	五六七.〇〇

仮畜舎	七間房	二〇〇	〇〇
[illegible]庭		一一九	九八
修入浴場		二〇〇	〇〇
修炊事場		一〇〇	〇〇
倉庫		一〇六	二〇
厠	一個所	一一九	九八
合計		五、〇〇〇	〇〇

二、設備費　五、〇〇〇元

内訳

設備種目		金額	
一	農場施設費	一五八	四〇
二	校内備品費	七四〇	八〇
三	事務用品消耗用品費	一四九	四四
四	運動器具費	八九	四〇

五	農具費	八六一.四九
六	種苗費	三六一.五一五
七	肥料飼育薬品費	四七六.六〇二
八	家畜購入費	四五七.〇〇
九	炊事及食堂器具費	一八八.五六
一〇	農場借地料	二七二.〇〇
一一	出張旅費	一一二.〇〇
一二	人件費	四四〇.〇〇
一三	書籍購入費	一〇〇.〇〇
一四	国旗掲揚台建築費	一〇〇.〇〇
一五	飲料水井構造費	七二.〇〇
一六	通信費	一.〇八
一七	理化学器具費	三四三.七一三
一八	印刷費	七七.〇〇
合計		五、〇〇〇.〇〇

第二篇

第二編　屯

第一章　屯の概況

第一節　位置

徳恩屯は白石村七屯の中、三十九戸より成る一部落にして、縣城の東南約十四粁半の地点にあり。

村内各屯への巨離を示せば次の如し。（白石村略図参照）

屯名	距離	新屯名
白石屯	三、〇粁	白石屯
広安屯	四、〇〃	広安屯
風化屯	一、七〃	王成屯
勵山屯	六、〇〃	勵業屯
仁徳屯	八、六〃	泉嶺屯

半太屯	九八戸	泉山屯

「康徳三年一月より旧善文村の誠信屯、豊榮屯、慶餘屯、諸賢屯、致善屯の五屯と、旧宝興村の積北屯が合併され、計十三屯を以て白石屯と成つてゐる。」

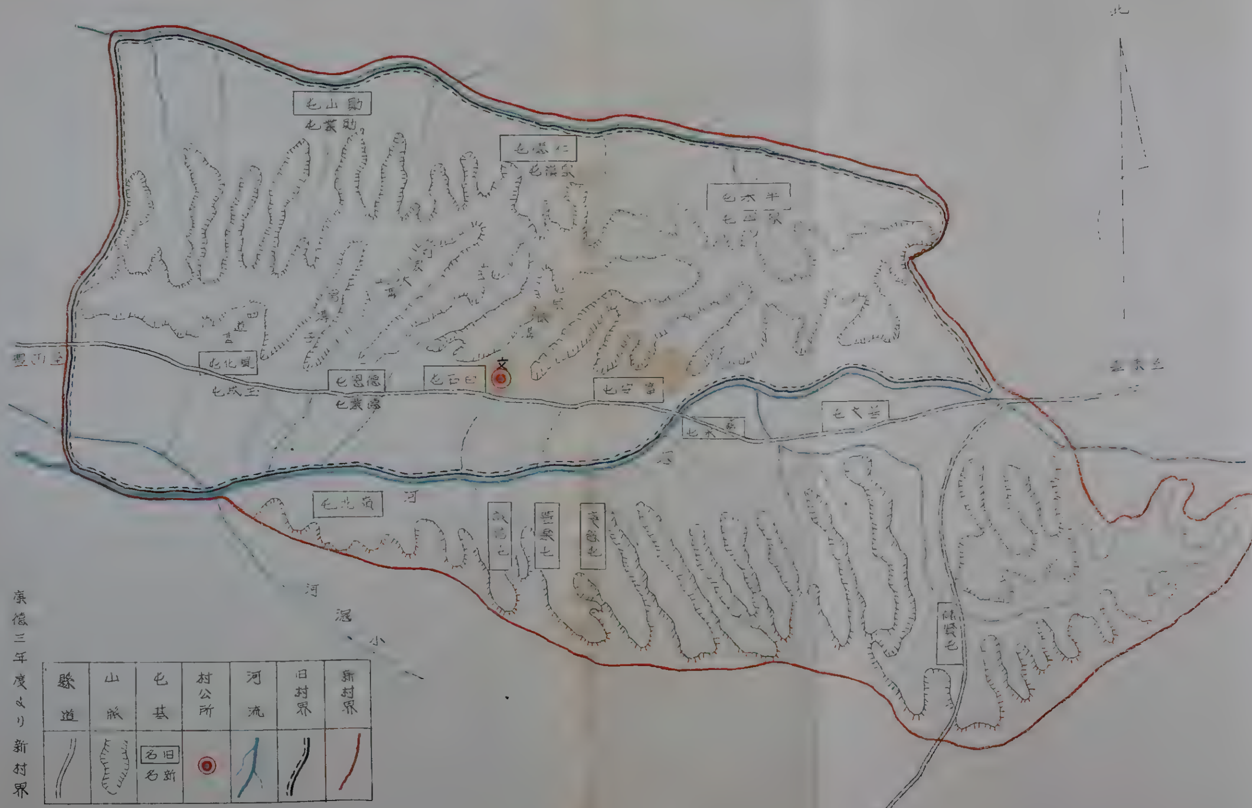
第二節　地　勢

屯の中央を東西に県道通じ、西すれば県城へ二時間半、東すれば一路東豊県城、幅員三丈六尺は又警備道路として修理維持されてゐる。此の県道には日に二往復、西豊と東豊を結ぶ「バス」が通じ、県城へ三十分に行程を縮め、交通は至便である。

県道を挟み、北側は標高五十米乃至二百米の波状山脈の分水嶺通り、南側は平地開ける中を三十米の東南方県境老爺嶺に源を有する大護河が蛇行してゐる。

斯く山地と平地を全く二分する県道の北側に、農家は山麓に三三五五点在し、三十九戸の部落を形成してゐる故、屯内端から端まで三粁に余る距離である。

西豊縣白石村略図



半本屯	九八村	泉山屯

「康徳三年一月より旧善文村の誠信屯、豊楽屯、慶徐屯、錦賢屯、致善屯の五屯と、旧至興村の積北屯が合併され、計十三屯を以て同右屯と為つてゐる。」

第三節　人口構成

戸数	
屯全戸数	三九戸
中、農耕農家	三四戸
雇傭及雑業	五戸
人口	
家族全数	三七四人
中　男	一七五人
女	一九九人
壮丁数	三二人

第二章　屯の沿革

第一節　沿革

西豊屯が其の昔、海親盛家司中の西流水圍域の部であつたことは、その後に於ける開成事情と共

上、既述、暴の沿革の項に述べた所であるが、圍場当時辛屯の附近の白石村及び大営子村の地と共に山荒沿達団と称して山荒沿達団長の管轄するところであったが、当時は圍場のこと故、山々は青潤樹、大樹、胡桃、楡等の雑樹、論等の大木が鬱蒼と繁茂し、平地にも雑草が生い茂って、虎、野猪、ノロ、等のよく住む棲息箇所であったが、光緒三十四年一月、張家人先ず一方地の払下げを受けて（払下の手続、其の他事情は暴の開拓史の項に詳述）鳳凰城より来住し、翌月つゞいて蔡家が土地一二〇畝、作場三一〇畝の払下げを受けて移り住み、共に翌年より自家労力によって開墾を初め、他に殆んど時を同じくして佃戸として開墾耕作に従ふ劉家外四戸あり、是等の農家を草分けとして、南鳳凰城より移り住むものも漸く多く、今も一部の未墾の土地も漸次は耕地化するにいたった。

土地取得の経過について屯の草分けの一人たる饒全の語るところによると、彼は佈告によって囲場の一段開放を知り、奉天清丈局に元宝銀四一、三両を納入して荒地半方地（十二晌）の碼談子を受領し、四年後囲遼舗門の清丈分局に出頭して之を提示し、局員の同伴によって来住した。

碼談子の記載事項

面積	地價
番号（記　号）	清丈局印

かくて局員は碼飛子の記載により、同伴せる縄工の測量に従つて標柱を建て、四至を指示して土地を交附したが、当時の一弓は営造尺五尺二寸であつたといふ。

当時の清丈承領地は平地のみで、本化の如く二方が山で囲まれた場合は山の頂上までを其の承領地として領有を認められた。

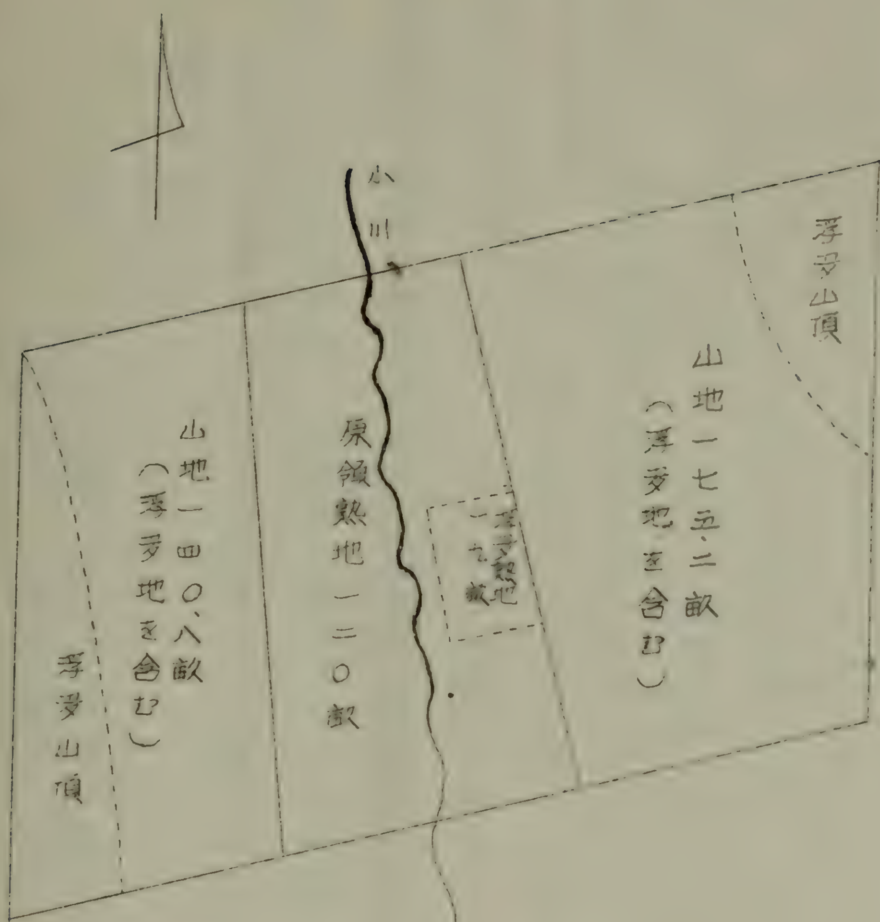
民国五年清丈せられ、原領地一二〇畝は中地とし、更に浮多下地一九畝を劃出された。

浮多地には一畝につき地価大洋一元五角を要したが、その他に收冊地照経費等を要したので、大洋四一元七角を奉天官地清丈局に納入して丈単の下附を受けた。

当時の清丈は一弓を営造尺五尺とした為めに浮多地が劃出されたのであつて、清丈の際清丈局員より清丈碼飛子を受領し、之に上記大洋四一元七角を添へて西豊清丈分局に納入して丈単を得、後暫くして之を呈示して浮多地執照を受領した。

尚ほ其の時両側の山頂は目測によつて浮多地として劃出されたが、之は無償にて原領戸の領有を認められた。

欒家所有地略図


小川
浮多山頂
山地一七五、二畝
（浮多地を含む）
浮多熟地
一七畝
原領熟地一二〇畝
山地一四〇、八畝
（浮多地を含む）
浮多山頂

本税の清丈は開放時之民国五年の二回に行はれ、民国五年制出した山頂浮多地も爾後に於て課税さるゝ事となつた。然し民国十七年新しく蚕場税が設けられると共に山頂課税は廃止され、山頂一三〇畝を一把剪子とし（柞樹の有無に拘らず）、一把剪子の課税額は

上　一、七元 ― 一、八元

下　一、四元 ― 一、六元　とした。

剪証様式

剪　証

為発給剪証事今據第二区白石村民戸欒全由原領山頂又咸字汉卄卄号地内報下蚕剪子弐把半甘願遵章繳納捐課除截留存根備査外合填剪証収執為憑

右給剪戸　欒全　収執

中華民国十七年九月十六日

西豊県印

毎張収工本費一二
大洋五角不准額
外需索分文

開墾す承領者自ら自家労力にて為せるものと、承領者が佃戸をして為さしめたるもの二通りが
あり、後者の場合、家屋、種子、農具の小作戸附加物は地主より之を提供し、三十五日[illegible]として二
ヶ年は小作料を取らずして佃戸の開墾に対する報酬とし、四年目より租佃契約に改ため、上地百石
二石、中地一・五石、二[illegible]の小作料を納入せしめた。[illegible]
開墾の技術的方法については、先ず伐木・焼却、根掘りをなし、[illegible]を以て長さ六尺位の大
犂の先頭に鉄刃を附し、役畜六頭に曳かして耕起した。
開墾直後の作物は高粱、谷子、黍子等で、大豆は四年目[illegible]、四、五年後でないと、土地が肥
沃に過ぎて茎稈のみ徒長し不稔に終つたといふ。
陸稲は民国十年頃から栽培されたが、それは[illegible]
当時に於ける作物の収量は現在に於けるそれの二、三割も多かつた由である。
作蚕の飼育は開墾後十五年の頃からの[illegible]の飼育に端を発し、[illegible]であつたが各も経済上の
重要な役割を果して現在に及んで居る。

第二節　開墾事情と開墾小作　（四道溝の由某の述話より）

囲場の承領者が大部分不在地主であつたために、荒地の開墾は一部の自家開墾を除いて大部分は
小作人に請負はした請負開墾で、請負開墾には租荒三年又は租荒四年等があつた。
自家開墾は地主が開墾のために未任して洞手班と称する開墾専業の山東人労働者を傭入れて地主

監督の下に行ふのであつて、平地は大犁をもつて、湿地及び傾斜地は鍬頭を以て行ひ、大犁を以てする場合は雇牛具によつた。

大犁は四頭乃至六頭曳きで、一日に六畝を開地し、洞子班は、一人一日一畝を開地した。

大犁開地に於ても、洞子班開地に於ても、一畝の開墾費は小洋銭八元、乃至九銭を要したと云ふ。

請負開墾の場合、開墾費以外の附属設備その他は地主が負担し、且つ出租する。白橙以后の小作料は上、中地一天地（六畝）につき二石（大豆、高粱各一石）、下地（山地）一石八斗（大豆八斗高粱一石）の現物納租で、其の他の小作条件は現在と同一であつた。

請負開墾には租荒三年、又は租荒四年の二種があつて、小作人の開墾に対する報酬として三年乃至四年間は小作料を免除した。

租荒には三年又は四年の如く期間の相違あるは、開墾荒地の地勢又は地味によつて决せられ、四道溝に於ては平地は三年山地は四年を通常とした。小作人は租荒契約により契約耕地を期限内に開墾完了する義務を負ふ。

租荒契約期限満了後は定額小作に変更された。

開墾当初は小作人は自ら居所を建てゝ居住したが、農舎の本建築に際しては地主は材料、人工左官賃を負担し、小作人は労力を負担した。

且地は三ヶ年間租税を免除され、四年目に升科して以后徴租された。

当時の銭糧を示すと、

	田賦	畝捐
中地	一角一分	一角四分
下地	一分六厘	一角三分四厘
次下	三分三厘	六分六厘
山頂	一分五厘	一分五厘

租荒三年

立租荒人　将荒地一方租到　名下因荒三年過三年一後無天地租報二七上一

恐憑立租帖為証

中見人

保証人

代字人

×　×　×　×　×　×　×　×　×　×

年　月　日

民国十九年

春期

軍草費 ｝一角二分 ｝地主 五分
電話捐 ｝ ｝耕作者 五分
学校費 二角二分 ｝耕作者
村公所員俸給 七分 ｝

秋期

軍草費 五分 地主
軍工費 ｝
村公署費 ｝二角五分 耕作者
学校費 ｝

民国二十年
本年は前年度縁起金多く課税額少し。
春期 一角二分
秋期 一角五分

大同元年
春期 一角
秋期 四角

大同二年		
	春期	二角
	秋期	二角
康德元年		
	秋期	三角

此の外自警團費として相當の額を徴さる。

第三章　自然的條件

第一節　自然的生產諸力

1　氣象概說

縣城に近い本屯では、縣城に於ける觀測の氣象狀況と左程變るべくも無いが、尚概況を聽取しところによると、

初霜	八月下旬
終霜	四月初旬
無霜期間	百五十日前後
雪の深度	五—六寸

結氷期	十月中旬
解氷期	三月上旬
地下凍結始	十月中旬
地下凍結終	三月下旬
地下凍結深度	七—八尺
雨期	六、七月
播種の降雨多少	適度

農民は、開墾当初に比し漸次気候に変化を来し、初霜は十日余遅れ、雨量は多くなつたと云つてゐるが、之は本地の農民が主として鳳凰城よりの移民である故、南方よりの来住当初は寒気を覚えること早かつたが慣れるに従つて暖くなつたと思ふやうになつた為であり、又降雨多くなつたと云ふのは山地に樹木多く、保水力大であり、出水のため耕地を荒す如き事の少なかつた開墾当初に比へて、現在では樹木少く、降雨の度毎に山地よりの流水甚だしく、為に土砂を流下し耕地をして荒廃に帰せしめることと多くなつた故に感ずるのではないかと思はれるが、農民は実際に昔より暖くなり雨量も多くなつたと称してゐる。

2 地質

平地は大凌河に因る洪積層及び沖積層にして、山地は侏羅紀、白亜紀に属する古生層である。

3 土性、地味．

平地は埴壌土にして腐植質に富み、地味肥沃、生産力高きも、山地は砂礫を含む壌土多く、更に採奪農による地力減耗のため生産力は低い。左に平地と山地を、上、中、下に別け、土壌の組成を見やう。

(1) 平地

項目＼階級別	上地	中地	下地
耕土の深さ	三尺	五寸	五寸
色	黒色	黒褐色	黒色
土壌の種類	埴壌土（河水泥土）	砂礫を含む壌土	埴壌土（湖泥土）

(2) 山地

項目＼階級別	上地	中地	下地
耕土の深さ	二—三尺	五寸	六—七寸
色	黒色	黒色	黄色
土壌の種類	壌埴土	壌埴土	砂礫を含む壌埴土

4　水位及び水質

地下水位は位置によりて異なるは勿論であるが、道路附近に於ける井戸によりて調査せる所によると、夏季は二米乃至五米、冬季は三米乃至七米の間にある。水質は無色、無味、無臭にして煮沸すれば少量の沈澱を生ずるが、良好と云ひ得る。

第二節　災　害

1　水　害

当地方に於ける水害は大体三つに分類し得る。即ち

(i)　河流の氾濫によるもの

(ii)　低地に湛水するもの

(iii)　山地の出水によるもの

(i)によるものは被害大なるが回数は少い。然し開墾当時より漸次頻繁の度を加へて居ることは気象の項に於て述べた如く、山地の樹木少くなり、且つ耕地次第に山上に及ぶ傾向を持つ故、保水力減少のため、一度降雨あれば出水甚だしく、河底高き混河を氾濫せしめ、流域の耕地を覆ふに至るものと思はれる。

過去に於ける大洪水は、民国六年（一九一七年）のそれにして、車軸を流す如き豪雨は暴風さへ伴ひ、平地の浸水五尺余に達し、山地も土砂の流失による被害甚だしく、殆んど収穫皆無に近き

惨状であつたと云ふ。

次は民国二十年（一九三一年）の六月下旬豪雨あり、大豆は収穫皆無、高粱、包米も六－七割は倒伏して、収量半減の被害であつた。其の外局部的には数回あつたが、何れも収量二－三割減の被害に止つた。

(ii)によるものは降雨少しく続けば排水不良に陥り低地は湛水するものであり、一般にかゝる所は稗子を作付してゐる。

(iii)による被害は山地よりの流水、土砂を運び耕地を覆ひ耕作不能に至らしめるもので、年々山地の傾斜地を開墾するに従ひ此れは益々被害は多くなりつゝある。

此等三因よりの被害は勿論別個に区別されるものではなく、降雨多ければ同時に生ずるのであるが、耕地が平地と山地にある為め収穫皆無の如き被害は稀だと云はれる。

2 旱害

繁茂期に於て降雨少なきときは一－二割の減収を来すことがあるが特記すべき被害は少い。

3 霜害

開墾以来六回に及び大被害を蒙つてゐる。即ち

光緒二十七年（一九〇一年）七月二十日降霜　高粱、谷子皆無、糜子半減
〃　二十八年（一九〇二年）七月　六日〃　殆んど皆無
〃　三十二年（一九〇六年）　半減

宣統　二　年（一九一〇年）　〃
民国　三　年（一九一四年）　〃
〃　七　年（一九一八年）　〃

今年は霜害を蒙ることなしと云ふ。

4 風害

開墾当時高粱、包米が風のため倒伏して収量を減じたことはあつたが、当時格別風が強かつたためではなく、地味肥沃なりしため茎稈徒長したことによるものと思はれる。

其の後風害なし。

5 病虫害

耕種概要に於て記述する。

第四章　土地関係並に慣行

第一節　地積

光緒二十二年（一八九六年）開放と決し、承領者を募集したが、囲場隣接地の農民は囲場払下げに名をかりて、官吏が金銭を詐取するものと危惧して之に応じなかつた故、荒務局は各県に布告して移民を募つた結果、本県南方は岫巌、金州、復県、鳳城県の農民多く、北方は吉林地方の農民、特

に甲還暴出須吾が多いことは既述した所であるが、地積の称呼に於ても各々政権の情皆によって、に、主として全国南部は大畝（一天地は六畝）を用い、北部は晌（一晌は一〇畝、一畝は二四〇歩）を用いて居る。

南満洲当時の地積単位は晌で、五尺平方を一弓とし、二四〇弓を一畝、一〇畝を一晌、二四晌を一方とした。

第二節　土地所有権の確認方法

「土地の沿革の項に述」

第三節　地　　價

徳恩屯一畝当地価

	平地	山腹
中地	三〇－三五円	二〇－三〇円
下地	二五－三〇〃	二〇－二五〃
減地	二〇－二五〃	
宅地	四〇	四〇〃
山林（作場）		五－一〇〃

第四節　土地所有及利用関係

(i) 実質的熟地並びに蚕場所有配分関係

農家戸数	熟地	蚕場
1	畝 273.90	72.0
1	234.0	
2	176.0	
1	149.0	
1	144.0	
1	141.0	
1	138.9	
1	124.5	
1	117.33	35.08
1	111.0	310.0
1	107.0	
1	100.0	
1	73.5	
1	48.0	35.0
1	22.0	
23	0	
計 39	2,136.13	452.08

(ii) 耕作地利用配分関係

農家戸数	耕作面積
2	畝 213-227
2	140-145
3	130-140
1	127
3	1,000-111
1	81
1	71
6	50-60
1	47.7
5	30-40
3	20-30
2	12
1	7
3	1-4
1	0.5
4	無

(iii) 表に見られるやうに、本屯の土地所有関係は少数の相当面積所有者群と大多数の全く之に依存

する無所有者群とに截然と分れ、十六戸の農家が殆んど全部地主的土地所有者で、残りの二十三戸は一片の土地すらも有しない純然たる小作又は雑業者として生計を営み、而も全屯農家の二〇%が七〇%といふ圧倒的部分を所有してゐる状態で、甚だしい偏在を示して居る。

此の傾向は沿革の項に於て窺はれる如く、本屯開墾時に其の因を発するもので、近代資本主義の発展に随伴する必然的現象としての土地の集中現象の結果でないことは土地所有関係の将来性の推移の考察に当つて特に注意する必要がある。

開墾時に於て、本屯土地の承領者中には自家労力にて開墾のことに当つた者と、大面積を承領して之を佃戸に請負はしめた者との二者があつたが、後者の場合の佃戸は大抵本屯農家の出身地関係の無産者で、現在の小作階級群はその後身であるか、或ひは小作地を求めてその後に於て来屯せる者である。

開拓時代の若い故でもあらうが（又本県一帯がそうである如く、小作人の移動が激しいことも確かに一因をなすが）本屯に於ては小作人にして上向して土地を所有するに至つた者が皆無であることは、そのことの由因する原因に関聯して注意に値しやう。

資本主義の浸潤に伴ふ土地の集中過程が見られない以上、之と併存する分散も見られないが、人口の増加に伴ふ分割相続による分散は可成りの程度に於て進行し、現在の十六戸の土地所有者はかつて九戸にて所有せし土地を分割せるもので、大地主的な存在がない上に此の傾向あることは、あらゆる意味に於ける小作人圧迫の度を強めつゝあるとは本屯小作人の言であつた。

(ii)表について耕地の利用配分関係を見るに、南満としては比較的恵まれたるものといふべく、全屯農家の半数は五畝以上の土地利用者であり、三畝以上が全屯農家の圧倒的多数を占めて居る。

本県々城より東豊県に通ずる街路に面して、恵まれつゝ営む小売、鉄匠、木匠の三戸と、四戸の部分的賃労農家を除けば他の農家は殆んど悉く農耕に生計の基礎を置いて居る。

第五節　慣行

土地売買の場合の面積は地労面積によつてなされるが、一段地全部の売買には、房子が附加される。

先買権

価格に関係なく右の順序に交歩し、其の買受希望者に売却する。

要するに同族の所有地は之を他人に譲渡することは旧来の慣行上避けられる。祖先より承けた財産はその子孫が之を永久保存する義務があるとの観念に基く。

土地の売却は通常屯有力者の仲介によつてなされるが、又稀には専業的仲介人所謂地媒を介してなされる事もある。

地媒には「成三破二」と称し、買方より買価の百分の三、売方より売値の百分の二の謝礼がなされる。

屯有力者の仲介の際は饗応を以て謝礼に代へられる。

土地の売買交渉が成立すると、直ちに売契が作製されて仲介人が保証人となる。売契は村公所より一円にて購入し、白契は規定上許されず対外部的に無効とされる。

土地売買の順序

購入希望者は先ず実地検分をなす。この際の立会人は当事者、仲介人、同族、地隣人等で、済見後仲介人を介して売買価格を決定し、売契を作製し、地券が買主に交付され、買価が売主に交付される。此の際仲介人、保証人が立会ふ。売契には保証人が絶対に必要で、同族又は仲介人が保証人となる。

本屯では通常、売買に際しては有力者たる屯長達が仲介する関係上、仲介人が又保証人ともなる場合が多い。

売買完了後、買主は関係者に饗応する。尚ほ仲介人、保証人等に謝礼することもあるが、其の額は十天地に付き一円乃至二円で、現銀或ひは現物でなされる。

売契は買主によって村公所に提出され、村長の認印を得て約二元四毛の記載費を付し、売契作製の日より六ヶ月以内に登記及び税契の手続きを了することになつてゐる、若し期限内に手続きを怠ると罰金刑が科せられる。

押に就て

本屯では典のことを押とも云つて居るが、其の内容は同じく、唯二様に云はれる理由は事変以

来出押の行はれた場合には押契は官契紙（典契紙）によってなさなければ対外部的に効力がない

故に、官契紙によらず、官に届出ないものを押、届出でたるものを典と称して居る。

押の慣習は屯民の先住地鳳城のものをそのまゝ移されたもので、出押主のことを地主とも呼びその相手方を押主と呼んで居る。本屯には最近押の行はれたこと稀で、見本的に述べられないが屯民の談話によると、

地主が出押せんとする時には仲介人を介して同族、隣地人、屯内人、屯外人の順に入押希望者を求める。

押地面積は地券面積により、押には土地の外に房子が必らず附加され、大面積の押地には大農具をも附加される。

出押には押契が、出典には前述の如き典契が作製される。

押契様式（私契の場合）

立押契文約人　無銭使用　地　天押毎

畝　名下耕種為主共価　吊不俱年限銭到歸

今[illegible]恐口無憑立此為証

四至　東西南北

中見人
保証人
代字人
立押契文約人　　　　印

年　　月　　日

右押契が出押主から押主に交付される。地券は地主が保管する。

期限は「銭到帰出」の文言の如く、出押主の押価の支払によつて何時でも回贖出来る。

又農民は押地は活地で、永久に活地として存在し、出押主の回贖権は永久に失はれることがないと信じ、かつて奉天省令による回贖期限の制限についても関知しない。（回贖可能期限一十年

押価は地価の約七割が普通で、押価の決定・支払は現在国幣によつて居る。

民国十五年以降の貨幣価値変動の時期に於ては、押価の決定は奉票でなされ、その支払は現大洋を以てなされたこともあつた。

押価の増額には、地価の騰貴によりなされる找価と、地価の変動無くしてなされる找価との二種がある。

找価の場合、金銭の給付なく、出押面積の削減を以てその実を上げるやうのことはなく、必らず金銭の授受によつてなされる。

此の場合、押契の書きかへ等はなく、唯その旨を既存押契に書添えるか、保証人に単に通告す

るに止まる。

押地の利用收益は押主がなす。本屯には押地不出権はない。けだし現在までの押主がすべて小作階級であつたためと思はれる。押地附加の房子は自修自住である。よつて回贖時に倒房等あつた際は「倒房乱家価」の慣習で、協定の上、押価の一部が返済されずして、この賠償に当てられる。

押地の租税公課は押主が負担するが、白契たる性質上出押主の名義で納税される。登記済及の押（本屯の「[illegible]謂典」）に於ては押主が納税義務者で、自己の名義で納入する。

押主は出押者に対して押価返済の請求権がみとめられない為に、押主にして金銭の所要ある際は押地の転押が許されて居る。此の際押主は出押主たる地主に申出づることなく、随意に之をなし得る。

転押の行はれた場合、地主は転押主よりの直接回贖は不可能で、先づ押主が転押主に押価を支払つて回贖し、然る後地主は押主より回贖する。けだし転押は普通地価下落の際に行はれる故、転押価は押価より低廉なれば、地主の転押主よりの直接の回贖は当事者の利害の点で不可能なるがためである。

回贖は地主が押価を返済すれば何時にてもなし得るが、耕作期間に於ては絶対に許されない。押地の出押又は回贖が秋收后から播種時までに行はるるのは之がためで、押主が入押によつて押地の利用收益権を得ることの当然の帰結である。

者主の地質頭付し、更に典地又は住宅上の慣習によつて認められず、地質は別箇に独立して存續されず。

指地作保

通常押として観念されてゐるものを本也では指地作保といふ。

不動産を担保として借入金を獲るもので、形式に文契と口頭の二種があり、両者共地券は債主に交付される。

指地作保の契約書の様式

立錢指人　　因無錢使用今將大段　　作保當

元期限自　　月　　日至　　月　　日錢到不到地歸錢主耕

恐口無憑立此字為證

中見人

代字人

立錢指人　　印

年　　月　　日

指地作保は地券即ち土地を担保として金銭貸借を行ふを云ふ。従つて指地の耕主は借主たる地

主が成し、貸主に対して利子が支払はれる。

利子は現金で又は現物で支払はれる。民国十五年（一九二六年）から二十年（一九三一）に至る間の如く、奉票の価値の惨落せる当時は金利月五分以上のものがあつたが、現在では月一分五厘乃至二分が普通である。現物の場合は、百円につき一石五斗乃至二斗で、大豆、高粱の二包入納で成される。

期限は一ヶ年であるが、春から秋に亘るを普通とし、秋収期後、返済する仕組になつて居る。期限内に利子が支払はれない場合は、次年度から指地の使用収益は債主が之を為し、典当に付される。此の際の押価は「元金十利子」である。

第五章　建物

第一節　建物の種類及価格

種類	価格	
草房	一間に付　七〇―二〇〇円	普通の農家の草房は三〇〇円内外
倉房	二〇円内外	富裕農家に限り所有す
碾房	三五円内外	仝右
草棚子	三三円内外	本房にて之を有する農家一戸

草房	二〇円内外	富裕農家のみ
包米楼子	不詳	
窖園	二〇円内外	極貧層の農家に限り所有す。

第二節　配分利用関係

本村に於ける建物の配分利用状態は

	所有数	貸付数	借入数
住居房子	一二五、〇間	五三、五	七三、五
農舎房子	四七、五〃		一七、〇
畜舎	一九、〇〃		六、〇

〔貸付及借入の大部は小作地附加物である〕

本村に於ては房子を有する農家は土地所有農家の十八戸で、他二三戸は無所有である。二三戸の無所有中一八戸の小作農家は全て小作地附加房子に住し、五戸の雇農及び雑業者は家賃を払つて借家に住する。

房子所有農家中には自己所有の房子全部を、或ひは小作地附加房子として出し、或ひは出典し、又は有料にて貸付けて、有料の借家や小作地附加房子に住する農家が六戸ある。有料の借家に於いてその賃借料を見るに殆んど全部現金にて支払はれてゐる。

一間宛の家賃は四円から十円までゞ種々である。

房子についての共同関係は極めて稀に見られるが、房子売買の事例は見られない。

第六章　農具

第一節　種類

本屯農家にて使用される農具の種類は多く、他地方に於て見られるものは一通り備へて居る故、用途別にして略述する。

1　耕耘整地用具

犁丈は犢犁と鏟犁の二種類用ひられてゐるが、必らずしも犢犁は整地に鏟犁は鏟地に用ひられるのではなく、何れも何れの作業にも用ひられてゐる。

鏟子には大鏟子、打耳鏟子、剗鏟子の三種あり、大鏟子は反地及び第三回鏟地に、打耳鏟子は第二回鏟地に、剗鏟子は第一回鏟地に使用する。

種別	犁轅の長さ	犁把の長さ	犁底の長さ
犢犁	一五五、〇糎	一〇二、〇糎	五五、〇糎
鏟犁	一三〇、〇〃	九〇、〇〃	五〇、〇〃

種別	形状	長さ	巾	備考
大鎌子	盾状	二七、五糎	三五、〇糎	大鎌の首巾大きなるもの
打耳鎌子	壺状	二七、五〃	首二一、〇〃 肩二一、五〃	
剔鎌子	柳葉状	三一、〇〃	一六、〇〃	

鎬頭、鉄銑、筒銑等には変りはない。

2 施肥播種用具

壊把には大壊把と小壊把の二種あり、大壊把は壊[illegible]手、壊地に使用するも、小壊把は壊地の[illegible]使用する。小型の壊把にして其の形丁字型にして前方の脚と心子によりて安定されてゐる。これは傾斜地の壊地に便利である故一般に使用される。大壊把は二頭宛きであるに対し、小壊把で一頭宛きにて作業を行ふ。

此の外施肥用具其の他の種類に変り無し。

管理用具、收穫調製用具、運搬用具、雑具等には特殊なるものは無く一般に見られる農具で、名称、維持年限等と共に一括表示すれば次の如し。

農具名称		価格	維持年限	備考
耕耘整地用具	犁丈	一、五〇円	五－六年	
	大鋒子	〇、四〇	二	
	刮鋒子	〇、三〇	二	
	鎬頭	〇、八〇	三	
	大鎬頭	二、〇〇	五	
	鉄銑	〇、四五	三－四	
	筒銑	〇、四五	三－四	
	木頭輥子	一、〇〇	一〇	框は年一回取替
	撈把	－	一	自家生産
	花鉋	－	三－四	〃
施肥播	大壊把	三、〇〇	七－八	
	小壊把	一、五〇	七－八	
	壊耙心子	〇、二〇	二－三	
	搽拉子	－	二－三	自家生産
	土拉子	－	二－三	〃

理用具			
木叉[illegible]	〇、八〇	二	
[illegible]叉[illegible]	〇、五〇	四—五	
[illegible]	[illegible]	一	自家生產
一、[illegible]	〇、一五	三—四	
[illegible]雞[illegible]	[illegible]	一〇	自家生產
簸[illegible]	〇、一五	一	
二齒鈎	〇、四〇	五	
洋叉子	〇、五〇	五—六	

管理用具			
鋤頭	〇、二〇	二	
鐵齒耙子	〇、二〇	五—八	
噴水壺	〇、三〇	二	
鍘刀	三—六、〇〇	一〇	木[illegible]每年修理
馬槽子	一、五〇	二—三	
猪槽子	一、五〇	二—三	
糞斗子	〇、二〇	一—二	
桶子	一、二〇	四	
馬刷子	〇、二〇	一—二	

	馬鉋子	〇、一五	三—四	
收穫調整	鎌刀	〇、三〇	一	
	交刀	〇、五〇	三—四	
	稲刀	〇、一〇	二	
	韮菜刀	〇、三〇	五—六	
	刻刀	〇、一〇	一〇	
	菸刀子	〇、一〇	一〇	
	石頭磙子	一、〇〇	半永久的	框は一—二年にて取替
	木頭耙子	—	二	自家生産
	木杈子	〇、三〇	五—六	
	木掀	〇、三五	三—四	
	揚掀	〇、三〇	二—三	
	連枷	—	二—三	自家生産
	竹扒子	〇、四〇	三—四	
	掃箒	〇、六〇	二	
	鐵鍬	—	五—六	自家生産
	小木叉子	〇、〇五	一〇	錐のみ購入、台は自家生産

用具	[illegible]	一〇、〇〇	[illegible]八、八四	[illegible]三一四 一、一[illegible]
	[illegible]	六—八、〇〇	[illegible]八、八四	六、八〇
	[illegible]車[illegible]	〇、〇[illegible]	二—三	
	[illegible]	〇、二五	二	
	[illegible]	〇、八〇	二—三	
	撮[illegible]	〇、六〇	七—八	
	板框	八、〇〇	三—[illegible]	
	擂子	〇、八〇	五—六	
	麻袋	〇、三〇	二—三	
	麵籮	〇、四〇	一〇	
運搬	大車	五—六〇、〇〇	一〇—一五	
	推車子	五〇、〇〇	五—八	
	花軲轆車	二〇—五〇、〇〇	一〇—一五	
	[illegible]篷	〇、二〇	二	
	[illegible]篷	〇、一〇	一	
	抬扁擔	〇、八〇	一〇	
	條扁擔	〇、六〇	一〇	

用具	把犁架	―	二―三	自家生産
用具	小鞍子	三、〇〇	一〇	
用具	鞍褥	〇、七〇	五―六	
用具	馬咬子	〇、三〇	五―六	
用具	牛樣子	〇、五〇	七―八	
用具	鞭子	〇、三〇―〇、八〇	二―三	
用具	尻帯	〇、五〇	五―六	
雑具	鋸	〇、五〇―一、〇〇	一〇	
雑具	剪子	〇、八〇―一、五〇	一〇	
雑具	斧	〇、五〇	七―八	
雑具	桶類	〇、五〇―一、〇〇	三―四	
雑具	斗	大 一、〇〇 小 〇、四〇	一〇	大は一斗、小は五升
雑具	秤	大 一〇、〇〇 中 五、〇〇 小 〇、七〇	二―三〇	大は二〇〇斤、中は八〇斤、小は四〇斤
雑具	算盤	〇、八〇	二―三〇	
雑具	梯	―	一〇	自家生産
雑具	水缸	三、〇〇	半永久的	
雑具	小刀	〇、二〇	三―四	

第二節　価格及自給、購入状況

前表に示す価格は判調価格であるが、木製農具は材料を提供して大工に依て本区に製作せしめる。

購入は県城が主であるが、屯内の鉄工（39）より購入するものも少くない。

然し乍ら簡単に製作し得る木製小農具は何れも自家製により、一般に種類に於て、一通り所有使用に不便を感じ居り、中でも其の土地性に於て他地方農村の其等と相違する所はない。

第七章　役畜

畜産の項　参照

第八章　耕種概要

第一節　肥料

1　種類

施用肥料の種類としては、土糞、黄糞、豚圏糞、人糞、蘇子、胡麻等にして、此等の中、前の四種は普通一般に使用されてゐるが、蘇子、胡麻は僅かに使用されてゐるに過ぎない。各種肥料の組成を見れば次表の如し。

肥料名＼原料	畜糞	豚糞	人糞	土	其他混合物	草木灰	備考
土糞	三〇	—	—	四〇	三〇	—	割合は重量
黄糞	四〇	—	—	—	六〇	—	其他混合物中には
豚圏糞	—	二〇	—	五〇	二〇	—	高梁稈、包米葉、雑草
人糞	—	—	二〇	六〇	—	二〇	等

右表の中、畜糞とは牛、馬、騾、驢糞の混合物である。

2 自給肥料製造法

1 土糞

土糞の製造は四月から十月にかけて行はれるもので、各期の畜糞は黄糞製造に当てられる。

原料及び混合割合は前表参照

畜糞は畜舎の中で敷草として入れられた高梁稈、雑草及び飼料の残り等と共に踏み固められ十分吸収されるが、相当量に達すると舎外に出す。之に先立ち宅地内に厚さ二尺位かニ

糞製造用の土を積み、此の上に順次前記の厩肥を堆積して行き、秋季十月末に至ると此の上に又土を一尺位の厚さに敷き、一週間後に切替へを行ひ、土と厩肥とよく混合さした後凍結の程度を少くするためと養分の散逸を防止する目的で包み藁、雑草等で覆ひ、更に其の上を高粱稈にて覆ひ置く。陽春の候となり凍結終る頃上層より次第に切替へを行ひ施肥する。

各家畜一頭当りの土糞生産量は略ゝ次の如し。

牛	七―八車
馬、騾	八―九車
驢	五―六車

（一車は千斤）

家畜頭数の少ない農家、又は商しない農家に於ける土糞製造は、春から秋にかけて家から出た畜糞、及び人糞を広さ一坪、深さ一尺程の穴に入れ、雑草、塵埃、台所の残滓等を投入混和して腐熟せしめ、一杯になると取り出して傍に堆積し、結氷期前に一回切替へをなし、[illegible]なし、春期更に切替へ施用する。

2、黄糞

黄糞の製造は十月より翌年四月にかけて行はれる。

原料及び配合割合は前表参照

冬期は糞尿凍結する故土を混ずることなく其のまゝ堆積するのであつて、厩舎内に隅[illegible]

に混ぜられた厩肥を即ち黄糞と称する。

舎外に堆積された黄糞は四月頃融解し始めると切替へを行ひ、其の后一週間置きに二回切替へして醗酵を促し後施用する。此の黄糞製造が終ると土糞製造へ着手するのでなく、黄糞の四月までに堆積されたものが其の年内に施用されるに対し、土糞は翌年施用されるのである。

一頭当り黄糞生産量は、牛五車、馬、騾六—七車、驢三車（一車四〇〇斤）程度である。

3 豚圏糞

豚は他の家畜とは別に豚圏に繋養されてゐる故、此所に排泄された糞尿を以て製せられるが其の製造法は土糞の製造と同様である。

原料及び配合割合は前表参照

一頭の年生産量二車である。（一車千斤）

4 人糞

原料及び配合割合は前照。

宅地の中適当の所に穴を堀り、排泄した人糞尿に土、炕より集めた灰を混じ、一杯に成れば外に堆積し、秋になつて菜園に移すが覆ひはせず。

3 肥効

馬、騾、驢糞に比し牛糞は肥効劣るが畜舎に於て別に飼ふことなく、又豆餅を飼料として用ひた糞は肥効大であると云はれてゐるが、之を与へたものと然らざるものとを区別するやうなことと

ばない。

厩圏糞の肥効は人糞、黄糞には劣るが土糞に比して大であると云はれて居る。

人糞は肥効最も大であるが、生産量少き故菜園に使用するに過ぎない。

4 施肥

1 施肥法

すべて遅効性肥料故、追肥としては用ひられず基肥としてのみである。

律糞は自給肥料少なき農家、及び山地は必らず律糞し、厩糞も肥料多き農家が、時に平地に於て行ふ。

山地は傾斜甚だしく、大車の運搬不能故大車にて運搬可能の所まで行き後は備拾にて運搬するが一般に土糞は重き故黄糞を施用する。

2 施肥作物及施肥量

施肥作物は高粱、大豆、包米、粟子にして、菜子には施さざるを普通とし、谷子には土糞、黄糞の類は絶対に施さないが、これは養分吸収力大であるためと云はれ、時に蘇子、胡麻が施用される。

蘇子、胡麻は五、六年前より用ひ始められた肥料であって、種実を焦げぬ程度に煎り、作條終ると点葫蘆にて播種と同様に施用する。基肥としての施用で追肥は行はない。施肥料は一畝二升位である。

普通耕地の端に栽培して置き、肥料用に供する分であつて、購入することはない。人糞は蔬菜類にのみ施行され、其の量は一畝につき三車（一車八百斤）程度である。

尚高粱、大豆、包米、粳子への施用量は土糞なれば十車、黄糞なれば六―七車にして、豚圏糞はこれを補ふ。

5 原料の採取

土糞其の他の自給肥料に混ずる土は黒色の腐植質に富んだ粗鬆の埴壌土であつて、自家の耕地より採取し、共同の採取地の如きはない。雑草も路傍、山地より採取し之に当てゝゐる。

6 肥料の購入販売

県城に於ては十数年前より馬糞の売買行はれてゐるが、本屯に於ては見ない。他屯に於ては県城より柞蚕蛹を肥料として購入してゐる者あるといふが、これも本屯には見られない。

小作農家が新たに耕作する場合肥料なきときは地主よりゆずり受け、契約明け移転の場合、同量の土糞、黄糞を残すが、最初より肥料を有してゐた場合は仮令畜舎が小作附加物であつても、移転に際して蓄積した土糞、黄糞は、売却することも搬出することも自由であるといふ。

第二節　耕種法

1 主要作物栽培消長の概要

西豊県は他県に比し、開墾のおくれた県であつて、本屯も最初に犂を入れたのは光緒二十六年

（一九〇〇年）のことであり、約四〇年前に過ぎない。

開墾当時、山には柞樹、楡等の巨木密生し、野獣横行し、平地には低きは一尺、高きは六尺に及ぶ雑草繁茂するまゝの状態であつた。

此等の巨木雑草を焼き却つて耕作に着手した当初に作付された作物は、平地も山地も、同様に高粱、谷子、粟子であつて、地味肥沃、[illegible]当時は大豆、包米の如きは茎稈徒長して反つて收量少なきため、大豆は開墾四年目より、包米は五年目より、又小豆は八年后より栽培されたと云はれる。

開墾当初に於ける各作物の作付割合は、高粱四〇%、谷子二〇%、[illegible]、粟二年目よりは大豆が加はると、高粱三〇%、谷子二五%、大豆一二%、粟子一〇%、更に包米が作付されて、高粱四〇%、谷子二五%、大豆一五%、包米一五%、糜子五%程度であつた。

其の後さして変化は無く、民国十一年（一九二一年）稗子が入つて三－六%の作付面積を持つたが大勢には影響が無かつた。

斯く開墾当初栽培作物の種類の少なかつた理由は、前述の如く地味の肥沃なりしによるのであり、其の後包米、大豆の作付が行はるゝに至つたのは、[illegible]たからである。

即ち食用としての包米、商品作物としての大豆が作付さるゝに至つたのであつて、今日に於ては市場関係、輪作関係により多少の変化は来すこともあるが、高粱、包米、大豆、稗子、谷子、粟、

手が主要作物の地位を分担してゐるのに変りはない。

2 主要作物作付面積

康徳元年度、二年度に於ける各作物の播種面積を見れば次の如し。

作物名	康徳元年 面積	康徳元年 百分率	〃二年 面積	〃二年 百分率	〃三年予定 面積	〃三年予定 百分率	備考
高粱	八二五、九〇畝	三六%	九一九、三〇畝	三八%	八九八、四〇畝	三九%	
包米	五七二、四〇	二五	五四一、四〇	二二	五三七、〇〇	二四	小豆との間作面積も含む
大豆	五一六、〇〇	二二	四九〇、〇〇	二一	四三〇、九〇	一九	
谷子	一七〇、〇〇	七	一八九、〇〇	八	一九〇、〇〇	八	
粳子	一一三、〇〇	五	一三八、〇〇	六	一〇三、〇〇	五	
糜子	二六、〇〇	一	一九、〇〇	一	一八、〇〇	一	
其他	一一二、二五	五	一〇〇、三〇	四	九九、七五	四	蔬菜が大部分にして其他稗子、大麦、蕎麦、線麻
計	二、三三五、五五	一〇〇	二、三九七、〇〇	一〇〇	二、二八四、〇五	一〇〇	

3 耕種法の変遷

1 開墾法

光緒二十四年（一八九八年）一月、当時三十二才にして来包し、翌年土地の払下げを受け、更に其の翌年より本邑最初の開墾に着手した（彼）の語るところによれば、平地に於ては、丈なす雑草を焼きはらった跡を、犁轅の径六寸、長さ六尺に及ぶ柁頭に犁刀を附した役畜六頭曳きの大犁を用ひ、犁板子と称へる犁剣子の如きものを附し、左右に撥土せしめ、耕起し、鎬頭、犁犬を以て適当に整地し前項に述べた作物を播種したといふ。

山地に於ては先づ巨木を切り倒し、根を掘り起し、雑草を焼きはらった後耕土に着手するのであるが、一天地分の耕土に着手するまでには約一ヶ月を要したと云はれ、如何に樹木密生していたか察するに余りある。

耕土は鎬頭を以て、深さ六寸程度に掘り起すだけであって、土壌粗鬆であり地均しの必要なき故、一日一人一、五畝はなし得た。耕土終れば犁犬、鎬頭を以て整地し播種をなすことと平地と変りはない。

2 農具

開墾に用ひられた大犁は、其の後必要もなき事故姿を消し、之れに代るに種犁、鏹犁が使用された。

又開墾当時は作物の生育盛にして倒伏の害しばしばなりしため、努めて畦巾を広くし、培土を

多くする必要上、現在用ひられてゐる壊耙は見られなかつたと云ふ。

3 役　畜

開墾当初は馬特に多く、騾、驢之れに次ぎ飼養使役されてゐて、牛の使役を見るに至つたのは十数年前よりのことであるが、此れは作業工程の遅い牛が馬、騾に比して顧りみられなかつたので、其の后小農、小作農の間に使役される様になつたのであるといふ。

4 肥　料

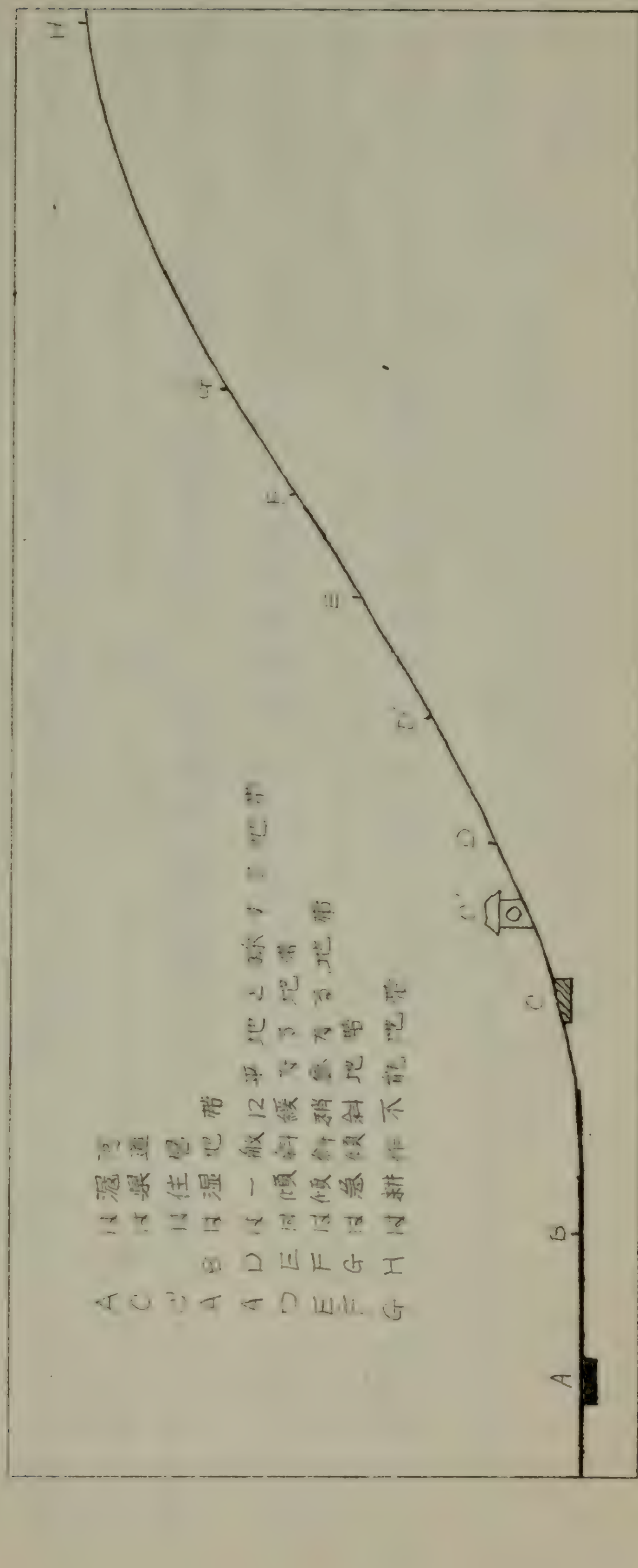
開墾後十二―三年後に初めて施肥されるやうになつたが、主として土糞、黄糞であり、人糞尿は十数年前よりであること既述の如し。
施用量は現在とかはりはないが殆んど堆糞の外であつたと云ふ。

5 気候の変化と耕種法

開墾当初は初霜幾分早く被害しば〳〵であつたが漸次暖くなり、十数年前より作物全体を通じて播種期は十日程早くなり、収穫期日は十日程遅くなつてゐる。

4 主要作物分布状況

耕地は遼河の流域より山頂近くまで広がつてゐる故、其処に作付される作物の種類も自ら立体的に異つてゐる。
耕地、草地の概況図を掲げれば次の如し。



各地帯に於ける作付作物の種類を見れば

地帯別	作付作物
A B	稗子
B D	大豆 高粱 谷子
D E	大豆 高粱 谷子
E F	大豆 高粱 谷子
F G	大豆 高粱 谷子

物名					
		包米 粳子	包米 糜子	糜子	小豆

即ち各作物の分布状態、遼河流域の湿地帯には稗子栽培され、此の湿地帯を除く各地帯に通じて作付される作物は、高粱、大豆、谷子にして、粳子は平地に、包米は平地及び傾斜緩なる地帯に、糜子はD.F間の山腹に限られてゐるを見るが、何れも耕地の生産力と作物の収量より永年の経験から生み出された分布状態である。

尚D.D間は包米と小豆の間作地帯をなしてゐる。D点より以下の耕地にては地力高く、小豆徒長して蔓性となり、D点以上の耕地に於ては地力低く、小豆を間作するだけの包米株間をあけることと不利な為による。

又E点までは大車にて土糞の運搬可能であるが、其れ以上の傾斜へは不可能である故、専ら偏背にて運搬する。

5 農家の作付割合決定の理由

各作物の作付割合は経営規模、輪作関係等によりて異り、一様で無い事勿論であるが、食料に供する作物を食料に足るだけの収量を挙げ得る面積に第一義的に作付し、残余は商品化に向けて

作物を作付すること一般である。

然しながら此の場合考慮さるべき事は前項の様式に於ける如く、位置による生産力及び作物の種類の如何である。

今二一三農家より作付割合決定の理由を聞くに

農家番号（16）　部落様式　自作兼小作　耕作面積一二七畝

高粱	二四畝
包米	三三〃（小豆を間作として）
大豆	一八〃
谷子	一二〃
粳子	一二〃
糜子	三〃
蔬菜	五〃

高粱は食料として、且つ安全なる商品作物として多く作付し、包米は食料として足るだけ、谷子は飼料としての谷子草を得んがため、大豆は自家用及び販売用として作付し、粳子は全然商品化を目的として作付すると云ふ。

此の農家は耕地が平地にあるため作物の種類も自由に採り入れ作付してゐるが、次に耕作地の

大部分を傾斜地に有する（20）の農家に於て聞くに、経営様式は自作兼小作にして、耕地面積七一畝のうち高粱三〇畝、包米一八畝、大豆一五畝、谷子六畝、糜子及び蔬菜を各一畝を作付してゐるが、其の理由は前の（16）号農家と同様であるが、耕地傾斜地故に糜子の收量少く、作付は行へず、従って商品作物として大豆、谷子の作付を割合に多くすると云ふ。

前二例は等しく経営様式に於て自作兼小作であるが、耕地面積の広狭により其の割合を異にし、耕地の位置により作付作物を異にしてゐるが、次に小作兼雇農にして耕作面積も少ない（三三、五畝）（33）に付て聞くに、

高粱	一二畝	食料及び小作料のため
包米	九〃	食料のため
大豆	九〃	小作料のため
谷子	三〃	販売のため
糜子	二〃	販売のため
蔬菜	〇、五〃	

の如く、小作料として作付を余儀なくせしめられる理由が強く現れて来る。

6 主要輪作様式と肥料との関係

地力肥沃であり作付作物の種類も多いので輪作様式も自由に決定出来得、種々の様式が見られるが、前作と後作との関係、施肥関係等により、自ら様式定められるのである。農民に一般に信

ぜられてゐる前作、跡作の関係を示すと、

前作物	跡作に良きもの	跡作に悪きもの
高粱	高粱、包米、谷子、粳子、糜子	大豆
包米	高粱、包米、粳子、糜子	大豆、谷子
大豆	高粱、包米、粳子、糜子	大豆、谷子
谷子	高粱、包米、大豆	谷子、粳子、糜子
粳子	大豆	高粱、包米、谷子、粳子、糜子
糜子	高粱、包米、大豆	谷子、粳子、糜子

右表の示す如く、一作物の跡作として良きものの豊富である故、自由に輪作様式を決めることが出来るが、施肥する作物の跡作には施費しない作物を栽培し肥料の合理的節約を図る。二、三の例を示せば、

大豆（施）―高粱―包米（施）

大豆（施）―包米―高粱（施）―粳子

大豆（施）―高粱（施）―谷子

大豆（施）―高粱（施）―糜子―包米（施）

等々である。

7　作物の転換と輪作との関係

民国十年（一九二一年）棉子の栽培を始めて以来、新作物の入るもの多く、又特殊の事情により或る作物が有利になつたといふこともない。水稲栽培は西豊県下に於ては相当盛んに行はれ、白石村内にもあるが、本屯にては（9）に於て本年度始めて〇、〇二畝の水稲を試作したが、栽培といふ程に至らない。

8　間作及び混作

混作はないが、包米と小豆との間に間作が広く行はれてゐる。

此の間作は包米の株間に小豆を播種する所謂蔵種である。此の場合包米の株間は二尺五寸、包米単作の場合の株間は二尺位である。

9　主要作物の品種

1　高粱

粳には緊穗種に属する黄殻子と称する品種の栽培支配的にして、此の外黒殻子が馬糧として少量栽培せられてゐるにすぎない。

糯には白粘高粱が自家用に少しく作付されてゐる。

2　包米

イ　白頭霜

十二－一三年同所試験、其の結果より導入[illegible]、現在最も多く作付されてゐる品種である。従つて小粒紅と比較すると、茎稈長くして強[illegible]、穀粒大にして穂頭白色なるにより此の名生ずと。成熟期は小粒紅より十日程おそいが、収量一天地につき〇、五石ほど多いと云はれてゐる。

ロ　小粒紅

開墾当初よりある品種にして粒色紅。

ハ　馬牙子

七－八年前奉天方面より入りたる品種にして、粒は黄色、其の形馬歯状を呈す。白頭霜より更に茎稈、穂、穀粒大にして収量も稍多きも成熟期遅く、霜害に罹り易い。

此の外白包米あるも作付面積少し。

品種名	作付歩合
白頭霜	七三%
小粒紅	一〇
馬牙子	一五
白包米	二

3 大豆

品種名	作付歩合	備考
四粒黄	五〇%	平地に多し
鉄莢豆子	二〇	山地の瘠地に適す
小金黄	一五	山地に多し
大粒黄	一五	平地に多し

4 谷子

品種名	作付歩合	備考
黄沙谷子	五五%	穂円筒形にして太くして短し、稃及粒は黄色（粳）
白沙谷子	四五	穂は棒状をなして先端尖り、稃及粒は白色（粳）
紅粘谷子	一〇	茎は紫色、穂は短小、稃は白色、粒は赤褐色にして小粒（糯）

5 粳子、糜子、小豆

品種名	作付歩合	備考
金線粳子	八〇%	有芒種、稃は淡紅色を呈し芒及稃の縁辺は真紅
紅毛粳子	二〇	有芒種、芒稃共に紅色
黄糜子	一〇〇%	稃は白色にして粒は潤ける赭色
紅小豆	四〇%	莢の色白く粒は紅くして目は白し
白花臉子	三〇	莢の色白く粒は紅と白との斑をなし目白し
白小豆	三〇	莢、粒、目総て白し

10 天災害、病虫害、及び其他災害と其の対策

山地よりの出水を防がんがため、導水溝を掘り、両側に楊樹を植え、又河流々域に堤塚を作り氾濫に備へんとすることはあるも、其の他天災害に対する対策は无く、又病虫害の対策に於て特記すべきものなし。

11 主要作物の収穫、調製の順序

各作物はすべて成熟の早晩により収穫の順序が決められるのであつて、大体糜子、包米、谷子、粳子、高粱、大豆、小豆の順序である。

刈り取つたものは其のまゝ圃場に放置、乾燥後場院に運搬し脱穀調製をなすが、其の順序は、大豆、高粱、糜子、谷子、粳子であり、大粒の穀物より順次脱穀調製するが普通である。此れは場院の固結十分ならざるためであり、粳子が最后になされるのは芒があり作業を嫌ふためと、早くすると他の穀物に挟雑物が混入する割合多い故である。但し売急ぎをする場合とか小作料の督促を受けた場合は此の限りではない。

12 精穀及び製粉

精白するものに、高粱、谷子、粳子、糜子、稗子等あり、製粉するものに、包米、黄米がある。

1 精白

イ 功程

穀物名	馬	騾	驢	備考
高粱	五、〇石	五、〇石	二、三石	
谷子	二、〇〃	二、〇〃	一、三〃	碾拉子を付す
粳子	二、〇〃	二、〇〃	一、三〃	
糜子	二、〇〃	二、〇〃	一、三〃	碾拉子を付す
稗子	二、〇〃	二、〇〃	一、三〃	〃

推粳子に先立ちて、高粱は水に浸漬し、谷子、糜子、稗子は炕上にて乾燥せしむ。又、粳子は寒冷な日を選びて行ふが、此れは糠がよく取れ精白量も多き故なりと。

故に一夜位外に出して後に行ふことあり。冬期以外に推粳子を行ふ場合は谷子、糜子の如く炕上にて乾燥せしめて後行ふ。

ロ 精白歩合

穀物名		精白歩合	糠及び殻		備考
			殻	糠	
高粱	上	八〇%		四升	糠は一斗よりの量
	中	七五〃		四〃	
	下	七〇〃		五〃	
谷子	上	五五%		五升	糠は一斗よりの量
	中	五〇〃		六〃	
	下	四〇〃		七〃	
粳子	上	四〇%	四升	一升	殻及び糠は一斗よりの量
	中	三五〃	三・五〃	一〃	

	下	三〇〃	六〃 一五〃	
糜子	上	五〇%	六升	糠は一斗よりの量
	中	四五〃	六五〃	
	下	三五〃	七〃	
稗子	上	三五%	七升	糠は一斗よりの量
	中	三〇〃	八〃	
	下	二〇〃	九〃	

2 製粉

イ 功程

穀物名	馬	騾	驢	備考
包米	一、七石	一、七石	一、〇石	一夜浸漬の後製粉す
黄米	〇、七〃	〇、七〃	三、三〃	

ロ 歩合

[illegible]	[illegible]人	分	備考
包米	三、三石	三〇〇斤	農具は泊羅、通羅、敵[illegible]、羅[illegible]
黄米	一、二[illegible]	二〇〇[illegible]	同[illegible]

13 貯蔵

1 貯蔵法

穀物中高粱、谷子、糜子、大豆、粳子等は脱穀して貯蔵し、包米は穂のまゝ貯蔵し、蔬菜類は菜窖中に貯蔵する。

2 貯蔵設備

貯蔵設備には陸囤、包米倉子、糧子、囤子、菜窖があるが、包米は必らず包米倉子に、蔬菜は菜窖に貯蔵される。

イ 陸囤

包米以外の穀物はすべて貯蔵されるものであつて、大は百石、小は六十石までを貯蔵する。各農家一個乃至数個を所有してゐる。其の構造は円筒の一方に出入窓を有する土蔵であつて地上一尺の高さまで石を敷き、石灰、土で塗り、径約七尺、高さは十尺、壁の厚さは一尺位。屋根は円錐形の草葺きである。十年に一回、屋根をふき換へ、壁は五―六年に一回表面の土

り替へをする。

七　擢子

農舎及び住居内の空地に穀物を貯蔵するもので、アンペラを以て（一枚の長さ二十尺、巾三尺）径五寸、高さ六尺程に巻きつけたものである。五－六年に一回更新し、三十石位を貯蔵する。

八　囤子

少量の貯蔵をする時用ひるもので、農舎内に柳條製の径五尺、高さ二－三尺に設備する。普通十石までは貯蔵出来る。

置二、囤子は通風のよい乾燥した所を選び、据付け貯蔵するが、貯蔵後別に手入れをすることない故、設備費安く貯蔵は簡単であるが鼠害は免れない。

二　包米倉子

包米は脱穀せず穂のまゝ包米倉庫中に貯蔵するが、之は脱穀して貯蔵すると脱粒部より腐敗を来す故であり、穂のまゝでも陸囤等に入れると同様腐敗を起す。包米倉子は通風をよくし乾燥を図り湿気をさけるやう地上三－四尺の高さに木材を組み、周囲も隙を明け板を張り壁を塗ることは良い。

三　大窖

屋根は高粱稈にて葺く。

家屋の近くに乾燥地に運び、深さ五尺、巾四尺、長さ六尺程度の穴を掘り、此の中に白菜蘿蔔を貯蔵する。上部は木を渡し高粱稈を以て覆ふ、其の上に、土を一尺くらいの厚さにかせる。

貯蔵中は蘿蔔は腐敗せざるも手入れは行はないが、白菜は外側より腐敗を来しやすいので常に腐敗部分を取り除く。

3 貯蔵期間

大豆、谷子、糜子等は貯蔵中何等の手入れを行はず良く長期間貯蔵に堪へるが、高粱は収穫後より六月頃までは品質に変化生ぜざるも、六月以后は虫害発生し品質を悪変する故取り出して日乾し、麻袋、箱等に入れ貯蔵し、其の後適宜取り出して乾燥する。

包米は包米倉子に貯蔵したまゝ手入れを行ふことないが幾年でも貯蔵出来ると云ふ。

14 採取及び種苗の購入、品種改良の状況

主要作物の採取状況は(十五)に於て述べるが、其の他の作物の種子も殆んど全部が自家生産のものより採り、種苗の購入乃至は交換等はきはめて少ない。

意識しての品種改良等は無いが、彼等が所謂良穂、良実を採取して再生産に当てる永年の継続は微々たるにせよ自然淘汰の向上あり、今日の種実を生み出してゐる。

15 墾耕地の発生原因及び之れが復旧の状況

1 発生原因

本邑に於ける廃耕地の成因は大体三別し得る。

イ　渓河の水害によるもの

ロ　山地よりの土砂流失によるもの

ハ　生産力の衰退によるもの

（イ）によるものは渓河氾濫して耕地を廃耕に至らしめるものであり、（ロ）によるものは降雨に際して流水土砂を運び、平地の耕地上に運積し廃耕地に帰せしめ、（ハ）によるものは掠奪農法により生産力減耗し、止むなく廃耕を余儀なくせしめられるものである。山地、平地を問はず開墾当時より地力の逓減せしことは勿論であるが、山地は平地に比し養分の流失甚だしく加ふるに平地の施肥によつて生産を挙げ得られるに反し、山地は肥料の運搬に多大の労力を要し、傾斜甚だしき所は開墾以来一回も施肥することなき状態故勢ひ地力減耗は甚だしく、労力の提供度と生産力は收支相償はざるため、耕地としての生命を失ふに至るのである。故にこの（ハ）の成因に依るものは山頂近くの耕地に於て見られるを普通とする。

2　廃耕地の復旧、利用、減

前述の如き成因より廃耕地となるに於ては耕地に復旧することは不可能である。即ち、水害によるものは耕地をして河原と化せしめ、山地よりの土砂運積は勿論、耕地と復旧し難いのであつて、此の点他地方に於ける廃耕地が再び耕地となること可能なる可耕廃耕地なるに反し、本邑に於けるものは再び耕地となし得ざる不可耕廃耕地、性質を多分に持つ故、

一畝の廃耕地生ずれば永久に一畝の耕地を失つたことになり、廃耕地成因は此所に於て重要なる意義を持つのである。

此等廃耕地には、平地は楊樹、柳條子等を植ゑ、山地に於ては黄稈草、小毛紅草、杏條子等を植ゑて利用してゐるが、平地に於けるもの及び山地に於ける杏條子による利用状況は（十二）の造林の項に於て述べる故、此処では、山地に於ける其の他の利用状況を略述しやう。

黄稈草、小毛紅草による廃耕地利用状況は、其の栽植に於て牧草の如く、其の利用法に於いて葺草の如くにして、黄稈草は一見燕麦の如く、小毛紅草は葺草の如し。草丈何れも七－八尺に及び、一天地に十四－五斤の種子を播けば良く千五－六百束（一束四斤）を収穫出来ると云ふ（種子は一斤三十銭、鳳凰城より購入）

一度播種すれば幾年にても刈り取ることが出来、千束の価、黄稈草二十円、小毛紅草十円乃至二十円にして、専ら屋根を葺くに使用される。

此等にて屋根を葺けば、黄稈草にては五十年、小毛紅草にては三十年維持されるといふ。

以上廃耕地の成因、及び復旧利用状況を述べたが、此れに関聯して耕地の破壊がある。

3 耕地の破壊（浸飾）

前述廃耕地の成因と共に耕地の破壊は重大である。即ち耕地は破壊によつて面積を狭められ其の破壊の結果生ずる建設作用によつて廃耕地を生ずる。実に耕地は二重の崩壊を受けるのであつて、何れにせよ此の耕地の破壊は雨水、河水の機械的な破壊作用により、地表土の運搬に

らる〻ことにより生ずる結果である。

大別して

イ　雨水によるもの

ロ　河流によるもの

（イ）によるものは山地傾斜面に於て雨水流下する際生ずる地隙（農民は壕溝と称す）民国六年（一九一七年）の大洪水の際より生じ始める）が、降雨の度毎に面積を大にして耕地を破壊するのである＝山地は傾斜に直角に壟を作成する故、雨水は流下する際一所に集り、低所に於いて流れる結果壕溝は次第に大きくなるのであつて、此の際に土砂を流搬し、平地に運積し廃耕地となす＝今日全屯此の壕溝による耕地面積の損失五－六天分であると云はれる。

（ロ）によるものは河岸等の防禦工事なき流域の耕土は粗鬆故、河流の外側交互に両岸を洗へ結果として側方浸蝕行はれ、流路の彎曲を来し、所謂蛇行をなす故、一面には耕地を破壊し、一面には河原を成生せしむ。

開墾当時遼河の河巾は僅か八十尺余にすぎなかつたが現在では数十尺に及び、本屯に於ける耕地の損失は七〇〇天地に達せりと云はれてゐる。

此れが対策は植林、防堤を必要とし、以て耕地の損失の防失を図るには實に本屯に於ての最大の緊要事ではない。

16　主要作物耕種法

各作物に亘り其の耕種法を記するには重複を免れざる事項多き故、大豆、高粱、包米、谷子、稗子、糜子につき各作業別、功程別に表記し、概説する。（小豆は包米の間作として作付される故畧す。）

一　種子の採取及び貯蔵

作物	採種時期	採種方法	貯蔵法	採種量	備考
大豆	脱穀調製時	粒大且つ充実し無傷無病のものを風択	麻袋に詰め農舎に貯蔵	播種量の二〜三割多	
高粱	収穫時圃場にて	成熟充分にして大穂、無病のもの	穂のまゝ、束ねて梁上に吊す	〃	
包米	〃	〃	〃	〃	四〇穂より一斗を得
谷子	〃	〃	〃	〃	
稗子	大豆に同じ	大豆に同じ	大豆に同じ	〃	
糜子	〃	〃	〃	〃	

2　選種及び予措

播種前簸箕にて更に風選し、軽きものを除き、無病のものを除くが、予措としては僅かに包米に豆油と紅礬粉を混じ粘つたものを大豆に混じ、根切虫の防害とすることあるが、其の外にはなし。

3　整地播種

蔬菜の栽培に於ては、はじめ耕土をなし、しかる後整地をなすものがあるが、普通作物に於ては専ら整地、播種をかねて行ふ。反地（反種及び壊地（壊種）及び傳地の三法がとられてゐる。）三法のとられる場合を異にする條件としては、前作物と作付作物の種類、施肥の有無及び方法、耕地の傾斜程度等であるが、何れの方法をとるにせよ其の前に行はれるのは刨楂子（趟抜）である。

イ　刨楂子

刨楂子には、壊耙によつてなされる壊楂子、鋤頭によつて行はれる刨楂子の二法があるが前者は平地に於て包米以外の根株に対して、後者は平地及び干地の包米の根株に対して行はれる。（大豆の刨楂子はなし）

A　壊楂子

高粱、谷子、稗子、糜子の根株に対して行はれる。　[illegible]器、馬（騾）二頭にて一日に四天地。

（ロ）間植子

山根株の中央の畦木に対して行ふ。播種面積は根株数分から一日一人、一反地、四畝三畝位である。

七　根株の拾集め

掘り起した根株は搗把をかけ土を落した後、扒子にて掻き集めるか、又初めから扒子にて土を落しながら集めるが、前者は大経営農家、後者は小経営の農家の行ふ方法である。功程は搗把を使用する場合は役畜三頭、人二人で一日四―五天地、扒子で用ふ場合は二畝乃至一天地である。

斯く割播子、根株集めの終つた圃場は整地播種を一斉に入れて行ふ。反地、壌地及び鋤頭して行い、播地が行はれる。

八　反地

包米、大豆は必らず反地行はれ、無施肥の場合谷子を除く他の作物に於ても反地を普通に行はれる方法である。

大鏟子に草耙を付した犂丈にて壟の中央を鋤き割り、両側に土を落し、帰路で第二壟を鋤き割りて行く後より踏手は新壟を踏みつけ帰路を終る。

踏みつけられた新壟上に播種して行く跡より前の第一壟に更に犂丈を入れ、覆土しつゝ扶犂的は足で踏みつけて行くのであつて、一壟作成に二往復を要する。

一圃場の播種終れば木頭輥子にて壹度に二壟宛鎮圧として作業を終る。

一日の功程、

播種

役畜	農具	功程	備考
牛二頭	犁丈、点葫蘆、小招笸	一、〇天地	人二人
馬二頭	〃	一、五〃	〃
騾二頭	〃	一、五〃	〃

鎮圧功程、馬（騾）一頭、木頭輥子人一人にて四天地。

四　壊地

前作が谷子、糜子、粳子の場合は行はない。（これは根株の関係で、壟が平になる故にして、若し此の場合刨楂子の後培土をすれば、壊地をなすこと可能なるも労力を要すること大故、極稀にしか行はれておない）が谷子の播種に際しては必らず行はれ、高粱、粳子、糜子の場合も施肥しないときは此の方法による。又前作物が大豆、包米の場合も、概して此の方法がとられる。

方法は前年の壟の中央を鋤き割り、播種溝を堀り、播種者は点葫蘆又は手にて下種し、收

子又は拉子にて覆土して行き、更に後より鎮圧手は足で踏みつけ、往路のみにて一整か播種作業を終了する。一圃場の播種終れば木頭幌子にて鎮圧することと返地に同じ。

一日の功程

播種

役畜	農具	功程	人	備考
牛一頭 馬一頭 騾一頭	壊耙、收子、点葫蘆等	二、五天地 三、〇 〃 三、〇 〃	三―四人 〃 〃	扶犁的一人 下種者一人 收子一人 滴子付け一人 收子を使用する者踏付けを行ふ場合は三人

鎮圧工程は反地の場合と同じ。

ホ　攏地

山地に於て傾斜甚だしく壊耙の使用不可能なる場合鎬頭にて行ふ整地播種法にして刨插子の後鎬頭にて作條し、播種、鎮圧を行ふ。

功程一人一日一畝位である。

ヘ　半子

耕耘が自家の経営耕地内のみで行はれてゐる限り、整地播種法は如何なる方法によるも随

意であるが、一旦他家の経営耕地と境を接する場合、其の境の畦の利用如何が問題となって来る。特に平地に於ける如く長畦の場合に於て尚然りである。（本屯に於ける耕地にて一畦一畝に及ぶ長畦を平地に於て見る）。此処に於て半子なる関係を生じて来たのである。半子は両家共壊地の場合には生じないが、一方が反地で他方が壊地の場合、又は両家共に反地の場合には、前者の時には反地の方が半壟、後者の場合には両方共半壟宛利用不能の土地が出来る。故に此の半壟を利用する為、両家相談の上此の半子の利用者を決定し、反地及び壊地を行ふ。（但し反地を行つた後壊地を行ふ）。之を利用する側を收半子、提供する方を撩半子と称し、隔年に收半子となるのである。

以上の如く整地播種法を異にする理由を概説すれば、壊地によつては肥料の覆土が出来ず肥効を充分に利用することが出来ないからであり、施肥しない場合に壊地をするのは前年に施肥した故、肥料の残りを利用することゝ、且つ作業能率が反地に比して極めて大であるからである。

谷子に限り、必らず壊地によるか又稀に一度培土を行ひてより壊地をなすは、谷子の種子小さくして反地をすれば覆土深くなる故発芽歩合が悪くなるからであり、包米、大豆は必らず反地によるのは、種子大にして壊地によつては覆土浅く、生育後風に対する抵抗力弱く倒伏の恐れあるからであり、摟地を行ふのは、山地傾斜甚だしく壊耙の使用不能なるがためである。

尚壟の方向は、山地は必らず傾斜と直角にして、平地にては排水と圃場の形、大きさにより必らずしも一定してゐない。

ト　施肥

肥料の項に於て述べた所であるが、施肥する作物は一般に高粱、大豆、包米、粳子にして糜子には施肥する場合少く、谷子には土糞類は絶対に施肥することは無く、僅かに蘇子、胡麻を施すことあるのみである。

施肥量は各作物、土糞ならば十車、黄糞ならば六－七車、施肥法は律糞を一般とし、揚糞する場合は少ない。

チ　播種期、播種量

各作物の播種期、播種量、播種法を表示すれば次の如し。

作物名	播種期	播種量	播種法	農具	畦巾	株間	播巾	備考
大豆	三月下旬	平地 三、三二斗 山地 三、九八	條播	手にて	一、八尺	－	〇、三尺	山地の畦巾は幾分広し
高粱	三月中旬	一、〇〇	〃	点葫蘆	〃	－	〇、四	〃
包米	三月中旬	單作 二、三二 間作 一、六六	点播	手にて	〃	單作 二、五尺 間作 二、〇〃	－	小豆を間作する場合、包米の第一回除草後小豆を播種する
谷子	三月中旬	一、三三	條播	点葫蘆	〃	－	〇、三	
粳子	三月下旬	一〇、〇〇	〃	手にて	〃	－	〇、四	

糜子	四月上旬	一、三三	〃	点頭蘆	〃	｜	〇、四

4 管理

イ 除草及び間引

各作物の除草及び間引の時期、功程を示せば次表の如し。

作物名	第一回除草			第二回除草			第三回除草			備考
	時期	草丈	功程	時期	草丈	功程	時期	草丈	功程	
大豆	四月下旬	〇、三〇尺	二、五畝	五月中旬	一、〇〇尺	二、五畝	六月上旬	一、五〇尺	三、五畝	農具は鋤頭一人一日の功程 間引をなすべき作物は高粱、包米にして何れも第一回除草の時間引を兼ね、更に第二回除草の時十分に成す
高粱	四月中旬	〇、二〇	二、〇	五月上旬	三、〇〇	二、五	五月下旬	五、〇〇	三、〇	
包米	〃	〇、四〇	二、〇	〃	三、〇〇	二、五	〃	五、〇〇	三、〇	
谷子	〃	〇、一五	二、五	〃	一、〇〇	二、五	〃	三、〇〇	三、〇	
稷子	四月下旬	〇、二〇	二、〇	〃	一、〇〇	二、五	｜	｜	｜	
糜子	〃	〇、三〇	二、五	〃	一、〇〇	二、五	五月下旬	四、〇〇	三、〇	

ロ 鋤地

鋤地は各作物共除草の直後行はれる。従って時期及び回数は除草の時期及び回数と一致す

る。但し犂丈に付せられる鏵子は作物により、回数により異なる。即ち第一回鐙地に於て、大豆・包米は打耳鏵子を附し、其の他の作物は劃鏵子を使用し、第二回鐙地に於ては陸稲のみ打耳鏵子を使用、他は大鏵子を使用し、第三回鐙地に際しては各作物共大鏵子を使用する。功程は第一回鐙地及び第二回鐙地には役畜二頭を使用し、第三回鐙地には一頭を使用するが馬及び騾は第一回及び第二回鐙地に於て一日二、五天地より三天地、牛の場合は二天地位にして、第三回鐙地に於ては馬又は騾二、五天地、牛は一、五天地である。

5 病虫害

イ 病害

A 高粱 黒穂病
B 包米 〃
C 粟 〃

ロ 虫害

A 蚜虫 高粱、大豆、粳子等を害し被害大、
B あはのずいむし 高粱、谷子、包米 被害大
C たまなねきり 各作物の幼根を喰害
D いなご 粳子に多い
E よとうむし 谷子に多い

下　けら　　　各作物の幼根を喰害等を主たるものとするが、予防、駆除としては包米の種子に予措として紅礬を塗沫する以外何等講ぜられてはゐない。

6　収穫及び調整

各作物の出穂、開花期及び成熟期、収穫期を表示すれば次の如し。

作物名	出穂又は開花期	成熟期	収穫 収穫期	農具	功程(一人一日)	備考
大豆	六月下旬	八月上旬	八月下旬	鎌刀	三、〇畝	十日程圃場に置き乾燥せしめ後場院に運ぶ
高粱	七月上旬	〃	〃	〃	四、〇	十日程圃場に置き乾燥せしめ後穂を切り取り場院に運ぶ
包米	六月中旬	七月下旬	八月中旬	〃	六、〇	十日程圃場に乾燥せしめ後穂を切り取り包米倉子に貯蔵する
谷子	六月下旬	〃	〃	〃	三、〇	十日程圃場にて乾燥せしめ後場院に運ぶ
稷子	〃	〃	〃	〃	三、〇	〃
糜子	七月上旬	〃	八月上旬	〃	三、〇	〃

刈り取ったものは適宜の大きさに束とし、数束を穂を上にして圃場にて後熟、乾燥せしめ、場院の都合により順次漸撤脱穀する。但し包米は包米倉子に穂のまゝ貯蔵し置き、随時脱穀す

ろ、各作物脱穀過程次の如し。

作物名	馬一	騾一	驢一	人	備考
大豆	一〇、〇〇〇石	全上	六、〇〇〇石	四人	人は役畜管理、調製等分担を定めて作業す。
高粱	一三、二八	〃	八、〇〇〇	〃	
谷子	六、六四	〃	四、〇〇〇	〃	
粳子	一三、二八	〃	八、〇〇〇	五人	
糜子	一〇、〇〇	〃	六、〇〇〇	四人	

包米は包米串子、包米糠子にて脱穀するが、其過程次の如し。

・包米串子　一、〇石　一日一人（未乾燥の場合）
　包米糠子　一、三石　〃　（乾燥せる場合）

7　貯蔵

13貯蔵の項参照

8　収量

生産力の項に於て記す。

第三節　生産力

1　作物別生産力

康徳二年度に於ける作物別、単位面積当りの收量を見れば次表の如し。

作物別	屯内最高收量	屯内最低收量	屯内平均收量	備考
大豆	一、七一石	〇、六五石	一、二七石	一畝当り
高粱	二、七七	〇、三三	二、一四	
包米	三、八七	〇、五五	二、四三	
谷子	三、三二	〇、四六	一、二六	
粳子	四、一五	一、三三	二、八七	
糜子	三、三二	〇、六六	一、二六	

更に聴取による作別別生産量を豊凶の別に依り、如何なるものか見れば次の如し。

年別	山地別	土地階級別	大豆 主産物	大豆 副産物	高粱 主産物	高粱 副産物	包米 主産物	包米 副産物	谷子 主産物	谷子 副産物	稗子 主産物	稗子 副産物	蘇子 主産物
平年	平地	上	九、九六石	二〇〇〇斤	一六、〇〇石	二五〇〇斤	一四、九四石	四〇〇〇斤	九、九六石	二〇〇〇斤	九、九二石	一〇〇〇斤	／
		中	八、九六石	二〇〇〇斤	一四、九四石	二五〇〇斤	一二、六八石	四〇〇〇斤	八、三〇石	一五〇〇斤	一〇、二六石	一〇〇〇斤	／
		下	八、三〇石	一五〇〇斤	七、九六石	二五〇〇斤	七、九六石	三〇〇〇斤	六、六四石	一〇〇〇斤	一三、二八石	一〇〇〇斤	八、三〇石
	山地	上	八、九六石	一六〇〇斤	一二、〇〇石	三〇〇〇斤	一二、〇〇石	三〇〇〇斤	九、三〇石	二〇〇〇斤	／	／	八、三〇石
		中	八、三〇石	一五〇〇斤	九、九六石	二五〇〇斤	八、三〇石	二五〇〇斤	六、六四石	一三〇〇斤	／	／	八、〇〇石
		下	六、六四石	一〇〇〇斤	六、六四石	二〇〇〇斤	八、三〇石	二五〇〇斤	四、九八石	八〇〇斤	／	／	七、〇〇石
豊年	平地	上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二六、五六石	四〇〇斤	／
		中	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一三〇〇斤	／
		下	八、三〇石	一八〇〇斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一九、九二石	一二〇〇斤	九、九六石
	山地	上	[illegible]	一八〇〇斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	九、九六石	[illegible]	／	／	九、三〇石
		中	八、三〇石	一五〇〇斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	四〇〇〇斤	九、三〇石	[illegible]	／	／	八、〇〇石
		下	六、六四石	一二〇〇斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	八、三〇石	一八〇〇斤	／	／	七、五〇石
凶年	平地	上	二、〇〇石	一〇〇〇斤	[illegible]	二〇〇〇斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三、六〇石	八〇〇斤	／
		中	二、〇〇石	一〇〇〇斤	[illegible]	二〇〇〇斤	九、三〇石	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二、五〇石	八〇〇斤	／
		下	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	八、三〇石	二〇〇〇斤	[illegible]	[illegible]	九、九六石	八〇〇斤	六、〇〇石
	山地	上	一、六〇石	一五〇〇斤	六、六四石	一五〇〇斤	六、九六石	三〇〇〇斤	[illegible]	一八〇〇斤	／	／	六、〇〇石
		中	二、五〇石	一五〇〇斤	四、九八石	一五〇〇斤	九、三〇石	二五〇〇斤	四、九八石	一五〇〇斤	／	／	五、〇〇石
		下	二、〇〇石	一五〇〇斤	六、六四石	一五〇〇斤	八、三〇石	二五〇〇斤	四、九八石	一二〇〇斤	／	／	五、〇〇石

備考

上、中、下別は土地生産力の高低を示したるものにして各作物の作付される耕地の階級である。

一天地（六畝）当収量

副産物	/	/	一〇〇斤	一〇〇斤	八〇斤	八〇斤	/	/	一二〇斤	一三〇斤	一〇〇斤	九〇斤	/	/	八五斤	七〇斤	七〇斤	七〇斤

2 自然的條件と生産力との関係

1 土壌と生産力との関係

最も生産力高き土壌は平地に於ける埴壌土にして、腐植質に富み、本地に於ける上地として一般に県道の南側に分布してゐる。

次は道路の北側傾斜甚だしからざる地帯に分布してゐる腐植質は、前者ほどには富んで居ないが山地に比して砂礫を含むこと少なき埴壌土にして、一般に中地として生産力は高い。山地に於ける壌埴土乃至は砂礫を混入する壌埴土は生産力低い。

2 位地に依る生産力の偏位

平地に比し山地の生産力低きは前表を見て明かであるが、此れは土壌の性質及び管理([illegible])の粗放に原因してゐる。

3 気象と生産力の偏位

播種期に於ける降雨も適度にして、[illegible]に於けるが如く霜害も無く、気象條件に恵まれてゐるが、降雨が土砂を流し作物を害することは前にも述べた如くである。

3 管理状況と生産力との関係

一般に無施肥にして耕作を続けることは少ないが、主として堆肥を施す程度の場合は一—二[illegible]

の減収は免れざる所にして、除草一回の怠慢は約二割の減を来すと言はれてゐる。

4 搾取農法による生産力の低下

開墾当初包米、大豆の作付不能の状態であつたほどの肥沃度は、一天地高粱二十石余の収量を挙げてゐたが漸次地力減耗し、平地は当時の三割減になり、山地は更に減耗進度甚だしく、遂に耕作不能に陥り廃耕地となるものある程である。

第九章 勞働関係

第一節 屯の労働事情

土地関係の項に於て述べたやうに、本屯の農業経営規模は比較的大きく、一〇〇畝以上四、一三〇畝以上三、一四〇畝以上二、二〇〇畝以上二の如くで、自家労力の数を以てしては耕営労力に可成の不足を来す農家多く、調査年度に於て年工、月工、日工の中、何れかを雇傭したる農家は十一戸で、其の労働量は年工三二人、月工五ヶ月、日工男一四八日、女二五日に及ぶ。

被傭労働の側を見るに、本屯農家の殆んど全部が相当面積（少くも一人乃至二人の就業者を要する程度）の経営農家で、被傭労働者至つて少なく、年工四人、月工七ヶ月、日工男四四人、女四日に過ぎない。

斯く本屯の労働需供状況は甚だしく不足の状態にあるが、此の傾向は開地以来の現象で、特に民

国十四、五年の頃に於て甚だしく、交通不便、其の他の事情で出稼労働者の来屯するもの皆無の状態で、日工の労賃五角に及んだこともあつたと云ふ。現在に於ては山東人又は他屯の出稼人によつてやうやく補充されてゐる。

前述の如く主として雇傭年工を以て労力不足を補充するは農業経営規模が比較的大きい結果、経営組織の全般に通暁せる年工を用ふることが作業能率、管理等の点より合理的であり、且つ必要事であると共に本地方が一般的に労力不足し、季節的に年工、月工、日工を雇入れることが至難なためである。

年工の雇傭方法については後述するが、屯内不足分の日工は主として隣屯又は西豊県城東門外の苦力市場から之を求める。

第二節　労働者の種類

耕種関係に於ては年工、月工、日工の種別あり、柞蚕飼育に従事する労働者は、把頭の名をもつて呼ぶ。

之等の労働者は農耕作業に従事するは当然なるも、年工、月工は此の外家事労働即ち「水汲」「院内の掃除」「坡草切り」其の他に従事するものにして、「年工」「月工」を雇傭することは「日工」を傭ふと異なり、かゝる家事労働にも従事させ得る利便がある。

「年　工」

年工には「打頭的」「車活的」「跟做的」「大半拉子」「半拉子」「小半拉子」「放豚的」「大師傅」等があり、打更的もある。

其の類別に業務分担の内容を見るに、

イ 打頭的

農業作業に精通し、能力整工なること。而して赶車は出来なくても、労働者を指揮統制する能力が絶対必要とされる。

其の業務担当の指名者は雇主である。

ロ 車活的又は赶車的

能力整工にして赶車及び耕犁の技術を有し、役畜の飼養管理をなし得るもの。

小経営者が雇入るゝ場合は打頭的を兼ねさせてゐるものもあり、其の業務分担は打頭的の命ずるものにあらずして雇主が命じ、作業は雇主の命に依つてなす。普通の場合は役畜の飼養管理をも掌るを以て家事労働に従事しない。

ハ 跟做的

能力整工にして、打頭的の命下にあつて農耕作業は勿論家事労働に従事する。

ニ 大半拉子

能力跟做的の七割乃至八割のものを云ふ、作業は跟做的と同じ。

ホ 半拉子

能力整工の二分の一程度にして年工として雇傭さるゝこと少なく、日工としても主として、「除草」、「收穫」に從事する。

へ　大師傅

「炊事」「水汲」「院内の掃除」等を担当する。

ト　豚管児

豚の飼養管理を本務とするも、「碾子」「磨」等による穀類の精白等の家事労働に從事することあり。

「能力区分の標準」

大体年令によつてゐるが然し確然たる標準がない。其の決定者は雇主である。雇主は其の能力を決定するに当つては屯内の農民又は仲介人、或ひは保証人より其の能力程度を聴取し、且つ自己の実地検見によつて決定してゐるが、大体の年令標準を示せば、

整工	二〇才—四〇才
大半拉子	一九才—一七才 四〇才—五〇才
半拉子	一五才—一六才 五〇才以上
小半拉子	一四才以下

「附」「把頭的」「起業的」「擬似的」な盤工である。

雇主が保証人に請求する最初のものに雇入れた場合、若しその能力が劣い場合は解雇することも可能であるが、左様にすれば其の補償は得難い。之れは本来の雇主が雇傭する労働者は他人を雇るを絶対的とし、且つ雇主自ら其の能力を決定する関係上、万一契約と一致しない場合でも多くは契約期間中は之を解除しないからである。

大師傅は其の主業が炊事であるために、炊事の可能、不可能が問題にされ、従って年令に関係しない。

「月　工」

季節労働者のことを云ひ、「半拉工」「秋月工」「傍地月工」「種地月工」「割地月工」等がある。

詳細は県労働事情に譲る。

「雇傭方法」

年工の雇傭は事変前までは外来者で身分不詳の者も雇傭し、従って外来年工が相当数を占めてゐたが、事変后は治安の関係上、外来労働者は身分の確実なるもの、即ち保証人のある者にかぎり雇傭し、可及的知人を雇傭することゝし、其の不足分を前述の条件に基いて外来者を雇入れてある。

本屯年工の数三十二人の中山東人が十一人である。屯民の語るところによれば山東人は年工と

しての能力最も良好であると。

本屯の劉希堯が年工として多年雇入れてゐる孫某が山東省在住の親戚や知人を呼寄せたもので孫が保証人となつてゐる。孫はもと山東省に於て巡警を務めてゐたが其の後退官して、約十年前から満洲に出稼に来り、本屯には四道溝の田家（大地主）の年工から、小作人孫某の世話で移住し来り、劉家に年工として入り、今日まで五ヶ年継続雇傭されてゐて屯民の信用あるため、彼の保証に依つて雇傭されし者が相当あると聞く。

「保証人」

保証人は被保証人の行為に対しては全責任を負ふものにして、雇主に対して損失を与へたる場合は保証人が之を弁償する義務を有する。

保証人は被保証人の知人親戚であるは勿論、雇主の信用があり雇主の承認を要する。殊に外来人に対する場合保証人については慎重の考慮が払はれる。

「証書」

証書は作製されず、すべて口頭契約である。

「日工の雇傭」

本屯農家の農業経営の立前は上記の如く大体自家労力と雇傭年工労力によつてゐる関係上、除草、収穫の場合、天候其の他の関係により止むを得ざる場合のみ日工を雇傭する。従つて平常時は需要日工数は比較的小数なるため、屯内の零細耕作者の余剰労力が其の源泉となり、之を直接

雇傭する。

然し作業の時期の関係によつて多少の過不足は免れない。此の場合は白石屯、四道溝等の隣屯と日工の交換が行はれてゐる。

県城の東門外に苦力市場が開設されてゐるが、前述の如き労力の需供関係あるため市場より雇入れ、又は市場を介して他に被傭されるものは少ない。

本屯の調査号は本年より宿屋を開店して出稼労働者の宿泊によつて生計を為さんとせしも、本年除草期に僅かに二、三人を宿泊せしめたる程度にして他はすべて乞食の宿泊者であつたといふ。此の点より見るも本屯の労働者は日工に限り屯内又は隣屯間に於て自給状態にあることが首肯される。

「住込又は通ひ」

年工は必らず雇主方に住込むを条件とされてをり、屯内又は隣屯よりの被傭年工にあつても住込を原則とし、十日乃至二十日間に、夜間に限り一回位の帰家を許されてゐる。

年工は住込みを原則とすることは作業能力との関係から来てゐて、通ひを許可するときは作業従事時間を短縮するのみならず能力も亦低下するといふ。尚年工は農業労働のみならず家事労働にも従事するため「通ひ」は雇主にとり非常に不利となるからである。

月工も年工同様住込みが普通である。

日工は「通ひ」であるが、引続き雇入れる場合は雇主方に宿泊させる。

年工は上述の如く住込むものとされてゐるが、屯内又は隣屯のものは十日乃至二十日間に一回位の帰家を許されてゐる。帰家は労償には影響ない。又年工は慣習上住込みと決つてゐるが、年工に家族がある場合も特別な関係以外には家族が一緒に住込むことは許されない。年工が若し雇主から家族居住の房子を借入れたる場合は家賃を支払ふことになつてゐる。従つて附加菜園の如きものは全然ない。

「労務期間」

年工は其の業務の関係によつて雇傭期間が同一ではない。本屯一般に行はれてゐる年工の「上工」「下工」の時期を其の種類別に見れば次のやうである。

名称	上工	下工	期間
趕車的（車活的）	一月十五日	（翌年）一月十四日	一ヶ年
打頭的	一月十五日	十二月二十三日	
跟做的	一月十五日	十二月二十三日	
大半拉子	一月十五日	十二月二十三日	
半拉子	一月十五日	十二月二十三日	
放豚的	二月一日	十二月二十三日	
大師傅	一月十五日	十二月二十三日	

以上の如く其の業務別によつて雇傭期間も同一でない。

赶車的の如く生産物の販売運搬を為すものは長期とされてゐる。而し前述の契約期間中に、病気（大病）以外にて休業を為したる場合は休業日数だけ補工するか又は休業日数に対する労賃を労賃中から控除されることになつてゐる。此の場合の労賃の計算方法は休業当時の日工労賃によらずして年工労賃に対して日割計算によつてゐる。而し現在本屯の農家では休業の場合は大低補工によつて精算されてゐる。

「休日」

年工は契約期間中に二日間休養日を与へられてゐる。其の時期は、五月節と八月節とである。此の外除草後官工と称して三工夏休みを与へられるのであるが、此の官工を与へられるものは直接農耕（除草中耕）に従事するもので、赶車的（車活的）、放豚的、大師傅等には休養日は与へられない。

しかし一般的な休養日でも、赶車的は役畜の管理を為すの義務を有し、放豚的は休養しない。

「時期別作業状況及び年工の従事作業」

イ　時期別作業状況（陰）

一　月　肥料拾集（赶車的は為さず）

二　月　脱穀場の整理、柞樹の伐採（赶車的は運搬）

三　月　切株｛「ホワイ」　平地｝整理運搬
　　　　　　　鎬頭　　　　山地

肥料運搬

四月　整地播種　四月二十日より開始

播種　谷子・包米……高粱・大豆……粳子……土豆子

家屋修理

五月　土糞の原料土の搬入

除草　第一回（中耕）

六月　除草　第二回（中耕）

除草　第三回（中耕）

土糞製造

青麻刈入れ及び脱繊維

菜園　白菜其の他の播種

七月　房子塀等の修理　排水溝の修築

筐等の自家製農具の製造及修理

八月　秋分より刈入れ

糜子、稗子、包米、高粱、大豆、小豆、粳子、土豆子の順序

附　収穫物は四日乃至五日圃場に乾燥し、包米、高粱は穂を切り腐して茎稈は圃場に

留置し、後搬入。

収穫物搬入

九　月　収穫物搬入（十日頃完了）、

脱穀（十五日頃より開始）

「附」順序は収量の少なきものより初む。

十　月　脱穀及び売却

十一月　売却

肥料拾集（馬糞、雑草）

十二月　売却

肥料拾集（馬糞、雑草）

馬糧切り

年工類別作業別従事業務

作業別＼年工類別	赶車	打頭	跟做（大半）	半拉子
整地播種	扶犂	（扶犂）	播種	鎮圧
除草	（除草）	除草	除草	除草

中耕培土	扶犁	(扶犁)		
収穫	(刈取)	刈取	刈取	刈取
収穫物運搬	赶車	打跺	積込積卸	打跺
脱穀	打場	捷枷	叉子	揚掀
売却	赶車			
肥料製造	赶車	積卸し、赶車	積卸し、製造	積卸し、製造
肥料運搬	赶車	積卸し	積卸し	積卸し
鋤草	草入れ	鋤刀操作	鋤刀操作	処理

一 給食し

農業労働者の食事は其の時期によりて同一ならず、能率の向上を企図する必要ある農繁期とこれを必要とせざる農閑期とに於ては同一でない。今之を月別に種類及び回数別に見れば次の如し。

月別	回数	朝食	昼食	間食	夕食
一月	二	粥及「ビンズ」	〃	ー	乾飯
二月	三	〃	粥	ー	〃

三月	三	粥及「ピンズ」	粥	ー	[illegible]
四月	三	〃	粥及「ピンズ」	ー	〃
五月	二(除草)	〃	〃	「ピンズ(除草)	〃
六月	四	〃	粥	ピンズ	〃
七月	三	〃	〃	ー	〃
八月	四(刈取)	〃	〃	ピンズ	〃
九月		〃	〃	ー	〃
十月		粥		ー	〃
十一月		〃		ー	〃
十二月		〃		ー	〃

附記　一人一回の数量

「粥……五碗」「乾飯……七碗」「餅子……一個」

包米楂子一碗……「粥五碗」又は「乾飯二碗」

小米子　一碗……「粥六碗」又は「乾飯三碗」

高粱米　一碗……「粥六碗」又は「乾飯二、五碗」

包米麵子十匁……餅子一個

包米　二碗……包米麺子十ケ

碗大杯は地方桝の一升

「労働時間」

労働時間は昼間時間の長短、作業の繁閑等により季節的に同一でないのは勿論である。而してこれが時期別に其の時間数を聴取することは現下の農村では不可能事である。要するに農民は年中未明に起床して圃場に出でて、夕暗迫る頃まで労働に従事するものにして、秋期収穫期には「忙秋時」と称し鶏鳴を聞きて起出で労働に従事し、夜八時頃漸く帰家休眠するといふ。

而して上述の如く長時間労働に従事するを以て、時期により四気乃至五気に区分し、各気毎に休養を与へてゐる。其の休憩時間は普通二十分とし、昼食時は三十分、夏期は四十分である。今時期別に昼食以外の休憩回数を示せば、

月別	午前	午後
一	—	—
二	一	一
三	一	二
四	一	二
五	一	二
六	一	二
七	一	二
八	一	二
九	一	二
十	—	—
十一	—	—
十二	—	—

「労賃」

労賃は「現金」、「現物」の何れかで支給せらるゝこと開墾以来不変であるが、両者の中何れを

なされるのが多いかは穀価及び貨幣価値の変動によつて相違し、穀価騰貴せる場合は年工は現物労賃を希望して現物労賃が多数となるべく、又貨幣価値が民国十五年以降の如く続落傾向にある場合はまた現物労賃を出現するに至る。

然し労力の需供関係如何が雇主或ひは労働者の何れかに有利なる條件を与へるに至ることは当然であるが、本屯は従来労力不足せるため比較的労働者に有利なる條件によつて契約され、現金現物の出現は上記の如く穀価の騰落と貨幣価値によりて決定されたるために、其の時代別労賃形態は上述の如くである。

開拓以来の労賃の騰落もまた上述の理由によつて居るが、貨幣価値の騰落甚だしく、且つ支払に当てられた通貨の種類も異なり其の比較が容易でない。しかし之を現物によるときは割当当時即ち光緒末年から民国二十年（事変前）まで騰落がなかつたが、満洲国建国以来漸落の傾向にある。

尚建国により幣制が統一され、貨幣に対する一般の信用回復に伴ひ、現金契約は年を追うて増加しつゝある。

建国以来年工労賃の漸落傾向を有する理由は、建国当時匪害のために近県の農民は治安の比較的安全なる本県に逃避し来れるために建国以前に比し労力の供給増加したためで、満洲国全体としても、事変は小農階級を雇農化したために労力の供給が増加した。今本屯に於ける開拓以来の年工労賃を見れば、

		打頭的	車活的	跟做的	大半拉子	半拉子	放豚的（一〇頭）	放豚的（二〇頭）
開地当時	現金	小洋 一二〇元	一二〇	一〇〇	八〇	五〇	三〇	四五
	現物	高粱 一〇石	一〇	八	五	四	四以下	
民国元年	現金	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	現物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃十年	現金	奉大洋 〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	現物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃十五年	現金	奉大洋 一五〇元	一五〇	一二〇	一〇〇	六〇	四〇	六〇
	現物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃二十年	現金	現大洋 一一〇元	一一〇	一〇〇	八〇	五〇	三〇	五〇
	現物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大同元年	現金	国幣 一〇〇元	一〇〇	八〇	六〇	四〇	二五	三五
	現物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃二年	現金	八〇	八〇	六〇	四〇	三〇	二〇	三〇
	現物	九石	九	八	六	四	四以下	
康徳三年	現金	七五元	七五	五五	四〇	三〇	二〇	三〇
	現物	八石	八	七	六	四	四以下	

「附」　表記の如く現金労賃は開地当時は小洋銭を用ひ、民国十年頃より奉天洋を用ひしも、十五年以後奉天洋の乱発は奉票をして益々惨落に導き、二十年頃（民国十八年頃より）現大洋を以てせらるゝに至り、建国以来幣制の統一に従ひ国幣によることゝ成る。

現物労賃は開地以来高粱を以て支払はれてゐる。本地方が労賃支払に際して高粱を用ひらるゝは之が農民の主食物であるからである。

「労賃以外の給与」

労賃は上表の示す如くであるが、労賃以外の給与は通常考へらるゝことがないが、豊作の場合穀価が高価なる場合は二円乃至三円位の賞与を与ふることが稀にある。尚五月節と八月節には、「白酒」「豚肉」「白米飯」等にて饗応する。

「附　記」

当地当時の労賃状態は最初雇傭されし際現物によつて契約してゐたが、当時の現物労賃支払は契約の最初から労賃何石と云はず、労賃何畝の収量と云つてゐた。従つて労賃は何畝を以て表現されてゐた。

年工能力別に之を見れば

「打頭的」車活的	七畝	十畝
跟做的	七畝	八畝
大半拉子	五畝	六畝
半拉子	四畝	
豚管児（二〇頭）	三畝	

斯如くして雇主の耕地中にて年工の希望する耕地を労賃面積丈け採定し、雇主の経営の一部として耕作（生産手段は地主負担）脱穀調製後年工に与へてゐた。

然るに年工の現金経済との接觸面の拡大、その他穀価等との関聯上現物労賃を以ては生計をなすこと不可能なるに至りたると共に、一方外来年工（山東人の出稼者）増加して、送金

等の関係上、現物労賃が漸減し現銀労賃へと転向するに至り、上述の耕作面積収量で与へる労賃支払は開墾七年目頃に皆無となり、勢ひ労賃は現金支払契約が多く締結さるゝに至つた。（勿論現物を考慮さるゝも）現在に於ては現物労賃相当存在するも、現金労賃を支払ふ代物払であることを忘れてはならぬ。

康徳三年は雇傭契約時期に県民の年工希望者多く、加ふるに山東省よりの出稼人多かりしために康徳二年に比較し労賃が更に低廉である。

月工は本屯にては僅かに一人従事するのみにして、月額支給労賃六円程度なり。

「日工労賃」

本屯に於ける日工労賃を見れば左のやうである。

給与＼労務種類	除草	收獲	收獲物運搬	穗切	脱穀	調製
普通	〇 三〇	〇 二五	〇 二五	〇 二五	〇 二五	〇 二五
最高	〇 三〇	〇 二五	〇 二五	〇 二五	〇 二五	〇 二五
最低	〇 二〇	〇 二五	〇 二五	〇 二五	〇 二五	〇 二五
総平均	〇 二六六	〇 二五	〇 二五	〇 二五	〇 二五	〇 二五

日工労働は前述の如く屯内若くは隣屯との交易が行はるゝのみ有るために、直接県城の苦工市

市の労賃に支配さるゝことなく、前年同期の労賃が其の基準となつてゐて之に需供関係が影響して僅少の騰落をなすのみである。

労賃の決定は保証人又は仲介人あるときは之等と当事者との立会の下で交渉決定されてゐる。

此の場合労賃は先づ現金若干と決定さるゝのみであるが、年工にして家族を有するものは現物を希望し、代物受領をする。

此の場合の穀価は、県城の価格によらずして、屯内の穀価を雇主が指示して、換算するのである。

以上の結果より見るときは、出稼人は現金を、県内の居住年工は現物を希望するらしい。尚本屯の労賃が年々漸落の傾向にあることは其の主因が山東人の出稼人の増加にあることを注目しなければならない。

「婦人労働」

本屯の婦人は概して労働に従事せず、これは満洲一般の通例である。従つて婦人にして他家の労働に従事する如きことは稀である。

婦人日工の労賃は平均二五銭である。

婦人にして労働に従事する場合は「パー包米」、「碾子、磨を操作する精白製粉」、「柞蚕繭の採取」等である。

帯地年工其の他の特殊的形態のものは無い。

「出稼人の送金状況」

本屯への出稼人は大部分山東人であるが、彼等は毎年帰家することなく四年乃至五年に一回帰家するのみである、毎年雇傭契約終了後は新契約の農家に起居し、其の家事雑業をなし過年の小使銭（三円より五円程度）を支給されてゐる。彼等の労賃は其の八〇％から九〇％以上郷里に送金してゐる状態である。其の労賃と送金額との比較は次の如し。

イ　山東出稼人年工

取得労賃及送金額／労働者種別	現銀労賃		現物労賃		送金額		差引自己消費	
跟做的	四〇	〇〇			二〇	〇〇	二〇	〇〇
打頭的	六五	〇〇			四〇	〇〇	一五	〇〇
営縁兒	四〇	〇〇			三〇	〇〇	一〇	〇〇
趕車的	六〇	〇〇			六〇	〇〇	〇	
打頭的			高粱二三	二四石	七〇	〇〇		
随当			〃二三	二四〃	七〇	〇〇		
打頭的			〃二六	五六〃				
随当	八五	〇〇			六〇	〇〇	一五	〇〇

労働者運列	現金労賃		現物労賃		送金額		差引自己消費	
随当	三〇	〇〇			三〇	〇〇	二〇	〇〇
〃			高粱 二四	七〇石	二四	七〇石		
〃			〃 二三	二四〃	六〇	〇〇		

ロ 屯外出稼人年工（県内及県外）

取得労賃及送金額 ＼ 労働者運列	現金労賃		現物労賃		送金額		差引自己消費	
随当	三〇	〇〇			三〇	〇〇		
跟做的			高粱 二三	二四石	二三	二四石		
打頭的			〃 二一	五八〃	一一	五八		
跟做做的			〃 一九	九二〃	一九	九二〃		
赶車的	六五	〇〇			四〇	〇〇	一五	〇〇
随当	六〇	〇〇			六〇	〇〇		
打頭的	八〇	〇〇			七二	〇〇	八	〇〇
随当	六〇	〇〇			五二	〇〇	八	〇〇
管豬的	二五	〇〇			二〇	〇〇	五	〇〇
打頭的			〃 二六	五六〃	二六	五六石		

隨当			高粱 二三	二四石	二三	二四石		
〃			〃 二三	二四〃	二三	二四〃		
營豚児			〃 六	六四〃	六	六四〃		
赶車的			〃 二四	九〇〃	二四	九〇〃		
隨当			〃 一一 / 包米 一四 / 小豆 一	六二〃 / 九四〃 / 四九〃	一一 / 一四 / 一	六二〃 / 九四〃 / 四九〃		
〃			高粱 一九	九二〃	一九	九二〃		
〃	七七	〇〇			七七	〇〇		
〃	二七	〇〇	包米 一	〇〇〃	二七 / 一	〇〇 / 〇〇石		
〃	三〇	〇〇			三〇	〇〇		
打更的	七〇	〇〇			七〇	〇〇		
大師夫	七〇	〇〇			六二	〇〇	八	〇〇

八 屯内より屯外出稼人年工

労働者種別＼取得労賃及送金額	現銀労賃		現物労賃		送金額		差引自己消費	
隨当			高粱 一六	六〇石	一六	六〇石		
〃	四〇	〇〇			四〇	〇〇		

労働者種別 ＼ 所得労賃及送金額	現銀労賃		現物労賃		送金額		差引自己消費	
放牛的	二五	〇〇			二五	〇〇		
随当	六五	〇〇			六五	〇〇		
跟做的	五六	〇〇			五六	〇〇		

二　屯内の者にして年工

労働者種別 ＼ 所得労賃及送金額	現銀労賃		現物労賃		送金額		差引自己消費	
跟做的	三〇	〇〇			二〇	〇〇		

「社会上の身分的地位」

年工は公職（屯長、牌長）に就任し得ない。

他家に被傭さるゝ故職なく、殊に身分卑しく経済的に信用がない故である。

年工は村会等の集合の場合は発言権が認められない。

年工は雇主等の土地所有者階級と婚姻が出来ない。

社会上の身分低く、殊に財産を所有せざるが故、両者の條件一致せざるために本人相互が之を望む事も許されぬ。

打夥

共同耕作の称である。

于某と路某の打夥について聴取せるに、于某の経営面積は一七天地、路某のそれは四、五天地で、其の生産手段の分担関係は

	騾	労力	大車	犁丈
于某	三	成三人 半一人	一	一
路某	一	成一人	—	—

生産手段の分担は結局一人一騾約五天地となる。

此の分担から見ると、于家の提供分が騾〇、五頭不足するのみならず、路家の耕作地は四、五天地故〇、五天地を損することになるが、于家は其の不足分を大車及び犁丈の提供によつて償つて居るといふ。

路某の側に云はしむれば、騾一頭の自家畜力のみでは耕作不能故、幾分損をしても雇牛與其の他を雇入るゝより共同耕作をなす方が有利だと云ふ。

「役畜の飼料」、「大農具の修繕」其の他は自弁で、人力は上述の如く同人数同日数を提供する

事を原則とし、病気のための休業は許されてゐる。

打穀をなす作業の種類は「土運搬」、「土糞運搬」、「ホワイ植子」、「整地播種」、「除草中耕」「間引」、「收穫」、「脱穀調製」等及び道路賦役である。中耕除草時の日工雇傭賃銀は耕地面積に従つて分担する。

上述によつて生産手段の分担は厳格な計算の下に行はるゝにあらざることを知るが、従つて打穀を相互に行ふ農家は親族又は隣人等の親密な農家で、其の耕作地が互に近接すること、相互農家に積極的関係が深いことが前提條件をなす。

抻具

打具とも云はれ、抻穀とも云はれる。役畜と役畜の交換を言ふ。（驢は他の役畜と交換が出来ない。）

本屯に於て抻穀によつて農耕される面積は三〇〇畝に及んでゐる。

換工

捧工と云つて主として「労力と労力」との交換の謂であるが「人と牛具」、「人と役畜」との交換の時にも用ひられる。

雇車工

主として「穀物の販売」、「土運搬」、「土糞運搬」等に大車を雇入るゝことをいふ。

穀物運搬の場合は、其の巨離に従つて右当運賃を支払ひ、県城までが石一円で、近巨離は

十銭である。

従つて役畜の頭数に関係しない。土糞運搬の場合は大抵は換工によつて決済されてゐるが、現金にて支払ふ場合は、

三頭曳一日	三　円
四頭曳一日	四　円

で、飼料は飼主が、赶車的の食料は雇主が負担する。

雇車と換工する場合は役畜の昼間飼料及び赶車的の食事は雇主持ちで、役畜一頭に対し労力一を換工する。従つて三頭曳きの場合は四工と換工することになつてゐる。なほ親戚、知人間には雇主が役畜の飼料及び赶車的の食事のみを負担する丈で無料貸借が行はれてゐる。これを白求車と云ふ。

雇牛具

雇牛具とは、「役畜」、「犁丈」、「赶車的」等の一連の生産手段を雇入るゝ謂で、雇傭方法が二つある。

一は「ホワイ趟子」、「整地播種」、「中耕培土」等の作業につき、面積にて請負はせるものと日雇牛具とがある。何れも無料が多い。

牛具の組合せは役畜二、犁丈一、扶犁一である。

有料の際は現金で支払はれることは稀で、大抵が雇牛具一、単位が三人の労力と換工される。

此の際雇主は役畜の昼間飼料及び扶犂の食事を負担する。

現金で支払はれる際は三人分の日工労賃が基礎をなす。

包工

挖洞子、堤防修築、灌准等の土建労働者の謂で、包頭は包工の親分的存在である。

第十章 小作関係

第一節 小作関係概観

本屯に於ては土地の所有が甚だしく一方に偏り、屯全農家戸数中圧倒的多数が全く地主の土地に依存して生計を立てなければならない状態の裡にあり、小作契約の件数も六十件の多数に上り、小作関係が本屯社会経済的組成の上に及ぼす影響は甚大なものがある。

本屯は沿革的に、かつて不在地主多く、又在屯の地主に於ても開墾の当初に於て可成り広面積を所有したものが多かつた関係上、現在に於て不在地主の漸次自家耕作、人口の増加に伴ふ分割相続等によつて各戸経営面積の規模の縮少を余儀なくせしめられつゝあるとは云へ、南満の平均を遥かに突破した経営規模の小作農が多く、純小作農家十九戸中一〇〇畝以上三戸、五十畝以上が七戸もあり、所謂南満型の特徴たる零細土地所有者の補充的小作は全く見られない。

小作の形態は物納定額が支配的で四四件に達し、分益は近来山腹耕地の地力消耗を原因として漸

ゝ姿を現はし、其の件数大で中三件が銀納となつてゐる。

物納定額の場合、小作料は二色又は三色によつて納入され、物納分益の場合、従前は在住地主、不在地主の別なく共に分糧であつたが、茎稈類の価格騰貴と共に茎稈類をも小作料として要求せらるゝに至り、約十年前より在住地主は帯稈分の小作料を求めるに至つた。

尚不在地主が存在する関係上、又小作なるものが見られるが、此の又小作には中間搾取の事実全然なく、中間地主は只己れの信用を以て不在地主より其の土地を借り受けてこれを不在地主の信用無き屯内の貧困な小作人に貸与せるものであつて、厳格な意味に於て、転租の条件は具備されてゐない。

中間地主の実質は保証人又は仲介人の域を出でない。

蚕場小作形態は柞蚕飼育の盛衰によつて必然的に変遷があり、飼育盛んな頃蚕場小作の希望者多い昔時に於ては定額金納が絶対とされてゐたが、近時糸価低落に加ふるに治安維持のため火器の所有が禁止され、鳥害を蒙ること甚だしく、飼育の危険が増大すると共に小作の希望者が減少するに至り、且つ希望者と雖も危険を両者で分担する分租を望むこと〻なり、現在に於ては全て分益契約によつて居る。（之を活山分と云ふ）

第二節　小作契約の手続

本屯の小作契約は殆んど全部口頭で行はれ、通常小作証書（租帖）の製作は見られない。（小作証書あるもの六十件中僅かに二件）

小作証書の有無は地主の要求如何に存して居り、小作人も地主の知人たる場合は不要で、然らざる場合は要求され、小作人の義務不履行に備へて、地主側が一葉を所持することにしてゐる。

租帖製作の場合、屯内に識字者が少ないため特定の識字者が常に代理人となつてこれを作製するが之に対して金銭又は物品の謝礼は無い。唯契約成立の際、地主、保証人、代字人、小作人皆立會豚肉、粉條等を以て招宴する。（之は立租帖の場合に限らず小作契約成立の場合に於ける小作人当然の行事慣行とされてゐる）

証書の効力については、開墾以来小作に関する紛争無く、之については屯内識者も明確に回答し得有かつたが、綜合するに小作紛争の発生せる場合訴訟に対する唯一の証拠たり得るもので、殊に一般的慣行として規定なき條件が該契約中に含まるゝ場合等に地主の権力の主張上根拠たり得る唯一のものであるとされてゐる。

今本屯の屯長張福祥に本屯の租帖の様式を聴取するに、

「例」

立租帖人某　因無地耕種煩人説元今情応租到某　各下正段熟地何畝毎日地紅粮多少元豆多少秋後交斉不詳施欠等房子　間院落倶全井碾磨皆有土糞在内房子院落自修自住居住不拘年限倘若租粮不到有承还保人担負償還畝指村会款洋均帰地戸所拿再者戸臨撤時土糞倶与地東甾下修理房院戸撤特不許折指亦無辛力洋冊保両方甘魔恐口無憑立冊租帖存証

坐落白石村徳恩屯地

承还保人　某

代字人　某

康徳　年　月　日　立租帖字據人　某　「押」

×　×　×　×

租帖の内容を見るに其の記載事項は

「小作人及び地主の氏名」

「小作地の面積」

「小作料額」

「小作料納入時期」

「小作地附加物の名称数量」

「土糞附加」

「附加物の修理に関する事項」

「保証人の義務」
「租税分擔関係」
「解約に関する事項」
　「土糞の搬出禁止」
　「附加物修理費地主は負担せず」等
「其の他」
　「小作地の座落」
　「保証人氏名」
　「代字人氏名」
　「立租帖年月日」

以上が租契中に記載されてゐるが、同契約慣行上重要なる條件で記載なきものもあるも、これは一般的な小作慣行に依つて規定されてゐるために除外せられてあると云ふ。

殊に小作契約年限に関しては本県の如き小作地の不足する地方にては、小作人側の希望として長期契約を希望してゐるが、地主側は従来の慣行（一ヶ年契約）によつて租帖作製の場合にても小作契約年限の記入を欲せず、上記の租帖によつて契約されてゐる。

保証人

小作契約には保証人が存在することもあるし然らざることもある。如何なる場合に存し、如何

なる場合に存しないかは判然とした理由によることではなく、地主の主観によるものゝ如く看取される。

保証人が介在する場合、その数は二人乃至三人で、小作人の申出づる保証人は地主の承認を不可缺必要なことゝする。従つて外来者、又は信用なき者は保証人を得ること至難で、小作契約をなすことを拒まれる。

現実の保証人は大低土地の所有者か相当年間居住した信用ある小作農で、経済的力量なき雇農階級は保証人としての義務履行の能力なき者として拒否されて居る。本地の保証人の職分は、仲介人無きとき仲介の役割をなすと共に、小作人が義務不履行の場合之に代つて小作人の義務を代行するにある。

又天災の場合、小作料減免に際して被害程度の検見、減免の必要の有無、減免料の決定に与す。契約上の義務代行者としての自己擁護のため、紛争に対しては調停者としての役割を演ずることも勿論である。

ハ 仲介人

小作契約は一般に仲介人を介してなすのが普通である。(契約継続の場合の相談には仲介人介在せず)

仲介人は時に契約成立の場合保証人となることもあるが、単に仲介人たるに止まる場合は義務の履行等について何等の責務を負はない。

小作契約は秋收から播種までの間になされるが、最も多くなさるゝのは十二月から二月に於ける圃場に立毛なき時期に於てゞある。

故に此の期間に於ては小作人の移動が行はれ、彼等は好條件の小作地を求めて、次々に移つて行く。

第三節　小作期間及其他の條件

本邑小作契約期間は通常一ヶ年で、契約継続の希望は小作料納入の節小作人より地主に申出で、地主の裁断を仰ぐことになつてゐる。

小作期間の明示なき、農民の所謂無期限と云ふのも多いが、其の実際が一耕作期を以て期限とされてゐることは、一耕作期間経過后地主はその一方的申出に依つて自由に契約を解除し得ること、契約継続の希望あれば小作人は必らず小作料納入に際して地主に申出でゝその裁量を仰がねばならぬこと等によつて分明である。

本邑が一般的に小作契約期限を一ヶ年とすることは、本邑の土地所有者が南方鳳凰城より来住したもので、小作慣行のみならず全ての慣行も鳳凰城より移植せるに[illegible]ので、地主は自己の利益擁護のための随時契約を変更し得るやうに期限を一年、或は敢へて明示せざるので、農民の階級構成が無産者によつて圧倒的多数を占められてゐる状勢が小作地獲得競争を激化し居るに鑑み、契約随

時改変の機会を保留して小作料の引上げ乃至は維持を計るものと思料される。

事実開墾后の掠奪的農耕に禍されて土地の生産力の甚だしい低下（特に山腹耕地に於て）にも拘らず小作料の絶対額すらもが減額されて居ない。

契約解除は当事者の一方が申出る事によつて成立するが慣行上地主に於て耕作期間中解除を申出ることは禁ぜられて居る。保証人の責任の解除は其の性質上当然解除に伴ふ地主、小作人間の義務履行に続く。

其他小作條件

契約終了の場合土地に対する投資（現在に於ては実際投資そのことが何等なされてゐない）に対しては、地主は小作人に対し何等の報償をもなさない。然し昔時開墾時に於て地主が小作人に白租三年又は四年の契約にて開墾せしめた場合、契約の中途に於て地主の一方的意志によつて契約の解除がなされた場合には、それまでに要した開墾費用が辨償されてゐた。

小作人の怠慢による小作地の荒廃に関聯しての問題は小作期間が一年であるために発生し得ないが、不可抗力（水害其の他）による荒廃の場合は、小作人は何等の責を負ふことなく、返上出来る。

小作地面積は地券面積によつてゐるが、屯北端の山腹耕地は地券面記載のまゝ「何々一段之地」といふが如く表面上は面積（の数字）が使はれてゐない。地主、小作人当事者の念頭には推算あること勿論である。

土地整理不完全のために小作地中に荒耕地を含むことが多いが、此の場合は地券面積より之を控除して小作面積としてゐる。

小作地の利用に関しては小作人が任意になし得ると云はれ、耕田の変更も自由であるが、水田作をなす場合の如く耕地の形態を変更する場合には地主の許可を必要とする。小作地利用に関する小作人の自由権限は耕地の形態を変更せざる範囲内に於てゞある。

小作地経営上地主の強制の如きは見られないが、只地力減耗防遏のため、一定量の施肥を要請されてゐる。

小作地附加物に就て

小作地附加物としては「房子」「院子」「井戸」「園子」「磨」「碾子」等があり、「房子」「院子」は必ず附加され、「井戸」「碾子」以下は小作地面積の大なるもののみに附加される。附加房子の大小は小作地面積の大小にかゝり、面積の大きいもの、附加房子が一般的に大きい。農民は家族員数の大小によるといふが、経営面積の大小が大体家族員数の大小に伴ふ傾向がある故に履き違へた結論だと思はれる。

房子の大きさが小作面積に比例して決定されることは小作人が附加房子を転貸してゐることによつて首肯される。

大面積の一段の小作地の分割小作の場合、それに附加される住居房子は小作人各農家の家族員数の大小によつて分割附加され、農舎の如きは共同で使用される。

附加房子の修繕は地主、小作人両者にて分担し、大修繕は諸材料費、大工、左官賃を地主が負担し、労力を小作人が負担する。小修理は小作人に於て之をなす。

房子増築の必要ある場合は地主に申出で丶許可を要するが、許可された場合諸費用は地主、労力は小作人が負担する。

「碾子」「磨」「轆子」等は通常不在地主の小作地には附加房子に備へつけられて小作人の専用に充てられ、在住地主の場合は地主使用のものを無料にて利用せしめるものが多い。特に注意すべきは菜園の如き小作地の附加地がないことで、房子敷地は勿論、宅地も全べて小作地中に含まれて小作料を課せられてゐることである。

小作地の施肥について

地主が地力の減退を怖れて、小作契約條項の一つとして、毎年の施肥を要請してゐるものが多い。

契約更新の場合、第一年度に於ては地主から上糞を貸与される。其の量について慣行上決りはない。かくて地主は地力の減耗を防ぐと共に小作料収入の安全を期する。

第一年度に於て肥料が貸与される結果、解除の場合小作人は貸与分相当の肥料を返すことが慣行上の義務とされてゐる。

× × × × × ×

押租銀（圧租銀）について

本道では押租銭又は押租銀と云つてゐる。小作契約の場合地主が小作料不納の場合に備へて小作人に納入せしめる保証金であるが、そのものが要求される動機及果す役割は時代の変遷に伴ない農家の推移につれて大いに異なるものがある。

沿革に示さるゝ如く、開墾の頃に於ては本道には不在地主多く、彼等の居住地は主として関西域で相当遠隔なりしために小作人の信用状態が充分に分明せず、小作料収入の確実を期せられない怖れありしために、小作契約になす場合は大抵押租銭を納入せしむる慣習で、若し小作人にして小作料の納入を怠るやうの場合は地主は之を以て支払ひに充当した。

かゝる理由に基づく故、その銀額の決定は地主に於て損失を免れたい額とされ、地主の任意に委ねられ、従つて其の最低限度は小作料の換価額であり、利子を附することもなかつた。しかしやがて不在地主は原住地に於ては分割相続其の他によつて、地主収入の或にては生計に不如意を来し、遂次来道して所有地の一部を耕作するに至り、地主と小作人の関係は緊密の度を加へ、上述の理由に基づく押租銭の必要なくなり、押租銭納入の小作契約が例外的なものとなつた。其の後、時の経過と共に人口が増加して分割相続による所有地の微減、掠奪農法に起因する土地生産力の減退等々によつて、地主の中、経済的弾力性を喪失するものを生じ、之れ等は一たび災厄その他不時の出費に遭遇せる場合、他より資金の融通を受くるにあらざれば立行かず、遂に開墾時の例に慣ひ自己の所有地を出租するに当つて小作人に対して押租銭名義で金融を求めて自家経済

の窮乏を救ふの途となすに至つた。

現在かゝる金融を含む小作関係は四件である。

その内容は旧慣調査に於ける大押小租に類似し、小作人は此の債権を有するかぎり小作地を引上げらるゝことがないと云ふが、国幣百円につき現物一石五斗乃至二石の、普通金利と略々同じ利率の利子がつき、小作料が三色の場合は三色物納で、二色のときは二色物納で利子が支払はれる。（利子額丈小作料が減額される結果となる）

二色または三色にて支払はれる理由は、穀価の変動に伴ふ利害を地主、小作人両者にて均分するの意図に出でたるものだと云ふ。

此の金融の金額は地価又は小作料と関係なく地主、小作人間の相談によるもので、一天地当に見るも甚だ懸隔がある。

地主が小作関係を利用してかゝる金融の途を求め得た理由としては、遂年の人口増加による小作地の減少、殊に満洲事変以来隣県（殊に東豊）等より匪害逃避のために小作人の来住者多くして小作地の求めらるゝこと多き状態の裡に於て、小作人の側に於ては小作地獲得の手段として、又獲得後の地位の安定を得るために、且つは普通の金利を得られるが故に、これをなしたるものと思はれる。

第四節　小作料

現物小作料が圧倒的で、代銀納が例外的に見られる。代銀納は地主が遠隔地にある場合に限られその換算価格は西豊県城の糧穀市場の糧価から運賃を控除したもので、それにいくばくか地主の意志が加味される。

現物小作料は殆んど全部高梁、大豆の二色糧で、原則的には二色等量である。凶作のため所定の糧穀が小作料納入額に足らない場合は、相方協議の上、大豆不足の際は代銀納を、高梁不足の場合は包米を代納してゐる。

物納定額の場合の小作料の標準を示せば、

地味	一天地当小作料	一天地当作物収量 大豆	一天地当作物収量 高梁	備考
上	六、五石	九、四	一六、〇石	小作量は二色糧にての量
中	五、八	五、一	一三、〇	一天地は六畝
下	五、一	三、八	九、五	新石にて

収穫物の折半が耕地分益小作料で、蚕場小作は収穫物の 2/10 を小作料とするのが一般的である。

小作料の決定

開墾当時の小作量は平均収量の四〇%を以て当然と考へられてゐたと云ふが、その他に何等據るべき根據はない。

土地の生産力を基準に漠然と固定した推量と云ふにすぎない。

小作料が大豆と高粱に限られて居ることは、両者が本屯主要作物であり、且つ商品化作物であるためで、二色又は三色とすることは年による穀価変動に備へたものと見られる。地価の騰落、又は穀価の変動が小作料額を左右すると云ふことはなく、専ら土地の生産力が基準となり、現在に於ても四六勢を理想的と考へてゐる。

然し実際は開墾以来其の小作料額に変更無きに拘らず土地生産力は減退せるために、率に於て小作料は収量の二分の一に及び、新契約は二分の一を標準として契約されてゐる。小作地の遠近、山地と平地との相違も小作地に不足せる本屯の現状勢に於ては、小作料決定に及ぼす影響は具体的に現れ得ない。

尚小作料決定の際に於ける具体的な状態を小作人について聴取せるに、小作料は全べて地主の要求のまゝになされ、仲介人が介在しても結局保証人資格（保証人はその性質上、本屯構成農家中の土地所有者又は地主の承認する小作人で、地主の側に立つ）に縛られて地主の意を迎へる結果・何等小作料決定上に力を持たないと云ふ。

小作人の主張は小作地獲得の機会の放棄を意味する。

小作料納入について

小作料の納入は秋収后とされ、旧時の取決めは無い。小作人の庭先渡し、地主搬出が一般的で計量は地主の量器によりて為す。

分益に於ける所得分の場合等は、圃場で「束」のまゝ分配するのが例外的に存する。小作人が地主宅へ搬入するのが普通である。此の場合、一日往復が一里一石一円位の割で地主から運賃が支払はれる。地主が小作料の取立をなしたときは、これを負担することは共に、或量の飼料を[illegible]する。農産物の質の不良な年に於ても込米的な小作料の増額は為されない。

尚時には地主が小作料を穀倉へ納入させることもあるが、此の際の[illegible]計量せられるものと、粮桟の計量せるものとでは一石につき約一斗の減量があり、これは地主が販売の際に於ける不利益を小作人に転嫁したものと見られる。

小作料の滞納及び減納

その小作料納入状勢は至って良好で、不納の如きは絶無だと云ってよい。

「水害」「旱害」「虫害」等によりて収量が甚だ少ない場合（五割減以下）は合議の上減額することがあるし、尚不作甚だしい年は二年乃至三年にて分納することもある。

小作料納入成績は小作人の保証人に対する責任を感ずること強く、且つ小作地を取上げられるは将来小作地取得の困難なることに原因がある。

万一小作料不納のときは保証人が代納し、その支払額が保証人、小作人間の貸借関係として残される。

小作料附加物及び小作人の義務

小作料附加物的なものは何もない。小作人としての身分隷属的な義務もない。地主と同一院子内に居住する小作人が地主の水汲みや掃除をなすことがあるが、此の際は現物を与へるか菜園地を無料にて収益さして報償をうけて居る。

農繁期に小作人が雇工夫をなす場合、地主に先づ労力の要不要を問ふことがあるがこれも強制的なものではない。

第五節　租税公課の分劈

定額小作に於ては田賦と村費の半分を地主に於て負担し、畝捐、村費の半分、保甲費を小作人に於て負担するのが原則的とされ、田賦、畝捐を地主で其の他を小作人で、田賦を地主で其の他を小作人で負担する等の場合は極めて例外的である。分益小作の場合、通常は租税の分劈も小作料の分劈[illegible]となす。

[illegible]地も小作地中に含まれ、又免租の手続不備故（村長が許さないと称して居る）小作地には廃耕[illegible]含まるゝ場合多く、此分に相応の租税も分劈されて小作人の上にかゝつて居る。

田賦、畝捐は当然地主が納む義務者である故一応地主が納入し、小作人分劈分は小作料と共に之

を小作人より徴収する。

村費は地主、小作人それぐ二分の一宛の納税義務者で、村公所の台帖にも地主、小作人別に納税額を記載してある。

不在地主の場合、納税の不在地主分は小作人が立てかへ置きて、小作料納入の場合清算する。

自衛費、賦役は耕作者の当然の負担である。

蚕場捐は以前は小作人負担なりしも、現在は契約時に負担者或は負担分を決定する。蚕場捐、繭課それぐ二分の一宛を負担するのが普通である。

小作地の処分、即ち典権の設定、又は売買は地主の自由意志によつて行ふことが出来る。古老には「是租亜不住押」「是押亜不住租」なる慣行あり、本来の押は実質的に典を指すものにして、他の農民間には其のことを一般的に押と同様し、普通押と云はるゝものを「隨地佃保」と呼んでゐる。以上の慣行の如く、地主が貸付地に対して典権設定の必要が生じたる場合は小作契約期限内にかゝはらず小作人に談合することなく任意に設定することが出来る。従つて売買の如きは何等の束縛をも受けない。

此のことは小作者が先買権を有せざる点より見ても明かである。

期限内と雖も地主が典権又は売買をなしたる場合には小作契約が自然消滅し、小作人は何等の対抗力をも持たない。

而して実際に於て、典権設定又は売買は、徳義上地主と雖へども耕作期間中は絶対になさない。小作人は典権者又は新地主に対して前地主との契約條件を強制することが出来ないために、該地を継続小作せんとする場合は典権者又は新地主と新しく小作契約を締結しなければならない。

而しながら此の場合帯戸と称して期限中に出典又は売買する際地主が相手方に其の旨申出でゝ承認を得て、残存期間を同一小作人に小作せしめることあるも、之は典主又は買主の任意に委する程度のものである。

之の慣行は小作形態の如何によらず適用さるゝ一般的なものである。

尚小作人は借入地の一部を第三者に又貸しすることは許されてゐるが、小作権を有償で売買する如きは絶対に許容されない。

農民もまた小作権の売買等考へてゐるものがない。

共同小作

地主は千増盛にして小作人は劉希周と劉成香とであつて、小作地は一一四畝である。地主、小作人間の関係は親族にして小作人相互の関係は同族である。

小作人は共に元凤城県に居住し、地主兼商業を営み居たりしも、商業にて損失し所有地を売却して分割をなし、小作人となりて同所に三年間居住し居たりしも本屯の親族千増盛が小作人等に対して押租金を出して千家の所有地を小作せざるやとの話により、両家は談合の上各大洋七五〇元、計一、五〇〇元を千増盛に押租金として納入し、小作契約を締結して来屯せるに始まる。

小作人中劉盛福は役畜を有するも劉希周は所有せざるために、殊に同族なるを以て両家の自家労力にて経営可能なる一一四畝を共同経営することゝしてゐる。

両家の生産手段中主なるものの出資は、

氏名	労力数	驢	馬	大車	犂
劉盛福	成二	一	一	一	一
劉希周	〃二	一	一	一	一

劉希周は役畜を所有せざるために、小作地附加物なる八間房子中農舎を除き、五間房子は劉盛福の住居として提供し、自己は一ヶ年租米一石にて、二、五間房子を干情義より借家してゐる。即ち附加物たる五間房子が役畜の補料として劉盛福に提供してゐることゝなる。

小農具は各自負担となり居るも、大農具は無料にて貸借することゝし、修繕費は共同に負担する。

而し一般に役畜は無料に貸借されてゐる。

経営状態

農耕作業全般に同労力数を同時に従事することゝなつてゐる。

経営費の分担

役畜の飼料は自家生産以外の購入せるもの、雇傭日工労賃、農具の修繕費、租税公課其の他一切均分負担をなす。

生産物の分配は年度内に要せし経営費現金支出は収量中より小作料だけ払へる残量及び小作當中より換価をなして支払ひ残余を均分する。

茎稈類中飼料以外は均分する。

共同耕作の損失は、役畜農具を所有する農家は不利にして、之等を所有せざる農家に有利なるは上述によりて分明するところなり。即ち、役畜には最上の場合、飼料が分担されるのみであるから、共同経営は特殊な関係内の農家にあらざればなすことが少いと云はれてゐる。

往時不在地主の所有地多かりし時代は「代束」と称するものありて、地主と小作人間に介在しく小作料の差額を以て収入とし生計をなせるものありしも、漸次不在地主の減少と共に其の姿を消すに至つたといふ。

不在地主は零細農の信用状態不知にして、且つ小作地の細分化は忙雑にすぐるのみにして却つて小作料収入を不確実とならしむるために、信用ある小作人に一括貸付くる関係上、零細農は小作地を得るために之等の大小作者よりその一部を又借りするのが現下の又小作である。斯くの如く又小作は零細農の小作地を得る手段なるために、小作人、又小作人の関係は親族又は知人の範囲内に限られてゐる。

小作人は以上の関係範囲内に又貸するものであつて、地主に無断にて又貸しが行はれてゐる。

小作地の小作料は又貸の場合でも増額されることなく、地主に納入すべき小作料にて又貸さるゝのである。

小作料の納入方法は、又小作人は中間地主に納入するのであつて、中間地主は又小作人より小作料が納入せらるゝと否とに係はらず、地主に対して契約小作料を支払ふのである。其の他の小作條件は地主との間に契約されたるものと同一である。

本もの又小作の場合の中間地主の地位は、通念的な中間地主的なものにあらずして保証人的な存在であることは小作條件の相違のなきことゝ、又小作人はすべて貧農にて独立しては小作地を得ることの得ざるものに限られてゐることによつて分明する。

個別貸付表に見らるゝ如く、地主の小作人への貸付はないが、貸借が行はれても小作料には関係することはなく、普通の小作料決定に従つてなされ其の間に相違がないといふ。貸借の行はれた場合は利子を附するのであるが、其の利率は普通貸借の場合の利率と同一で、利子の支払ひは借入月数によつて計算される。

此の場合の利率は現金の場合月一分五厘乃至二分である。現物の場合は石につき年一斗五升乃至二斗である。

稀には地主、小作人の親族等の場合は利子を免除されることも少くないと云ふ。

本もには地主の小作人への貸付けはないが小作人から地主に対して押租銭の名称によつて貸付されてゐる。其の詳細については押租銭の項で記述した。

小作契約が親族等の特殊的な関係内部に於て締結されてゐるものと普通のものとを見るに條件に何等の相違点をも見出されない。

僅かに凶作等の場合の減免に多少の相違を見る程度である。

地主小作人の社会的地位

小作人は甲長、村長等の公職には現在のところつくことが出来ないが、牌長（十家長）には甲長の信用ある中流以上の小作人にして独立の生計を営るものは就職が出来る。本屯では昨年小作人車蘭亭が十家長に初めてなつたと云つてゐるが特例だと云つてゐる。地主、小作人の交婚は本屯に其の例なきも近屯には多少行はれてゐる。

小作契約の場合、條件決定のみならず凶作の場合の減免量の決定等が上述せる如く地主の申出が決定條件であるが、本屯の小作関係は地主、小作人の社会的な関係より来るよりも小作地の不足に因することが大である。

其の他冠婚葬祭に際する格式は地主、小作人によりて相違することなく、各々の経済状態によつて決定するのみで階級を区分する如き現象は見出せない。

小作人移動の理由も戸別調査表によつて確かめられたが、農民の語るところによれば開拓当時は収量多く、加ふるに小作料率が低かりしために小作人の所得も多く、生計安易なりしが、逐年地力減退し、収量減ぜしに係はらず人口の増加は小作地の需要を旺盛ならしめ、地力減退にかゝはらず小作料を低落せしめざるのみならず、却つて小作料率が従前に比し高度となりて小作人の

加ふるに負担の重加は小作人を貧困化するに至り、有利なる小作地の探究及び小作期限の短縮なることゝの結果は小作人をして益々移動性を濃厚ならしめた。

小作関係の史的変遷は項目毎に出来るだけ記述したから、小作料の変遷のみにとゞめる。

分益小作は開地当時は四六也であつたが、逐次五五比のものを増加し、現在は五五比が圧倒的多数である。

定額小作料

年代	上地	中地	下地
開墾当時			
民国元年（　）			
〃十五年（　）			
〃二十年（　）			
大同元年			
〃二年			
康徳元年			
〃二年			

〃 三年

租帖例（四道溝曲栓軒より）

立租帖人高祿因無地耕種応人説元今租到曲栓軒名下因地拾四日（天）共合地畝中則捌拾四畝秋後兌納租粮元豆九石二斗経粮拾四石捌斗房間東相房三間園洛土黄備園糞村撓俱全自衣不修不衣失杯所有房間等物自修自住修道栽樹修壩随時応修畝捐村今賑佃戸応納不衣房東租千秋後粮不到有呈送保人千佃恐口無憑立租帖孝正

千　风林　斗
承送保人　郭　风魁　斗
李　富方　箕
代字人　車　鴻拳　押

康德三年五月七日　高祿　箕　立

放牧地の利用

当地の放牧地は屯の南方を横断する。河の河岸の草生地及び北方の山地であるが、屯民は其の所有権の有無にかゝはらず放牧することが許されてある。

即ち之等の地に対する入会権が認められてゐる。而し山地中柞樹の繁茂せる所謂蚕場は、放蚕なす場合に限り放牧が許されない。

燃料採取地も亦放牧地と同一地であつて、住民は燃料でも採取が許されてゐるが、蚕場に限り陰暦四月一日より九月十五日までの放蚕期間は立入りを禁止されてゐる。

本屯の山地の如く樹木の繁茂せる場合の燃料の採収は「[illegible]」、鋸等を用ゐることを禁止されてゐる。即ち雑草、落葉の拾集に限られ、木材の伐採が禁止されてゐる。而し農具用材に限り所有者に申出でれば無償にて伐採することを許されてゐる。尚園場の根株採取は禁止され、耕作者の許可なくしては立入採取することが出来ない。

脱穀場は小作地の一部を臨時脱穀場として利用するのであるが、適当なる所がない場合最寄の他人の脱穀場を無償で借りるのであるが、地主の脱穀場が近き場合は、農具と共に借入れて脱穀調製を終る。

蚕場小作

蚕場小作のことを「租蚕場子」と云ひ、之を死山分と活山分とに分つ。死山分は定額小作のことを云ひ活山分は分益小作のことを云ふ。

満洲建国以前柞蚕飼育の旺盛なりし頃は死山分が租蚕場子中圧倒的な形態であつたが、事変以来柞蚕飼育の急激なる衰勢と共に活山分に転化した。

事変前柞蚕の放蚕面積の多かりしは民国十八、九年にして、一把剪子の小作料は最高二十元、最

低十五元で、他の蚕場はすべて放蚕せられ、柞蚕収入は糸価下落せりと雖も農家の現金収入の大宗をなすものであつた。

然るに満洲建国以来民間に対して火器の所持を禁止せしより、柞蚕は蚕場に放蚕するも鳥虫害のために甚だしく収繭量を減じ、時には収繭皆無の状態となり、糸価の惨落に加ふるに収繭の不確実性は柞蚕飼育をして危険なるものたらしむるに至り、放蚕を希望するものなく、殊に死山分契約によりて上記の損失を小作人の負担するを好まざるに至りて活山分となつたのである。租蚕場子の契約時期は十一月及び十二月に行はるゝものが大部分である。

期限は一ケ年であるが、実質的には四月末より九月末に亘る五ケ月間の放蚕期節である。

契約単位面積は蚕場の面積にあらずして把剪子を用ひられる。

一把剪子の面積及び蚕樹の平均数は別に柞蚕に関する項に於て詳述せらるも、把剪子とは一把頭の放蚕可能なる面積の謂である。

小作料は死山分の多かりし民国十八、九年（　　　　）には一把剪子、大洋銀十五元乃至大洋二〇元にして、蚕場の不足を告ぐる状況なりしも、最近は上述の如く放蚕数を減じたるために蚕場は農民の放牧場として利用され、本年度に於ては僅かに五戸の農家によつて利用されるにすぎない。

蚕場数に対する利用数は僅かに二〇％である。

かくの如く柞蚕飼育が減少するに伴ふて死山分は活山分に転化した。此の場合の小作料は対半

比である。
小作料の納入は地頭が収繭せるものを蚕場にて分益率に依り地主、小作人、に分配し、小作人は小作料として支払ふべき繭をも売却して、其の代金を地主に交付するのである。又山分は金納前払である。
蚕場には剪子代及び剪蔵に課する県税が賦課されるのであるが、蚕種地で蚕業[illegible]に限られ、国幣一円八角を徴収せらるゝのであるが、大部分は小作人の負担と成つてゐる。其の他の小作條件は一般小作條件と同様である。
更に租蚕場子の契約内容を見るに、[illegible]四年乃至七年に存するのであるが、五、六年のものが最も多い。
更新は蚕場を交互に存して放養面積を平均化するのであるため、[illegible]季に[illegible]、[illegible]して、新に小作人が伐採することがあるために附帯條件の中に見らるゝのであるが、柞樹の更新は地主の計画するところにして、地主の任意に成し何等小作契約と関係を有せざるも、地主が[illegible]在の場合又は労力なきときは小作人をして代行せしめ、其の労力賃として伐採せる柞樹を小作人に分配する。
分配率は「三七比」又は「四六比」である。
従つて柞樹を得たるにあらずして、小作契約以外の雇傭関係によつて伐採し、労働報酬を得たのである。

租蚕場子の形態が上述の如き変遷を為したのであるが、完小分行はれた時代は本小作契約にも押租式の壊渡が行はれた。押租式には月二分の利子を附せられたと云ひ、当時は放蚕のために凡城等より出稼に来るものも相当数に上つたと云はれて居る。

之等の出稼人は数把剪子を共同小作をなせるものにして、蚕場小作は普通小作に比し共同小作の行はれることが多い。本屯の車蘭亭は劉希暁の蚕場を小作し、孫某と共同して柞蚕飼育をなしたのであるが、個別表に示す如く成績が振はなかつたと云つてゐる。

第十一章　農業經營

第一節　概観

封建的に内[illegible]発[illegible]する土地所有関係の極端な偏倚、既述の如き小作関係及び是等の基礎的諸関係によつて制約され、変動する農業経営の内容、農業の生産力は本屯農業経営に次の如き様相をもたらして居る。

営業様式	戸数
地主	四
地、自	二
地、自、小	三

地、小	三
自	三
自、小	一
小	一五
小、雇	三
雇雜	五
計	三九

耕作規模		戸数（耕作規模中には地主又は雇農の副業的耕作をも加へた）
二〇〇畝	二三〇畝	二
一三〇〃	一四五〃	五
一〇〇〃	一二九〃	四
七〇〃	八五〃	二
五〇〃	六〇〃	六
三〇〃	四九〃	六
二〇〃	二九〃	三
一二〃		二

七畝以下	五（地主、雇農のみ）
計	三五

農耕を副業的に営む地主及び雇農五戸を除いて、生計の根拠を農耕に置く農家三十戸の一戸当平均経営面積は八十畝弱で、本屯農耕農家の殆んど全部が南満に於ける平均規模をはるかに突破した経営の規模を有して居る。

何故に所有と経営の分離が甚だしいか、所有と経営の分離にかゝはらず各農家が経営規模はしかく大きいかに就ては、前述の如く其の因を開墾の沿革に求むべきである。（屯の沿革に詳述）本屯は開墾以来ほゞ僅かに四十年を経過せるにすぎず、均分相続に依る土地細分の進行度が未だ浅く、一方交通立地條件その他の関係から資本主義的傾向への分解作用が微弱で、封建的農業生産関係の旧態のまゝの存続が、開墾当時の傾向をそのまゝ今日まで許容したものと思はれる。

農民に耕作規模別経営階層の相対的地位の変遷について問ひたるに、具体的反答は得られなかつたが、抽象的に人口の増加と土地生産力の減退が経営規模の漸次縮小を余儀なくし、各経営の内崩的衰退化をもたらしつゝあることについては憂慮の色をなして答へてゐた。（昔時に比しての人口増加の圧迫と、土地生産力の減退が高率小作料、公租、公課の過重等の重圧に対抗して経営を合理化するの余力を喪失せしめたと考へられる。）

此の経営の内崩的衰退化の更に一段の進展が雇傭労力に依存することと比較的大なる本屯農業経営

の規模の縮小を促進するであらうことは、歴史的事例に見て妥当的に予想せられる。

即ち自給案としての意図に基く農業圣営に於て、其の雇傭多く農家支出中の労賃部分の比重大なる圣営農家に於ては労賃支払の可及的排除と自家労力の可及的緊張によつて可能とされる規模にまで其の圣営規模を縮少することによつて内面的発展の圧迫を受ける。

次に来る此の段階の実現はしかし、農耕部門が組み合はされて居る他圣営部門の影響を受けるところが多い。

即ち本邑農家圣済に比重重き地位を示す柞蚕飼育の盛衰如何によつて其の趣向を変へ、進展の遅速をもたらすべく、農耕と柞蚕飼育の両部門を有する圣営農家に於てはその歩みは複雑である。

第二節　圣営内容

1　土地利用状況

耕作地	自作	借入	計
普通畑	八四一、〇三畝	一五六二、五	二四〇三、五三
菜園	二六、〇〇	一五、四五	四一、四五
水田	〇、〇二	六、〇〇	六、〇二

作場	三八二、〇〇	二九七、九三	六七九、九三

（作蚕飼育農家数　五）

「開墾当時に比し、山腹耕地が其の後の開墾によつて可成り耕地化せられたが、一方遼河の浸蝕による耕地減少があり、全体としての耕地は増減がないと云ふ。」

「作蚕飼育の盛衰については前述した。」

2 作付歩合（康二）

作物	播種面積	対全播種面積割合
大豆	四九〇、〇〇畝	二一、〇 %
高粱	九一九、三〇	三八、〇
包米	二二六、四〇	九、〇
谷子	一八九、〇〇	八、〇
日旱粳子	一三八、〇〇	六、〇
糜子	一九、〇〇	一、〇
水粳子	〇、〇二	
稗子	三、〇〇	

3　商品化状況

作物	全収量	売却量	商品化率
高粱	一九五八、八〇石	六二五、六〇石	三二%
大豆	六二四、四八	三三八、八〇	五四
包米	一三〇八、七三	二一七、七五	一七
陸水稲	三九八、〇八	二七〇、六〇	六八
小豆	六一、二四	三六、〇七	五二

大麦	三、〇〇	
蕎麦	六、〇〇	
包米、小豆間作	三一五、〇〇	一三、〇
青麻	〇、[illegible]	
線麻	五、〇〇	
蔬菜	八八、七八	四〇
計	二三九七、〇〇	

芝麻	—	〇、七五	—
谷子	二三八、七〇	五四、四三	二三

「商品化の傾向についても開拓以来変化ないと云つて居る。農民の心性について注意深く観察した結果でも、彼等には商品経済に順応せんとする意図よりも、自給を確実にせんとの意図がより大であるやうに見られた。

然し今日種々の状勢にかられ、且つ鮮人水田経営の有利なことを見て水田経営の機運は濃厚に醸成されてゐる」。

次に農業経営組織の単純性（勿論これは全満的範疇の領域内に存する事ではあるが）を明瞭にするため、労働力、肥料、役畜、農具について其の利用程度を明かにして置かう。

1 労働力及び単位面積收量

A 一一一畝自作農家六畝当労働日数及び生産力

作物	自家労力	雇傭労力	收量（百石）
大豆	一人 一一日	四人 一一日	二、五石
高粱	〃 九日	〃 九日	四、〇
谷子	〃 七日	〃 七日	三、〇

包米	一人 八日	四人 八日	四、〇

（本農家は山腹耕地で作業困難なる上、雇傭労力の能力低きことが投下労働量の多い一の原因だと語つてゐる。）

B 五三畝小作農家六畝当労働日数及び生産力

作物	自家労力	收量（石）
大豆	一人 二五日	二、〇四石
高粱	〃 二七日	四、〇〇
谷子	〃 二八日	二、一
包米	〃 三〇日	四、七

2 肥料消費額

農家規模	全消費額	六畝当消費額	
一一一畝自作農家	自給土糞 六九車	高粱 五車 包米 八車	粳子 四車 大豆 —

五三畝小作農家	自給土糞及黄糞 二五車	高粱 三車 黄糞 三車	ー 四車

3 農具費

農家規模	康二年農具費支出額
一一一畝自作農家	一〇、九〇〇円
五三畝小作農家	〇、四〇〇

二つの農家を例にとつたが、吾々はこれによつて、屯全農家の傾向をあやまりなく推し得る。

4 屯内に於ける大農具及び役畜数

大車	一八（内土地所有者群所有 八）
犁丈	三五（〃 一九）
役畜	六四（〃 三四）

次に農家現金支出の中に於て農業的支出が如何なる比重を持つて居るかを示すと、

経常現金支出	七一一七、〇六円	一〇〇％
農業支出	三四一四、八〇	四八
其他支出	三七〇二、二六	五二

農業支出中の内訳を見るに

小農具購入	六七、三〇円	飼料購入	三三九、〇五
農具修繕	二一、一〇	労賃	一〇〇五、九〇
小家畜購入	一一一、九〇	農産物販売費	一一三、二〇
家畜費	六八、〇〇	租税公課	一三六九、〇五
種子購入	一、五〇	小作料	二一七、〇〇
肥料購入	四、〇〇	其他	七六、八〇

租税公課の重圧については姑く置き、直接生産費中労賃部分の占むる割合については其の絶対的、相対的額の大なることに見て、本も農業経営の進歩性を物語るかに見えるが、一たび全体と

しての農家経営者を分析検討するとき其の断定には躊躇を要する。

雇入労働に対する此支出が自家労力の価値部分を粉飾せざるを得ないやうな経営は、決して近代的傾向を帯びたものと云ひ得ない理由のうちに、皮相的な断定をさけて選択調査の集計結果にこれを委ねることにする。

（戸別集計表に依つてえられる数字、即ち

「家族員数と経営面積との関係」

「家畜数及び大農具数と経営面積との関係」

「経営の大小による農耕生産の比較」

「地主、自作、小作の比較」

等々の算出解明は再集計を必要とする故、時間の都合上果し得なかつた。

「附」

副業

畜産

1 種類及び頭数

康德二年末種類及び頭数は次表の如し。

種類		頭数
牛	成	三
	仔	四
馬	成	一六
	仔	一
騾	成	三〇
	仔	二
驢	成	三
	仔	四
豚	成	五四
	仔	六一
鶏		一八六
家鴨		二二
鵞		八

近年に於ける頭数に著しい増減はないが、土地生産力の低下と経営面積の細分化は農家の所有頭数をして漸減の傾向を辿らしめてゐると。

2 能力、利用価値

1 役畜

イ 能力

馬、騾を主とし、これに牛、驢を補助として輓曳せしむるを普通とし、殊に牛のみを以て、輓曳せしむることあれど、斯かることは少く、頭数は二頭を以てし、一頭にて曳かしむることはない。

各役畜の能力は、耕種作業に於けるものは耕種概要の項に於て記述せし故略し、積載能力、一日行程を表示すれば次の如し。

役畜	積載能力	一日行程 冬期	一日行程 夏期
牛二頭	一〇〇〇斤	二五、〇粁	二〇、〇粁
馬二頭	〃	四五、〇	三〇、〇
騾二頭	〃	四五、〇	三〇、〇

右表は同種の役畜を單用せる場合として見たもので、一頭の能力としては判然としたことは不明である。

行程は一般に県城まで十四粁半の往復を一日行程としてゐる。

ロ　使用状況

A　使役開始年令、使役年令

種別	使役開始年令	使役年限
牛	生後四年より	生後一四－五年
馬	〃	〃 二〇 〃
騾	〃	〃 二〇 〃
驢	〃	〃 一六・七 〃

使役年限はこれより長きものもあるが、大体これ位が標準になると思料する。更新の状況は自宅生産又は購入してこれに当てる。

B　年使役日数

農具の大部分は畜力によるものであり、従つて耕種の殆んどは畜力に待つて居る。年使役日数大体、牛、馬、騾は百七－八〇日、驢は九〇日前後で稍多いと云はれて居る。耕起、播種、鎮圧、中耕培土等圃場に於ける作業延日数は大体六〇日内外で、其の他は肥料、収獲物の運搬、脱穀、調製等の作業に使役してゐると見るべきである。

C　一ヶ年可耕面積

各作業とも一頭にて行ふことなき故、一頭当りにて一ヶ年の可耕面積を知ることは困難であるが、驢一頭を補助として飼養してゐる場合、馬又は騾にては七－八天地、牛にては

四－五天地耕作出来ると云はれてゐる。

更に十五天地までは馬二頭にて、二十天地を経営するときは三－四頭の耕馬を必要とすると云はる。

各役畜の損失関係は経営規模により異るところで、一般に騾は功程大にして、飼料量馬に比して少くて足る故喜ばれるところであるが、価格高く小農には負担重い。牛は山地の耕働に適すると云はれ、耕地山地にある農家には飼養多い。

2 用畜

豚は豚肉が第一目的であり、生後一ヶ年を経れば百斤程度の生体量に成るが、之れを屠殺すれば骨付六十斤位の肉を得る。

鶏は採卵を目的とし、孵化後九ヶ月にして産卵を開始し、産卵数最多四十個、最少二十個、平均三十個にして一・二年産卵せしめ廃鶏として食用に供す。

鵞、家鴨は鶏に比し利少く、飼養羽数も少し。

3 飼育管理

1 畜舎

一般に畜舎は繋養頭数に応じた広さに於て、四柱にて支へられた屋根には高粱稈にて葺かれてはゐるが四囲は壁を塗ることなく、辛うじて雨雪をしのぎ得るも、猶風に対しては曝露を免れない状態である。

猪圏の如きも、柞樹、高粱稈にて囲ふも屋根はなく、雨露の曝露のもとに飼養されてゐる。

2　飼養

飼料には粗飼料として包米稈、谷子草、蒿、大豆稈、野草等を与へ、濃厚飼料には高粱、包米、豆餅、麩類等あり、此等のうち豆餅は購入に待つが其の他は自家生産のものである。一日の給与料及び年所要量を示せば次表の如くである。

畜別	飼料種類	農閑期	一般労役時	農繁期	年所要量	備考
牛	包米葉 谷子草	一〇斤	一五斤	一〇斤	四〇〇〇斤	豆餅は一ケ 大五二斤 一、六〇円 小四〇斤 一、二〇円
	包米屑 黒豆	—	一、五升	三、五升		
	豆餅	—	—	—	—	
	包米葉 谷子草 藁	一五斤	二〇斤	一五斤	五五〇〇斤	

馬		騾			驢		
包米層 高粱	豆餅	包米葉 谷子草 藁	包米層 高粱	豆餅	谷子草 藁	包米層 高粱	豆餅
—	—	一五斤	—	—	七斤	—	—
三、五斤	—	二〇斤	二、五斤	—	一〇斤	一五斤	—
三、五斤	三斤	一五斤	三、〇斤	二斤	一〇斤	一、五斤	—
八五〇、〇斤	一五〇斤	五〇〇〇斤	五〇〇、〇斤	一〇〇斤	三五〇〇斤	一〇〇、〇斤	—

る表に示す飼料量は主飼料を示したもので、その外糠類を混じたり、蔬菜類の残物を給与することはあるが、それにしても少量であることに変りはない。

豚には主として糠類を台所の残滓、排水と共に混じ給与するが、一日五－六升、年十五－六石を要すると云はれ、鶏、家鴨、鵞には特に給飼することなく、院子内又は圃場の拾食に放任してゐる。

3　管　理

イ　装　蹄

回数及び費用は次の如し。

畜別	一年回数	一回費用	備考
牛	一	〇、四〇円	三十天地以上の経営農家、一年に二－三回行ふ
馬	二	〇、三〇	〃　〃　三－四回
騾	二	〇、三〇	〃　〃　〃

装蹄は一般に驢には行はず、牛に行ふこと多し。

ロ・去　勢

去勢は驢以外の家畜に対して行はれるが、牛、馬、騾の牡に対しては行はない。而して驢、

騾、豚の去勢は獣医により行はれ、牛は自家にて行ふ。獣医は隣村、閻家街屯に居り、時々巡回し来り、農家の依頼により之を行ふ。
去勢年令、費用は次の如し。

畜別	性別	施否	年令及時期	去勢者	費用	備考
牛	牡	施	三才六月	自家	ナシ	六月に行ふは飼料豊富なるによる。
	牝	否	—	—	—	
馬	牡	施	三才春	獣医	一、五〇円	
	牝	否	—	—	—	
騾	牡	施	三才春	獣医	一、五〇円	
	牝	否	—	—	—	
驢	牡	否	—	—	—	
	牝	否	—	—	—	

畜別	性別	施術者	施術時期	施術者	料金	備考
豚	牡	施	生後二ヶ月	獸医	〇、〇五円	自家にて行ふこともあり。
	牝	施	〃	〃	〃	

牛の去勢法は陰嚢を括り、石又は木で敲打し、精索を挫碎せしめるのであるが、初め二五日は腫大するが次第に縮小し目的を達すると云ふ。

八　肥育

特に肥育として薬を用ふることはなし。

十　蕃殖育成

一　蕃殖

交配年令、次回交配までの期間等を表記すれば次の如し。

畜別	交配年令	次回交配迄	交配時期
牛	生後六－七年	分娩後一－二年	四－五月
馬	〃　五－六年	〃	〃
驢	〃	〃	〃
豚	〃　一　年	〃　四ヶ月	随時

馬は牝を購入し、専ら騾の生産を図つてゐる。牡驢は東南十一料の螞蟻溝の一農家に繫養されて居て之を牝馬と交配せしめてゐる。交配料は騾生産された場合高粱六斗六升と銀一円を謝礼として贈つてゐる。

牛は附近の未去勢の牡と交配せしめてゐるが種付料は不要である。

豚は本屯（ワ）に繫養されてゐる牡豚と交配せしめてゐる。

産仔数各役畜は一頭、豚は平均八－九頭である。

孵化は四月頃行はれ、母鶏孵化により、一母鶏に二十卵位抱かしめると十二乃至十七の孵化を見ると。

2　育成

特に母畜、仔畜に対して管理をすることなく放任飼養し、離乳も自然のまゝになされてゐるが産仔は良く育つと云はれる。

5　牧野

山地は蚕場に、平地は耕地として利用されてゐる故牧野はない。放牧は収穫后は圃場にて行はれ、夏期は放蚕せられざる山地に放牧するにすぎない。

6　家畜及畜産物の価格

役畜の価格は騾最高にして、馬及び牛これに次ぎ、驢最も安価である。

畜別	上	中	下	備考
牛	一〇〇、〇〇円	七〇、〇〇円	四〇、〇〇円	各一頭
馬	一〇〇、〇〇	八〇、〇〇	三〇、〇〇	
騾	一五〇、〇〇	一〇〇、〇〇	四〇、〇〇	
驢	四〇、〇〇	三〇、〇〇	一五〇〇	

豚は、仔豚は生体量一斤につき十二銭乃至十五銭にて、成豚は屠体一斤十五銭にて県城に販売してゐる。

鶏は生体一斤十五銭乃至二十銭にて売買され、卵は春季にては十銭に四個、秋季は三個十銭ににて行商に販売又は日用品と交換してゐる。

屠殺に際して得る豚毛は生体量百斤の豚より一—二斤を得、十銭乃至十五銭にて行商人が集めに来る。

家畜市場は県城にあり、此処より購入してゐるが、近年に於ては価格に変動はないと云ふ。

7 家畜の疾病及び斃死

馬に於て鼻疽、豚のコレラは時に発生するものであるが其の他にはなく、斃死も自然死が多い。

林業

1 造林

樹種としては楊樹、柳樹、杏條子等あるが、何れも小面積に見るにすぎず。柳樹、楊樹は挿木により、楊樹は谷間又は麓の傾斜地に、柳樹は河原の廃耕地に造林し、杏條子は山地に於ける廃耕地に実播する。

1 楊樹

春三月上旬頃五尺巾に溝を堀り、二尺位の楊樹小枝を二、三寸置きに並べて挿し、三－四年后間隔二尺位にし、一株一－二本を残し他は伐採し、更に四－五年后間隔を四－五尺にし一本立にし、下枝を切り、此後適宜生長に応じて間隔を広め、下枝を払ひ、十四－五年を了れば建築材として使用に堪へるものが出来ると云ふ。

2 柳樹

水害により土砂堆積された廃耕地に挿木し、柳條を採り、籠等を編むに使用する。

3 杏條子

一見柳條子の如く見えるが樹皮は黒い。山地の廃耕地に、春三尺に五尺の間隔距離に播種し翌年刈り取れば更に新しき芽次第に多く出り、三－四年后には一天地より四－五千本の杏條子を收穫することが出来る。

柳條子と同様籠等を編むに使用する。

2 柞　樹

開墾当時は大木密生してゐたと云はれるが今日にては放蚕する程度の柞樹を見るにすぎない。

3 自然林

なし。

4 林野産物

柞樹を更新する場合の燃料、及び雑草以外になし。

柞　蚕

1 飼育の沿革及消長の状況

本県に於ける柞蚕の飼育は開墾后十五年にして、最初の開墾者（15）の始めたるものにして、柞樹の生育状況が故郷凤凰城在住当時の如くなりたる故放蚕を思ひ立ち、春蚕の種繭二千粒を取り寄せ、約半把剪子に飼育せしを以て嚆矢とする。

全く凤凰城に於ての経験に基いて飼育を始めたのであるが、気候其の他の條件幾分相違せる故管理当を得ずして約一万粒を収繭したるにすぎなかつたが、其の秋六千の種繭を以て約一把剪子に放蚕し、十万粒の収繭を見たが販売の途なく、自家にて紡糸消費するの外なかつたと云ふ。

二—三年後には次第に放蚕を見習ふ者増加し、県城の糸房より集買に来るやうになり、其の後

収繭量、価格に一高一低の変化はあつたが、蚕場を有するものは何れも放蚕を為し、主要収入部門を為してゐたが、大同元年民間の銃器回収は放蚕に絶対必要な鳥害防止の洋砲に及んだ為め、鳥害甚だしく、加へて繭価の下落は収支相償はざるに至り、飼育者減少し蚕場は放置されるものあるに至つた。

「康徳二年度に於て所有蚕場六把剪子（四五二、八畝）の中放蚕せざるもの一、五把剪子（七二畝）貸付蚕場二把剪子（七〇、〇八畝）、自家放蚕蚕場二、五把剪子（三一〇、〇畝）にして借入放蚕蚕場二、五把剪子（二九七、九三畝）、内一把剪子は屯内より借入、一、五把剪子は屯外より借入、計五把剪子が放蚕され十五万七千粒の収繭量を挙げ、此の価格二〇九円、千粒一、五〇円の割に当つてゐる。

2　飼育管理

放蚕は春秋二期に行はれ、春蚕は二月に始まり五月に終り、秋蚕は五月に始まり八月に終り、其の飼育期間は二ケ月半乃至三ケ月である。

1　春　蚕

春蚕は結繭数少く、且つ繭層薄き故、一般に秋蚕の種繭を得るを目的として飼育されてゐる。

イ　種　繭

一般に南方、東方の種繭が成績良好であると信ぜられ、東豊県、梅河県、鳳凰県、清原県方面より本屯及び近隣の農家が共同購入してゐる。

購入の状況は第三眠起頃現地に行き、蚕体を見て

　錆のないもの（黒斑点のないもの）

　下痢のないもの

　光沢あるもの

　毛に黄色なきこと

　桑食旺なるもの

等の状況を見て購入を約し、押金を置き帰り、営繭時に更に一度見に行き、異状なきことを認めれば約束を変更せずに帰り、降霜節の頃は全部収繭してある故三－四人にて行き、更に

　液汁の滲んで居ないもの

　硬きもの

　取って見て死繭を除き

良繭のみを選び一籠に一万粒位入れ、持ち帰る。

　種繭は年々更新する必要あり（春繭を秋蚕の種繭とするは可）、更新に際しては五十粁以上離れた地方の繭を以てしなければ錆病多く発生し、成績不良と云はれてゐる。斯くして得た種繭は一籠三千粒入れ、屋内床上一尺位のところに吊し、時々上下を攪拌する。屋内の条件としては寒からず暑からず、煙、蒸気の入らない事を必要とする。

ロ　出蛾

清明節数日前に三百粒位宛糸に通して焼上に吊して置くと、暖気によりて清明節を期として出蛾する。

出蛾は午后より点灯頃までの間最も多く、雌雄の割合は二：三、六：七である。

八　対　蛾（交尾）

出蛾すれば直ちに対蛾せしめず雌雄を分離し、十分成育した雌は「杏條子」製の籠に百匹位入れ、此れに十分成育した雄を入れ、夜十時頃より翌日夕方六時半頃まで対蛾せしめる。対蛾中の注意としては、籠は安静に保ち、煙、風、光線の通入を避け、且つ湿気を除くことを要す。

二　産　卵

対蛾終れば雄を離し、雌は排尿せしめ、又別の籠に入れ産卵せしめる。

産卵数は一蛾最多一五〇粒、最少七、八〇粒にして、三千粒の蛾より約五－六十両へ一両約千粒）の卵量を得ると云ふ。

産卵終れば蛾は雌雄共に翅を取り、豆油にて煎り食用とする。出蛾より産卵まで一様に管理しても十二、三日間掛る。

一般蚕飼育に用ひる籠は此の地方は全部杏條子にて編みたるものを用ひるが、之は柳條子にて編みたるもの方成績良好であると云はれてゐる。柳條子製の籠は蛾が其の臭気を嫌悪する故であり、殊に産卵用にするものは杏條子製の方産卵数多いと云ふ。

ホ 枠の管理

全部産卵終った蛾の附着した籠を細く裂[illegible]

ヘ 出　蚕（孵化すること）

立夏節頃には柞樹の芽[illegible]、[illegible]蚕

き[illegible]

るやうにする。一日経れば出発するが午前中に多く午后は出発し少い。出蚕したばかりの蚕

児を黒虫と称する。

ト 送　蚕（黒虫を蚕場に持って行くこと）

出蚕したものより草の葉に集らしめ、蚕場に運ぶ

チ 綁把子

綁把子とは柞蚕の若芽を五―六本集めて縛[illegible]を称するので、黒虫

を放つため風を防ぎ、且つ幼葉を集めたものである。此の綁把子をこしらへる蚕場を把場

と称する。

リ 把　場

蚕場の中でも把場に充てるところは一―二年の柞樹あるところにして、南面し、風なく暖か

き所なるを要する。

一把場子の蚕場には千乃至百株の綁把子を存し、一綁把子には五十匹の黒虫を放つ。

把場に放蚕中の管理としては、送蚕前日に植へた綁把子を、送蚕後四ー五日を経て綁把子のつなを切り、其の後は蚕児の自由に放置し第一眠起頃には幼葉を喰ひつくすので他に移す。

ヌ　破蟻子

把場より蟻場に蚕児を移すことを云ふ。

ル　蟻　場

蟻場とは把場にて幼葉を喰ひつくした二眠起頃の蚕児を放つ蚕場を称するのであって、二三年木の柞樹のあるところで、此処で主として二令乃至三令の間放育される。

ヲ　反二把場

蟻場より二把場に蚕児を移すことを云ふ。

ワ　二　把　場

蟻場より移された主として三ー四令の蚕児を放育する蚕場を称し、三ー四年木の柞樹のある場所にして、大株一株に五ー六十、小株一株に二ー三十の蚕児を移す。

カ　上窩繭場

二把場より窩繭場に蚕児を移すことをいふ。

ヨ　窩　繭　場

二把場より移された蚕児が営繭する迄で放たれる蚕場を云ふのであって、蚕場の中最も大きい、古い柞樹の生育するところである。大株には五ー六十、小株には四ー五十の蚕児が移

される。

此の蚕場で蚕は営繭するのであるが、斯く蚕場の名称が把場、蟻場、二把場、営繭場等に分れてゐるが、必らずしも別にあるのではなく、只一蚕場内の柞樹の樹令、大きさによつて各令期に於ける蚕児に適する柞樹のあるところを管理上称するのである。又各蚕場にうつすにも既記の如く時期により名称を異にしてゐるが総称して出蚕と云ふ。

タ　作　繭

営繭場にて蚕児は営繭するが此の営繭することを作繭と称する。

レ　摘　繭（収繭）

営繭してより十日位たつと摘繭する。摘繭は繭の付いた柞樹葉、柞樹枝のまゝになし、持ち帰る。

一日に六—七千粒摘繭する。

ソ　抱　繭

繭についてゐる小枝、葉等を除き整理することを云ふ。

ツ　収繭量

一把剪子より約一—二万粒の収繭を得。

2　秋　蚕

春蚕と秋蚕とは飼育の作業殆んど引き続くものにして、即ち入伏節頃は春繭の摘繭期である

が、此の時春蚕の種繭を採ぶと同様にして秋蚕の種繭を一把剪子当り五十粒程採り、糸に通して炕上に吊して置くと数日后化蛾する。

化蛾する時刻は夕方にして、化蛾せしものより成長を待って交尾せしめ（夜十時頃）、後雌雄を离す。（午后四―五時頃）

イ　拴蛾

拴蛾とは交尾終りたる雌を採り、一尺位の紐又は草の両端に翅を縛ることを云ふ。

ロ　送蛾

送蛾とは縛りたる雌蛾を蚕場に持って来て放つことを云ふのであって、春蚕の蚕児を蚕場に放つに対して秋蚕は蛾を蚕場の柞樹に放ちて産卵せしめるのである。送蛾する時刻は夕方である。

ハ　蛾場

拴蛾された雌蛾を放つ蚕場を称する。拴蛾する理由は蛾が自由に移動して産卵するのを防ぐためであって、蛾場にて一夜すれば十分産卵する故翌朝蛾を集めて持ち帰るが、若し雌蛾を持ち帰ることないと其の后鳥害が甚だしくなると云ふ。

蛾場の条件としては三―四年木の柞樹生育し、降雨あっても雨水直ちに落ちるやうに風通しの良い所であることを要す。産卵后の管理に便する故一本の柞樹に二―三匹の蛾を置く。

送蛾后十日乃至十二日経れば孵化する。

ニ　破蟻子

孵化の翌日蟻場に蚕児をうつすことを云ふ。此の場合春蚕の如く綁把子をなすことなく、直ちに蟻場に移す。

ホ　蟻　場

秋蚕の蟻場は春蚕の把場に比すべき蚕場故、柞樹の葉も軟かきことを必要とする故前年伐切した株より今年芽の出た如き株が最も理想的である。

ヘ　下窩繭場（赶剪子）

三眠起まで蟻場に放育した蚕児は窩繭場に移すが、このことを下窩繭場、又は特に赶剪子とも云ふ。

春蚕に比し二把場子なく、蚕児が柞葉を食す。蚕場は蟻場と窩繭場の二つであるから、両蚕場に於ける一柞樹への放育数をあまり多くしては途中で喰ひつくして失ふ恐れがある故一株に三－四の匹を限度とする。

ト　作　繭

白露節前后には蚕は営繭する。

チ　摘　繭

摘繭の要領其の他は春蚕の場合と変るところはないが、秋繭は敗虎するを普通とする故抱繭したものは院子内に地上五－六尺の高さに高粱稈にて棚をつくり「アンペラ」を覆ひ、敝

春まで保管する。

り　收繭量

一把剪子に三—四万程の收繭量がある。

3　柞蚕の品種並びに柞樹の種類及び生育状況

柞蚕の品種と云ふよりも皮膚の色によつて三種に分類してゐる。即ち

種類名	皮膚色	別名
小青皮	青色	青蚕
銀白蚕	白色	銀蚕
黄色子	黄色	黄蚕

の三種類であるが大きさは殆んど区別なく收繭量も何等変りはない。

柞樹の種類は、胡枝蘿、青崗樹、尖柞樹の三種にして、此の中胡枝蘿最も少く、且つ飼育には良好ではないが他の二種は相半ばしてゐる。

此等の柞樹は殆んど自然に生育したもので、稀に播種育成することもあるが其の数に於て問題にする程ではないと云ふ。

蚕場に於ける柞樹は普通四－五年にて更新するが、一蚕場を一度に更新することはせず順次に行ふ。

蚕場は春放蚕すれば秋は出来ず、秋放蚕したものは翌年は放蚕しない。

4　一把剪子の樹数、放蚕蚕児数、収繭量

一把剪子の蚕場と云ふのは一人が剪子一ケを以て管理出来得る広さの蚕場を云ふのであつて、元より一定した面積ではない。然らば一人にて如何ほどの面積が管理出来るかと云ふと、五千～千粒ほどの繭よりの蚕児を管理し得、此の蚕児が営繭するまでに必要な柞樹は大約五十株であると云はれてゐる。

故にこの五十株の柞樹が疎生して居れば広面積の、密生して居れば少面積の一把剪子の蚕場となるのである。

更に六千粒の種繭よりの蚕児数は如何程かと云ふと、化蛹した雌雄の割合は六対比であるとし云はれる故約五千匹の雌蛾出で、一蛾百二十粒平均産卵するとすれば六万六千粒となる故に、少くとも六万粒の蚕児を一人にて管理する割合となる。

「而し豊作の年は一把剪子より十万粒を収繭し得ると云ふから、此の標準も不確実となつて来る。

一把剪子当り収繭量（洋砲ありし当時）

豊　年　　十万粒

平年　　　五―六方粒
凶年　　　二―三方粒」

5 病虫鳥害状况及び其の対策

1 病害

イ 銹病

最も恐れられる病害にして、始め体の前部に小さき斑点生じ、次第と全身に及ぶもので、伝染性甚だしく、猖獗を極むるときは全山收繭皆無となる所謂粒子病之れである。

ロ 老虎病

三―四眼起頃夕立等あり、直ちに太陽の照射に遭ふが如き場合発生甚だしく、蚕体全部に黒斑生じ、果ては眞黒になりて死す。

其の他膿病、軟化、硬化病等も見る。

2 鳥害

鷲、山雀、鶏、雉、鵜、其の他鳥類にして柞蚕飼育に当つて最も脅威とするところである。

3 虫害

一令より二令頃までに害を受けること多く、三令以後になると被害は少ない。蟷螂、蜂、蟻類、毛虫等害をなす。

4　気象其の他

降雨、降霜、大風等は直接に蚕児を害するばかりでなく柞樹の生育を害することあり、其の他獣類の食害もある。

5　対策

気象上の諸害は不可抗力として何等対策する所はないが、病害に対しては稚蚕の共同飼育時に病菌を排除し、又病蚕発見するときは捕殺、焼却等なし伝染を防止し、虫害に対しては害虫捕殺又は信石殺虫法等を施す。

信石殺虫法

信石とは紅礬のことにして、此の紅礬一斤と豆腐粕十斤の割合にて混合したるものを柞樹の根際に散布すれば、殺虫方法は柞樹に害毒するを防ぐことも出来、被害を防止することが出来る。

鳥害に対しては専ら洋砲にて駆除するところであるが、大同元年、県より没収され、其の後に於ては鳥害の防止法なく被害甚大を極め放蚕衰微の原因をなしてゐる。

6　放蚕と洋砲

鳥類は射殺するにあらざれば単なる音丈にては逃げず、蚕児を捕食し害をなす故放蚕に洋砲は不可欠の管理用具である。

洋砲は日本の「種ヶ島」の如き原始的な銃にして、一ヶの価格も六－七円程度にして、これに

「鎗砂子」と称する鉄粒の康子大の散弾を込めて鳥類を射つのであるが、一把剪子に一ケの洋砲は絶対必要であると云はれてゐる。

其の用法は始め火薬を先込めとし、其の上に鎗砂子を込め洋鉄鉋子と称する。発火装置物を引き金に仕掛け引き金を引く。

一年一把剪子に大約

火薬	二斤	一斤十戔
鎗砂子	四斤	一斤一円
洋鉄鉋子	五百個	百個十五戔

を要すると云ふ。（此等の価格四円九十五戔）

一日十発内外発砲するが、多き日は四―五十発を射つと云ふ。

発砲の時期は主として三眼起後までとし、其れ以后は蚕児大なる故鳥もあまり食しないと。尚午后より午前中に害多しと云ふ。

満洲建国以来民間銃器回収は大同元年本県に及びて、遂に洋砲の没収となつたが、前述せる如く洋砲は放蚕用具にして一農具と見るべきものであるが、此れが銃器として没収されるに至つたのは洋砲其のもの〻性能にあらずして火薬である故致し方ないとしても、農民は何等かの方法によりてせめて三眼までなりと使用を許してほしいと願つてゐるのであつて、洋砲あれば一把剪子よりよく平年にして秋蚕五―六万粒以上収繭し得るに、今日に於ては僅かに三―四万粒の収繭量

しかない故、繭価安く、放蚕しても収支相償はざると云ふ。

7 販売及び加工利用状況

秋蚕収繭時になれば県城の製糸業者より臨時的へ(集買人)来る故庭先にて契約受金するを一般とし、粮穀の如く搬出し売却するやうなことはない。

春繭は秋繭の種繭にして自家にて用ふるため、売却し、秋繭は専ら売却して自家にて加工利用するものはないが屑繭又は種繭の蛾の出た繭を紡糸し、帯等を作ることがある。其の方法は小指大の棒の先に繭を水にて湿して挿入し(此れを繭套子と云ふ)左手に持ち、線它子と称する六―七寸の鉄棒に管(此の管に鉄錘を付けてある)を挿入したるものを下げ、右手にて線它子を旋回すると糸が撚られる。適宜繭套子の繭より繭糸を引き出して線它子を旋回して行く。此れを打綿し得し婦女子の仕事としてゐる。

屑繭三十粒位より約一両の撚糸が出来、此の撚糸が溜ると織匠と称し(巡回して来る)業者に頼み、巾一尺二寸、長さ三十尺の帯に織つてもらふ。帯一匹六十両の糸を要し、織賃二円、五日間を要し此の間の食事は給する。

第十二章　市場関係

第一節　交通関係

調査屯は西豊県城の東方二十五支里に位して、西豊より東豊に至るバス道路に沿ひ、県城まで大車又は徒歩にて三時間乃至四時間の行程である。

県城に至るバス道路は又警備道路として、頻繁に課せられる賦役によつて維持される結果、満洲の農村に稀な程立派であるが、途中に架橋なき河が二つあつて豪雨或ひは長雨の際は交通杜絶の止むなきに至る。

西豊県城から開原までは奉海鉄路によつて四時間にて達し、東豊県城、西安県城との間にも毎日二往復のバスの運行がある。

第二節　販売事情

土地関係其の他の項で述べたやうに、本屯の農家は殆んど全部相当面積（自給以上の収量ある面積）の経営農家で、且つ四人以上の年工を雇傭して（漠然たる意図ながら）準企業的に農耕を営む農家が五戸に及ぶやうな状態で、その結果農産物の売却量は合計約一五五〇石、その売却代金は約七〇〇〇余円に達してゐる。

農耕農家三六戸の一戸宛平均売却量が四三石余になる。

作物別に其の販売高を見ると

作物別	石高(新)	販売代金
高粱	六三五、六〇石	二六三四、二八円
大豆	三三八、八〇	一八六二、五九
包米	二一七、七五	八五七、三五
水陸稲	二七〇、六〇	一〇七六、六七
小豆	三二、〇七	一七一、九一
芝麻	〇、七五	七、〇五

年度内全売却量の中三分の一位は出来秋の頃、即ち陰暦九月、十月の頃に売られ、本屯の小作乃至小規模経営群は売却分の大部分を旧正までに売尽すと云ふ。本屯に於て二〇〇畝内外の経営農家は平均売が出来るほどの経済的余裕を持つて居ると云ふが、実際は殆んど全部、年度の前半に於て売られてゐる。

最も切実に現金の必要を感ずるのは税金であるが、その次に富裕農家郡は五―六月の頃に於て労賃や更衣のために現金の必要を感じ、小作階級群はすでに出来秋の頃に生活費に不自由し、次に労

價にこと欠く結果売急ぐと云ふ農民の述話は一応傾向を現すものとして受入れてよい。

売却に際しては、農民は大車に積載して西豊県城の大車店に至り、大車店の所謂掌盤なるものが見本を持参して粮市に行き、粮桟側と交渉して売買契約を取結ぶ。

農民が大車店の手を経ずして粮市に至り直接粮桟側と交渉して売却することは商務会によつて禁ぜられ、これがため農民は（農産物の種類によつて異なるが）、高粱に於て毎斗七銭、大豆に於て毎斗一銭七厘の如く、多額の不当な手数料を大車店の掌盤に支払はされてゐる。売買契約が成立すると、糧穀は初めて糧桟に搬入されるが、此の際に於て農民の受取る手取価格は市場価格から次の如きものを控除された残余となる。

作物別	粮税	粮捐	斗用	抗銭
高粱	一円に付 五厘	毎斗 五厘	〃 四厘	〃 三厘
大豆	〃 二銭五厘	〃 五〃	〃 四〃	〃 三〃
包米	〃 五厘	〃 五〃	〃 四〃	〃 三〃
水稲、陸稲	〃 一銭	〃 五〃	〃 四〃	〃 三〃
小豆	〃 二銭五厘	〃 五〃	〃 四〃	〃 三〃
芝麻	〃 二銭五厘	〃 五〃	〃 四〃	〃 三〃

大車を有しない農民は大車所有の農民に委託して販売するが、委託料として一担当り三支払つて居る。

三六戸の農耕農家中十八戸が大車を有し、他は之を有しない。

穀価は県城に出掛けたついでに聞いて知るが、一旦県城に販出すれば穀価が予期に反しても之を持ちかへると云ふやうなことはしない。穀市は毎日[illegible]

経営売却高は六十余円である。

柞蚕飼育は近年衰へて調査年度には六仔当り売上高は一、二〇円にすぎず、而も之等は専ら県城で糸商に買上げられる。

小家畜（主として豚）は県城より買出しに来る商人に売られるか、或は農民相互の間にも売られ、金額は六〇円に充たない。

桃粮、青田売は十五―六年以前までは盛に行はれたが、現在は農民側に信用が無くなり、皆無となつた。

第三節　購入事情

本屯農家の購入物資中圧倒的に多いものは生活必需品類で、農業経営用具の購入は之に比すれば極めて少く、農業経営の粗放性の一面を知ることが出来る。

小農具購入	六七、三〇円
小家畜〃	一一一、九〇
種子〃	一、五〇
肥料〃	四、〇〇
飼料〃	三三九、〇五
生活費	三〇二八、四六
大農具購入	一六九、〇〇
大家畜〃	一九八、五〇

以上の中、農具類は屯内の鉄匠から購はれるも、其の他はすべて西寧県城の市や雑貨舗で購はれる。

生活必需品の購入について云へば、購入量は更衣期の二月頃に最も多く、これに次いで七月、年節に於て多く購入する。糧食の購入量は、現在土地の生産力衰へると共に人口は増加し、販売し得る粮穀数量の減少によって以前に比べ甚だ減少したと云はれてゐる。此のことについて、屯内唯一の小売人韋爾亭も自己の営業成績から購買力の衰退を実証してゐたお、尚柞蚕飼育の不振も本年は[illegible]状態に甚大な打撃を与へ、嗜好品（主として酒）の需要が柞蚕

飼育の盛衰を最も明確に反映してゐると附言した。
現在農村の不況で農民の経済的信用がなくなり、掛売の如きも雑貨舗が肯んぜず、購入についてはまつたく現金買のみで他に途がない。以前は掛買も相当の額に上つたといふが其の掛買に於ては一〇銭に付約五厘程高価に売られた由である。
次に生活用品の購入状態を見るに、

住居費	二九八、二四円
食料費	一二六六、七五
被服費	六三六、四九
光熱費	二二八、九一
什器費	二一、八五
教育費	八二、三〇
慶弔費	一七〇、八〇
嗜好費	八八、五七
娯楽費	一、一四
医薬費	一七、九二
年　紙	一三二、二四

其他	八三、二五

食料費内訳

穀類	三六四、一〇円
白麺	三二七、〇八
猪牛肉	七五、七五
塩	三三二、一二
猪油、豆油	四六、三八
魚類	一一、四〇
砂糖	一九、五二
其他	九〇、四〇

農村なるに拘らず穀類の購入が食料費中最大であると云ふ本末の皮肉な現象は、農耕を営む六、二戸の雑業者へが部分的賃労階級の購入によれることは勿論、其の他自作、小作階級が危急さの結果・播種期に於て種子、端境期に於て飯米に事欠いた結果で、これと関聯して義倉より借入れの

現物たる石や、調査表に現れて居ない極く近期の借入現物のあることを忘れてはならない。

被服費全も合計六三六、四九円であるが、農家の貧富の差は第一に被服費、次はメリケン粉、酒の購入状態によつて窺知し得ると云ふ農民の言葉に全幅的の信は置けないまでも、調査の数字は一応其の傾向を表して居ると云つてよい。

土地所有者階級中は、被服費の絶対額は勿論、他の費目に対しての比率の高い農家があきらかに多い。

農具や役畜の共同購入のことは、同族等の間に極めて稀に行はれるが、現金の支出は均分になされ、耕作面積其の他によつて按分されるやうなことはない。

屯内の鉄匠の農具の価格を示すと、

犂丈	二、〇〇
鏵子	〇、三〇
鎬頭	〇、八〇
鉄鍬	〇、四〇
二叉鈎子	〇、五〇
石頭磙子	二、〇〇
鉄叉子	一、〇〇

壊耙公子	〇、二〇
木掀	〇、三〇
鋤頭	〇、四〇
楊叉	〇、七〇
簸箕	一、〇〇

県城雑貨舗の雑貨は奉天から来るが、其の生産地については彼等の知るところでない。

× × × × × ×

地の諺に曰ふ、

「没啥分少啦会没有了」

第十三章 租税・公課

一 田賦、畝捐

一 税 率

一、統表参照

2 等則区分の標準

清丈時に農民の申告による地味の肥瘠程度を以てなしたるものなるを以て、必らずしも公平ならず。

3 地券面積と課税面積との関係

地券面積と課税面積とは一致してゐるが、地券面積は実際面積よりはるかに少い。

4 課税免除地の有無及び理由

自然的條件の項に於て述べし如く、耕地の不可耕廃耕地となるもの相当あり。かゝる場合事情を開陳して县当局より出張調査を請ひ、事実を承認されゝば減免税されることになつてゐるが、農民は調査に際して幾多地生じ、かへつて税額の多大に昇らんことあるを恐れて届出する農家はない。

5 納期、納入場所及び方法

一覧表参照

6 督促方法

县公署財務局より村公所を通じて督促する。

7 滞　納

納税成績は良好にして、田賦、畝捐の何れも滞納は一件もなく、過去に於ても滞納長期に亘り体刑に処せらるるが如き処罰を受けたる事実はない。

2 大倉、小倉

該当事実なし。

3 出産糧穀税及び糧穀捐

1 税目別税率

一覧表参照。

2 糧穀税課税標準

北の市場関係の販売事情参照。

3 糧穀公定相場決定の方法

北の市場関係の販売事情参照。

4 納入方法

北の市場関係の販売事情参照。

4 出産貨物税

本年七月一日より廃止された。

本税の廃止問題に於ける影響はない。

5 雑古税及び附加捐

1 課税物件、課税標準及び税額

附加捐はなし。其の他一覧表参照

ㄹ　納税方法

家畜売買に際して買主買価に応じて納付するのであるが、本屯に於ては高麗墓子税捐局分局より巡還された分局員により、自家生産のものは満三才に達したる家畜に対して（但し豚は屠殺し得る程に成育せるものに対し）、及び本年度内に購入せる家畜に対し、納税の有無を検すると共に各農家につき牲畜税領収証の検査を為し、紛失して所持せざるもの又は牲畜税票の有効期間十五ヶ年を経過したるものを無効とし、本年購入せるものとして、現有家畜を評価され評価納付する。

斯く購入せるものも局員の巡回時に評価課税さるる故に（８）農家の如く八月に騾を七十八円にて購入したが十月に局員巡回し来れる際五十円にて購入したと報告し、二円八十八銭の脱税を為すに反し、（25）農家は驢を十円にて購入せしにかゝはらず十五円と評価課税せられ十五銭多く納入するが如き不公平がある。

又十五ヶ年を経過した税票は無効となり、新たに評価課税さるるは前述の如くであるが、未だ十五ヶ年を経ざる税票を新票に書きなほし、五十銭、一円と徴収されてゐる農家があるが、これは巡回税捐局員の不正行為にして毫も当局の関知するところではないと云ふ。

本年度に於ける牲畜課税総頭数四十五頭（牛・馬、騾、豚）にして、応納納入額は五十九円八十二銭である。

ㅂ　屠宰税及び屠宰捐

屠宰場に於て屠殺する場合は一覧表に示す如く課税徴收されるが、自家にて屠殺する場合には納入しない。

只例外的に（ヘフ）農家に於て豚二頭分の屠宰税として八十戔徴收されてゐるが、たま〳〵税捐局員に屠殺現場を発見され納付したものである。しかし之とても豚の屠宰税は一頭につき、十戔此れに附帯して印花章程の定むるところにより四十戔を徴收され計五十戔にして、二頭分一円を徴收されなければならぬ筈であるに八十戔の課税額は不審である。

尚税捐局は康徳三年度よりは財務局各村公所と協力して、自家にて屠殺するものに対しても厳重調査課税すると。

7 特別地税

該当事実なし。

8 交通税

売買又は典権設定後六ヶ月以内に登記及び税契の手続をなさゞるに於ては、其の行為が無効となつてゐる。

買契又は典契を作成する場合には、村公所より官契紙を一円にて受け、之に所要事項を記入して村公所に呈出し、村長の捺印を得て県財務局税契所、及び登記処に届出で、所有権の移転及び典権設定の手続をする。

大同元年以前は白契によれるも以降は必らず官契紙の使用を要し、白契による上記の行為は無

効となり、又買契及び典権に村長の捺印なきは無効と成るが、これは売買及び典権設定の場合に於ける脱税行為に対する取締上から来たものであると云はれてゐる。

即ち往年は白契の作成のみによつて之等の行為が一般に承認せられて居た故、登記の手続きをなす者なく、為に土地台帳の整理に困難を来たすのみならず、地税徴収上に大なる支障を生ずるためである。

買契税、典契税率及び其の他の費用は一覧表参照

9 車牌捐

1 課税物件

自行車及び大車に課せられてゐる。

2 課税標準及び税額

一覧表参照。

3 納入時期、場所及び方法

一覧表参照。

4 納入状況

毎年警察署分署員及び村公所より各屯に行き、車牌を配付け、又十月より県城に出入する大車につき城門警察をして車牌の有無を検せしめて居る故脱税はなく、本屯総数自行車二台、大車十八台の中二台は車牌未領の故に納入なきも他は納入済である。

10 義倉費

満洲事変以前は一畝につき一銭の義倉費、土地所有者に課せられてゐたが、事変后廃止の形になつてゐたのが康徳三年度より一畝に付き粟五合（新斗）を土地所有者に課せられるやうになつた。

納入の方法は先づ村公所に於て三聯式の票を製作し、第一聯の義倉積穀告知書を牌長に配布する。牌長により各農家に通知せしむ。各土地所有者は其の票によりて粟を準備し村公所に納入せる後第二聯の義倉積穀領収書を受取る。全村徴収完了の上村公所は第三聯の義倉積穀収據を県公署に呈出して審査を受けるのである。本屯にて十石三斗五升一合五勺の全応納額は本年末に納入済みとなつてゐる。

11 自衛團費

1 徴収の目的及び用途

白石村に於て職業自衛団十五名を備入れて居り、食費、被服費は村費より出費してゐるが、給料のみを自衛団費として徴収してゐる。

2 割当者

村長、屯長、牌長の合議の上決定する。

3 割当方法及び割当額

耕作者に課せられ一畝につき八銭である。

4　徴収者、徴収時期及び方法

自衛団直接徴収に当り、三回に亘って徴収する。即ち第一回徴収は二月にして二割、第二回は五月に三割、第三回は十月に三割である。

12　村費

1　村費徴収の目的及び用途

予算及び決算書参照。

2　割当額決定者

村長及び区長が合議の上、県公署の査定を受けたる予算に基き決定する。

3　割当方法及び割当額

土地有力者に対して、中則地一畝につき二十銭課せられるが、中則地への換算率は、

上則地　一畝は　中則地　一、五畝
山中地／下則地　二畝は　〃　一、〇〃
減則地　四畝は　〃　一、〇〃

である。

4　徴収者、徴収時期及び方法

七月一日より十二月末日までに村公所に納入する。

13 乞費

該当事項なし。

14 其他公課

1 門牌費

三月警察署より戸口調査の実施あり、其の際家族数、同居人及び使用人数を記入したる門牌を各戸に渡し門前に掲げしめたが此の代金として十戋を徴收された。

2 門戸費

土地を所有せず、耕作もなさゞる家に対して一戸につき一円を（貧困者は五十戋）自衛団より徴收される。

3 雨乞費

旱害の恐れある年に限り行はれ、最近に於ては民国十八年（一九二九年）に行はれた。其の方法は全村民が村内の狐仙廟又は大宮子馬神廟に集まりて柳條にて作りたる帽子をかぶりて祈り、若し降雨があつた場合には謝意を表する意味に於て廟前にて豚肉の饗宴をなし、其の費用を按攤し耕作者に割当てるのである。民国十八年（一九二九年）には一畝につき五戋を要したと云はれる。

4 賦役

賦役としては道路修繕のみであるが、道路修繕の中県道修繕が最も労力を要する。

此の県道修繕の賦役は約十年以前より初まるが、当時は道路の両側に接する耕地所有者が修繕を担当することになつてゐたが、大した労力は要しなかつた。

満洲国建国以来、殊に自動車を討匪に使用するに至つてより道路の修繕は治安上必須の條件となつたために賦役回数が激増するに至り、県令によつて村内に通ずる県道の修理は村長の責任となり、常に完全なる状態下に置かれてゐなければならぬことになつたため、賦役賦課の責任は村民全体となされ、県道延長巨離を村内耕面積に割当て、割当てられたる個処については該農家に於て一ヶ年間修理維持の義務を負ふものと規定した。

本年度に於ては耕作地一畝につき一尺六寸の道路が割当てられてゐる。

割当ヶ所についての一ヶ年間の責を持つこと前述の如くであるが、一年に五回の定期大修繕があり、其の時期別の所要労力を示せば

	労力		畜力	
四月	一戸に付き	七工	大車延	七台
六〃	〃	二工	〃	二台
八〃	〃	一工	〃	一台
九〃	〃	一工	〃	一台
十〃	〃	一工	〃	一台

計	〃	一二工	〃	一二台

にして、定期修理に於ても右の如き大多数の労力又は畜力を要するのであり、殊に本年の如く降雨の多き年には常に道路修繕のために人夫を出さざる可からざる状態下にあつたのである。

修道は村長の責任監督の下に於て為されるも、所轄警察署より常に見回者を派して、監督をなさしめ、完全ならざる箇所ある場合には村長をして担当農民に急據修繕方を命じ、農耕其の他緊急欠く可からざる業務も放擲して修道に従事しなければならないのである。

以上の修道に要する労力は農家の余剰労力を以てする範囲に止まらず、此のために耕作地を減少するか、又は雇傭労力を以てするにあらざれば現経営規模を持続することが不可能であると云はれてゐる。

農民の口をかりて云へば従来五天地が一労力当の耕作面積とされてゐたが、現在は三天地しか出来ないと。

勿論斯る賦役に対しては何等報酬はない。

15

地主、小作人の諸負担の分擔

田賦は地主、畝捐は小作人負担にして、村費は切半、自衛団費は小作人負担を慣行としてゐる。

税　　率

納期	納入方法	備考
自11月1日至翌4月30日	財務局に出頭納付	罰款
〃	〃	納期より1ヶ月遅れるもの　1割
〃	〃	〃　2ヶ月　〃　2割
〃	〃	〃　3ヶ月以上　〃　3割
〃	〃	
随時	税捐局員出張時納付	自家生産のものは税捐局員巡回し使用に堪へると認められたる時評価課税さる
〃	〃	
〃	屠宰場にて納付す	毎頭0.10なるも印花章程の定むるところにより牛0.80豚0.40、羊0.10徴さるゝ由
〃	〃	
〃	〃	
〃	粮桟代納	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	

税　目

1 國　税

税目		課税物件	課税標準並税率	納税義務者
地税	田賦	上則地	1畝に付 0.154	土地所有者
		中則地	〃 0.110	〃
		下則地	〃 0.066	〃
		沙堿地	〃 0.033	〃
	山荒	山荒地	〃 0.088	〃
其他	牲畜税	牛馬騾	従価 $\frac{6}{100}$	買主
		驢豚羊	〃 $\frac{3}{100}$	〃
	屠宰税	牛	1頭に付 0.90	屠宰者
		豚	〃 0.50	〃
		羊	〃 0.20	〃
	糧石税	粗糧	従価 $\frac{0.5}{100}$	売主
		細糧	〃 $\frac{1}{100}$	〃
		油糧	〃 $\frac{2.5}{100}$	〃
		豆類	〃 $\frac{2.5}{100}$	〃

納期	納入方法	備考
自11月1日至翌4月30日	財務局に出頭納付	剪捐剪課は放蚕せざることを報告すれば免税
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	穀款は不分等則所有地に課せらる
〃	〃	
〃	〃	
自12月1日至翌1月31日	牌長に納付し牌長村公所に納む	
隨時	屠宰場にて納付	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
自10月1日至翌4月30日	村公所代收納	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
隨時	粮穀代納	
毎月末まで	警察署に出頭納付	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	

2 地方税

捐目		課税物件	課税標準並税率	納税義務者
地捐	畝捐	上則地	1畝に付 0.146	土地所有者
		中 〃	〃 0.140	〃
		下 〃	〃 0.134	〃
		山 〃	〃 0.112	〃
		沙鹸地	〃 0.067	〃
	龍崗畝捐	山頂地	〃 0.015	〃
	繭捐	蚕場	1把剪子に付 1.00	〃
	繭課	〃	〃 0.80	〃
	穀款		1畝に付 谷子0.54升	〃
其他	屠宰捐	牛	1頭に付 2.50	屠宰者
		豚	〃 1.00	〃
		羊	〃 0.30	〃
	肉捐	牛	〃 1.50	〃
		豚	〃 1.00	〃
		羊	〃 0.20	〃
	車牌捐	一套車	1車に付 1.20	所有者
		二 〃	〃 2.00	〃
		三、四 〃	〃 4.00	〃
		五套車以上	〃 6.00	〃
		自行車	〃 0.30	〃
	糧石捐	糧石	旧斗 1斗に付 0.005	売主
	営業捐	甲等	1ヶ月に付 12.00	商戸
		乙 〃	〃 10.00	〃
		丙 〃	〃 8.00	〃
		丁 〃	〃 6.00	〃
		戊 〃	〃 4.00	〃
		己 〃	〃 2.00	〃
		庚 〃	〃 1.00	〃
		辛 〃	〃 0.40	〃

3 村費其他

費目	徴費標準及び徴率	納入義務者	納期	納入方法	備考
村費	1畝に付 0.20	土地所有者	自 7月1日 至 12月末	村公所に納付	中地として徴收す 中地換算率は 上則地 1畝 1.5畝 ・山則地) 下則地) 2〃 1.0〃 沙減地 4〃 1.0〃
保甲費	〃 0.03	耕作者	3月 5月 3回 10月	自衛団に納付	
門牌費	1戸に付 0.10	各戸	3月中	警察署に納付	
門戸費	〃 1.00	土地所有者耕作者以外の各戸	随時	自衛団に納付	

第十四章　貸借関係

農民の云ふところに聞くと、極近年の穀価の騰貴は生産力の低下や人口増加によって加へられる農家経済への圧迫を償ひ、負債は以前に比して減少したとのことであるが、負債減少の理由については他との緊密なる関聯に於て考察するとき全然反対的の見解を妥当と信ずる。

即ち近来の農村の不況は農民を貧窮化して貸出す程の余裕のある農家を減少せしめたと共に、余裕ある農家と雖へども一般農家の困窮状態から推して返済不可能を怖れて貸渋る一方、困窮農家に於ては一度借財すれば返却不能は明らかである故敢へて借入れをなさずして自己経済内容の改善（今地方農家の現在の経済内容に於ける改善は経費の切りつめや生活程度の引下げ等の自己犠牲を意味する）によって補ふことにつとめる結果と考へられる。

第一節　個人貸借

金融の形式は個人貸借が圧倒的で、調査年度に於ては義倉よりの現物借入れの外は悉く個人相互の貸借である。

個人貸借は口答で直接なされて証書のないのが普通だが、稀に仲介人、保証人が介在することがあり、証書も極めて稀に必要とされる。

担保はないのが普通であるが、個人負債三十件の中、典一件、押三件が見られる。個人貸借から

として親戚知人相互間に於てなされる結果、利子をつけない場合もあるが、大低は年二割乃至三割の利子がつき、期限は無期限又は秋収后払ひである。

現金の貸借は現金で返済されるのが普通だが、現物に換算して支払はれることもある。

小作人は借財の場合、必らず地主に貸付けを依頼するのが普通であるが、地主に余裕ないときは大低仲介斡旋の労をとると共に保証人の責を負ふ。

個人貸借について其の額を示すと、

借入件数（年度内借入及び既往借入中の未済分）

三十件（内、九件、此内人より）

借入金額

大洋	三四五五、〇〇円
国幣	一六七六、〇〇〃

利子は現金で支払はれることも現物に換算して支払はれることもあるが、現物で支払される場合が多い。調査年度中の利子支払額は現金一二三円、現物見積七九二円六一銭に達してゐる。借入件数三十件中十七件は年度末までに返済されて居る。

屯内人の貸付は七軒九件で、国幣四二一円、大洋二五円にすぎない。一件二〇〇円だけが年度内に返済されてゐる。

第二節　其他貸借

借入貸借以外には金融合作社よりの借入一件、義倉よりの借入七件が見られる。金融合作社々員は、一〇〇畝以上の土地所有者に限定され、且つ五円の出資を要し、借出しの際は地券を担保として一畝につき僅かに四円の借入が可能である等々の条件で、一般農民には凡そ縁遠いものである。金融合作社の利子は日歩五厘で、義倉の利子は秋収穫まで五分である。本屯の義倉借出額は旧石で二二石である。

調査年度中には見られないが、此の他の金融方法として、糧桟、雑貨舗よりの金融や、当舗利用がある。

糧桟、雑貨舗は近来農民を信ずることうすく、貸出すことを渋ると云つてゐるが、以前は四－五〇円までは信用で、それ以上の金額になると地券担保や借用証によつて貸出してゐたと云ふ。時に当舗を利用する者もあるが、質草は衣類、貴金属類が最多である。（県の金融事情の項に詳述）

批糧、売青苗は本屯がさまで困窮して居ない結果、昔より行はれたことがない。

実価は地価の八割乃至九割で、利子はない。（押と共に前に詳述）

貸借関係に絡る紛争はかつてないので、具体的については云へないが、屯民の語るところによると、強制取立てや、利子不払の際の複利計算や、三年本利停等々はなされないと云はれてゐる。高利貸的な存在がなくて、専ら親戚、知己間の相互貸借故、かゝることのないのも当然であると云へる。

次に本屯の土地所有者群（一六戸）と小作階級群（一六戸）、雇労階級（三戸）別に各種貸借へ状態を見るに、

	借入件数	借入局 現金	借入局 現物	用途 納税	用途 労賃	用途 生活費	用途 冠婚葬費	用途 債務返済其他	年度内償還件数
土地所有者群	二二	大洋 三四二五円 国幣 一三五八円	高粱（同右） 二石	二	三	五	五	七	一三
小作階	一三	大洋 三〇円	高粱 四、三石			九	一	三	九

級群		国幣 一三五円							
雑業群（雇農 木匠、鉄匠）	三	国幣 三九円				一		二	二

第十五章　農業経済

本項の記述には、今度の調査に於て「選択調査」の名目で成された「農家経営経済調査」の集計が唯一の資料として予期せられてゐたが、種々の事情で該集計が尚ほ其の緒につかない状態の裡で予期した資料による予期した記述は果されない。

設けられた本項を単に塞ぐ意味で、不充分な別の資料を以て主として農家現金支出を瞥見して、本も農家経済の輪郭を描くことにする。

農家経済の目標が究極に於て農家がよりよき、より満足ある生活を営むにあるとすれば、此の意味に於ては農家の生活問題は農家経済の終局の目的であり、その核心をなすものであるから、生活費を通して全体としての農家経済も一応窺ひ得ると思ふ。

1　全屯農家現金收支概況

	經常之部		臨時之部	
	收入	支出	收入	支出
農業的	七八〇八、二五	三四一四、八〇		
其他	一八七〇、七二	三七〇二、二六		
計	九六七八、九七	七一一七、〇六	一七二三、九〇	二九六八、七四

農業的支出中の主なるものは、農產物壳却の七二二二円三〇戔、雇農群の生計の途たる労賃收入一九八円七〇戔、作蚕收入一六円である。

其の他收入の主なるものは兼農收入及一一二円六七戔、商業收入五四〇円、工業收入一七五円八五戔である。

臨時收入の主なるものは借入金一一七二円、貸付銀回收の二四六円、被贈与の一九八円七〇戔である。

農業的支出の主なるもの労賃の一〇〇五円九〇戔、租税公課の一三六九円五戔、飼料購入の三三九円〇五戔、小作料の二一七円である。

其の他支出中の主なるものは生活費の三〇二八円四六戋、雑費の四五九円三〇戋である。

臨時支出中の主なるものは順に示せば、

借入金返済	九四八円
葬祭費	四八一〃一六戋
雑費	四一〇〃九三〃
医料費	三一五〃六〇〃
貸付金	二二一〃
大家畜購入	一九八〃五〇
冠婚費	一七〇〃
大農具購入	一六九〃

である。

2 生活費について

本色三九農家は大体に於て三つの群別に分け得る。即ち

土地所有者群……土地の所有者で、地主、地主兼自作、地主兼小作等を含み、戸数十六。

小作階級群……土地の無所有者で、小作するものは如何に零細規模をも之に含めた。戸数は十八戸。

雑業群……小売、鉄匠、雇農を含み、戸数五戸。

今此の三群別に現金生活費を見るに、

群別	土地所有者群	小作階級群	雑業群
農家数	一六	一八	五
家族全数	一七五	一七三	二六
生活費合計	一九九六、三五	六六六、二九	三六五、八二
一戸当生活費	一二四、七七	三七、〇二	七三、一六
一人当 〃	一一、四一	三、八五	一四、〇七

雑業群の生活費の高いのは食料、穀物の購入を含む故で、農時を異にする故暫く措くが、土地所有者群と小作群との生活費額の差は顕著である。

次に一戸の自己有の土地なき純小作にして、農耕部門の收に依據する十三農家を經營規模別に分けて生活費を示せば、

經營規模	農家数	生活費合計	一戸当生活費	家族員数	一人当生活費
一三六、三〇畝	一	二六、二四	二六、二四	七	三、七三
七一、〇〇	一	三一、〇四	三一、〇四	一四	二、二二

五〇－六〇	六	一八七、四七	三一、二五	五〇	三、七五
四七、七〇	一	一〇、一三	一〇、一三	九	一、一三
三五－四〇	三	一一四、五三	三八、一八	二八	四、〇九
二六、七五	一	九三、二五	九三、二五	八	一一、六六

右表によれば経営規模と生活費、家族員数と経営規模、又は生活費との関係に於ては何等明白な相関の傾向を見出し得ない。

唯現金生活費は農産物売却額によつて制約又は決定せられ、その大小に随伴することが明白に看手し得られる。

尚更集計を必要とする故数字的に解明の暇がないが、戸別調査集計表第十六表現金収支表の観察によつて次の如き傾向を見出し得る。

(1) 恒常的支出を農業的支出と其他支出（生活費・利子、其の他）に二大別すれば、恒常的支出中・営農農家に於ては其の他支出の割合多く、貧困農家になるにつれて農業的支出の割合が増大する。

(2) 農家の富裕度高い程、当時の収支共にその絶対額も、全支出に対する相対割合も増大する。借入金、借入返済金、冠婚、葬祭費、貸付金その他の増大によるものである。

生活費中各費目について検討し、エンゲルスの研究による如き傾向を求めたるも、戸別集計表

第十四表、生活費現金支出表のみでは詳でない。
再集計や選択調査の結果によつて検討を要する。

第十六章　農村自治及社会生活

第一節　屯内の共同生活

1　屯内農家相互を結びつけてゐる親戚関係と相互扶助

本屯の居住者は（七）、（二）、（三）、（十二）、（十五）等である。屯内三九戸の中、山東三三戸、雲南四戸、不明一戸、蒙古一戸で、大部分は山東人の同郷、親戚、同郷等の姻縁関係者を以て形造られてゐるに拘はらず、屯内相互扶助の如き協同生活は行はれてゐない。自営独立の甚だしい個人主義である。

親戚の範囲は普通親戚と遠親とに区別してゐる。

親戚とは一、二、三等親及び姻戚関係を謂ふ。其の他を遠戚と呼んでゐる。

尚本屯にて親戚をたよりて来住したるもの約十戸、其の他は知人をたより、来屯したるものが多い。

2　屯内農家間の相互扶助

屯内親戚相互間の貸借は相当行はれてゐる。

金銭の融通は至って少ない。
(十八)の農家が(二)より五元借りた例があるのみで、貸借はかへって他屯の知人及び糧棧義倉等よりするものが多い。
食料は親戚、懇意の間にて融通されてゐる。但し「白借」である。
牲畜類の融通は稀である。
農具も同様。
労力の融通は農繁期に親戚、知人の間にて行はれてゐる。
脱穀場の共同使用は稀にではあるが存在する。
牲口、換工、挿具、牛具等は農繁期に於て相当行はれてゐる。但し親戚、親友、近隣同志に限られてゐる。
以上は貧農の家で専ら行はれてゐる。農家や労力を所持してゐない関係上、全くの利害関係からである。共同利用とか相互扶助的な精神からではない。

贈與、施與

貧乏人に対する富者よりの施与はない。
收穫後の落穂拾ひは一般に黙認してゐる。但し貧家の老幼婦女に限られてゐる。
食料の欠乏する時期に貧乏人が富農の家に貰ひに行くやうなことはない。「吃大家」の如き群をなして富家に押掛けるやうの例もない。

自衛のための協同

平時はないが、匪害、水害等の緊急突然事件の際、自己防禦上自然に協同的手段が行はれる。

3 共同利用

牧養地は本屯にはない。

共同墓地はある。乱葬子と称し主として貧農に多い。

脱穀場の共同利用は屯内に十二ある。

家畜の共同利用は至つて少い。

農具は主に大農具即ち犂子、磨、大車、崩車子の如きは小作地附加物であるため、地主と小作人間に共同利用が相当行はれてゐる。

井戸は共同利用が多い。本屯にも約五、六個ある。これ等の井戸の修繕は使用者共同負担である。

共同購入の例はない。

4 屯内結合団体の如きものは見当らぬ。只隣接農家間に於て緊急非常時の際自然的に連絡互助の方法を講じてゐる位で、確りした「組」の如きものはない。

5 協同生活と屯の階級構成

本屯の階級構成は左記の通りである。

「地　主出　四」　「地　自　二」

「地自小　三」　「地小雑　一」

「自　　　　三」　　「自小　　一」

「小　　　一五」　　「小雑　　一」

「小雇　　　二」　　「雇雑　　一」

「雑　　　　三」

土地所有者群と無所有者群とに截然と区別し得る。無所有者群は徹底的に一片の土地すら有しない、漂々として租の廉きを求めて移動する所以である。

6 或る農家が屯内にて排斥され、斥けものにされてゐるやうなことはない。日本に於ける村八分の如き例もない。屯の勢力者が気に入らぬものを追ひ出した例もない。又悪いことをしたために屯に住めないやうになった例もない。

7 集団移住の例もない。（目下集団部落構成の計画あり）

第二節　政治・自衛

1 保甲制度

県下保甲制度は区村制度で、九ヶ保、九九甲、四、一三六牌より組織され、大同二年十二月二十二日公布暫定保甲法に則り、警察署長―保長―甲長―牌長の運用により、警察署長監督の下に完全に施行されてゐる。

制度は区村制であるが実際は区の存在はない。

従来は三戸長、𤔡長組織であつたが、暫定保甲法公布後より区村制度に改変され今日に至る。

保甲費の徴収方法

保甲費は村費の一部として徴収して居る。即ち耕作面積に対し賦課してゐる。

保、甲、牌長の選挙任免

1 保長の選挙は保の甲長之を選挙する。

2 甲長は甲内牌長之を互選する。

3 牌長は牌内各家長之を互選する。

右の規定により牌長、甲長を互選したるときは警察署長に、保長を互選したるときは警察署長を経て地方行政官署に届出で、其の認可を受ける。

但し第一次の保、甲長は警察署長に於て指名することになつて居る。任期は一ケ年にて重任を防げぬ。病気其の他止むを得ざる理由の外任意に辞職を許さぬ。

任免の場合先任者が後任者を推薦するやうのことはないが、屯の有力者と分駐所長により決定し、形式的の選挙が行はれてゐる実情である。保、甲、牌長に於て不正の行為ありたる場合は辞任、或ひは変更を行ふ。

選挙及び相談事のやうな場合は屯内の牌長及び有力者が参集協議をなしてゐるが、実際上主として集るものは土地所有者が多いやうである。屯民全体が集合会議することは突発重大事件

の外称である。
会議決定等はすべて牌長によつて代表されてゐる。
保、甲、牌長になるものは屯内の実勢力者がなつてゐる。相当の財産を有し、文義に通じ、徳望あるものがなつて居る。
実際勢力者は公職につくことを喜んで居る。殊更避けるやうの傾向はなく、むしろ名誉としてゐる。

保甲費の割当、徴收、使途

保甲費の割当は屯内耕作面積によつて賦課し、村費の一部として、村公所に於いて徴收してゐる。

保甲制、区村制に対する屯民の希望、感想

屯民は別に大した希望、感想、認識等は持つてゐない。保甲制による他屯よりの移住者に対しては身元調査の上許してゐる。別に之等の移住、来住に対しては不便を与へてゐない。

保甲制実施以後に於ける変化

屯内の相談、決定等については屯の有力者及び牌長の独断に於て相当行はれてゐる。特に制裁を加へるやうのことはない。
選挙、村費の決定等の場合は、屯の実際勢力者たる大地主階級に支配されてゐる傾向が多分

にある。

満洲国創立後の変化に対する感想

も民が特に痛感して居ることは治安の確保と官公吏が清廉である。其の他はあまり関心を持たぬが農事施設等は追々に啓発自覚の傾向あることは誠に喜しいことである。

一般農民の政治に対する関心は頗る稀薄である。

県よりの布告は各牌長により通達されてゐる。

県公所に対する認識も官公吏の外大した認識を持たない。

軍隊、警察等の役人に対する観念も事変前に比して非常に良好になった。役人に対する送礼の習慣もなくなり喜んで居る。

6 自　衛

治安状況

事変前は頗る不安の状態であったが、事変後治安確保され、匪害を受けたることがない。

自衛団の変遷

事変前は職業自衛団を組織してゐたが却って悪用されたとのことである。従って大農家は各自銃器を備へ防備してゐた。

現在の保甲制度の自衛団を非常に喜んでゐる。

自衛団の組織と運用状況

屯内住民にて十八才以上四十才までの男子は全部自衛団員としての義務がある。本屯は第三区庚河鎮警察署管内白石村保に属し、毎週五名づゝ交代にて勤務してゐる。

自衛団員の勤務は義務で、別に報酬等はなく、只食料を給され被服を貸与される。

匪襲の場合の自衛方法は団長及び警察署長の指揮命令に従ひ行動をなす。

自衛団長の選挙方法と勢力、地位

自衛団長の選挙は屯の牌長及び村長に於て選出、警察署の認可を受ける。

自衛団長の地位は略々牌長と同じで、屯内に於ける警察官に等しい勢力を持つてゐる。

治安と屯生活

本屯は後方に山岳を控へ地勢上より見れば決して安全地帯とは云へない。従つて匪襲の場合は頗る不便、且つ不利である。特に富農は防備上堅固なる設備をなしてゐる。

事変後匪襲のために暴城に避難したる例もない。従つて収穫期に収穫不能におちいつた例もない。

帰順匪、通匪に対する屯民の感情も別に聞かない。

第三節　家族制度

1　家族の共同生活

1　世帯の大きさ

最高二三人 ― 一戸、一戸平均五、五

一人―三人	四戸
四〃―六〃	六〃
七〃―一〇〃	一五〃
一一〃―一五〃	八〃
一六〃―二〇〃	四〃
二一〃―三〇〃	二〃

2　家族内の統制

家族を代表してゐるものを当家又は家長と呼ぶ。

当家は順序として長男がなるのである。しかし絶対的なものではない。若し長男が当家として能力がない場合、家族中最も有力な者が当家となるのが例である。

当家は家族に対しては絶対権を有してゐる。

当家は土地家屋の売却、結婚、葬祭等の重要事件の外は家族の同意を要せず。

家長以外は皆略々同等である。

家族及び親戚が全部集りて相談を要することは分家問題及び不測緊急の重大事件惹起したるときに限る。

家長が家族に対し制裁を行ふことはない。若し家長の意見に従はぬ場合は親族及び村の有力

者に意見をしてもらふのが例である。

家族の技間及び家計分離独立の程度

家族の間での仕事の分担は別に決めておるやうのことはない。然し其の人間の技能により、自然に決定される。

耕作物の収穫物は全部当家のものである。別に家族に分配せぬ。

他家に嫁したる娘に対しては仕送り等は一切せぬ。但し母親等が個人として仕送る例はある。

物資の購入は家として必需品は当家が購入する。個人の私用品は各自購入する。但し衣類は当家に於て買与へる。普通大人は一年一疋（木綿）、半拉子半疋程度である。（但し耕作労働に従事する者）

家の備付の大家具の如きものは家のものである。嫁の持参の家具類は本人個人のものである。

食事は家族全部共同である。

小家畜の飼養販売等も普通家の所得である。例外として鶏卵丈は妻女等の収入となる農家も稀にある。

家の負債及び投資は家族個人の負債と全然別個に取扱はれてゐる。家族個人の負債は絶対に当家は責任を負はぬ。

大家族制度

永年の伝統により大家族制となるものが多い。

一般に大家族制を理想として希望してゐる。

大家族農家の長所としては労力の供給に恵まれること及び消費経済が合理的に行はれることが挙げられる。短所としては家族、殊に婦女同志間に不和を生じ融和を欠きたる場合と、家族の一員が負債を負ひたるやうな場合が挙げられてゐるが、彼等は面子尊重上矢張り大家族を望むのも無理からぬことと思ふ。

2 相続制度、分家

前述の如く長子相続が原則である。

養子をむかへることは極めて尠い。相続すべき男子がない場合養子をとることすれば兄弟の子供殊に兄の子供を養子に迎へるのが例である。但し家に娘があつても多くは出嫁さすのが慣習である。娘には決して相続させぬことになつてゐる。

分家が行はれる場合の原因

1 家長が浪費する場合。

2 家族の間に不和を生じたる場合。

3 家族の一員が多額の負債を負ひたる場合。

分家の方法は他の有力者及び親戚等集合の上行ふことが慣ひである。

先祖の祭りを続けて行くものは普通長男であるが、親を扶養する者がやることもある。

親を扶養するものは親の希望により決める。大抵の場合末子が扶養することが多い。

分家單は必らず作製する。此の分家單には立合人として親戚及びその有力者が立つのが普通である。

女子は家産の分割には与らぬ。動産に於ても同様である。

先祖を祭り親を扶養するものは特別に扶養に足るだけの土地を与へられる。其の残分を均等に分割する。

親の死後は親の持分の土地は等分に分割する。

分割の方法

長幼の別なく全く平等公平に分割する。家長の指図により籤引を以て分前を定める。

土地は上、中、下地の差別なく公平に分割し、耕作地散在して不便を来すこともあるも構はぬ。但し相互合議の上適宜耕地の配置を考慮することもある。

分家の一員が県外に居住し不在地主と化するやうのことは稀である。

脱穀場の分割は出来ぬ。

分家の結果経営上の変化は免れぬ。殊に大経営に比べて労力、農具等の不足による農作物の減収は当然である。

家屋の分割も公平に分割する。若し分割出来難き場合は協議の上方法を構ずる。

分割不能の土地を共有地とするやうのことはない。

分家しても或る部分は分割せず以前の状態を継続するやうなことはない。

耕地を分割しても依然共同耕作をなすやうの例もない。

地券の分割は登記を行ふべきに拘はらず多くの場合登記を行はぬために地券と実際面積と不一致の場合が多い。

墓地は分割を絶対行はず共同である。

分家の依存家畜等は当然不足を来す。

家具や金銭も同様平等に分割する。

負債も同様分割する。此の際債権者を呼んで同意を求める。

六、入会地も同様相手方の同意を求め適宜の方法を講ずる。

第四節　教　育

本屯の児童は白石村にある村立学校に通学してゐる。学校は事変前より開設されてゐたが、事変当時一時休校してゐたが事変后大同元年開設された。学校の経費は村公所に於て負担してゐる。

通学してゐる児童は中農以上の家庭の者が多い。学費は一ヶ年三円、年二期に納入する。特に貧困の農家の児童は学費を免除してゐるが、貧困の児童にして通学してゐるものは絶無である。本屯通学児童数は二十五名、内男二十名、女五名、年令別にすれば左の如し。

男		女	
八才	一	十一才	二

九才	二	十四才	一
十才	五	十五才	二
十一才	二		
十二才	四		
十三才	三		
十四才	一		

一

教師　四名

生徒　一四四名

学級　四学級

　高等科　一五名

　初等科　一二九名

教材

　事変前

　　算術、国語、常識、図画、手工、音楽、体操

　事変後（現在）

　　算術、日本語、国文、自然、修身、手工、図画、音楽、体操

卒業生の動向

大部分は自家農業に従事する者が多い。県城に出て上級学校に進む者は稀であるが満洲建国以来上級学校に進む者が追々増加にあり、将来農村の中堅人物養成する意味に於て誠に喜ばしき傾向である。

農繁期には適当に休学することになつてゐる。

第五節　衛　生

本屯には風土病は別に見受けぬ。

病気に対する処置は殆んど漢薬を用ひてゐるも、近来日本売薬が相当這入り込み居れり。病気の場合医者に掛るものは至つて尠ない。大農家にて稀に県城の医者に掛る者がある。

伝染病の流行は最近ない。

医者及び産婆共に居ない。

副業としての産婆あり。

間引は表面上ないが貧困者にて暗々裡に行はれてゐることもある。

第六節　風俗・習慣

1 結　婚

結婚は普通十七、八才位に定まるものが多い。幼少の頃親の意志により許婚をなすものあれど

も次男はその弊風習慣もすたれ行くやうで、誠に結構のことゝ思ふ。

約婚をなす場合は双方の親に於て仲介人により其の意志を取り纏め、当人即ち男女共全然関知せぬ。見合ひもせぬ。万事親まかせである。約婚が決定すれば婚約書を作製し、同時に彩礼即ち結納金を贈ることゝなる。其の金額は一定せぬが普通一五〇元位である。貧窮のもの程多額の彩礼を要するが例である。富農では彩礼は少ないが彩礼の外に物品を贈るので、結婚費は多額を要する。

結婚のため随分無理な金策をなす者が多い。土地家屋の出典売却等により、多年其の負債の償却に苦しんでゐる者が多い。小農以下年工の如きものは結婚費用を得るため永年黙々として働き三十才に達するも未だ独身で居るものが多い。如何に彼等が結婚のため苦しんで居るかゞ想像出来る。

結婚費は大体左の如し。

上　四―五〇〇元
中　二―三〇〇元
下　二五〇元

2 葬儀

葬儀は其の家の貧富の程度により、或ひは年令、続柄等の関係によりて一定せぬ。結婚と同様古来の習慣により随分無理な費用を支出する。殊に老人、戸主等の場合特に甚だしい。中には土地家屋を出典、売却してまでも身分不相応の盛大な葬儀を営み、其の負債の返済に数年乃至十数年も苦しむ例は尠くない。

此れに反し幼少の子供の葬儀は頗る簡単である。四－五才以下の子供が死亡した場合は棺を用ひず野原に棄て、野犬の喰ふに任せる。乱暴無慈悲極まるものである。

葬儀は普通三日を要する。大農にては五日或ひは七日を要する。

棺は冥府に於ける住家だと考へてゐる。安いもので二－三十円、高価なものは百五十元位まで色々ある。富農の老人は生前に自分で棺を注文して用意してゐるものが多い。

家人が死んでから三日間土地廟に焼紙して参拝する。二日目は開吊と云つて、近隣の者や親戚の者が吊義、饅頭等を持つて悔に来る。此の日は吹手を雇つて吊歌を奏する。悔みに来た人には食事を給する。三日目には大抵午前中に吹手を先頭にして爆竹を鳴して會葬者多数と共に墓へ棺を運び埋める。道士、僧侶が来て読経をする。埋葬を終つてから家に帰り、会葬者を接待する。

何千年来の慣習とは云へ、迷信や面子尊重より一般農家の経済を無視して彼等農家に絶大の負担を負はせてゐる。

本屯一般農家葬儀費用支出は略々左の如し。

上　四〇〇元
中　三〇〇元
下　二〇〇元

服喪は父母、伯父母は三ヶ月位である。其の他の場合は服喪せぬ。帽子、靴に白布を覆ふて三年間服喪の習慣が行はれてゐる。

3　蓄妾の習慣

本屯には蓄妾してゐる者はない。

纒足の習慣

現今纒足の習慣は絶無である。

阿片の習慣

本屯にて阿片中毒者二三人見受けた。一般農家にては阿片の吸飲を恐れてゐる。右中毒者は病気治療のため吸飲中毒したる者である。

4　賭　博

正月の楽しみにやつてゐる位で、別に常習的にやつてゐる者は見当らぬ。従つて賭博をやつて寺銭儲けをやつてゐるものも見受けぬ。

人身売買の如きも本屯にては聞かぬ。

5　屯内の祭り、娯楽

本屯には土廟がある丈で別に祭りもない。県城や屯外の廟の祭りのあるとき出掛ける位である。

土廟の祭は年関、五月節、七月節、八月節等に香を焚き焼紙供物等を供し参拝する。

其の他雨乞ひ等の祈願を為す場合は白石村にある廟に参拝祈願を為す。豊年感謝祭や虫害に対する迷信からの祈願も仝様である。

之れ等の催しは白石村長が主となり行はれ、費用は富農の寄附によるのが例である。

農民の娯楽

屯民の娯楽は別にない。只正月や其他祭日に仕事を休み殿饅頭にありつくか、県城や屯外の芝居見物に出掛ける位のもので、貧困の者はそれすら出来ず、一生県城にも行かれぬものが多い。

6　季節慶弔等に於ける贈答の習慣

季節に於ける習慣は普通農家にては行はれてゐない。富農間では多少行はれて居る。

慶祝の際は二〇銭以上一元位。

弔　　仝　上

7　宗　　教

本屯の者は大部分佛教に属するものが多い。在理教も多少ある。之れは警察官、公務員に多い。

耶蘇教信者は見当らぬ。

彼等農民には真の宗教心はない。只我々の先祖を礼拝すること、災を免れ福を祈る迷信から礼拝するものである。

8 詐訟、犯罪

屯内に於ける詐訟事件は最近其の例を見受けぬ。

解決方法は保長、村長、外有力者に於て調停されてゐる。

頗る自治的に万事解決されてゐる。

犯　罪

事変前の犯罪は殆んど絶無で頗る平和である。

犯罪者に対する屯内にての制裁の如きも別に行はれてゐない。

十家連座法の犯人を出したることもない。

9 農民の生活程度

富農、中農は別に大して異ならぬ生活をなしてゐる。貧農及び極貧の農家は頗る惨めな生活をなしてゐる。

富、中農常食品　粟、高粱

貧農、極貧農常食品　高粱、包米

一、住　居

住居は一般農家と大差ない。普通一間房子に四、五人住居してゐる。換気、採光等一般農家と変りない。

年工、日工等は家族と同居せず別の場所に寝てゐる。

2 衣類

衣類は普通一人二～三枚所持してゐる。富農にて三～四枚で有る。自家のため働く者には年（木綿）一疋、半拉子半疋の割合にて支給する。他の者は各自購入す。

3 寝具

中農以下は普通一人一枚、老人及び家長は二枚所持してゐる。

木綿の柄あるものを使用してゐる者は尠い。殆んど柄のないものを使用してゐる。

皮衣を所持して居るものは富農に限られてゐる。

4 燈火

灯火は普通石油或は豆油の「カンテラ」を使用してゐる。富農にて「ランプ」を使用してゐるものが稀にある。貧農以下は灯火を使用してゐない。

5 食事

富農、中農では小米、高粱、包米を主として食してゐる。菜は自家作物の野菜類を食してゐる。

貧農は高粱、包米の粥を主として食してゐる。

食料欠乏期には雑草を混食してゐる例はあるが夫により中毒したことは聞かない。

飼料を食料とすることはないやうだが貧農では実際は飼料以下のものを食してゐる惨めな状態である。

LIBRARY
APR 1 1976
UNIVERSITY OF TORONTO

875ʰ A (38)

UNIVERSITY OF TORONTO
LIBRARY

purchased from the
MELLON FOUNDATION GRANT

for

EAST ASIAN STUDIES

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03077 9631